

图表集

図表集目次

番号	見出し	頁
図表1	法曹三者の人口の推移	1
図表2-1	インターネット問4 最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか	2
図表2-2	インターネット問5 トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか	2
図表2-3	インターネット問6 依頼しなかった理由	3
図表2-4	インターネット調査, 法律相談者調査の地域分類	4
図表2-5	インターネット問4 最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか(地域別)	5
図表2-6	インターネット問5 トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか(地域別)	5
図表2-7	インターネット問7(1) 弁護士に相談することにためらいを感じると思うか	5
図表2-8	インターネット問7(2) ためらいを感じると思う理由	5
図表2-9	インターネット問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合	6
図表2-10	インターネット問10 弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと	7
図表2-11	インターネット問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合(年代別)	8
図表2-12	インターネット問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合(年収別)	10
図表2-13	インターネット問11 将来問題を抱えた場合に, 弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの	12
図表2-14	インターネット問11 将来問題を抱えた場合に, 弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの(年代別)	13
図表2-15	インターネット問11 将来問題を抱えた場合に, 弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの(年収別)	15
図表2-16	インターネット問8 弁護士を必要とするような問題を抱えたとき, どのような方法で弁護士を探すか	17
図表2-17	インターネット問8 弁護士を必要とするような問題を抱えたとき, どのような方法で弁護士を探すか(地域別)	17
図表2-18	インターネット問8 弁護士を必要とするような問題を抱えたとき, どのような方法で弁護士を探すか(年代別)	18
図表2-19	インターネット問8 弁護士を必要とするような問題を抱えたとき, どのような方法で弁護士を探すか(年収別)	18
図表2-20	インターネット問27 知り合いに弁護士がいるか(地域別)	19
図表2-21	インターネット問14 弁護士に期待する能力	19
図表3-1	法律相談者問6 今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか	20
図表3-2	法律相談者問6 今回の法律相談をした弁護士に今後問題の解決を依頼するか(地域別)	20
図表3-3	法律相談者問7 依頼しようと思う理由	21
図表3-4	法律相談者問8 依頼しようと思わない理由	21
図表3-5	法律相談者問5(1) 今回の問題を弁護士に相談することにためらいを感じたことがあるか	22
図表3-6	法律相談者問5(2) ためらいを感じた理由	23
図表3-7	法律相談者問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合	23
図表3-8	法律相談者問13 弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと	24
図表3-9	法律相談者問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合(年代別)	25
図表3-10	法律相談者問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合(年収別)	27
図表3-11	法律相談者問12 将来問題を抱えた場合に, 弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの	29
図表3-12	法律相談者問12 将来問題を抱えた場合に, 弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの(年代別)	30
図表3-13	法律相談者問12 将来問題を抱えた場合に, 弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの(年収別)	32
図表3-14	法律相談者問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか	34
図表3-15	法律相談者問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか(地域別)	34
図表3-16	法律相談者問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか(年代別)	35
図表3-17	法律相談者問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか(年収別)	35
図表3-18	法律相談者属性問1 知り合いに弁護士がいるか(地域別)	36

番号	見出し	頁
図表3-19	法律相談者問10 解決を弁護士に依頼しようと思う費用の総額	36
図表4-1	企業問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか	37
図表4-2	大企業問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか(業種別)	37
図表4-3	中小企業問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか(業種別)	38
図表4-4	大企業問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか(資本金別)	38
図表4-5	中小企業問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか(資本金別)	39
図表4-6	企業問7 社外の弁護士(顧問弁護士を除く。)に相談をする場合、弁護士を探す方法	39
図表4-7	企業問2 弁護士と顧問契約を結んでいるか	39
図表4-8	企業問3 弁護士と顧問契約を結んでいない理由	40
図表4-9	企業問4 顧問料がいくらまでであれば、弁護士と顧問契約をしようと思うか	40
図表4-10	企業問4_1 弁護士と顧問契約をしようと思う顧問料の金額(月額)	40
図表4-11	大企業調査の地域分類	41
図表4-12	大企業属性問1(3) 資本金(地域別)	41
図表4-13	大企業属性問1(4) 従業員数(地域別)	42
図表4-14	大企業問2 弁護士と顧問契約を結んでいるか(地域別)	42
図表4-15	大企業問3 弁護士と顧問契約を結んでいない理由(地域別)	43
図表4-16	企業問5(1) 重要な業務・課題であると思うか	44
図表4-17	企業問5(2) 業務・課題のために弁護士を利用したいと思うか	46
図表4-18	大企業問5(1) 業務・課題の重要度のクラスタ	48
図表4-19	中小企業問5(1) 業務・課題の重要度のクラスタ	48
図表4-20	企業問6 業務・課題のために弁護士を利用したいと思わない理由	49
図表4-21	大企業問5(1) 重要な業務・課題であると思うか(地域別)	50
図表4-22	大企業問5(2) 業務・課題における弁護士の利用状況(地域別)	54
図表4-23	大企業問8 社外の弁護士(顧問弁護士を含む。)を選ぶ際の考慮の度合	58
図表4-24	中小企業問8 社外の弁護士(顧問弁護士を含む。)を選ぶ際の考慮の度合	59
図表4-25	大企業問25 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か	59
図表4-26	中小企業問25 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か	60
図表4-27	大企業問23 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと	60
図表4-28	中小企業問23 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと	61
図表4-29	企業内弁護士数の推移	61
図表4-30	第66期・第67期の業種別企業内弁護士数、弁護士所属企業数	62
図表4-31	大企業問16 法曹有資格者の採用経緯	62
図表4-32	企業問10 法曹有資格者を採用しているか	63
図表4-33	大企業問14 法曹有資格者を採用しようと考えたのはなぜか	63
図表4-34	大企業問17 法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない理由	64
図表4-35	企業問18 法曹有資格者を従業員として採用しない理由	65
図表4-36	大企業問10 法曹有資格者を採用しているか(資本金別)	65
図表4-37	中小企業問10 法曹有資格者を採用しているか(資本金別)	66
図表4-38	大企業問10 法曹有資格者を採用しているか(従業員別)	66
図表4-39	中小企業問10 法曹有資格者を採用しているか(従業員別)	67
図表4-40	大企業問10 法曹有資格者を採用しているか(地域別)	67
図表4-41	企業問20 法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うか	68
図表4-42	企業問21 どのような法曹有資格者を利用することを望むか	68
図表4-43	企業問22 法曹有資格者の利用を望む場面が増えると思わない理由	69
図表5-1	地方自治体問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか	70
図表5-2	地方自治体問7 地方自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む。)への相談の回数を今後増やすことを望むか	70
図表5-3	地方自治体問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか(回答部門別)	70
図表5-4	地方自治体問8 地方自治体外の弁護士(顧問弁護士を除く。)に相談をする場合、どのように弁護士を探そうと思うか	71

番号	見出し	頁
図表5-5	地方自治体問2 弁護士と顧問契約を結んでいるか	71
図表5-6	地方自治体問3 弁護士と顧問契約を結んでいない理由	71
図表5-7	地方自治体問4 顧問料がいくらまでであれば、弁護士と顧問契約をしようと思うか	72
図表5-8	地方自治体問4_1 弁護士と顧問契約をしようと思う顧問料の金額(月額)	72
図表5-9	地方自治体問5 法的な紛争が生じた場合の対応方法	72
図表5-10	地方自治体問9 地方自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む。)を選ぶ際の考慮の度合	73
図表5-11	地方自治体問19 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと	73
図表5-12	地方自治体問23 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か	74
図表5-13	地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の採用実績の推移	75
図表5-14	地方自治体における法曹有資格者の常勤職員	76
図表5-15	地方自治体問10 法曹有資格者を採用しているか	78
図表5-16	地方自治体問10 法曹有資格者を採用しているか(地方自治体規模別)	79
図表5-17	地方自治体問12 法曹有資格者を採用しようと考えた理由	79
図表5-18	地方自治体問15 法曹有資格者を職員として採用しようとしたが、採用できていない理由	80
図表5-19	地方自治体問16 法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見	80
図表5-20	地方自治体問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向	81
図表5-21	地方自治体問20 今後、法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うか	81
図表5-22	地方自治体問21 どのような法曹有資格者を利用することを望むか	82
図表5-23	地方自治体問22 法曹有資格者の利用を望む場面が増えると思わない理由	82
図表5-24	地方自治体問24 弁護士による市民向けの法律相談を実施しているか	82
図表5-25	地方自治体問25 弁護士による法律相談の回数を増やしたいと思うか	82
図表6-1	国問1(1)・問2 弁護士の在職人数(平成18年1月1日及び平成26年8月1日現在)	83
図表6-2	国問3(1) 在職弁護士の勤務形態	84
図表6-3	国問4(1) 採用年度別の弁護士等の人数	84
図表6-4	国問6(1) 弁護士を採用しようとして採用できなかったことがあるか(常勤公募)	84
図表6-5	国問6(1)_1 弁護士を採用しようとして採用できなかった理由(常勤公募)	84
図表6-6	国問7 今後、新たに法曹有資格者の採用を計画している部署はあるか	84
図表7-1	民事事件・刑事事件・家事事件全体の新受事件数の推移	85
図表7-2	民事第一審通常訴訟 事件類型別の新受・既済事件数の推移	86
図表7-3	調停 事件類型別の新受・既済事件数の推移	88
図表7-4	個人倒産 事件類型別の新受・既済事件数の推移	90
図表7-5	法人等倒産 事件類型別の新受・既済事件数の推移	92
図表7-6	民事執行 事件類型別の新受・既済事件数の推移	94
図表7-7	支払督促・民事雑 事件類型別の新受事件数の推移	96
図表7-8	刑事事件 事件類型別の新受・既済事件数の推移	97
図表7-9	少年保護事件 事件類型別の新受・既済事件数の推移	99
図表7-10	家事事件及び人事訴訟事件 事件類型別の新受・既済事件数の推移	101
図表7-11	民事第一審通常訴訟事件 地裁(過払金等を除いたもの)	103
図表7-12	民事第一審通常訴訟事件 簡裁(過払金等を除いたもの)	104
図表7-13	民事第一審通常訴訟 事件類型別順位表(既済):地裁	105
図表7-14	民事第一審通常訴訟 事件類型別事件数(既済)の推移:地裁 上位9類型	106
図表7-15	民事第一審訴訟 事件類型別順位表(既済):簡裁	107
図表7-16	民事第一審訴訟 事件類型別事件数(既済)の推移:簡裁 上位8類型	108
図表7-17	民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移:地裁 総数	109
図表7-18	民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移:地裁 過払金等を除いたもの	109
図表7-19	民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移:地裁 売買代金	110
図表7-20	民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移:地裁 貸金	110
図表7-21	民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移:地裁 立替金	111
図表7-22	民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移:地裁 交通損害賠償	111
図表7-23	民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移:地裁 その他の損害賠償	112

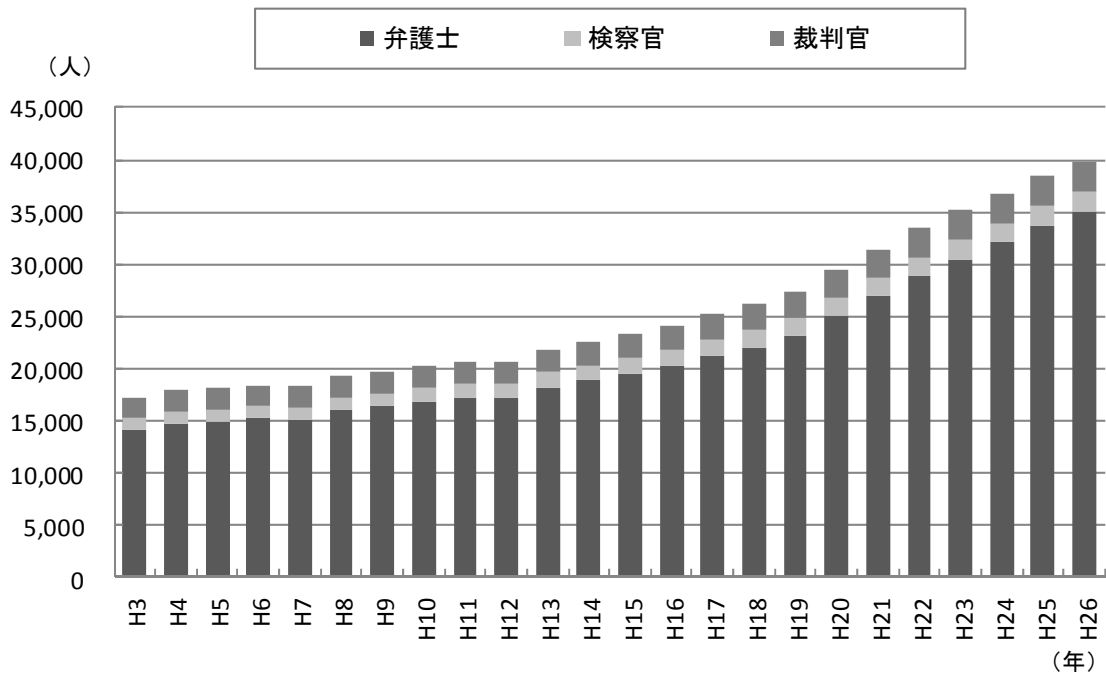
番号	見出し	頁
図表7-24	民事第一審通常訴訟「代理事件数」の推移:地裁 金銭のその他	112
図表7-25	民事第一審通常訴訟「代理事件数」の推移:地裁 建物	113
図表7-26	民事第一審通常訴訟「代理事件数」の推移:地裁 土地	113
図表7-27	民事第一審通常訴訟「代理事件数」の推移:地裁 その他	114
図表7-28	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 総数	115
図表7-29	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 過払金等を除いたもの	115
図表7-30	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 売買代金	116
図表7-31	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 貸金	116
図表7-32	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 立替金	117
図表7-33	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 交通損害賠償	117
図表7-34	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 その他の損害賠償	118
図表7-35	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 金銭のその他	118
図表7-36	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 建物	119
図表7-37	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 土地	119
図表7-38	民事第一審通常訴訟「代理数」の推移:地裁 その他	120
図表7-39	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 総数	121
図表7-40	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 総数(双方代理,原告代理,被告代理のみ)	121
図表7-41	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 過払金等を除いたもの	122
図表7-42	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 過払金等を除いたもの(双方代理,原告代理,被告代理のみ)	123
図表7-43	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 売買代金	124
図表7-44	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 貸金	124
図表7-45	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 立替金	125
図表7-46	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 交通損害賠償	125
図表7-47	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 その他の損害賠償	126
図表7-48	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 金銭のその他	126
図表7-49	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 建物	127
図表7-50	民事第一審訴訟「代理事件数」の推移:簡裁 土地	127
図表7-51	民事第一審訴訟「代理数」の推移:簡裁 総数	128
図表7-52	民事第一審訴訟「代理数」の推移:簡裁 過払金等を除いたもの	128
図表7-53	民事第一審訴訟「代理数」の推移:簡裁 売買代金	129
図表7-54	民事第一審訴訟「代理数」の推移:簡裁 貸金	129
図表7-55	民事第一審訴訟「代理数」の推移:簡裁 立替金	130
図表7-56	民事第一審訴訟「代理数」の推移:簡裁 交通損害賠償	130
図表7-57	民事第一審訴訟「代理数」の推移:簡裁 その他の損害賠償	131
図表7-58	民事第一審訴訟「代理数」の推移:簡裁 金銭のその他	131
図表7-59	民事第一審訴訟「代理数」の推移:簡裁 建物	132
図表7-60	民事第一審訴訟「代理数」の推移:簡裁 土地	132
図表7-61	刑事第一審通常訴訟「弁護人が付いた被告人数」の推移:地裁【既済】	133
図表7-62	刑事第一審通常訴訟「弁護人が付いた被告人数」の推移:簡裁【既済】	133
図表7-63	少年一般保護事件「弁護士である付添人が付いた少年数」の推移:全体	134
図表7-64	少年一般保護事件「弁護士である付添人が付いた少年数」の推移:弁護士の付添人付き・同(私選)・同(国選)のみ	135
図表7-65	被疑者段階の国選弁護士選任状況:地裁・簡裁	136
図表7-66	人事第一審訴訟 事件類型別事件数(既済)の推移	137
図表7-67	人事第一審訴訟 既済事件数の推移:全体・離婚	138
図表7-68	人事第一審訴訟「代理事件数」の推移(既済):全体	139
図表7-69	人事第一審訴訟「代理事件数」の推移(既済):離婚	139
図表7-70	人事第一審訴訟「代理数」の推移:全体	140
図表7-71	人事第一審訴訟「代理数」の推移:離婚	140
図表7-72	遺産分割事件(調停・審判)「代理事件数」の推移(既済)	141

番号	見出し	頁
図表7-73	婚姻関係事件(調停・審判)「代理事件数」の推移(既済)	142
図表7-74	婚姻関係事件(調停・審判)「代理数」の推移(既済)	142
図表8-1	事案の価格条件と参考額	143
図表8-2	インターネット 遺言作成事案における依頼意欲の平均値の比較	144
図表8-3	インターネット 離婚事案における依頼意欲の平均値の比較	144
図表8-4	インターネット 遺言作成事案における多重比較の結果	145
図表8-5	インターネット 離婚事案における多重比較の結果	146
図表8-6	法律相談者 遺産分割事案における依頼意欲の平均値の比較	147
図表8-7	法律相談者 遺言作成事案における依頼意欲の平均値の比較	147
図表8-8	法律相談者 貸金請求事案における依頼意欲の平均値の比較	147
図表8-9	法律相談者 離婚事案における依頼意欲の平均値の比較	148
図表8-10	法律相談者 遺産分割事案における多重比較の結果	149
図表8-11	法律相談者 遺言作成事案における多重比較の結果	150
図表8-12	法律相談者 貸金請求事案における多重比較の結果	151
図表8-13	法律相談者 離婚事案における多重比較の結果	152
図表8-14	中小企業 契約書作成事案における依頼意欲の平均値の比較	152
図表8-15	中小企業 契約書作成事案における多重比較の結果	153
図表8-16	インターネット 依頼したいと思わない理由	154
図表8-17	法律相談者 依頼したいと思わない理由	154
図表8-18	中小企業 依頼したいと思わない理由	155
図表8-19	インターネット 仮に弁護士に依頼するとした場合の金額	156
図表8-20	インターネット 相場を提示した場合の自由記載金額	161
図表8-21	中小企業 仮に弁護士に依頼するとした場合の金額	164
図表8-22	中小企業 相場を提示した場合の自由記載金額	165
図表9-1	司法修習終了者の進路別人数の推移	166
図表9-2	弁護士未登録者の推移比較	167
図表9-3	弁護士未登録者の進路の内訳	168
図表9-4	65期・66期間1 新規登録を行った時期	168
図表9-5	65期・66期間2 一括登録日に登録しなかった理由(新規登録を行った時期別)	169
図表9-6	65期・66期間3 新規登録時の就業形態	169
図表9-7	65期・66期間1 新規登録を行った時期(新規登録時の就業形態別)	170
図表9-8	弁護士登録取消件数の事由別内訳	170
図表9-9	弁護士登録取消件数の事由別割合	171
図表9-10	弁護士登録取消者数の修習期別内訳	172
図表9-11	65期・66期間35 今までに弁護士登録の取消しを考えたことがあるか	172
図表9-12	65期・66期間36 登録の取消しを考えた理由	173
図表9-13	65期・66期間13 業務を行うに当たって、日常的に事件処理の指導を受ける機会があるか	173
図表9-14	65期・66期間16 OJTや事件処理の相談が必要だと思うのはどのようなときか	173
図表9-15	65期・66期間17 今までにOJTや事件処理の相談ができなかったことによって困ったことがあるか	173
図表9-16	65期・66期間18 OJTや事件処理の相談の機会を得るために、どのような制度があるとよいと思うか	174
図表9-17	65期・66期間19 登録後から現在までに、業務に関する研修(義務研修を除く。eラーニングを含む。)を受講したことがあるか	174
図表9-18	65期・66期間20 受講したことがある研修の種類	174
図表9-19	弁護士実勢問10 現在取り扱っている事件(裁判所事件、交渉事件を含め、報酬請求の単位となるものを事件とする。)の件数	175
図表9-20	弁護士実勢問11-a 問10で回答した全事件のうち、裁判所事件(調停を含む。)の件数	175
図表9-21	弁護士実勢問10 現在取り扱っている事件(裁判所事件、交渉事件を含め、報酬請求の単位となるものを事件とする。)の件数(過去調査との比較)	176
図表9-22	弁護士実勢問11-a 全事件のうち、裁判所事件(調停を含む。)の件数(過去調査との比較)	177
図表9-23	65期・66期間11 平成26年の年額所得(収入－経費)(見込み)	178

番号	見出し	頁
図表9-24	65期・66期間26 学部・法科大学院の学費のための奨学金(学資ローンを含む。)の債務を負担しているか	178
図表9-25	65期・66期間27 奨学金債務(自身が負担した額)の総額	178
図表9-26	65期・66期間29 司法修習時に修習資金の貸与を受けていたか	178
図表9-27	65期・66期間30 貸与金の総額	179
図表9-28	65期・66期間12 最近3か月の週当たりの平均労働時間	179
図表9-29	弁護士実勢問13-b (弁護士の活動としての)申告した所得額	179
図表9-30	弁護士実勢問13-b (弁護士の活動としての)申告した所得額(過去調査との比較)	180
図表9-31	弁護士実勢問25 最近3か月の週当たりの平均労働時間(会務活動を含む。)	181
図表9-32	弁護士実勢問26 問25で回答した週当たりの勤務時間の内訳の平均	181
図表9-33	国別(上位10位)日系企業(拠点)数の推移	182
図表9-34	弁護士会別の弁護士数の推移(増加率順)	183
図表9-35	都道府県別弁護士1人当たりの人口比較	184
図表9-36	地裁支部別弁護士数	185
図表9-37	法律相談件数の推移	190
図表9-38	弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷	191
図表9-39	公設事務所・法テラス司法過疎地域対応事務所の設置箇所(累計)の推移	192
図表9-40	サポートダイヤルお問合せ件数の推移	193
図表9-41	地方事務所お問合せ件数の推移	193
図表9-42	法律相談援助件数の推移	194
図表9-43	援助開始決定件数の推移	194
図表9-44	認証紛争解決事業者の取扱件数	195
図表10-1	法科大学院適性試験志願者数及び受験者数	196
図表10-2	法科大学院受験者数, 入学者数及び修了者数	196
図表10-3	司法試験予備試験受験者数及び合格者数	196
図表10-4	司法試験受験者数及び合格者数	197
図表10-5	司法試験の最高点, 最低点, 平均点及び合格点	197
図表10-6	司法試験受験資格別受験・合格状況	198
図表10-7	法科大学院修了年度別司法試験合格状況	199
図表10-8	司法修習生採用数・二回試験不合格者数	200
図表11-1	諸外国の法曹人口の比較	201
図表11-2	諸外国の法曹人口の推移	203
図表11-3	隣接法律専門職種的主要業務	204
図表11-4	隣接法律専門職種の人口の推移	205
図表12	今後の法曹人口についてのシミュレーション	206

図表1 法曹三者の人口の推移

	弁護士	検察官	裁判官	合計		弁護士	検察官	裁判官	合計
H3年	14,080	1,173	2,022	17,275	H15年	19,523	1,453	2,333	23,309
H4年	14,704	1,173	2,029	17,906	H16年	20,240	1,505	2,385	24,130
H5年	14,953	1,173	2,036	18,162	H17年	21,205	1,548	2,460	25,213
H6年	15,212	1,173	2,046	18,431	H18年	22,056	1,591	2,535	26,182
H7年	15,110	1,173	2,058	18,341	H19年	23,154	1,634	2,610	27,398
H8年	15,975	1,208	2,073	19,256	H20年	25,062	1,679	2,685	29,426
H9年	16,398	1,242	2,093	19,733	H21年	26,958	1,723	2,760	31,441
H10年	16,853	1,274	2,113	20,240	H22年	28,828	1,768	2,805	33,401
H11年	17,283	1,304	2,143	20,730	H23年	30,518	1,791	2,850	35,159
H12年	17,130	1,345	2,213	20,688	H24年	32,134	1,810	2,880	36,824
H13年	18,246	1,375	2,243	21,864	H25年	33,682	1,822	2,912	38,416
H14年	18,851	1,414	2,288	22,553	H26年	35,113	1,835	2,944	39,892



※ 弁護士数は、日弁連調べによるもので、各年4月1日現在の正会員数。平成7年及び同12年の弁護士数については、第47期（平成7年）及び第52期（同12年）の司法修習生の司法修習終了日が4月3日であったため、その年の修習終了直後の新規登録弁護士数（第47期（平成7年）については438名、第52期（同12年）については579名）の増加分が反映されていない。

※ 検察官数は、各年度の定員（副検事を除く。）。

※ 裁判官数は、各年度の定員（簡易裁判所判事を除く。）。

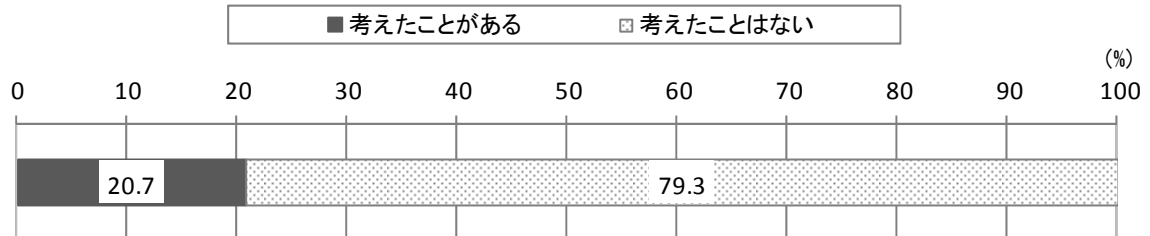
図表2-1

インターネット 問4

最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか

(左=度数, 右=%)

考えたことがある	834	(20.7)
考えたことはない	3,190	(79.3)
回答数	4,024	(100.0)



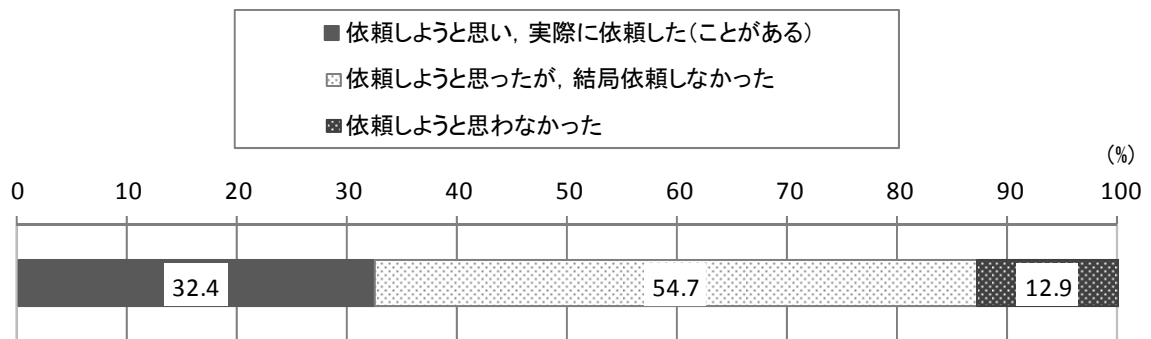
図表2-2

インターネット 問5

トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか（問4で「考えたことがある」と回答した者のみ）

(左=度数, 右=%)

依頼しようと思い、実際に依頼した(ことがある)	270	(32.4)
依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった	456	(54.7)
依頼しようと思わなかった	107	(12.9)
回答数	834	(100.0)



図表2-3

インターネット 問6

依頼しなかった理由（問5で「依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった」又は「依頼しようと思わなかった」と回答した者のみ）

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そうは 思わない	そうは 思わない	回答数
1.弁護士では問題を解決してくれないと思ったから	26 (4.7)	89 (15.9)	153 (27.2)	119 (21.1)	176 (31.2)	564 (100.0)
2.弁護士は頼りにならなそうだったから	23 (4.1)	45 (8.0)	169 (30.0)	142 (25.3)	184 (32.7)	564 (100.0)
3.弁護士がよく話を聞いてくれなさそうだったから	27 (4.7)	79 (14.0)	167 (29.5)	138 (24.6)	153 (27.2)	564 (100.0)
4.弁護士にかかる費用が払えなかったから	153 (27.2)	177 (31.4)	124 (21.9)	46 (8.1)	64 (11.4)	564 (100.0)
5.弁護士に依頼するような問題ではないと思ったから	51 (9.0)	122 (21.6)	211 (37.4)	92 (16.3)	88 (15.7)	564 (100.0)
6.自分で解決できると思ったから	52 (9.3)	140 (24.8)	192 (34.1)	84 (14.9)	95 (16.9)	564 (100.0)
7.弁護士の探し方が分からなかったから	70 (12.4)	150 (26.6)	133 (23.7)	91 (16.1)	119 (21.1)	564 (100.0)

図表2-4 インターネット調査、法律相談者調査の地域分類

地域	都道府県	人口 (千人)	弁護士数 (人)	県内総生産 (百万円)	インターネット調査 (重み付け後)		法律相談者調査	
					標本 数	累積 割合	標本 数	累積 割合
第Ⅰ地域	東京都	13,300	16,226	92,387,777	433	10.8%	1,651	20.1%
第Ⅱ地域	神奈川県	9,079	4,133	36,600,004	314	18.6%	1,009	32.4%
	大阪府	8,849	1,698	31,881,502	294	25.9%	916	43.5%
	愛知県	7,443	1,428	30,422,165	189	30.6%	440	48.9%
第Ⅲ地域	埼玉県	7,222	1,090	20,370,029	215	35.9%	411	53.9%
	千葉県	6,192	886	18,799,527	211	41.2%	613	61.3%
	兵庫県	5,558	811	18,313,629	199	46.1%	507	67.5%
	北海道	5,431	725	18,263,055	174	50.4%	110	68.8%
	福岡県	5,090	671	17,945,938	134	53.8%	608	76.2%
第Ⅳ地域	静岡県	3,723	664	15,564,207	168	57.9%	365	80.7%
	茨城県	2,931	526	11,462,562	91	60.2%	56	81.3%
	広島県	2,840	420	11,061,197	108	62.9%	253	84.4%
	京都府	2,617	409	9,845,602	155	66.8%	267	87.7%
	新潟県	2,330	355	8,712,110	72	68.5%	2	87.7%
	宮城県	2,328	264	7,950,268	94	70.9%	138	89.4%
	長野県	2,122	251	7,813,595	70	72.6%	3	89.4%
	岐阜県	2,051	249	7,644,016	66	74.3%	4	89.5%
	栃木県	1,986	245	7,632,961	79	76.2%	94	90.6%
	群馬県	1,984	244	7,222,681	58	77.7%	3	90.6%
	福島県	1,946	228	7,123,625	33	78.5%	-	90.6%
	岡山県	1,930	197	7,091,928	67	80.1%	170	92.7%
	三重県	1,833	184	6,432,386	55	81.5%	6	92.8%
	熊本県	1,801	178	5,750,090	31	82.3%	3	92.8%
	鹿児島県	1,680	177	5,643,005	30	83.0%	1	92.8%
	山口県	1,420	171	5,611,936	34	83.9%	3	92.9%
	滋賀県	1,416	166	5,438,005	68	85.5%	10	93.0%
	沖縄県	1,415	162	5,100,033	16	86.0%	-	93.0%
	愛媛県	1,405	161	4,436,522	49	87.2%	1	93.0%
	長崎県	1,397	159	4,409,382	30	87.9%	2	93.0%
	奈良県	1,383	157	4,404,529	58	89.4%	12	93.2%
	青森県	1,335	149	4,255,542	31	90.1%	-	93.2%
	岩手県	1,295	140	4,217,520	35	91.0%	-	93.2%
	大分県	1,178	140	4,179,680	25	91.6%	1	93.2%
	石川県	1,159	139	3,795,466	51	92.9%	1	93.2%
	山形県	1,141	123	3,731,428	20	93.4%	-	93.2%
	宮崎県	1,120	117	3,650,352	9	93.6%	-	93.2%
	富山県	1,076	116	3,541,483	38	94.6%	113	94.6%
	秋田県	1,050	106	3,500,992	35	95.4%	144	96.3%
	香川県	985	99	3,498,167	39	96.4%	96	97.5%
	和歌山県	979	98	3,463,505	36	97.3%	1	97.5%
	山梨県	847	97	3,235,861	15	97.6%	7	97.6%
	佐賀県	840	92	3,143,441	14	98.0%	94	98.7%
福井県	795	91	2,863,274	28	98.7%	-	98.7%	
徳島県	770	86	2,673,583	12	99.0%	-	98.7%	
高知県	745	78	2,395,905	18	99.4%	47	99.3%	
島根県	702	71	2,164,634	16	99.8%	4	99.4%	
鳥取県	578	68	1,765,961	7	100.0%	53	100.0%	
合計		127,298	35,045	497,411,060	4,024		8,219	

図表2-5

インターネット 問4

最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか（地域別）¹

(左=度数, 右=%)

	考えたことがある		考えたことはない		合計	
第I地域	103	(23.8)	330	(76.2)	433	(100.0)
第II地域	172	(21.6)	625	(78.4)	797	(100.0)
第III地域	185	(19.8)	748	(80.2)	933	(100.0)
第IV地域	374	(20.1)	1,487	(79.9)	1,861	(100.0)
全体	834	(20.7)	3,190	(79.3)	4,024	(100.0)

図表2-6

インターネット 問5

トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか（地域別）²

(左=度数, 右=%)

	実際に依頼した (ことがある)		依頼しなかった		合計	
第I地域	28	(27.2)	75	(72.8)	103	(100.0)
第II地域	68	(39.5)	104	(60.5)	172	(100.0)
第III地域	65	(35.3)	119	(64.7)	184	(100.0)
第IV地域	109	(29.1)	266	(70.9)	375	(100.0)
全体	270	(32.4)	564	(67.6)	834	(100.0)

図表2-7

インターネット 問7(1)

弁護士に相談することにためらいを感じると思うか

(左=度数, 右=%)

ためらいを感じると思う	1,066	(26.5)
どちらともいえない	1,419	(35.3)
ためらいを感じると思わない	1,539	(38.2)
回答数	4,024	(100.0)

図表2-8

インターネット 問7(2)

ためらいを感じると思う理由（問7(1)で「ためらいを感じると思う」と回答した者のみ）

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらとも いえない	どちらかといえ ばそうは 思わない	そうは 思わない	回答数
1. 弁護士には近寄りやすいイメージがあるから	329 (30.8)	498 (46.7)	128 (12.0)	70 (6.6)	41 (3.8)	1,066 (100.0)
2. 弁護士はお金がかかりそうだから	820 (76.9)	227 (21.3)	12 (1.1)	4 (0.3)	4 (0.3)	1,066 (100.0)
3. 弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから	364 (34.1)	356 (33.4)	206 (19.3)	100 (9.3)	41 (3.9)	1,066 (100.0)
4. 弁護士に頼んで裁判などになるとかえって問題がこじれそうだから	293 (27.5)	327 (30.6)	269 (25.2)	119 (11.1)	59 (5.5)	1,066 (100.0)

¹ Pearson のカイ 2 乗=3.731, p=0.292² Pearson のカイ 2 乗=7.902, p=0.048

図表2-9 インターネット 問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合

(上段=度数, 下段=%)

	男性が いい	どちらか といえば 男性が いい	どちら でもよい	どちらか といえば 女性が いい	女性が いい	回答数
弁護士の性別	312 (7.8)	667 (16.6)	2,760 (68.6)	204 (5.1)	81 (2.0)	4,024 (100.0)

	考慮する	ある程度 考慮する	どちらとも いえない	あまり 考慮 しない	考慮 しない	回答数
1. 弁護士への話しやすさ	1,878 (46.7)	1,814 (45.1)	292 (7.2)	30 (0.7)	10 (0.3)	4,024 (100.0)
2. 親身に対応してくれること	2,623 (65.2)	1,171 (29.1)	206 (5.1)	15 (0.4)	9 (0.2)	4,024 (100.0)
3. 依頼内容に対してきちんと説明してくれること	2,740 (68.1)	1,089 (27.1)	175 (4.4)	13 (0.3)	8 (0.2)	4,024 (100.0)
4. 希望どおりの結果が得られそうと言えること	1,204 (29.9)	1,490 (37.0)	1,154 (28.7)	129 (3.2)	47 (1.2)	4,024 (100.0)
5. 弁護士の実務経験が長いこと	918 (22.8)	1,966 (48.8)	981 (24.4)	134 (3.3)	25 (0.6)	4,024 (100.0)
6. 弁護士の専門分野	1,560 (38.8)	1,966 (48.9)	456 (11.3)	30 (0.8)	12 (0.3)	4,024 (100.0)
7. 弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価	1,215 (30.2)	1,955 (48.6)	752 (18.7)	86 (2.1)	17 (0.4)	4,024 (100.0)
8. 弁護士の事務所に行きやすいこと	1,132 (28.1)	1,978 (49.1)	763 (19.0)	125 (3.1)	27 (0.7)	4,024 (100.0)
9. 法律知識に限られない幅広い知識を持っていること	1,327 (33.0)	1,916 (47.6)	680 (16.9)	83 (2.1)	18 (0.5)	4,024 (100.0)
10. 弁護士にかかる費用が安いこと	1,868 (46.4)	1,568 (39.0)	538 (13.4)	40 (1.0)	11 (0.3)	4,024 (100.0)

図表2-10 インターネット 問10 弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない	回答数
1. 弁護士の専門分野が簡単に分かること	1,731 (43.0)	1,846 (45.9)	403 (10.0)	34 (0.9)	10 (0.2)	4,024 (100.0)
2. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単に分かること	1,501 (37.3)	1,926 (47.9)	524 (13.0)	59 (1.5)	14 (0.3)	4,024 (100.0)
3. 弁護士の事務所に行きやすいこと	1,298 (32.3)	1,893 (47.0)	707 (17.6)	105 (2.6)	21 (0.5)	4,024 (100.0)
4. 弁護士にかかる費用の総額が安くなること	1,931 (48.0)	1,575 (39.1)	473 (11.8)	34 (0.8)	12 (0.3)	4,024 (100.0)
5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること	2,326 (57.8)	1,425 (35.4)	241 (6.0)	26 (0.6)	7 (0.2)	4,024 (100.0)
6. 弁護士にかかる費用を補う民間の保険が利用しやすくなること	1,497 (37.2)	1,618 (40.2)	809 (20.1)	75 (1.9)	25 (0.6)	4,024 (100.0)
7. 弁護士にかかる費用を立て替える等公的な支援制度が利用できること	1,802 (44.8)	1,602 (39.8)	531 (13.2)	67 (1.7)	22 (0.5)	4,024 (100.0)

図表2-11 インターネット 問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合（年代別）

(上段=度数, 下段=%)

	弁護士の性別 ³				1. 弁護士への話しやすさ ⁴				2. 親身に対応してくれること ⁵			
	男性 が い い	ど ち ら も よ い	女 性 が い い	合 計	考 慮 す る	ど ち ら も い え な い	考 慮 し な い	合 計	考 慮 す る	ど ち ら も い え な い	考 慮 し な い	合 計
20代	104 (20.8)	324 (64.7)	73 (14.6)	501 (100)	446 (89.0)	45 (9.0)	10 (2.0)	501 (100)	445 (88.8)	47 (9.4)	9 (1.8)	501 (100)
30代	130 (20.3)	439 (68.5)	72 (11.2)	641 (100)	594 (92.7)	41 (6.4)	6 (0.9)	641 (100)	603 (94.1)	35 (5.5)	3 (0.5)	641 (100)
40代	154 (22.2)	498 (71.9)	41 (5.9)	693 (100)	638 (92.2)	52 (7.5)	2 (0.3)	692 (100)	652 (94.1)	39 (5.6)	2 (0.3)	693 (100)
50代	133 (22.4)	430 (72.4)	31 (5.2)	594 (100)	559 (94.1)	30 (5.1)	5 (0.8)	594 (100)	576 (97.0)	18 (3.0)	0 (0.0)	594 (100)
60代以上	459 (28.8)	1,069 (67.0)	67 (4.2)	1,595 (100)	1,454 (91.1)	124 (7.8)	18 (1.1)	1,596 (100)	1,519 (95.2)	66 (4.1)	11 (0.7)	1,596 (100)
全体	980 (24.4)	2,760 (68.6)	284 (7.1)	4,024 (100)	3,691 (91.7)	292 (7.3)	41 (1.0)	4,024 (100)	3,795 (94.3)	205 (5.1)	25 (0.6)	4,025 (100)

	3. 依頼内容に対してきちんと説明してくれること ⁶				4. 希望どおりの結果が得られそうと言ってくれること ⁷				5. 弁護士の実務経験が長いこと ⁸			
	考 慮 す る	ど ち ら も い え な い	考 慮 し な い	合 計	考 慮 す る	ど ち ら も い え な い	考 慮 し な い	合 計	考 慮 す る	ど ち ら も い え な い	考 慮 し な い	合 計
20代	453 (90.4)	42 (8.4)	6 (1.2)	501 (100)	348 (69.5)	126 (25.1)	27 (5.4)	501 (100)	343 (68.5)	120 (24.0)	38 (7.6)	501 (100)
30代	608 (94.9)	30 (4.7)	3 (0.5)	641 (100)	440 (68.6)	159 (24.8)	42 (6.6)	641 (100)	464 (72.4)	143 (22.3)	34 (5.3)	641 (100)
40代	651 (93.9)	40 (5.8)	2 (0.3)	693 (100)	463 (66.8)	202 (29.1)	28 (4.0)	693 (100)	469 (67.7)	194 (28.0)	30 (4.3)	693 (100)
50代	577 (97.1)	16 (2.7)	1 (0.2)	594 (100)	378 (63.6)	195 (32.8)	21 (3.5)	594 (100)	439 (73.8)	138 (23.2)	18 (3.0)	595 (100)
60代以上	1,540 (96.5)	47 (2.9)	9 (0.6)	1,596 (100)	1,065 (66.7)	473 (29.6)	58 (3.6)	1,596 (100)	1,169 (73.2)	387 (24.2)	40 (2.5)	1,596 (100)
全体	3,829 (95.1)	175 (4.3)	21 (0.5)	4,025 (100)	2,694 (66.9)	1,155 (28.7)	176 (4.4)	4,025 (100)	2,884 (71.6)	982 (24.4)	160 (4.0)	4,026 (100)

※ セルの色の意味については、報告書17頁脚注を参照。

³ Pearson のカイ 2 乗=104.574, p=0.000

⁴ Pearson のカイ 2 乗=16.973, p=0.030

⁵ Pearson のカイ 2 乗=45.089, p=0.000

⁶ Pearson のカイ 2 乗=41.584, p=0.000

⁷ Pearson のカイ 2 乗=22.655, p=0.004

⁸ Pearson のカイ 2 乗=37.971, p=0.000

	6.弁護士の専門分野 ⁹				7.弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価 ¹⁰				8.弁護士の事務所に行きやすいこと ¹¹			
	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計
20代	399 (79.6)	87 (17.4)	15 (3.0)	501 (100)	372 (74.3)	104 (20.8)	25 (5.0)	501 (100)	377 (75.4)	97 (19.4)	26 (5.2)	500 (100)
30代	548 (85.5)	83 (12.9)	10 (1.6)	641 (100)	507 (79.1)	113 (17.6)	21 (3.3)	641 (100)	489 (76.4)	119 (18.6)	32 (5.0)	640 (100)
40代	594 (85.7)	94 (13.6)	5 (0.7)	693 (100)	540 (77.8)	134 (19.3)	20 (2.9)	694 (100)	538 (77.6)	134 (19.3)	21 (3.0)	693 (100)
50代	517 (87.0)	72 (12.1)	5 (0.8)	594 (100)	477 (80.3)	110 (18.5)	7 (1.2)	594 (100)	462 (77.8)	113 (19.0)	19 (3.2)	594 (100)
60代以上	1,469 (92.1)	120 (7.5)	6 (0.4)	1,595 (100)	1,274 (79.8)	292 (18.3)	30 (1.9)	1,596 (100)	1,244 (77.9)	299 (18.7)	53 (3.3)	1,596 (100)
全体	3,527 (87.6)	456 (11.3)	41 (1.0)	4,024 (100)	3,170 (78.7)	753 (18.7)	103 (2.6)	4,026 (100)	3,110 (77.3)	762 (18.9)	151 (3.8)	4,023 (100)

	9.法律知識に限られない幅広い知識を持っていること ¹²				10.弁護士にかかる費用が安いこと ¹³			
	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計
20代	373 (74.3)	106 (21.1)	23 (4.6)	502 (100)	415 (82.8)	76 (15.2)	10 (2.0)	501 (100)
30代	517 (80.7)	108 (16.8)	16 (2.5)	641 (100)	545 (85.0)	87 (13.6)	9 (1.4)	641 (100)
40代	530 (76.6)	141 (20.4)	21 (3.0)	692 (100)	584 (84.3)	102 (14.7)	7 (1.0)	693 (100)
50代	476 (80.1)	107 (18.0)	11 (1.9)	594 (100)	513 (86.5)	76 (12.8)	4 (0.7)	593 (100)
60代以上	1,347 (84.4)	219 (13.7)	30 (1.9)	1,596 (100)	1,378 (86.4)	196 (12.3)	21 (1.3)	1,595 (100)
全体	3,243 (80.6)	681 (16.9)	101 (2.5)	4,025 (100)	3,435 (85.4)	537 (13.3)	51 (1.3)	4,023 (100)

⁹ Pearson のカイ 2 乗=77.569, p=0.000

¹⁰ Pearson のカイ 2 乗=24.055, p=0.002

¹¹ Pearson のカイ 2 乗=8.290, p=0.406

¹² Pearson のカイ 2 乗=39.801, p=0.000

¹³ Pearson のカイ 2 乗=8.712, p=0.367

図表2-12 インターネット 問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合（年収別）

(上段=度数, 下段=%)

	弁護士の性別 ¹⁴				1. 弁護士への話しやすさ ¹⁵				2. 親身に対応してくれること ¹⁶			
	男性 がいい	どちら でもよ い	女性 がいい	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計
300万円未満	298 (24.3)	831 (67.8)	97 (7.9)	1,226 (100)	1,113 (90.8)	96 (7.8)	17 (1.4)	1,226 (100)	1,144 (93.3)	73 (6.0)	9 (0.7)	1,226 (100)
300-500万円 未満	275 (24.6)	749 (66.9)	95 (8.5)	1,119 (100)	1,027 (91.8)	85 (7.6)	7 (0.6)	1,119 (100)	1,064 (95.1)	53 (4.7)	2 (0.2)	1,119 (100)
500-1000万円 未満	271 (23.5)	810 (70.2)	73 (6.3)	1,154 (100)	1,068 (92.5)	76 (6.6)	10 (0.9)	1,154 (100)	1,095 (94.8)	50 (4.3)	10 (0.9)	1,155 (100)
1000万円以上	98 (25.4)	276 (71.5)	12 (3.1)	386 (100)	355 (92.0)	27 (7.0)	4 (1.0)	386 (100)	359 (93.0)	23 (6.0)	4 (1.0)	386 (100)
全体	942 (24.2)	2,666 (68.6)	277 (7.1)	3,885 (100)	3,563 (91.7)	284 (7.3)	38 (1.0)	3,885 (100)	3,662 (94.2)	199 (5.1)	25 (0.6)	3,886 (100)

	3. 依頼内容に対してきちんと説明してくれること ¹⁷				4. 希望どおりの結果が得られそうと言ってくれること ¹⁸				5. 弁護士の実務経験が長いこと ¹⁹			
	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計
300万円未満	1,159 (94.5)	60 (4.9)	8 (0.7)	1,227 (100)	843 (68.8)	326 (26.6)	56 (4.6)	1,225 (100)	891 (72.6)	286 (23.3)	50 (4.1)	1,227 (100)
300-500万円 未満	1,076 (96.2)	40 (3.6)	2 (0.2)	1,118 (100)	758 (67.8)	316 (28.3)	44 (3.9)	1,118 (100)	814 (72.7)	262 (23.4)	43 (3.8)	1,119 (100)
500-1000万円 未満	1,097 (95.1)	49 (4.2)	8 (0.7)	1,154 (100)	736 (63.8)	366 (31.7)	52 (4.5)	1,154 (100)	799 (69.2)	303 (26.3)	52 (4.5)	1,154 (100)
1000万円以上	365 (94.6)	19 (4.9)	2 (0.5)	386 (100)	249 (64.5)	117 (30.3)	20 (5.2)	386 (100)	283 (73.3)	91 (23.6)	12 (3.1)	386 (100)
全体	3,697 (95.2)	168 (4.3)	20 (0.5)	3,885 (100)	2,586 (66.6)	1,125 (29.0)	172 (4.4)	3,883 (100)	2,787 (71.7)	942 (24.2)	157 (4.0)	3,886 (100)

¹⁴ Pearson のカイ 2 乗=15.761, p=0.015¹⁵ Pearson のカイ 2 乗=5.340, p=0.501¹⁶ Pearson のカイ 2 乗=9.954, p=0.127¹⁷ Pearson のカイ 2 乗=6.514, p=0.368¹⁸ Pearson のカイ 2 乗=9.743, p=0.136¹⁹ Pearson のカイ 2 乗=5.750, p=0.452

	6.弁護士の専門分野 ²⁰				7.弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価 ²¹				8.弁護士の事務所に行きやすいこと ²²			
	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計
300万円未満	1,058 (86.2)	157 (12.8)	12 (1.0)	1,227 (100)	946 (77.2)	248 (20.2)	31 (2.5)	1,225 (100)	978 (79.8)	209 (17.0)	39 (3.2)	1,226 (100)
300-500万円未満	981 (87.7)	128 (11.4)	10 (0.9)	1,119 (100)	886 (79.2)	201 (18.0)	32 (2.9)	1,119 (100)	872 (77.9)	208 (18.6)	39 (3.5)	1,119 (100)
500-1000万円未満	1,008 (87.3)	130 (11.3)	16 (1.4)	1,154 (100)	894 (77.5)	231 (20.0)	29 (2.5)	1,154 (100)	877 (76.0)	227 (19.7)	50 (4.3)	1,154 (100)
1000万円以上	350 (90.7)	31 (8.0)	5 (1.3)	386 (100)	333 (86.3)	44 (11.4)	9 (2.3)	386 (100)	279 (72.3)	87 (22.5)	20 (5.2)	386 (100)
全体	3,397 (87.4)	446 (11.5)	43 (1.1)	3,886 (100)	3,059 (78.8)	724 (18.6)	101 (2.6)	3,884 (100)	3,006 (77.4)	731 (18.8)	148 (3.8)	3,885 (100)

	9.法律知識に限られない幅広い知識を持っていること ²³				10.弁護士にかかる費用が安いこと ²⁴			
	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計
300万円未満	992 (80.9)	203 (16.6)	31 (2.5)	1,226 (100)	1,070 (87.2)	148 (12.1)	9 (0.7)	1,227 (100)
300-500万円未満	911 (81.4)	178 (15.9)	30 (2.7)	1,119 (100)	964 (86.1)	139 (12.4)	16 (1.4)	1,119 (100)
500-1000万円未満	903 (78.2)	222 (19.2)	30 (2.6)	1,155 (100)	974 (84.4)	165 (14.3)	15 (1.3)	1,154 (100)
1000万円以上	317 (82.1)	59 (15.3)	10 (2.6)	386 (100)	312 (80.8)	66 (17.1)	8 (2.1)	386 (100)
全体	3,123 (80.4)	662 (17.0)	101 (2.6)	3,886 (100)	3,320 (85.4)	518 (13.3)	48 (1.2)	3,886 (100)

²⁰ Pearson のカイ 2 乗=8.158, p=0.227

²¹ Pearson のカイ 2 乗=17.853, p=0.007

²² Pearson のカイ 2 乗=12.209, p=0.057

²³ Pearson のカイ 2 乗=6.017, p=0.421

²⁴ Pearson のカイ 2 乗=13.789, p=0.032

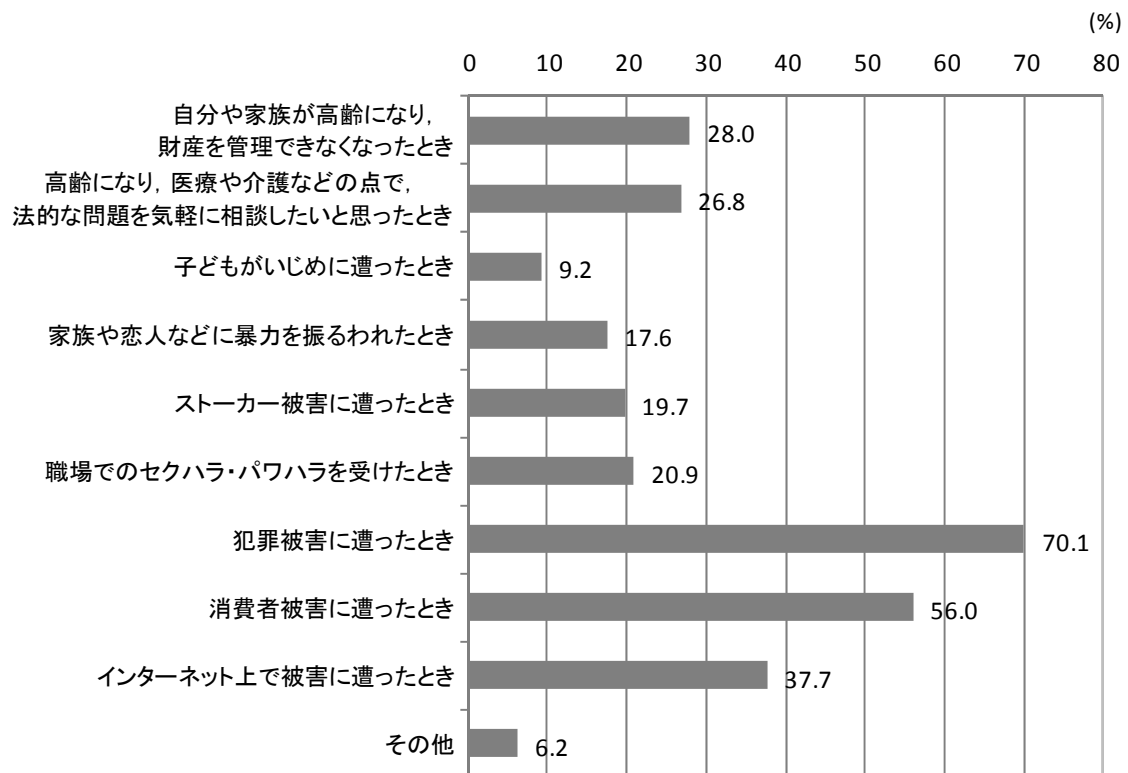
図表2-13

インターネット 問11

将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき	1,126	(28.0)
高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき	1,079	(26.8)
子どもがいじめに遭ったとき	370	(9.2)
家族や恋人などに暴力を振るわれたとき	708	(17.6)
ストーカー被害に遭ったとき	794	(19.7)
職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき	843	(20.9)
犯罪被害に遭ったとき	2,820	(70.1)
消費者被害に遭ったとき	2,254	(56.0)
インターネット上で被害に遭ったとき	1,516	(37.7)
その他	249	(6.2)
	回答数	4,024



図表2-14 インターネット 問11 将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（年代別）

(○=当てはまる, ×=当てはまらない) (上段=度数, 下段=%)

	自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき ²⁵			高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき ²⁶			子どもがいじめに遭ったとき ²⁷			家族や恋人などに暴力を振られたとき ²⁸		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
20代	139 (27.7)	362 (72.3)	501 (100)	93 (18.5)	409 (81.5)	502 (100)	62 (12.4)	439 (87.6)	501 (100)	133 (26.5)	368 (73.5)	501 (100)
30代	180 (28.1)	461 (71.9)	641 (100)	146 (22.8)	495 (77.2)	641 (100)	107 (16.7)	534 (83.3)	641 (100)	162 (25.3)	479 (74.7)	641 (100)
40代	186 (26.8)	507 (73.2)	693 (100)	165 (23.8)	528 (76.2)	693 (100)	80 (11.5)	613 (88.5)	693 (100)	134 (19.3)	559 (80.7)	693 (100)
50代	158 (26.6)	436 (73.4)	594 (100)	153 (25.8)	441 (74.2)	594 (100)	36 (6.1)	558 (93.9)	594 (100)	95 (16.0)	499 (84.0)	594 (100)
60代以上	463 (29.0)	1,132 (71.0)	1,595 (100)	523 (32.8)	1,073 (67.2)	1,596 (100)	85 (5.3)	1,511 (94.7)	1,596 (100)	183 (11.5)	1,412 (88.5)	1,595 (100)
全体	1,126 (28.0)	2,898 (72.0)	4,024 (100)	1,080 (26.8)	2,946 (73.2)	4,026 (100)	370 (9.2)	3,655 (90.8)	4,025 (100)	707 (17.6)	3,317 (82.4)	4,024 (100)

	ストーカー被害に遭ったとき ²⁹			職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき ³⁰			犯罪被害に遭ったとき ³¹			消費者被害に遭ったとき ³²		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
20代	142 (28.3)	359 (71.7)	501 (100)	151 (30.1)	350 (69.9)	501 (100)	369 (73.7)	132 (26.3)	501 (100)	276 (55.1)	225 (44.9)	501 (100)
30代	182 (28.4)	459 (71.6)	641 (100)	181 (28.2)	460 (71.8)	641 (100)	473 (73.8)	168 (26.2)	641 (100)	382 (59.7)	258 (40.3)	640 (100)
40代	181 (26.1)	512 (73.9)	693 (100)	181 (26.1)	512 (73.9)	693 (100)	522 (75.4)	170 (24.6)	692 (100)	415 (59.9)	278 (40.1)	693 (100)
50代	109 (18.3)	486 (81.7)	595 (100)	130 (21.9)	464 (78.1)	594 (100)	425 (71.5)	169 (28.5)	594 (100)	338 (56.9)	256 (43.1)	594 (100)
60代以上	180 (11.3)	1,416 (88.7)	1,596 (100)	200 (12.5)	1,395 (87.5)	1,595 (100)	1,031 (64.6)	565 (35.4)	1,596 (100)	842 (52.8)	754 (47.2)	1,596 (100)
全体	794 (19.7)	3,232 (80.3)	4,026 (100)	843 (20.9)	3,181 (79.1)	4,024 (100)	2,820 (70.1)	1,204 (29.9)	4,024 (100)	2,253 (56.0)	1,771 (44.0)	4,024 (100)

²⁵ Pearson のカイ 2 乗=1. 896, p=0. 755

²⁶ Pearson のカイ 2 乗=55. 251, p=0. 000

²⁷ Pearson のカイ 2 乗=89. 432, p=0. 000

²⁸ Pearson のカイ 2 乗=97. 586, p=0. 000

²⁹ Pearson のカイ 2 乗=144. 482, p=0. 000

³⁰ Pearson のカイ 2 乗=125. 728, p=0. 000

³¹ Pearson のカイ 2 乗=40. 196, p=0. 000

³² Pearson のカイ 2 乗=14. 952, p=0. 005

	インターネット上で被害に遭ったとき ³³			その他 ³⁴		
	○	×	合計	○	×	合計
20代	169 (33.7)	333 (66.3)	502 (100)	16 (3.2)	485 (96.8)	501 (100)
30代	265 (41.3)	376 (58.7)	641 (100)	25 (3.9)	616 (96.1)	641 (100)
40代	272 (39.2)	421 (60.8)	693 (100)	34 (4.9)	659 (95.1)	693 (100)
50代	236 (39.7)	359 (60.3)	595 (100)	46 (7.7)	548 (92.3)	594 (100)
60代以上	575 (36.0)	1,021 (64.0)	1,596 (100)	129 (8.1)	1,467 (91.9)	1,596 (100)
全体	1,517 (37.7)	2,510 (62.3)	4,027 (100)	250 (6.2)	3,775 (93.8)	4,025 (100)

³³ Pearson のカイ 2 乗=10. 687, p=0. 030

³⁴ Pearson のカイ 2 乗=27. 726, p=0. 000

図表2-15

インターネット 問11

将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（年収別）

(○=当てはまる, ×=当てはまらない) (上段=度数, 下段=%)

	自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき ³⁵			高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき ³⁶			子どもがいじめに遭ったとき ³⁷			家族や恋人などに暴力を振られたとき ³⁸		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
300万円未満	303 (24.7)	924 (75.3)	1,227 (100)	365 (29.8)	861 (70.2)	1,226 (100)	89 (7.3)	1,137 (92.7)	1,226 (100)	206 (16.8)	1,020 (83.2)	1,226 (100)
300-500万円未満	334 (29.8)	785 (70.2)	1,119 (100)	314 (28.1)	804 (71.9)	1,118 (100)	115 (10.3)	1,004 (89.7)	1,119 (100)	194 (17.3)	925 (82.7)	1,119 (100)
500-1000万円未満	326 (28.2)	828 (71.8)	1,154 (100)	266 (23.1)	888 (76.9)	1,154 (100)	109 (9.4)	1,045 (90.6)	1,154 (100)	216 (18.7)	938 (81.3)	1,154 (100)
1000万円以上	115 (29.8)	271 (70.2)	386 (100)	89 (23.1)	297 (76.9)	386 (100)	47 (12.2)	339 (87.8)	386 (100)	64 (16.6)	322 (83.4)	386 (100)
合計	1,078 (27.7)	2,808 (72.3)	3,886 (100)	1,034 (26.6)	2,850 (73.4)	3,884 (100)	360 (9.3)	3,525 (90.7)	3,885 (100)	680 (17.5)	3,205 (82.5)	3,885 (100)

	ストーカー被害に遭ったとき ³⁹			職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき ⁴⁰			犯罪被害に遭ったとき ⁴¹			消費者被害に遭ったとき ⁴²		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
300万円未満	213 (17.4)	1,013 (82.6)	1,226 (100)	247 (20.1)	979 (79.9)	1,226 (100)	842 (68.6)	385 (31.4)	1,227 (100)	666 (54.3)	560 (45.7)	1,226 (100)
300-500万円未満	219 (19.6)	899 (80.4)	1,118 (100)	232 (20.7)	887 (79.3)	1,119 (100)	762 (68.2)	356 (31.8)	1,118 (100)	630 (56.3)	489 (43.7)	1,119 (100)
500-1000万円未満	248 (21.5)	906 (78.5)	1,154 (100)	255 (22.1)	900 (77.9)	1,155 (100)	863 (74.8)	291 (25.2)	1,154 (100)	666 (57.7)	488 (42.3)	1,154 (100)
1000万円以上	83 (21.5)	303 (78.5)	386 (100)	79 (20.5)	307 (79.5)	386 (100)	267 (69.2)	119 (30.8)	386 (100)	224 (58.0)	162 (42.0)	386 (100)
合計	763 (19.6)	3,121 (80.4)	3,884 (100)	813 (20.9)	3,073 (79.1)	3,886 (100)	2,734 (70.4)	1,151 (29.6)	3,885 (100)	2,186 (56.3)	1,699 (43.7)	3,885 (100)

³⁵ Pearson のカイ 2 乗=9.120, p=0.028

³⁶ Pearson のカイ 2 乗=17.500, p=0.001

³⁷ Pearson のカイ 2 乗=11.164, p=0.011

³⁸ Pearson のカイ 2 乗=1.844, p=0.605

³⁹ Pearson のカイ 2 乗=7.343, p=0.062

⁴⁰ Pearson のカイ 2 乗=1.451, p=0.694

⁴¹ Pearson のカイ 2 乗=15.469, p=0.001

⁴² Pearson のカイ 2 乗=3.351, p=0.341

	インターネット上で被害に遭ったとき ⁴³			その他 ⁴⁴		
	○	×	合計	○	×	合計
300万円未満	460 (37.5)	766 (62.5)	1,226 (100)	85 (6.9)	1,141 (93.1)	1,226 (100)
300-500万円 未満	413 (36.9)	706 (63.1)	1,119 (100)	63 (5.6)	1,055 (94.4)	1,118 (100)
500-1000万円 未満	431 (37.3)	723 (62.7)	1,154 (100)	68 (5.9)	1,086 (94.1)	1,154 (100)
1000万円以上	144 (37.4)	241 (62.6)	385 (100)	29 (7.5)	357 (92.5)	386 (100)
合計	1,448 (37.3)	2,436 (62.7)	3,884 (100)	245 (6.3)	3,639 (93.7)	3,884 (100)

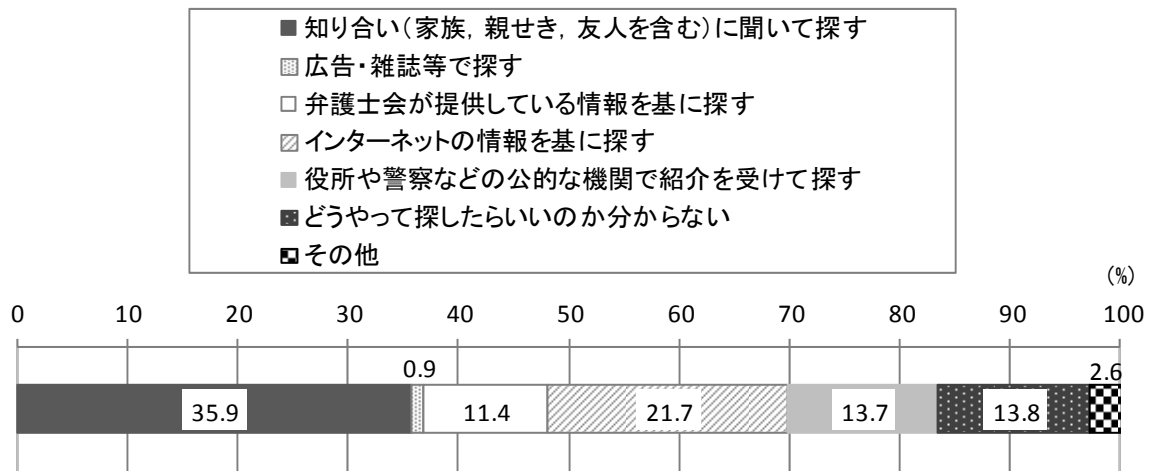
⁴³ Pearson のカイ 2 乗=0.101, p=0.992

⁴⁴ Pearson のカイ 2 乗=2.953, p=0.399

図表2-16 インターネット 問8 弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか

(左=度数, 右=%)

知り合い(家族, 親せき, 友人を含む。)に聞いて探す	1,444	(35.9)
広告・雑誌等で探す	38	(0.9)
弁護士会が提供している情報を基に探す	458	(11.4)
インターネットの情報を基に探す	873	(21.7)
役所や警察などの公的な機関で紹介を受けて探す	550	(13.7)
どうやって探したらいいのかわからない	555	(13.8)
その他	106	(2.6)
回答数	4,024	(100.0)



図表2-17 インターネット 問8 弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか (地域別)⁴⁵

(上段=度数, 下段=%)

	知り合い (家族, 親せき, 友人を含 む。)に 聞いて探 す	広告・雑 誌等で探 す	弁護士会 が提供し ている情 報を基に 探す	インテ ーネット の情報を基 に探す	役所や 警察など の公的な 機関で紹 介を受け て探す	どうや って探した らいいの かわから ない	その他	合計
第I地域	179 (41.2)	5 (1.2)	36 (8.3)	102 (23.5)	50 (11.5)	48 (11.1)	14 (3.2)	434 (100.0)
第II地域	281 (35.3)	10 (1.3)	96 (12.0)	181 (22.7)	114 (14.3)	99 (12.4)	16 (2.0)	797 (100.0)
第III地域	320 (34.3)	6 (0.6)	92 (9.9)	215 (23.0)	140 (15.0)	144 (15.4)	16 (1.7)	933 (100.0)
第IV地域	664 (35.7)	17 (0.9)	235 (12.6)	375 (20.2)	246 (13.2)	264 (14.2)	60 (3.2)	1,861 (100.0)
全体	1,444 (35.9)	38 (0.9)	459 (11.4)	873 (21.7)	550 (13.7)	555 (13.8)	106 (2.6)	4,025 (100.0)

⁴⁵ Pearson のカイ 2 乗=34.269, p=0.012

図表2-18

インターネット 問8

弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか（年代別）⁴⁶

(上段=度数, 下段=%)

	知り合い (家族, 親 せき, 友 人を含 む。)に聞 いて探す	広告・雑 誌等で探 す	弁護士会 が提供し ている情 報を基に 探す	インター ネットの情 報を基に 探す	役所や警 察などの 公的な機 関で紹介 を受けて 探す	どうやって 探したら いいのか 分からな い	その他	合計
20代	187 (37.4)	10 (2.0)	35 (7.0)	155 (31.0)	33 (6.6)	78 (15.6)	2 (0.4)	500 (100.0)
30代	242 (37.8)	8 (1.2)	57 (8.9)	184 (28.7)	55 (8.6)	88 (13.7)	7 (1.1)	641 (100.0)
40代	237 (34.2)	8 (1.2)	75 (10.8)	196 (28.3)	54 (7.8)	102 (14.7)	21 (3.0)	693 (100.0)
50代	227 (38.2)	5 (0.8)	64 (10.8)	129 (21.7)	66 (11.1)	75 (12.6)	28 (4.7)	594 (100.0)
60代以上	550 (34.4)	7 (0.4)	227 (14.2)	210 (13.1)	342 (21.4)	212 (13.3)	49 (3.1)	1,597 (100.0)
全体	1,443 (35.9)	38 (0.9)	458 (11.4)	874 (21.7)	550 (13.7)	555 (13.8)	107 (2.7)	4,025 (100.0)

図表2-19

インターネット 問8

弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、どのような方法で弁護士を探すか（年収別）⁴⁷

(上段=度数, 下段=%)

	知り合い (家族, 親 せき, 友 人を含 む。)に聞 いて探す	広告・雑 誌等で探 す	弁護士会 が提供し ている情 報を基に 探す	インター ネットの情 報を基に 探す	役所や警 察などの 公的な機 関で紹介 を受けて 探す	どうやって 探したら いいのか 分からな い	その他	合計
300万円未満	386 (31.5)	13 (1.1)	140 (11.4)	230 (18.7)	210 (17.1)	220 (17.9)	28 (2.3)	1,227 (100.0)
300-500万円 未満	393 (35.1)	11 (1.0)	137 (12.2)	238 (21.3)	154 (13.8)	162 (14.5)	24 (2.1)	1,119 (100.0)
500-1000万円 未満	446 (38.6)	7 (0.6)	124 (10.7)	291 (25.2)	125 (10.8)	126 (10.9)	37 (3.2)	1,156 (100.0)
1000万円以上	173 (44.9)	6 (1.6)	41 (10.6)	84 (21.8)	36 (9.4)	29 (7.5)	16 (4.2)	385 (100.0)
全体	1,398 (36.0)	37 (1.0)	442 (11.4)	843 (21.7)	525 (13.5)	537 (13.8)	105 (2.7)	3,887 (100.0)

⁴⁶ Pearson のカイ 2 乗=289. 891, p=0. 000⁴⁷ Pearson のカイ 2 乗=96. 568, p=0. 000

図表2-20 インターネット 問27 知り合いに弁護士がいるか（地域別）⁴⁸

(左=度数, 右=%)

	知り合いに弁護士 がいる		知り合いに弁護士 がいない		合計	
第Ⅰ地域	136	(31.4)	297	(68.6)	433	(100.0)
第Ⅱ地域	158	(19.8)	640	(80.2)	798	(100.0)
第Ⅲ地域	184	(19.7)	750	(80.3)	934	(100.0)
第Ⅳ地域	327	(17.6)	1,534	(82.4)	1,861	(100.0)
全体	805	(20.0)	3,221	(80.0)	4,026	(100.0)

図表2-21 インターネット 問14 弁護士に期待する能力

(上段=度数, 下段=%)

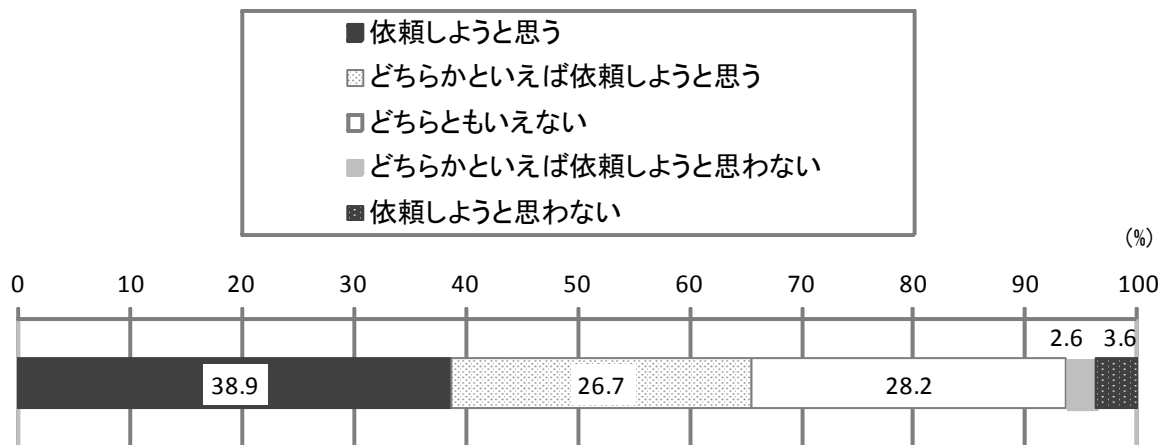
	期待する	どちらか といえば 期待する	どちら とも いえない	どちらか といえば 期待 しない	期待 しない	回答数
1.法律に関する専門的な知識	2,313 (57.5)	1,395 (34.7)	294 (7.3)	16 (0.4)	6 (0.1)	4,024 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	1,767 (43.9)	1,713 (42.6)	482 (12.0)	52 (1.3)	11 (0.3)	4,024 (100.0)
3.最先端分野の知識	1,281 (31.8)	1,711 (42.5)	930 (23.1)	90 (2.2)	12 (0.3)	4,024 (100.0)
4.ビジネスへの理解	913 (22.7)	1,776 (44.1)	1,194 (29.7)	115 (2.9)	27 (0.7)	4,024 (100.0)
5.諸外国の法律や国際的な取引などの知識	859 (21.3)	1,463 (36.4)	1,421 (35.3)	218 (5.4)	64 (1.6)	4,024 (100.0)
6.コミュニケーション能力	2,007 (49.9)	1,541 (38.3)	435 (10.8)	27 (0.7)	15 (0.4)	4,024 (100.0)
7.交渉力	2,439 (60.6)	1,249 (31.0)	309 (7.7)	18 (0.4)	10 (0.2)	4,024 (100.0)
8.外国語の能力	472 (11.7)	1,140 (28.3)	1,927 (47.9)	355 (8.8)	131 (3.3)	4,024 (100.0)

⁴⁸ Pearson のカイ 2 乗=42.166, p=0.000

図表3-1 法律相談者 問6 今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか

(左=度数, 右=%)

依頼しようと思う	3,382	(38.9)
どちらかといえば依頼しようと思う	2,324	(26.7)
どちらともいえない	2,452	(28.2)
どちらかといえば依頼しようと思わない	226	(2.6)
依頼しようと思わない	311	(3.6)
回答数(無回答を除く。)	8,695	(100.0)

図表3-2 法律相談者 問6 今回の法律相談をした弁護士に今後問題の解決を依頼するか(地域別)⁴⁹

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらともいえない	そう思わない	合計
第Ⅰ地域	1,036 (68.7)	385 (25.5)	86 (5.7)	1,507 (100.0)
第Ⅱ地域	1,333 (62.1)	682 (31.8)	133 (6.2)	2,148 (100.0)
第Ⅲ地域	1,390 (67.4)	539 (26.2)	132 (6.4)	2,061 (100.0)
第Ⅳ地域	1,177 (65.2)	522 (28.9)	106 (5.9)	1,805 (100.0)
全体	4,936 (65.6)	2,128 (28.3)	457 (6.1)	7,521 (100.0)

⁴⁹ Pearson のカイ 2 乗=25.041, p=0.000

図表3-3

法律相談者 問7

依頼しようと思う理由（問6で「依頼しようと思う」又は「どちらかといえば依頼しようと思う」と回答した者のみ）

（上段=度数, 下段=%）

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	弁護士 への依 頼を勧 められ なかつた	回答数 (無回答 を除く。)
1. 弁護士なら問題を解決してくれると思うから	3,282 (63.8)	1,562 (30.4)	264 (5.1)	17 (0.3)	17 (0.3)	-	5,142 (100.0)
2. 弁護士が頼りになりそうだから	2,906 (60.2)	1,471 (30.5)	321 (6.6)	32 (0.7)	98 (2.0)	-	4,828 (100.0)
3. 弁護士がよく話を聞いてくれそうだから	2,603 (55.1)	1,486 (31.5)	562 (11.9)	43 (0.9)	30 (0.6)	-	4,724 (100.0)
4. 相談の際に示された弁護士にかかる費用に納得できるから	906 (20.8)	802 (18.4)	2,280 (52.4)	191 (4.4)	171 (3.9)	-	4,350 (100.0)
5. 裁判をするつもりだから	666 (15.1)	497 (11.3)	1,615 (36.6)	344 (7.8)	1,288 (29.2)	-	4,410 (100.0)
6. 法律相談で弁護士に依頼した方が良いと勧められたから	1,518 (34.7)	927 (21.2)	1,252 (28.6)	96 (2.2)	239 (5.5)	345 (7.9)	4,377 (100.0)

図表3-4

法律相談者 問8

依頼しようと思わない理由（問6で「依頼しようと思わない」又は「どちらかといえば依頼しようと思わない」と回答した者のみ）

（上段=度数, 下段=%）

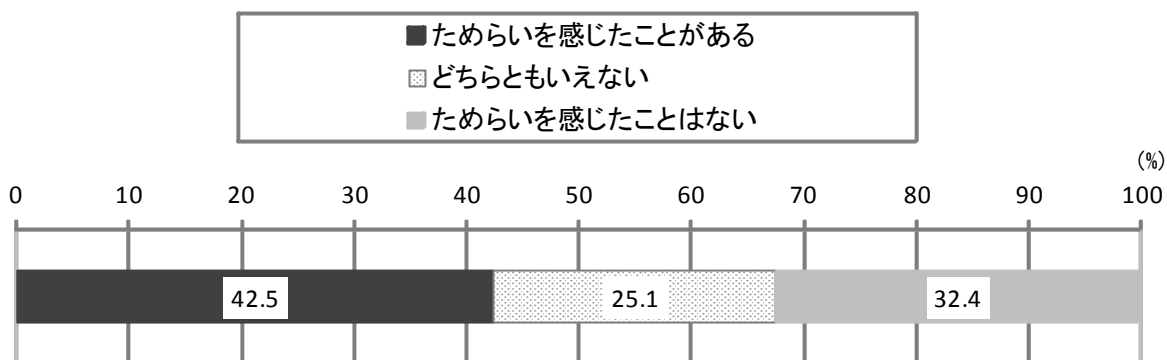
	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	弁護士 にかか る費用 は示さ れてい ない	回答数 (無回答 を除く。)
1. 弁護士では問題を解決してくれないと思うから	60 (15.7)	25 (6.5)	53 (13.8)	26 (6.8)	219 (57.2)	-	383 (100.0)
2. 弁護士は頼りにならなそうだから	34 (8.8)	23 (6.0)	52 (13.5)	34 (8.8)	242 (62.9)	-	385 (100.0)
3. 弁護士はよく話を聞いてくれなさそうだから	33 (8.7)	25 (6.6)	49 (12.9)	38 (10.0)	236 (61.9)	-	381 (100.0)
4. 相談の際に示された弁護士にかかる費用に納得できないから	34 (9.1)	44 (11.8)	81 (21.8)	13 (3.5)	87 (23.4)	113 (30.4)	372 (100.0)

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	そうは言 われな かった	回答数 (無回答 を除く。)
5.法律相談で解決したと思うから	135 (34.2)	64 (16.2)	81 (20.5)	15 (3.8)	100 (25.3)	- -	395 (100.0)
6.法律相談で弁護士に依頼するような問題ではないと言われたから	58 (15.5)	41 (11.0)	69 (18.4)	15 (4.0)	100 (26.7)	91 (24.3)	374 (100.0)
7.法律相談の弁護士の印象が悪いから	30 (8.1)	19 (5.1)	52 (14.1)	23 (6.2)	246 (66.5)	- -	370 (100.0)
8.法律相談で勝てそうにないと言われたから	43 (11.8)	29 (7.9)	59 (16.2)	3 (0.8)	128 (35.1)	103 (28.2)	365 (100.0)
9.自分で解決できると思ったから	78 (20.7)	71 (18.8)	97 (25.7)	15 (4.0)	116 (30.8)	- -	377 (100.0)

図表3-5 法律相談者 問5(1) 今回の問題を弁護士に相談することにためらいを感じたことがあるか

(左=度数, 右=%)

ためらいを感じたことがある	3,937	(42.5)
どちらともいえない	2,328	(25.1)
ためらいを感じたことはない	3,009	(32.4)
回答数(無回答を除く。)	9,274	(100.0)



図表3-6

法律相談者 問5(2)

ためらいを感じた理由 (問5(1)で「ためらいを感じたことがある」と回答した者のみ)

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士には近寄りやすいイメージがあるから	785 (22.1)	1,208 (34.0)	603 (17.0)	290 (8.2)	664 (18.7)	3,550 (100.0)
2. 弁護士はお金がかかりそうだから	2,775 (74.1)	761 (20.3)	129 (3.4)	24 (0.6)	56 (1.5)	3,745 (100.0)
3. 弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから	749 (21.4)	728 (20.8)	990 (28.2)	365 (10.4)	675 (19.2)	3,507 (100.0)
4. 自分の抱えている問題は、弁護士に頼めば解決するというものではないと思ったから	375 (10.6)	477 (13.5)	971 (27.6)	466 (13.2)	1,234 (35.0)	3,523 (100.0)
5. 弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから	536 (15.1)	633 (17.9)	932 (26.3)	388 (11.0)	1,051 (29.7)	3,540 (100.0)

図表3-7

法律相談者 問9

弁護士を選ぶ際の考慮の度合

(上段=度数, 下段=%)

	男性がいい	どちらかといえば男性がいい	どちらでもよい	どちらかといえば女性がいい	女性がいい	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士の性別	1,191 (14.0)	779 (9.1)	5,530 (64.8)	607 (7.1)	426 (5.0)	8,533 (100.0)

	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	回答数 (無回答を除く。)
2. 弁護士への話しやすさ	5,395 (62.8)	2,530 (29.4)	487 (5.7)	116 (1.3)	65 (0.8)	8,593 (100.0)
3. 親身に対応してくれること	6,721 (77.8)	1,508 (17.5)	332 (3.8)	41 (0.5)	33 (0.4)	8,635 (100.0)
4. 依頼内容に対してきちんと説明してくれること	7,157 (83.7)	1,104 (12.9)	248 (2.9)	23 (0.3)	23 (0.3)	8,555 (100.0)
5. 希望どおりの結果が得られそうと言えること	3,370 (40.4)	2,443 (29.3)	2,073 (24.8)	272 (3.3)	188 (2.3)	8,346 (100.0)
6. 弁護士の実務経験が長いこと	2,337 (28.1)	3,076 (37.0)	2,300 (27.7)	441 (5.3)	158 (1.9)	8,312 (100.0)
7. 弁護士の専門分野	4,191 (50.3)	2,833 (34.0)	1,101 (13.2)	125 (1.5)	77 (0.9)	8,327 (100.0)
8. 弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価	2,524 (30.6)	3,010 (36.5)	2,169 (26.3)	385 (4.7)	165 (2.0)	8,253 (100.0)
9. 弁護士の事務所にいきやすいこと	2,915 (35.1)	3,006 (36.2)	1,749 (21.0)	434 (5.2)	210 (2.5)	8,314 (100.0)
10. 法律知識に限られない幅広い知識を持っていること	3,981 (47.8)	2,895 (34.8)	1,221 (14.7)	169 (2.0)	62 (0.7)	8,328 (100.0)
11. 弁護士にかかる費用が安いこと	4,377 (52.5)	2,331 (28.0)	1,445 (17.3)	113 (1.4)	64 (0.8)	8,330 (100.0)

図表3-8 法律相談者 問13 弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士の専門分野が簡単に分かること	4,989 (59.7)	2,424 (29.0)	767 (9.2)	79 (0.9)	101 (1.2)	8,360 (100.0)
2. 弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単に分かること	3,353 (40.8)	2,868 (34.9)	1,682 (20.5)	152 (1.8)	164 (2.0)	8,219 (100.0)
3. 弁護士の事務所に行きやすいこと	3,854 (47.0)	2,683 (32.7)	1,339 (16.3)	159 (1.9)	169 (2.1)	8,204 (100.0)
4. 弁護士にかかる費用の総額が安くなること	5,064 (61.5)	2,122 (25.8)	935 (11.3)	65 (0.8)	53 (0.6)	8,239 (100.0)
5. 弁護士にかかる費用の基準が簡単に分かること	5,912 (71.6)	1,815 (22.0)	455 (5.5)	30 (0.4)	44 (0.5)	8,256 (100.0)
6. 弁護士にかかる費用を補う民間の保険が利用しやすくなること	4,766 (58.9)	2,046 (25.3)	1,128 (13.9)	75 (0.9)	83 (1.0)	8,098 (100.0)
7. 弁護士にかかる費用を立て替える等公的な支援制度が利用できること	5,684 (68.8)	1,714 (20.8)	728 (8.8)	56 (0.7)	76 (0.9)	8,258 (100.0)

図表3-9 法律相談者 問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合（年代別）

（上段=度数，下段=%）

	1.弁護士の性別 ⁵⁰				2.弁護士への話しやすさ ⁵¹				3.親身に対応してくれること ⁵²			
	男性 がいい	どちら でもよ い	女性 がいい	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計
20代	113 (17.9)	404 (64.0)	114 (18.1)	631 (100)	633 (90.9)	52 (7.5)	11 (1.6)	696 (100)	650 (93.4)	41 (5.9)	5 (0.7)	696 (100)
30代	262 (16.9)	994 (64.2)	292 (18.9)	1,548 (100)	1,542 (94.1)	75 (4.6)	21 (1.3)	1,638 (100)	1,576 (96.0)	57 (3.5)	9 (0.5)	1,642 (100)
40代	456 (20.6)	1,487 (67.0)	275 (12.4)	2,218 (100)	2,197 (93.6)	107 (4.6)	44 (1.9)	2,348 (100)	2,273 (96.3)	67 (2.8)	20 (0.8)	2,360 (100)
50代	385 (22.2)	1,162 (66.9)	189 (10.9)	1,736 (100)	1,658 (93.1)	95 (5.3)	28 (1.6)	1,781 (100)	1,704 (95.8)	63 (3.5)	11 (0.6)	1,778 (100)
60代以上	707 (32.3)	1,350 (61.6)	134 (6.1)	2,191 (100)	1,718 (89.2)	139 (7.2)	68 (3.5)	1,925 (100)	1,842 (94.3)	88 (4.5)	23 (1.2)	1,953 (100)
全体	1,923 (23.1)	5,397 (64.8)	1,004 (12.1)	8,324 (100)	7,748 (92.4)	468 (5.6)	172 (2.1)	8,388 (100)	8,045 (95.4)	316 (3.7)	68 (0.8)	8,429 (100)

	4.依頼内容に対してきちんと説明してくれること ⁵³				5.希望どおりの結果が得られそうと言えること ⁵⁴				6.弁護士の実務経験が長いこと ⁵⁵			
	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計
20代	662 (95.8)	26 (3.8)	3 (0.4)	691 (100)	494 (71.8)	149 (21.7)	45 (6.5)	688 (100)	426 (62.4)	200 (29.3)	57 (8.3)	683 (100)
30代	1,592 (97.7)	31 (1.9)	7 (0.4)	1,630 (100)	1,121 (69.2)	405 (25.0)	94 (5.8)	1,620 (100)	1,005 (62.0)	494 (30.5)	122 (7.5)	1,621 (100)
40代	2,272 (97.1)	59 (2.5)	10 (0.4)	2,341 (100)	1,615 (69.9)	564 (24.4)	132 (5.7)	2,311 (100)	1,467 (63.8)	657 (28.6)	177 (7.7)	2,301 (100)
50代	1,712 (97.1)	48 (2.7)	4 (0.2)	1,764 (100)	1,232 (71.0)	423 (24.4)	79 (4.6)	1,734 (100)	1,177 (67.8)	460 (26.5)	99 (5.7)	1,736 (100)
60代以上	1,835 (95.4)	70 (3.6)	19 (1.0)	1,924 (100)	1,214 (67.3)	487 (27.0)	102 (5.7)	1,803 (100)	1,212 (68.3)	431 (24.3)	132 (7.4)	1,775 (100)
全体	8,073 (96.7)	234 (2.8)	43 (0.5)	8,350 (100)	5,676 (69.6)	2,028 (24.9)	452 (5.5)	8,156 (100)	5,287 (65.1)	2,242 (27.6)	587 (7.2)	8,116 (100)

⁵⁰ Pearson のカイ 2 乗=270. 625, p=0. 000

⁵¹ Pearson のカイ 2 乗=52. 926, p=0. 000

⁵² Pearson のカイ 2 乗=28. 673, p=0. 003

⁵³ Pearson のカイ 2 乗=24. 970, p=0. 002

⁵⁴ Pearson のカイ 2 乗=13. 590, p=0. 093

⁵⁵ Pearson のカイ 2 乗=30. 409, p=0. 000

	7.弁護士の専門分野 ⁵⁶				8.弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価 ⁵⁷				9.弁護士の事務所に行きやすいこと ⁵⁸			
	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計
20代	542 (79.0)	119 (17.3)	25 (3.6)	686 (100)	403 (58.8)	227 (33.1)	55 (8.0)	685 (100)	487 (70.7)	146 (21.2)	56 (8.1)	689 (100)
30代	1,360 (83.8)	228 (14.1)	34 (2.1)	1,622 (100)	1,106 (68.3)	417 (25.8)	96 (5.9)	1,619 (100)	1,167 (72.2)	318 (19.7)	132 (8.2)	1,617 (100)
40代	1,941 (84.3)	313 (13.6)	48 (2.1)	2,302 (100)	1,544 (67.1)	603 (26.2)	155 (6.7)	2,302 (100)	1,625 (70.5)	498 (21.6)	181 (7.9)	2,304 (100)
50代	1,489 (85.6)	213 (12.2)	37 (2.1)	1,739 (100)	1,209 (70.0)	429 (24.8)	90 (5.2)	1,728 (100)	1,269 (73.4)	349 (20.2)	112 (6.5)	1,730 (100)
60代以上	1,527 (85.6)	204 (11.4)	53 (3.0)	1,784 (100)	1,146 (66.3)	441 (25.5)	142 (8.2)	1,729 (100)	1,234 (69.4)	394 (22.2)	150 (8.4)	1,778 (100)
全体	6,859 (84.3)	1,077 (13.2)	197 (2.4)	8,133 (100)	5,408 (67.1)	2,117 (26.3)	538 (6.7)	8,063 (100)	5,782 (71.2)	1,705 (21.0)	631 (7.8)	8,118 (100)

	10.法律知識に限られない幅広い知識を持っていること ⁵⁹				11.弁護士にかかる費用が安いこと ⁶⁰			
	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計
20代	553 (80.5)	111 (16.2)	23 (3.3)	687 (100)	557 (81.3)	115 (16.8)	13 (1.9)	685 (100)
30代	1,304 (80.5)	265 (16.4)	51 (3.1)	1,620 (100)	1,266 (78.4)	308 (19.1)	41 (2.5)	1,615 (100)
40代	1,921 (83.2)	330 (14.3)	57 (2.5)	2,308 (100)	1,889 (81.8)	378 (16.4)	41 (1.8)	2,308 (100)
50代	1,483 (85.6)	218 (12.6)	32 (1.8)	1,733 (100)	1,436 (82.7)	267 (15.4)	33 (1.9)	1,736 (100)
60代以上	1,450 (81.3)	271 (15.2)	63 (3.5)	1,784 (100)	1,409 (78.7)	336 (18.8)	46 (2.6)	1,791 (100)
全体	6,711 (82.5)	1,195 (14.7)	226 (2.8)	8,132 (100)	6,557 (80.6)	1,404 (17.3)	174 (2.1)	8,135 (100)

⁵⁶ Pearson のカイ 2 乗=27. 349, p=0. 001

⁵⁷ Pearson のカイ 2 乗=38. 797, p=0. 000

⁵⁸ Pearson のカイ 2 乗=11. 024, p=0. 200

⁵⁹ Pearson のカイ 2 乗=24. 899, p=0. 002

⁶⁰ Pearson のカイ 2 乗=18. 165, p=0. 020

図表3-10 法律相談者 問9 弁護士を選ぶ際の考慮の度合（年収別）

(上段=度数, 下段=%)

	1. 弁護士の性別 ⁶¹				2. 弁護士への話しやすさ ⁶²				3. 親身に対応してくれること ⁶³			
	男性 がいい	どちら でもよ い	女性 がいい	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計
300万円未満	312 (20.9)	923 (61.9)	255 (17.1)	1,490 (100)	1,361 (90.9)	104 (6.9)	33 (2.2)	1,498 (100)	1,409 (93.6)	75 (5.0)	22 (1.5)	1,506 (100)
300-500万円 未満	554 (23.3)	1,521 (64.0)	303 (12.7)	2,378 (100)	2,243 (92.6)	125 (5.2)	55 (2.3)	2,423 (100)	2,320 (95.2)	89 (3.7)	27 (1.1)	2,436 (100)
500-1000万円未 満	656 (23.1)	1,919 (67.5)	267 (9.4)	2,842 (100)	2,767 (93.8)	131 (4.4)	51 (1.7)	2,949 (100)	2,877 (97.1)	75 (2.5)	11 (0.4)	2,963 (100)
1000万円以上	71 (24.8)	186 (65.0)	29 (10.1)	286 (100)	295 (95.2)	9 (2.9)	6 (1.9)	310 (100)	299 (96.1)	11 (3.5)	1 (0.3)	311 (100)
全体	1,593 (22.8)	4,549 (65.0)	854 (12.2)	6,996 (100)	6,666 (92.8)	369 (5.1)	145 (2.0)	7,180 (100)	6,905 (95.7)	250 (3.5)	61 (0.8)	7,216 (100)

	4. 依頼内容に対してきちんと説明してくれること ⁶⁴				5. 希望どおりの結果が得られそうと言えること ⁶⁵				6. 弁護士の実務経験が長いこと ⁶⁶			
	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計	考慮 する	どちら ともい えない	考慮 しない	合計
300万円未満	1,415 (95.0)	60 (4.0)	15 (1.0)	1,490 (100)	1,043 (72.2)	340 (23.5)	61 (4.2)	1,444 (100)	933 (64.6)	396 (27.4)	116 (8.0)	1,445 (100)
300-500万円 未満	2,336 (96.7)	64 (2.7)	15 (0.6)	2,415 (100)	1,671 (70.8)	565 (23.9)	124 (5.3)	2,360 (100)	1,504 (63.9)	664 (28.2)	187 (7.9)	2,355 (100)
500-1000万円未 満	2,891 (98.1)	51 (1.7)	5 (0.2)	2,947 (100)	1,966 (67.6)	760 (26.1)	181 (6.2)	2,907 (100)	1,903 (65.7)	796 (27.5)	196 (6.8)	2,895 (100)
1000万円以上	303 (98.4)	5 (1.6)	0 (0.0)	308 (100)	196 (64.1)	84 (27.5)	26 (8.5)	306 (100)	227 (73.9)	62 (20.2)	18 (5.9)	307 (100)
全体	6,945 (97.0)	180 (2.5)	35 (0.5)	7,160 (100)	4,876 (69.5)	1,749 (24.9)	392 (5.6)	7,017 (100)	4,567 (65.2)	1,918 (27.4)	517 (7.4)	7,002 (100)

⁶¹ Pearson のカイ 2 乗=57. 810, p=0. 000⁶² Pearson のカイ 2 乗=18. 672, p=0. 005⁶³ Pearson のカイ 2 乗=36. 707, p=0. 000⁶⁴ Pearson のカイ 2 乗=39. 677, p=0. 000⁶⁵ Pearson のカイ 2 乗=21. 464, p=0. 002⁶⁶ Pearson のカイ 2 乗=15. 063, p=0. 020

	7.弁護士の専門分野 ⁶⁷				8.弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価 ⁶⁸				9.弁護士の事務所に行きやすいこと ⁶⁹			
	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計
300万円未満	1,177 (81.6)	216 (15.0)	49 (3.4)	1,442 (100)	926 (64.8)	398 (27.9)	104 (7.3)	1,428 (100)	1,050 (72.8)	294 (20.4)	99 (6.9)	1,443 (100)
300-500万円未満	1,938 (82.1)	356 (15.1)	67 (2.8)	2,361 (100)	1,488 (63.5)	665 (28.4)	189 (8.1)	2,342 (100)	1,657 (70.4)	501 (21.3)	197 (8.4)	2,355 (100)
500-1000万円未満	2,528 (87.1)	321 (11.1)	54 (1.9)	2,903 (100)	1,994 (69.2)	725 (25.1)	164 (5.7)	2,883 (100)	2,056 (71.0)	592 (20.5)	246 (8.5)	2,894 (100)
1000万円以上	288 (93.5)	20 (6.5)	0 (0.0)	308 (100)	243 (78.9)	53 (17.2)	12 (3.9)	308 (100)	228 (73.3)	57 (18.3)	26 (8.4)	311 (100)
全体	5,931 (84.6)	913 (13.0)	170 (2.4)	7,014 (100)	4,651 (66.8)	1,841 (26.4)	469 (6.7)	6,961 (100)	4,991 (71.3)	1,444 (20.6)	568 (8.1)	7,003 (100)

	10.法律知識に限られない幅広い知識を持っていること ⁷⁰				11.弁護士にかかる費用が安いこと ⁷¹			
	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計	考慮する	どちらともいえない	考慮しない	合計
300万円未満	1,218 (84.1)	201 (13.9)	30 (2.1)	1,449 (100)	1,169 (80.9)	241 (16.7)	35 (2.4)	1,445 (100)
300-500万円未満	1,939 (82.0)	357 (15.1)	70 (3.0)	2,366 (100)	1,968 (83.2)	365 (15.4)	32 (1.4)	2,365 (100)
500-1000万円未満	2,392 (82.5)	427 (14.7)	82 (2.8)	2,901 (100)	2,323 (79.8)	516 (17.7)	72 (2.5)	2,911 (100)
1000万円以上	266 (86.9)	30 (9.8)	10 (3.3)	306 (100)	215 (70.3)	81 (26.5)	10 (3.3)	306 (100)
全体	5,815 (82.8)	1,015 (14.5)	192 (2.7)	7,022 (100)	5,675 (80.8)	1,203 (17.1)	149 (2.1)	7,027 (100)

⁶⁷ Pearson のカイ 2 乗=57.475, p=0.000

⁶⁸ Pearson のカイ 2 乗=45.146, p=0.000

⁶⁹ Pearson のカイ 2 乗=5.822, p=0.443

⁷⁰ Pearson のカイ 2 乗=10.052, p=0.122

⁷¹ Pearson のカイ 2 乗=37.420, p=0.000

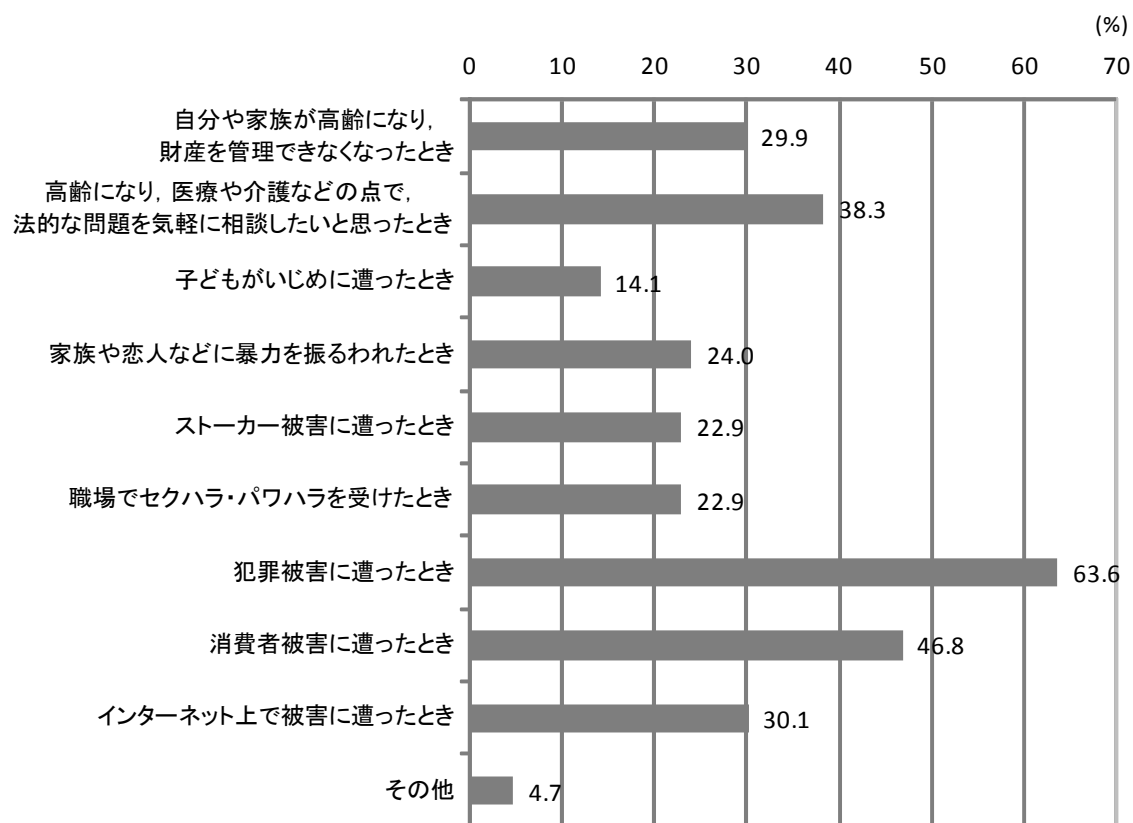
図表3-11

法律相談者 問12

将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき	2,476	(29.9)
高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき	3,178	(38.3)
子どもがいじめに遭ったとき	1,168	(14.1)
家族や恋人などに暴力を振るわれたとき	1,992	(24.0)
ストーカー被害に遭ったとき	1,899	(22.9)
職場でセクハラ・パワハラを受けたとき	1,902	(22.9)
犯罪被害に遭ったとき	5,277	(63.6)
消費者被害に遭ったとき	3,883	(46.8)
インターネット上で被害に遭ったとき	2,498	(30.1)
その他	388	(4.7)
回答数(無回答を除く。)	8,291	



図表3-12

法律相談者 問12

将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（年代別）

(○=当てはまる, ×=当てはまらない) (上段=度数, 下段=%)

	自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき ⁷²			高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき ⁷³			子どもがいじめに遭ったとき ⁷⁴			家族や恋人などに暴力を振るわれたとき ⁷⁵		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
20代	177 (27.0)	478 (73.0)	655 (100)	146 (22.3)	509 (77.7)	655 (100)	101 (15.4)	554 (84.6)	655 (100)	235 (35.9)	420 (64.1)	655 (100)
30代	462 (29.3)	1,114 (70.7)	1,576 (100)	449 (28.5)	1,127 (71.5)	1,576 (100)	303 (19.2)	1,273 (80.8)	1,576 (100)	494 (31.3)	1,082 (68.7)	1,576 (100)
40代	663 (29.3)	1,596 (70.7)	2,259 (100)	772 (34.2)	1,487 (65.8)	2,259 (100)	429 (19.0)	1,830 (81.0)	2,259 (100)	649 (28.7)	1,610 (71.3)	2,259 (100)
50代	545 (31.9)	1,164 (68.1)	1,709 (100)	729 (42.7)	980 (57.3)	1,709 (100)	188 (11.0)	1,521 (89.0)	1,709 (100)	364 (21.3)	1,345 (78.7)	1,709 (100)
60代以上	571 (29.9)	1,341 (70.1)	1,912 (100)	1,006 (52.6)	906 (47.4)	1,912 (100)	125 (6.5)	1,787 (93.5)	1,912 (100)	217 (11.3)	1,695 (88.7)	1,912 (100)
全体	2,418 (29.8)	5,693 (70.2)	8,111 (100)	3,102 (38.2)	5,009 (61.8)	8,111 (100)	1,146 (14.1)	6,965 (85.9)	8,111 (100)	1,959 (24.2)	6,152 (75.8)	8,111 (100)

	ストーカー被害に遭ったとき ⁷⁶			職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき ⁷⁷			犯罪被害に遭ったとき ⁷⁸			消費者被害に遭ったとき ⁷⁹		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
20代	199 (30.4)	456 (69.6)	655 (100)	204 (31.1)	451 (68.9)	655 (100)	484 (73.9)	171 (26.1)	655 (100)	323 (49.3)	332 (50.7)	655 (100)
30代	457 (29.0)	1,119 (71.0)	1,576 (100)	455 (28.9)	1,121 (71.1)	1,576 (100)	1,151 (73.0)	425 (27.0)	1,576 (100)	868 (55.1)	708 (44.9)	1,576 (100)
40代	629 (27.8)	1,630 (72.2)	2,259 (100)	645 (28.6)	1,614 (71.4)	2,259 (100)	1,616 (71.5)	643 (28.5)	2,259 (100)	1,199 (53.1)	1,060 (46.9)	2,259 (100)
50代	362 (21.2)	1,347 (78.8)	1,709 (100)	377 (22.1)	1,332 (77.9)	1,709 (100)	1,070 (62.6)	639 (37.4)	1,709 (100)	776 (45.4)	933 (54.6)	1,709 (100)
60代以上	220 (11.5)	1,692 (88.5)	1,912 (100)	187 (9.8)	1,725 (90.2)	1,912 (100)	871 (45.6)	1,041 (54.4)	1,912 (100)	656 (34.3)	1,256 (65.7)	1,912 (100)
全体	1,867 (23.0)	6,244 (77.0)	8,111 (100)	1,868 (23.0)	6,243 (77.0)	8,111 (100)	5,192 (64.0)	2,919 (36.0)	8,111 (100)	3,822 (47.1)	4,289 (52.9)	8,111 (100)

⁷² Pearson のカイ 2 乗=6.382, p=0.172⁷³ Pearson のカイ 2 乗=331.200, p=0.000⁷⁴ Pearson のカイ 2 乗=183.256, p=0.000⁷⁵ Pearson のカイ 2 乗=298.182, p=0.000⁷⁶ Pearson のカイ 2 乗=227.779, p=0.000⁷⁷ Pearson のカイ 2 乗=283.789, p=0.000⁷⁸ Pearson のカイ 2 乗=423.167, p=0.000⁷⁹ Pearson のカイ 2 乗=201.407, p=0.000

	インターネット上で被害に遭ったとき ⁸⁰			その他 ⁸¹		
	○	×	合計	○	×	合計
20代	198 (30.2)	457 (69.8)	655 (100)	24 (3.7)	631 (96.3)	655 (100)
30代	561 (35.6)	1,015 (64.4)	1,576 (100)	57 (3.6)	1,519 (96.4)	1,576 (100)
40代	817 (36.2)	1,442 (63.8)	2,259 (100)	84 (3.7)	2,175 (96.3)	2,259 (100)
50代	542 (31.7)	1,167 (68.3)	1,709 (100)	85 (5.0)	1,624 (95.0)	1,709 (100)
60代以上	343 (17.9)	1,569 (82.1)	1,912 (100)	122 (6.4)	1,790 (93.6)	1,912 (100)
全体	2,461 (30.3)	5,650 (69.7)	8,111 (100)	372 (4.6)	7,739 (95.4)	8,111 (100)

⁸⁰ Pearson のカイ 2 乗=197. 531, p=0. 000

⁸¹ Pearson のカイ 2 乗=23. 202, p=0. 000

図表3-13

法律相談者 問12

将来問題を抱えた場合に、弁護士にその問題の解決を依頼したいと思うもの（年収別）

(○=当てはまる, ×=当てはまらない) (上段=度数, 下段=%)

	自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき ⁸²			高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき ⁸³			子どもがいじめに遭ったとき ⁸⁴			家族や恋人などに暴力を振られたとき ⁸⁵		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
300万円未満	367 (24.7)	1,119 (75.3)	1,486 (100)	596 (40.1)	890 (59.9)	1,486 (100)	200 (13.5)	1,286 (86.5)	1,486 (100)	369 (24.8)	1,117 (75.2)	1,486 (100)
300-500万円未満	662 (27.9)	1,710 (72.1)	2,372 (100)	948 (40.0)	1,424 (60.0)	2,372 (100)	312 (13.2)	2,060 (86.8)	2,372 (100)	606 (25.5)	1,766 (74.5)	2,372 (100)
500-1000万円未満	947 (32.7)	1,951 (67.3)	2,898 (100)	1,036 (35.7)	1,862 (64.3)	2,898 (100)	441 (15.2)	2,457 (84.8)	2,898 (100)	682 (23.5)	2,216 (76.5)	2,898 (100)
1000万円以上	120 (38.8)	189 (61.2)	309 (100)	116 (37.5)	193 (62.5)	309 (100)	56 (18.1)	253 (81.9)	309 (100)	86 (27.8)	223 (72.2)	309 (100)
全体	2,096 (29.7)	4,969 (70.3)	7,065 (100)	2,696 (38.2)	4,369 (61.8)	7,065 (100)	1,009 (14.3)	6,056 (85.7)	7,065 (100)	1,743 (24.7)	5,322 (75.3)	7,065 (100)

	ストーカー被害に遭ったとき ⁸⁶			職場でのセクハラ・パワハラを受けたとき ⁸⁷			犯罪被害に遭ったとき ⁸⁸			消費者被害に遭ったとき ⁸⁹		
	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
300万円未満	370 (24.9)	1,116 (75.1)	1,486 (100)	335 (22.5)	1,151 (77.5)	1,486 (100)	882 (59.4)	604 (40.6)	1,486 (100)	664 (44.7)	822 (55.3)	1,486 (100)
300-500万円未満	553 (23.3)	1,819 (76.7)	2,372 (100)	568 (23.9)	1,804 (76.1)	2,372 (100)	1,520 (64.1)	852 (35.9)	2,372 (100)	1,138 (48.0)	1,234 (52.0)	2,372 (100)
500-1000万円未満	641 (22.1)	2,257 (77.9)	2,898 (100)	692 (23.9)	2,206 (76.1)	2,898 (100)	1,962 (67.7)	936 (32.3)	2,898 (100)	1,452 (50.1)	1,446 (49.9)	2,898 (100)
1000万円以上	93 (30.1)	216 (69.9)	309 (100)	68 (22.0)	241 (78.0)	309 (100)	231 (74.8)	78 (25.2)	309 (100)	146 (47.2)	163 (52.8)	309 (100)
全体	1,657 (23.5)	5,408 (76.5)	7,065 (100)	1,663 (23.5)	5,402 (76.5)	7,065 (100)	4,595 (65.0)	2,470 (35.0)	7,065 (100)	3,400 (48.1)	3,665 (51.9)	7,065 (100)

⁸² Pearson のカイ 2 乗=46.140, p=0.000⁸³ Pearson のカイ 2 乗=12.858, p=0.005⁸⁴ Pearson のカイ 2 乗=9.085, p=0.028⁸⁵ Pearson のカイ 2 乗=4.681, p=0.197⁸⁶ Pearson のカイ 2 乗=12.228, p=0.007⁸⁷ Pearson のカイ 2 乗=1.625, p=0.654⁸⁸ Pearson のカイ 2 乗=43.951, p=0.000⁸⁹ Pearson のカイ 2 乗=11.709, p=0.008

	インターネット上で被害に遭ったとき ⁹⁰			その他 ⁹¹		
	○	×	合計	○	×	合計
300万円未満	411 (27.7)	1,075 (72.3)	1,486 (100)	86 (5.8)	1,400 (94.2)	1,486 (100)
300-500万円 未満	721 (30.4)	1,651 (69.6)	2,372 (100)	106 (4.5)	2,266 (95.5)	2,372 (100)
500-1000万円 未満	944 (32.6)	1,954 (67.4)	2,898 (100)	105 (3.6)	2,793 (96.4)	2,898 (100)
1000万円以上	110 (35.6)	199 (64.4)	309 (100)	16 (5.2)	293 (94.8)	309 (100)
全体	2,186 (30.9)	4,879 (69.1)	7,065 (100)	313 (4.4)	6,752 (95.6)	7,065 (100)

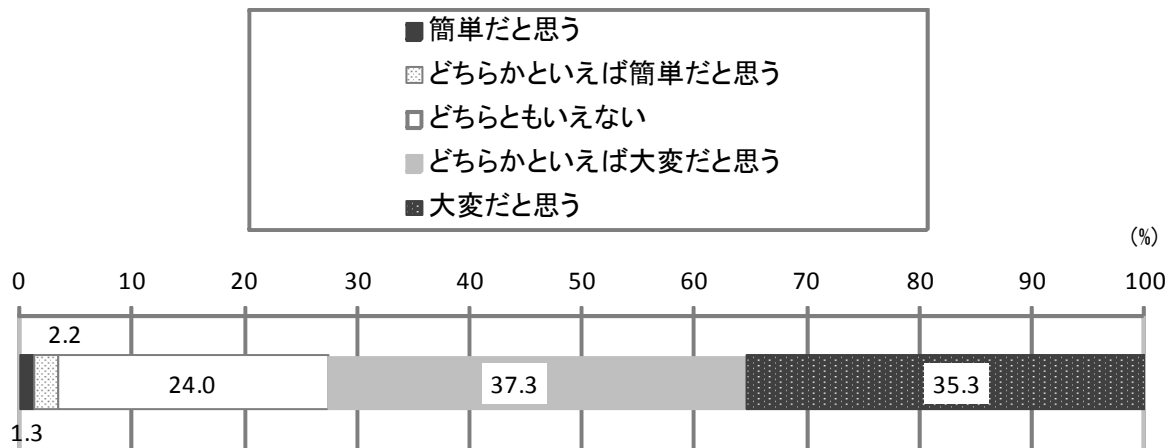
⁹⁰ Pearson のカイ 2 乗=14. 5791, p=0. 002

⁹¹ Pearson のカイ 2 乗=11. 338, p=0. 010

図表3-14 法律相談者 問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか

(左=度数, 右=%)

簡単だと思う	118	(1.3)
どちらかといえば簡単だと思う	197	(2.2)
どちらともいえない	2,167	(24.0)
どちらかといえば大変だと思う	3,369	(37.3)
大変だと思う	3,188	(35.3)
回答数(無回答を除く。)	9,039	(100.0)

図表3-15 法律相談者 問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか (地域別)⁹²

(上段=度数, 下段=%)

	簡単だと思う	どちらかとい えば簡単だ と思う	どちらともい えない	どちらかとい えば大変だ と思う	大変だと思う	合計
第I地域	20 (1.3)	35 (2.2)	401 (25.1)	585 (36.6)	559 (34.9)	1,600 (100.0)
第II地域	25 (1.1)	54 (2.4)	555 (24.2)	876 (38.1)	787 (34.3)	2,297 (100.0)
第III地域	28 (1.3)	40 (1.8)	503 (23.1)	849 (39.0)	759 (34.8)	2,179 (100.0)
第IV地域	17 (0.9)	36 (1.9)	440 (23.2)	713 (37.6)	689 (36.4)	1,895 (100.0)
全体	90 (1.1)	165 (2.1)	1,899 (23.8)	3,023 (37.9)	2,794 (35.1)	7,971 (100.0)

⁹² Pearson のカイ 2 乗=8.213, p=0.768

図表3-16 法律相談者 問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか（年代別）⁹³

(上段=度数, 下段=%)

	簡単だと思う	どちらかといえば簡単だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば大変だと思う	大変だと思う	合計
20代	9 (1.3)	7 (1.0)	174 (24.6)	234 (33.1)	284 (40.1)	708 (100.0)
30代	16 (1.0)	21 (1.3)	357 (21.5)	575 (34.6)	691 (41.6)	1,660 (100.0)
40代	34 (1.4)	49 (2.1)	566 (23.7)	860 (36.0)	878 (36.8)	2,387 (100.0)
50代	18 (1.0)	42 (2.3)	473 (25.7)	718 (38.9)	593 (32.2)	1,844 (100.0)
60代以上	38 (1.7)	73 (3.3)	540 (24.4)	899 (40.6)	664 (30.0)	2,214 (100.0)
全体	115 (1.3)	192 (2.2)	2,110 (23.9)	3,286 (37.3)	3,110 (35.3)	8,813 (100.0)

図表3-17 法律相談者 問11 良い弁護士を見つけるのは簡単だと思うか（年収別）⁹⁴

(上段=度数, 下段=%)

	簡単だと思う	どちらかといえば簡単だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば大変だと思う	大変だと思う	合計
300万円未満	32 (2.0)	41 (2.5)	407 (25.0)	531 (32.6)	617 (37.9)	1,628 (100.0)
300-500万円未満	24 (0.9)	48 (1.9)	610 (24.0)	957 (37.7)	902 (35.5)	2,541 (100.0)
500-1000万円未満	31 (1.0)	63 (2.1)	716 (23.5)	1,212 (39.8)	1,025 (33.6)	3,047 (100.0)
1000万円以上	1 (0.3)	9 (2.8)	62 (19.1)	156 (48.1)	96 (29.6)	324 (100.0)
全体	88 (1.2)	161 (2.1)	1,795 (23.8)	2,856 (37.9)	2,640 (35.0)	7,540 (100.0)

⁹³ Pearson のカイ 2 乗=100.032, p=0.000⁹⁴ Pearson のカイ 2 乗=51.462, p=0.000

図表3-18 法律相談者 属性問1 知り合いに弁護士がいるか（地域別）⁹⁵

(左=度数, 右=%)

	知り合いに弁護士 がいる	知り合いに弁護士 がいない	合計
第I地域	367 (22.7)	1,253 (77.3)	1,620 (100.0)
第II地域	360 (15.6)	1,947 (84.4)	2,307 (100.0)
第III地域	354 (16.1)	1,841 (83.9)	2,195 (100.0)
第IV地域	280 (14.6)	1,635 (85.4)	1,915 (100.0)
全体	1,361 (16.9)	6,676 (83.1)	8,037 (100.0)

図表3-19 法律相談者 問10 解決を弁護士に依頼しようと思う費用の総額

(左=度数, 右=%)

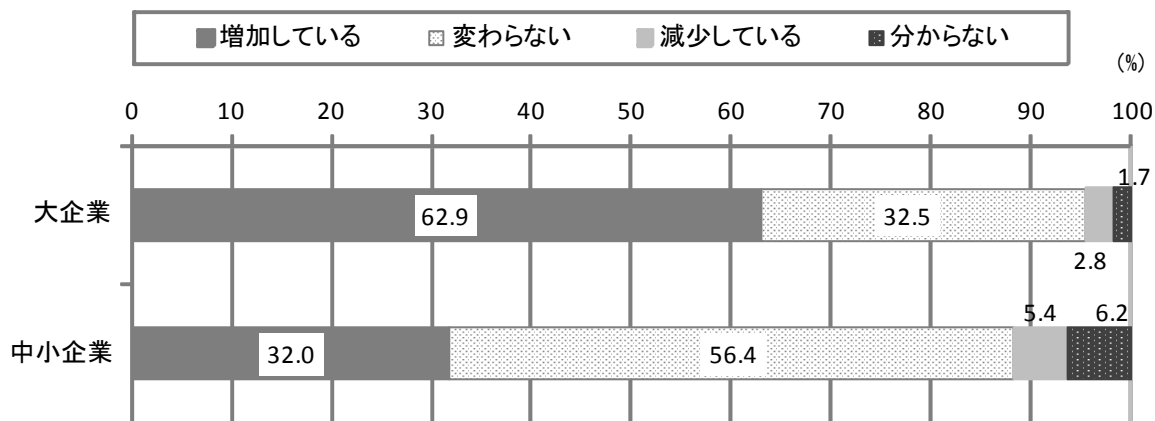
5万円まで	2,243 (26.7)
10万円まで	3,132 (37.3)
50万円まで	2,046 (24.3)
100万円まで	460 (5.5)
300万円まで	100 (1.2)
300万円より高くてもよい	43 (0.5)
いくらであっても依頼しようと思わない	384 (4.6)
回答数(無回答を除く。)	8,408 (100.0)

⁹⁵ Pearson のカイ 2 乗=48. 879, p=0. 000

図表4-1 企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
増加している	708	(62.9)	254	(32.0)
変わらない	366	(32.5)	448	(56.4)
減少している	32	(2.8)	43	(5.4)
分からない	19	(1.7)	49	(6.2)
回答数(無回答を除く。)	1,125	(100.0)	794	(100.0)



図表4-2 大企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか (業種別)⁹⁶

(上段=度数, 下段=%)

	増加している	変わらない	減少している	分からない	合計
農林・水産業・鉱業	4 (80.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
建設・工事業	46 (47.9)	39 (40.6)	8 (8.3)	3 (3.1)	96 (100.0)
製造業	298 (64.6)	149 (32.3)	8 (1.7)	6 (1.3)	461 (100.0)
商業	114 (64.0)	57 (32.0)	4 (2.2)	3 (1.7)	178 (100.0)
金融業	62 (71.3)	20 (23.0)	4 (4.6)	1 (1.1)	87 (100.0)
運輸・通信・倉庫・不動産業	63 (63.6)	33 (33.3)	2 (2.0)	1 (1.0)	99 (100.0)
電気・ガス業・サービス業・その他	114 (60.0)	66 (34.7)	6 (3.2)	4 (2.1)	190 (100.0)
全体	701 (62.8)	365 (32.7)	32 (2.9)	18 (1.6)	1,116 (100.0)

⁹⁶ Pearson のカイ 2 乗=26.058, p=0.098

図表4-3 中小企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか（業種別）⁹⁷

(上段=度数, 下段=%)

	増加 している	変わらない	減少 している	分からない	合計
農林・水産業・鉱業	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
建設・工事業	31 (27.2)	68 (59.6)	7 (6.1)	8 (7.0)	114 (100.0)
製造業	84 (30.1)	160 (57.3)	20 (7.2)	15 (5.4)	279 (100.0)
商業	73 (36.0)	112 (55.2)	8 (3.9)	10 (4.9)	203 (100.0)
金融業	2 (22.2)	6 (66.7)	0 (0.0)	1 (11.1)	9 (100.0)
運輸・通信・倉庫・不動産業	27 (32.1)	46 (54.8)	3 (3.6)	8 (9.5)	84 (100.0)
電気・ガス業・サービス業・その他	36 (37.9)	49 (51.6)	5 (5.3)	5 (5.3)	95 (100.0)
全体	254 (32.4)	441 (56.2)	43 (5.5)	47 (6.0)	785 (100.0)

図表4-4 大企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか（資本金別）⁹⁸

(上段=度数, 下段=%)

	増加 している	変わらない	減少 している	分からない	合計
5億円未満	114 (50.7)	99 (44.0)	6 (2.7)	6 (2.7)	225 (100.0)
5億円以上50億円未満	257 (59.2)	155 (35.7)	15 (3.5)	7 (1.6)	434 (100.0)
50億円以上100億円未満	100 (66.7)	45 (30.0)	4 (2.7)	1 (0.7)	150 (100.0)
100億円以上	230 (74.9)	66 (21.5)	7 (2.3)	4 (1.3)	307 (100.0)
全体	701 (62.8)	365 (32.7)	32 (2.9)	18 (1.6)	1,116 (100.0)

⁹⁷ Pearson のカイ 2 乗=12. 853, p=0. 800⁹⁸ Pearson のカイ 2 乗=39. 309, p=0. 000

図表4-5 中小企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか（資本金別）⁹⁹

（上段=度数，下段=%）

	増加 している	変わらない	減少 している	分からない	合計
1000万円未満	10 (47.6)	8 (38.1)	0 (0.0)	3 (14.3)	21 (100.0)
1000万円以上5000万円未満	124 (28.2)	257 (58.5)	29 (6.6)	29 (6.6)	439 (100.0)
5000万円以上	118 (36.2)	177 (54.3)	14 (4.3)	17 (5.2)	326 (100.0)
全体	252 (32.1)	442 (56.2)	43 (5.5)	49 (6.2)	786 (100.0)

図表4-6 企業 問7 社外の弁護士（顧問弁護士を除く。）に相談をする場合、弁護士を探す方法（3つまで回答可）

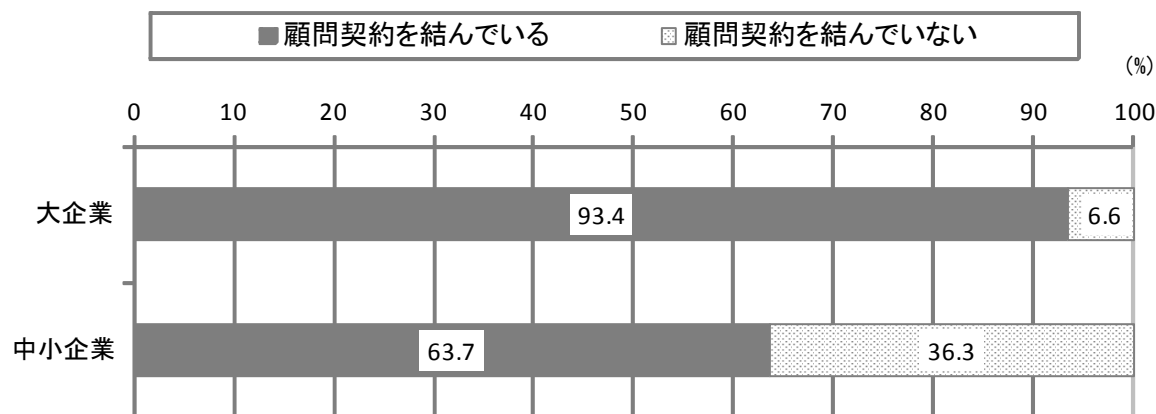
（左=度数，右=%）

	大企業		中小企業	
既知っているの探す必要はない	478	(42.2)	365	(47.9)
顧問弁護士や社内の弁護士に聞いて探す	793	(70.1)	313	(41.1)
知り合いに聞いて探す	345	(30.5)	292	(38.3)
広告、雑誌等で探す	28	(2.5)	5	(0.7)
弁護士会が提供している情報を基に探す	116	(10.2)	73	(9.6)
インターネットの情報を基に探す	157	(13.9)	72	(9.4)
社員が法律相談に行つて探す	79	(7.0)	41	(5.4)
どうやって探したらいいのか分からない	3	(0.3)	15	(2.0)
その他	83	(7.3)	40	(5.2)
回答数(無回答を除く。)	1,132		762	

図表4-7 企業 問2 弁護士と顧問契約を結んでいるか

（左=度数，右=%）

	大企業		中小企業	
顧問契約を結んでいる	1,050	(93.4)	505	(63.7)
顧問契約を結んでいない	74	(6.6)	288	(36.3)
回答数(無回答を除く。)	1,124	(100.0)	793	(100.0)



⁹⁹ Pearson のカイ 2 乗=13.012, p=0.043

図表4-8

企業 問3

弁護士と顧問契約を結んでいない理由（3つまで回答可）（問2で「顧問契約を結んでいない」と回答した企業のみ）

（左＝度数，右＝％）

	大企業		中小企業	
顧問料が高いから	8	(10.8)	46	(16.0)
顧問料の基準が不透明であるから	3	(4.1)	22	(7.6)
費用対効果が計測しづらいから	18	(24.3)	45	(15.6)
必要に応じて依頼すれば足りるから	56	(75.7)	215	(74.7)
弁護士以外の専門家(司法書士,税理士,社会保険労務士など)を利用しているから	11	(14.9)	131	(45.5)
弁護士を必要とする仕事がないから	7	(9.5)	71	(24.7)
知り合いなど,身近に弁護士がないから	1	(1.4)	17	(5.9)
その他	22	(29.7)	40	(13.9)
回答数	74		288	

図表4-9

企業 問4

顧問料がいくらまでであれば，弁護士と顧問契約をしようと思うか（問2で「顧問契約を結んでいない」と回答した企業のみ）

（左＝度数，右＝％）

	大企業		中小企業	
顧問契約をしようと思う	23	(35.9)	97	(35.7)
いくらであっても顧問契約をしたくない	41	(64.1)	175	(64.3)
回答数(無回答を除く。)	64	(100.0)	272	(100.0)

図表4-10

企業 問4_1

弁護士と顧問契約をしようと思う顧問料の金額（月額）（問4で「顧問契約をしようと思う」と回答した企業のみ）

	大企業	中小企業
回答数	23	93
平均値(万円)	11.1	5.2
中央値(万円)	10	3
最小値(万円)	1	1
最大値(万円)	50	30

図表4-11 大企業調査の地域分類

地域	都道府県	企業数	大企業調査		地域	都道府県	企業数	大企業調査	
			標本数	累積割合				標本数	累積割合
第Ⅰ地域	東京都	257,114	459	41.1%	第Ⅲ地域	愛媛県	18,875	6	92.6%
	第Ⅱ地域	大阪府	131,822	148		54.4%	沖縄県	11,492	4
愛知県		101,232	69	60.6%		長崎県	14,499	4	93.3%
神奈川県		106,946	64	66.3%		石川県	17,333	8	94.0%
第Ⅲ地域	埼玉県	84,307	16	67.7%		山口県	16,305	5	94.4%
	北海道	75,733	24	69.9%		山形県	14,777	3	94.7%
	兵庫県	58,850	41	73.6%		青森県	14,183	3	95.0%
	福岡県	57,115	26	75.9%		岩手県	13,096	5	95.4%
	静岡県	53,478	30	78.6%		滋賀県	13,657	7	96.1%
	千葉県	62,251	16	80.0%		大分県	14,852	4	96.4%
	広島県	41,614	25	82.3%		富山県	14,474	6	97.0%
	京都府	33,083	16	83.7%		宮崎県	12,780	3	97.2%
	新潟県	31,765	14	84.9%		和歌山県	10,195	2	97.4%
	茨城県	34,037	5	85.4%		秋田県	11,512	2	97.6%
	長野県	32,449	14	86.6%		奈良県	10,688	1	97.7%
	岐阜県	28,827	6	87.2%		香川県	15,466	8	98.4%
	群馬県	30,193	10	88.1%		山梨県	11,848	3	98.7%
	栃木県	28,832	6	88.6%		福井県	12,382	6	99.2%
	福島県	25,890	8	89.3%		徳島県	10,746	1	99.3%
	宮城県	25,922	10	90.2%		高知県	8,353	1	99.4%
	岡山県	26,524	10	91.1%	佐賀県	8,460	5	99.8%	
	三重県	20,582	1	91.2%	島根県	8,867	0	99.8%	
鹿児島県	20,409	8	91.9%	鳥取県	7,047	2	100.0%		
熊本県	21,021	1	92.0%	合計		1,681,883	1,116		

図表4-12 大企業 属性問 1(3) 資本金 (地域別)¹⁰⁰

(上段=度数, 下段=%)

	5億円未満	5億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円 以上	合計
東京都	34 (7.4)	176 (38.5)	78 (17.1)	169 (37.0)	457 (100.0)
神奈川県・愛知県・大阪府	80 (28.5)	105 (37.4)	34 (12.1)	62 (22.1)	281 (100.0)
その他	112 (29.8)	152 (40.4)	39 (10.4)	73 (19.4)	376 (100.0)
全体	226 (20.3)	433 (38.9)	151 (13.6)	304 (27.3)	1,114 (100.0)

¹⁰⁰ Pearson のカイ 2 乗=98.086, p=0.000

図表4-13 大企業 属性問 1(4) 従業員数 (地域別) ¹⁰¹

(上段=度数, 下段=%)

	500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人 以上	合計
東京都	131 (28.6)	96 (21.0)	116 (25.3)	115 (25.1)	458 (100.0)
神奈川県・愛知県・大阪府	123 (43.9)	54 (19.3)	66 (23.6)	37 (13.2)	280 (100.0)
その他	170 (45.3)	81 (21.6)	72 (19.2)	52 (13.9)	375 (100.0)
全体	424 (38.1)	231 (20.8)	254 (22.8)	204 (18.3)	1,113 (100.0)

図表4-14 大企業 問 2 弁護士と顧問契約を結んでいるか (地域別) ¹⁰²

(左=度数, 右=%)

	顧問契約を結んでいる		顧問契約を結んでいない		合計	
東京都	422	(93.0)	32	(7.0)	454	(100.0)
神奈川県・愛知県・大阪府	261	(94.9)	14	(5.1)	275	(100.0)
その他	345	(92.7)	27	(7.3)	372	(100.0)
全体	1,028	(93.4)	73	(6.6)	1,101	(100.0)

¹⁰¹ Pearson のカイ 2 乗=41.963, p=0.000¹⁰² Pearson のカイ 2 乗=1.418, p=0.492

図表4-15 大企業 問3 弁護士と顧問契約を結んでいない理由（地域別）

（上段=度数，下段=%）

	顧問料 が高い から ¹⁰³	顧問料 の基準 が不透 明であ るから ¹⁰⁴	費用対 効果が 計測し づらい から ¹⁰⁵	必要に 応じて 依頼す れば足 りるから ¹⁰⁶	弁護士 以外の 専門家 （司法書 士，税理 士，社会 保険労 務士な ど）を利 用してい るから ¹⁰⁷	弁護士 を必要と する仕 事がな いから ¹⁰⁸	知り合 いなど， 身近に 弁護士 がいな いから ¹⁰⁹	その他 ¹¹⁰	回答数
東京都	5 (15.6)	1 (3.1)	8 (25.0)	23 (71.9)	1 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (1.1)	32
神奈川県・愛知県・大阪府	1 (7.1)	2 (14.3)	3 (21.4)	9 (64.3)	0 (0.0)	2 (14.3)	1 (0.5)	12 (6.1)	14
その他	2 (7.4)	0 (0.0)	7 (25.9)	24 (88.9)	10 (37.0)	5 (18.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	27
全体	8 (11.0)	3 (4.1)	18 (24.7)	56 (76.7)	11 (15.1)	7 (9.6)	8 (0.2)	63 (1.2)	73

¹⁰³ Pearson のカイ 2 乗=1.272, p=0.529

¹⁰⁴ Pearson のカイ 2 乗=4.915, p=0.086

¹⁰⁵ Pearson のカイ 2 乗=0.104, p=0.949

¹⁰⁶ Pearson のカイ 2 乗=3.870, p=0.144

¹⁰⁷ Pearson のカイ 2 乗=16.233, p=0.000

¹⁰⁸ Pearson のカイ 2 乗=6.233, p=0.044

¹⁰⁹ Pearson のカイ 2 乗=4.273, p=0.118

¹¹⁰ Pearson のカイ 2 乗=4.412, p=0.110

図表4-16 企業 問5(1) 重要な業務・課題であると思うか

(上段=度数, 下段=%)

業務・課題	企業	現在重要な業務・課題であると思う	現在重要な業務・課題ではないが、将来重要な業務・課題になると思う	重要な業務・課題であるとは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1.契約書の作成	大企業	1,031 (91.2)	49 (4.3)	51 (4.5)	1,131 (100.0)
	中小企業	485 (64.5)	153 (20.3)	114 (15.2)	752 (100.0)
2.経営戦略の立案	大企業	911 (81.0)	126 (11.2)	87 (7.7)	1,124 (100.0)
	中小企業	393 (53.2)	147 (19.9)	199 (26.9)	739 (100.0)
3.CSR(企業の社会的責任)体制の整備・維持	大企業	813 (72.0)	224 (19.8)	92 (8.1)	1,129 (100.0)
	中小企業	294 (39.6)	306 (41.2)	142 (19.1)	742 (100.0)
4.環境保護対策	大企業	613 (54.5)	313 (27.8)	198 (17.6)	1,124 (100.0)
	中小企業	218 (29.4)	270 (36.4)	253 (34.1)	741 (100.0)
5.コンプライアンス体制の整備・維持	大企業	1,031 (91.2)	75 (6.6)	24 (2.1)	1,130 (100.0)
	中小企業	425 (57.2)	233 (31.4)	85 (11.4)	743 (100.0)
6.公益通報制度への対応	大企業	708 (63.2)	265 (23.7)	147 (13.1)	1,120 (100.0)
	中小企業	141 (19.4)	269 (37.1)	316 (43.5)	726 (100.0)
7.消費者保護	大企業	577 (51.3)	258 (23.0)	289 (25.7)	1,124 (100.0)
	中小企業	227 (30.9)	237 (32.3)	270 (36.8)	734 (100.0)
8.公正取引に関する法令遵守	大企業	923 (81.6)	142 (12.6)	66 (5.8)	1,131 (100.0)
	中小企業	373 (50.2)	209 (28.1)	161 (21.7)	743 (100.0)
9.個人情報保護・情報セキュリティ管理	大企業	918 (81.4)	159 (14.1)	51 (4.5)	1,128 (100.0)
	中小企業	399 (53.7)	221 (29.7)	123 (16.6)	743 (100.0)
10.M&A(企業買収, 合併)	大企業	547 (48.6)	337 (30.0)	241 (21.4)	1,125 (100.0)
	中小企業	117 (15.7)	279 (37.6)	347 (46.7)	743 (100.0)

業務・課題	企業	現在重要な 業務・課題 であると思 う	現在重要な 業務・課題 であると思 われないが、 将来重要な 業務・課題 になると思 う	重要な業 務・課題で あるとは思 わない	回答数 (無回答を 除く。)
11.知的財産のマネジメント	大企業	688 (61.2)	271 (24.1)	166 (14.8)	1,125 (100.0)
	中小企業	190 (25.6)	248 (33.5)	303 (40.9)	741 (100.0)
12.契約交渉	大企業	855 (75.9)	184 (16.3)	88 (7.8)	1,127 (100.0)
	中小企業	330 (44.4)	225 (30.2)	189 (25.4)	744 (100.0)
13.専門的知識を要する紛争解決のための 交渉(訴訟対応を含む。)	大企業	901 (79.6)	200 (17.7)	31 (2.7)	1,132 (100.0)
	中小企業	397 (52.5)	245 (32.4)	114 (15.1)	756 (100.0)
14.企業ブランドの管理	大企業	576 (51.3)	340 (30.3)	206 (18.4)	1,122 (100.0)
	中小企業	192 (25.9)	252 (34.0)	298 (40.2)	742 (100.0)
15.人事・労務管理	大企業	935 (83.0)	139 (12.3)	53 (4.7)	1,127 (100.0)
	中小企業	406 (53.8)	219 (29.0)	129 (17.1)	754 (100.0)
16.セクハラ、パワハラへの対応	大企業	861 (76.5)	191 (17.0)	74 (6.6)	1,126 (100.0)
	中小企業	306 (40.9)	293 (39.1)	150 (20.0)	749 (100.0)
17.株主総会対策,株主代表訴訟対策	大企業	758 (67.1)	168 (14.9)	203 (18.0)	1,129 (100.0)
	中小企業	118 (15.9)	207 (27.9)	417 (56.2)	742 (100.0)
18.金銭債権の回収	大企業	773 (68.7)	195 (17.3)	157 (14.0)	1,125 (100.0)
	中小企業	387 (51.7)	201 (26.9)	160 (21.4)	748 (100.0)
19.海外進出	大企業	511 (51.1)	197 (19.7)	292 (29.2)	1,000 (100.0)
	中小企業	130 (20.6)	126 (20.0)	374 (59.4)	630 (100.0)
20.外国法調査	大企業	431 (44.3)	245 (25.2)	297 (30.5)	973 (100.0)
	中小企業	90 (14.6)	142 (23.0)	385 (62.4)	617 (100.0)

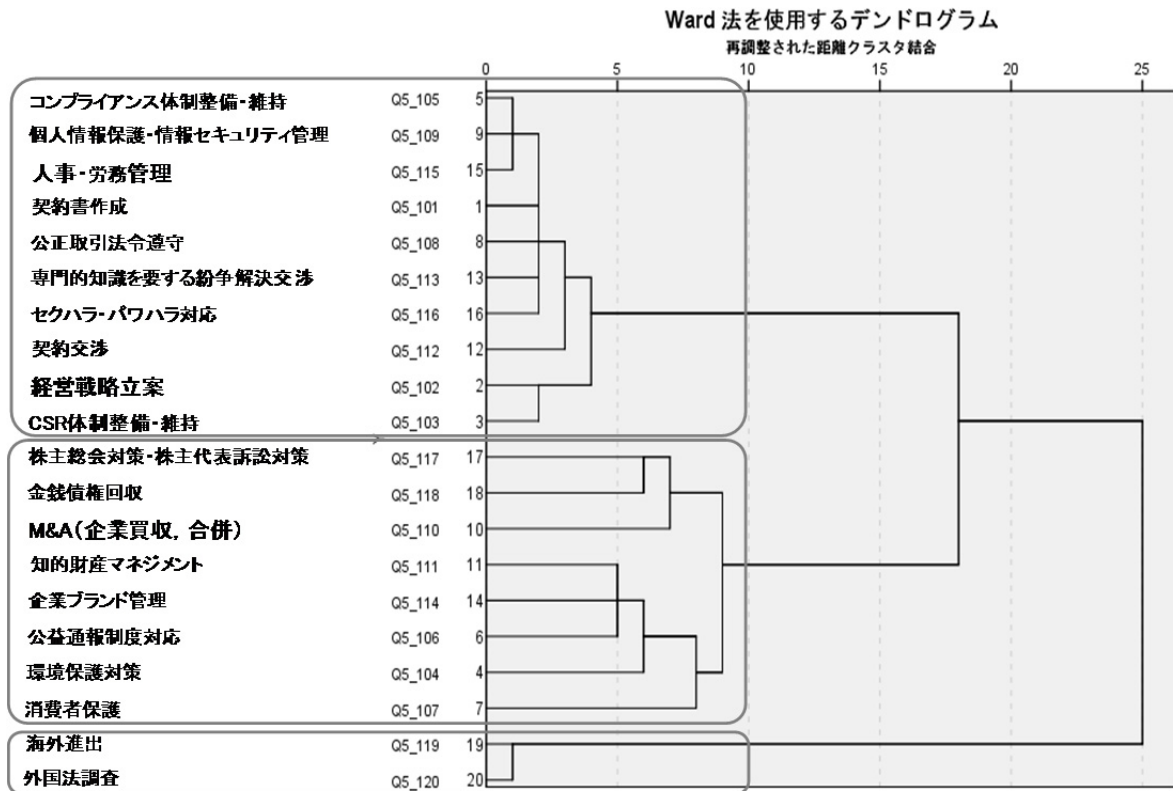
図表4-17 企業 問5(2) 業務・課題のために弁護士を利用したいと思うか

(上段=度数, 下段=%)

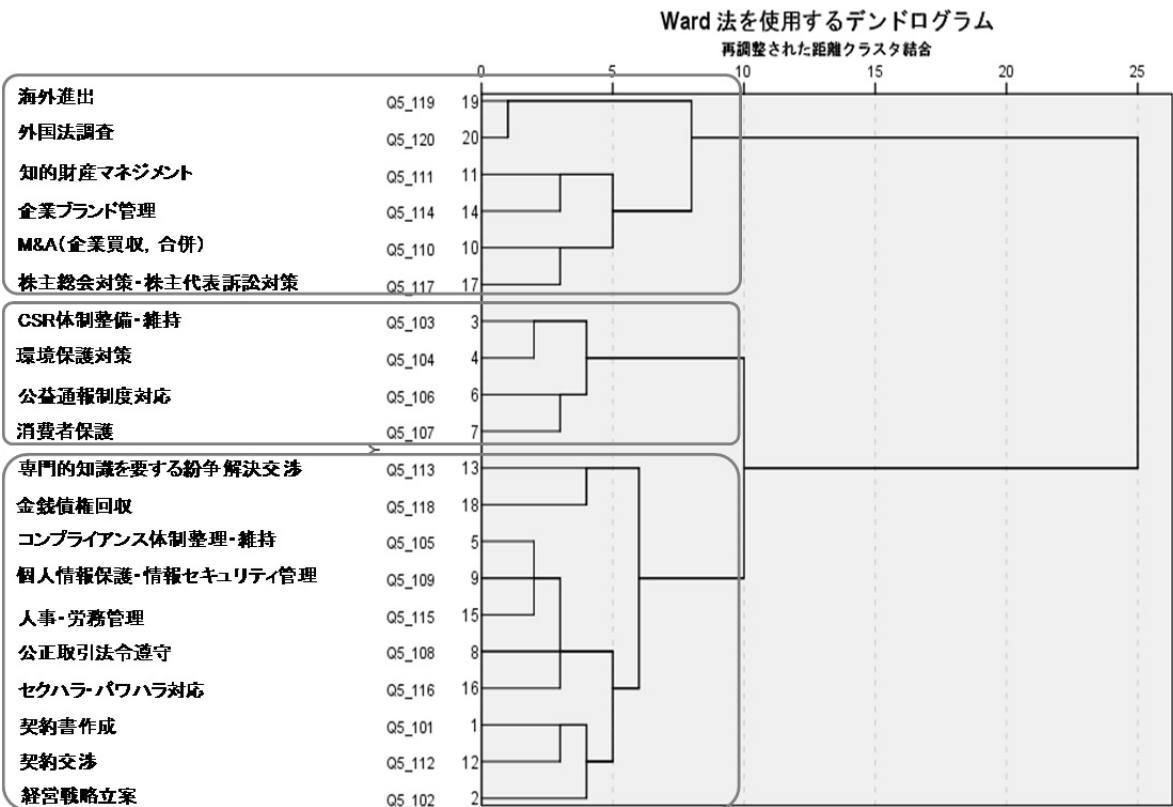
業務・課題	企業	現在利用している	現在利用していないが、将来利用したい	現在利用していないし、将来も利用を予定していない	回答数 (無回答を除く。)
1.契約書の作成	大企業	800 (74.7)	119 (11.1)	152 (14.2)	1,071 (100.0)
	中小企業	276 (44.5)	209 (33.7)	135 (21.8)	620 (100.0)
2.経営戦略の立案	大企業	102 (10.0)	254 (24.8)	667 (65.2)	1,023 (100.0)
	中小企業	31 (6.0)	149 (28.6)	341 (65.5)	521 (100.0)
3.CSR(企業の社会的責任)体制の整備・維持	大企業	205 (20.1)	354 (34.7)	460 (45.1)	1,019 (100.0)
	中小企業	38 (6.5)	307 (52.8)	236 (40.6)	581 (100.0)
4.環境保護対策	大企業	64 (7.0)	267 (29.3)	580 (63.7)	911 (100.0)
	中小企業	21 (4.5)	201 (42.8)	248 (52.8)	470 (100.0)
5.コンプライアンス体制の整備・維持	大企業	579 (53.3)	293 (27.0)	215 (19.8)	1,087 (100.0)
	中小企業	102 (16.1)	339 (53.5)	193 (30.4)	634 (100.0)
6.公益通報制度への対応	大企業	478 (50.2)	272 (28.6)	202 (21.2)	952 (100.0)
	中小企業	14 (3.6)	234 (59.5)	145 (36.9)	393 (100.0)
7.消費者保護	大企業	259 (31.7)	331 (40.5)	227 (27.8)	817 (100.0)
	中小企業	31 (7.0)	267 (59.9)	148 (33.2)	446 (100.0)
8.公正取引に関する法令遵守	大企業	531 (50.8)	321 (30.7)	194 (18.5)	1,046 (100.0)
	中小企業	83 (14.9)	304 (54.5)	171 (30.6)	558 (100.0)
9.個人情報保護・情報セキュリティ管理	大企業	312 (29.5)	395 (37.3)	352 (33.2)	1,059 (100.0)
	中小企業	65 (10.9)	332 (55.6)	200 (33.5)	597 (100.0)
10.M&A(企業買収,合併)	大企業	466 (53.5)	349 (40.1)	56 (6.4)	871 (100.0)
	中小企業	37 (9.7)	286 (75.1)	58 (15.2)	381 (100.0)

業務・課題	企業	現在利用している	現在利用していないが、将来利用したい	現在利用していないし、将来も利用を予定していない	回答数 (無回答を除く。)
11.知的財産のマネジメント	大企業	379 (40.3)	343 (36.5)	218 (23.2)	940 (100.0)
	中小企業	67 (15.9)	251 (59.6)	103 (24.5)	421 (100.0)
12.契約交渉	大企業	415 (40.6)	342 (33.4)	266 (26.0)	1,023 (100.0)
	中小企業	103 (19.2)	266 (49.6)	167 (31.2)	536 (100.0)
13.専門的知識を要する紛争解決のための交渉(訴訟対応を含む。)	大企業	876 (80.7)	188 (17.3)	21 (1.9)	1,085 (100.0)
	中小企業	271 (43.8)	298 (48.1)	50 (8.1)	619 (100.0)
14.企業ブランドの管理	大企業	145 (16.1)	369 (40.9)	389 (43.1)	903 (100.0)
	中小企業	51 (12.0)	232 (54.5)	143 (33.6)	426 (100.0)
15.人事・労務管理	大企業	611 (57.6)	241 (22.7)	209 (19.7)	1,061 (100.0)
	中小企業	163 (26.9)	242 (39.9)	201 (33.2)	606 (100.0)
16.セクハラ、パワハラへの対応	大企業	536 (52.0)	331 (32.1)	164 (15.9)	1,031 (100.0)
	中小企業	82 (14.3)	345 (60.0)	148 (25.7)	575 (100.0)
17.株主総会対策,株主代表訴訟対策	大企業	649 (71.2)	174 (19.1)	88 (9.7)	911 (100.0)
	中小企業	44 (14.2)	186 (60.0)	80 (25.8)	310 (100.0)
18.金銭債権の回収	大企業	592 (62.1)	240 (25.2)	121 (12.7)	953 (100.0)
	中小企業	206 (36.1)	243 (42.6)	122 (21.4)	571 (100.0)
19.海外進出	大企業	363 (52.3)	283 (40.8)	48 (6.9)	694 (100.0)
	中小企業	45 (18.4)	148 (60.7)	51 (20.9)	244 (100.0)
20.外国法調査	大企業	324 (48.8)	302 (45.5)	38 (5.7)	664 (100.0)
	中小企業	31 (13.9)	158 (70.9)	34 (15.2)	223 (100.0)

図表4-18 大企業 問5(1) 業務・課題の重要度のクラスタ



図表4-19 中小企業 問5(1) 業務・課題の重要度のクラスタ



図表4-20

企業 問6

業務・課題のために弁護士を利用したいと思わない理由（問5(2)で一つでも「現在利用していないし、将来も利用を予定していない」と回答した企業のみ）

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
費用が高額になりそう	28	(3.6)	35	(8.4)
良い弁護士の探し方が分からない	3	(0.4)	6	(1.4)
社員で対応しようと思うから	552	(71.2)	115	(27.6)
他の専門家(司法書士, 税理士, 社会保険労務士など)に相談すれば足りるから	158	(20.4)	228	(54.7)
その他	34	(4.4)	33	(7.9)
回答数(無回答を除く。)	775	(100.0)	417	(100.0)

図表4-21 大企業 問5(1) 重要な業務・課題であると思うか（地域別）

(上段=度数, 下段=%)

業務・課題	地域	現在重要な業務・課題であると思う	現在重要な業務・課題であると思わないが、将来重要な業務・課題になると思う	重要な業務・課題であるとは思わない	合計
1.契約書の作成 ¹¹¹	東京都	431 (94.9)	8 (1.8)	15 (3.3)	454 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	244 (87.1)	19 (6.8)	17 (6.1)	280 (100.0)
	その他	337 (89.9)	21 (5.6)	17 (4.5)	375 (100.0)
2.経営戦略の立案 ¹¹²	東京都	368 (81.6)	50 (11.1)	33 (7.3)	451 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	222 (79.3)	37 (13.2)	21 (7.5)	280 (100.0)
	その他	307 (82.7)	35 (9.4)	29 (7.8)	371 (100.0)
3.CSR(企業の社会的責任)体制の整備・維持 ¹¹³	東京都	331 (72.9)	81 (17.8)	42 (9.3)	454 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	189 (67.5)	67 (23.9)	24 (8.6)	280 (100.0)
	その他	280 (75.3)	69 (18.5)	23 (6.2)	372 (100.0)
4.環境保護対策 ¹¹⁴	東京都	240 (53.1)	125 (27.7)	87 (19.2)	452 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	148 (52.9)	71 (25.4)	61 (21.8)	280 (100.0)
	その他	216 (58.2)	109 (29.4)	46 (12.4)	371 (100.0)
5.コンプライアンス体制の整備・維持 ¹¹⁵	東京都	427 (94.1)	20 (4.4)	7 (1.5)	454 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	243 (86.5)	31 (11.0)	7 (2.5)	281 (100.0)
	その他	344 (92.2)	21 (5.6)	8 (2.1)	373 (100.0)

¹¹¹ Pearson のカイ 2 乗=156.506, p=0.002¹¹² Pearson のカイ 2 乗=2.367, p=0.669¹¹³ Pearson のカイ 2 乗=7.487, p=0.112¹¹⁴ Pearson のカイ 2 乗=12.352, p=0.023¹¹⁵ Pearson のカイ 2 乗=14.361, p=0.006

業務・課題	地域	現在重要な業務・課題であると思う	現在重要な業務・課題であると思わないが、将来重要な業務・課題になると思う	重要な業務・課題であると思わない	合計
6.公益通報制度への対応 ¹¹⁶	東京都	311 (69.0)	92 (20.4)	48 (10.6)	451 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	164 (59.4)	70 (25.4)	42 (15.2)	276 (100.0)
	その他	221 (59.6)	98 (26.4)	52 (14.0)	371 (100.0)
7.消費者保護 ¹¹⁷	東京都	220 (48.7)	106 (23.5)	126 (27.9)	452 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	133 (47.7)	69 (24.7)	77 (27.6)	279 (100.0)
	その他	215 (57.8)	78 (21.0)	79 (21.2)	372 (100.0)
8.公正取引に関する法令遵守 ¹¹⁸	東京都	376 (82.8)	59 (13.0)	19 (4.2)	454 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	234 (83.3)	31 (11.0)	16 (5.7)	281 (100.0)
	その他	293 (78.6)	50 (13.4)	30 (8.0)	373 (100.0)
9.個人情報保護・情報セキュリティ管理 ¹¹⁹	東京都	385 (85.2)	55 (12.2)	12 (2.7)	452 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	216 (77.1)	47 (16.8)	17 (6.1)	280 (100.0)
	その他	300 (80.4)	54 (14.5)	19 (5.1)	373 (100.0)
10.M&A(企業買収,合併) ¹²⁰	東京都	279 (61.6)	116 (25.6)	58 (12.8)	453 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	123 (44.2)	86 (30.9)	69 (24.8)	278 (100.0)
	その他	135 (36.3)	126 (33.9)	111 (29.8)	372 (100.0)
11.知的財産のマネジメント ¹²¹	東京都	312 (69.2)	89 (19.7)	50 (11.1)	451 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	162 (57.9)	71 (25.4)	47 (16.8)	280 (100.0)
	その他	199 (53.5)	105 (28.2)	68 (18.3)	372 (100.0)

¹¹⁶ Pearson のカイ 2 乗 = 10.578, p=0.032

¹¹⁷ Pearson のカイ 2 乗 = 9.554, p=0.049

¹¹⁸ Pearson のカイ 2 乗 = 6.610, p=0.158

¹¹⁹ Pearson のカイ 2 乗 = 9.492, p=0.050

¹²⁰ Pearson のカイ 2 乗 = 62.512, p=0.000

¹²¹ Pearson のカイ 2 乗 = 23.116, p=0.000

業務・課題	地域	現在重要な業務・課題であると思う	現在重要な業務・課題であると思わないが、将来重要な業務・課題になると思う	重要な業務・課題であると思わない	合計
12.契約交渉 ¹²²	東京都	381 (83.7)	52 (11.4)	22 (4.8)	455 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	197 (70.9)	53 (19.1)	28 (10.1)	278 (100.0)
	その他	261 (70.0)	76 (20.4)	36 (9.7)	373 (100.0)
13.専門的知識を要する紛争解決のための交渉(訴訟対応を含む。) ¹²³	東京都	388 (85.1)	65 (14.3)	3 (0.7)	456 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	208 (74.6)	56 (20.1)	15 (5.4)	279 (100.0)
	その他	288 (76.8)	77 (20.5)	10 (2.7)	375 (100.0)
14.企業ブランド [®] の管理 ¹²⁴	東京都	258 (57.3)	128 (28.4)	64 (14.2)	450 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	121 (43.5)	92 (33.1)	65 (23.4)	278 (100.0)
	その他	186 (50.0)	113 (30.4)	73 (19.6)	372 (100.0)
15.人事・労務管理 ¹²⁵	東京都	388 (85.5)	49 (10.8)	17 (3.7)	454 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	227 (81.9)	35 (12.6)	15 (5.4)	277 (100.0)
	その他	303 (81.2)	52 (13.9)	18 (4.8)	373 (100.0)
16.セクハラ、ハ°ワハラへの対応 ¹²⁶	東京都	361 (79.9)	66 (14.6)	25 (5.5)	452 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	208 (74.3)	53 (18.9)	19 (6.8)	280 (100.0)
	その他	278 (74.5)	69 (18.5)	26 (7.0)	373 (100.0)
17.株主総会対策,株主代表訴訟対策 ¹²⁷	東京都	334 (73.7)	48 (10.6)	71 (15.7)	453 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	182 (65.0)	42 (15.0)	56 (20.0)	280 (100.0)
	その他	226 (60.4)	75 (20.1)	73 (19.5)	374 (100.0)

¹²² Pearson のカイ 2 乗 = 26.651, p = 0.000

¹²³ Pearson のカイ 2 乗 = 23.900, p = 0.000

¹²⁴ Pearson のカイ 2 乗 = 16.147, p = 0.003

¹²⁵ Pearson のカイ 2 乗 = 3.352, p = 0.501

¹²⁶ Pearson のカイ 2 乗 = 4.454, p = 0.348

¹²⁷ Pearson のカイ 2 乗 = 20.387, p = 0.000

業務・課題	地域	現在重要な業務・課題であると思う	現在重要な業務・課題であると思わないが、将来重要な業務・課題になると思う	重要な業務・課題であると思わない	合計
18.金銭債権の回収 ¹²⁸	東京都	314 (69.5)	74 (16.4)	64 (14.2)	452 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	191 (69.2)	50 (18.1)	35 (12.7)	276 (100.0)
	その他	251 (67.1)	68 (18.2)	55 (14.7)	374 (100.0)
19.海外進出 ¹²⁹	東京都	244 (58.5)	86 (20.6)	87 (20.9)	417 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	133 (52.8)	49 (19.4)	70 (27.8)	252 (100.0)
	その他	125 (39.8)	59 (18.8)	130 (41.4)	314 (100.0)
20.外国法調査 ¹³⁰	東京都	219 (53.8)	101 (24.8)	87 (21.4)	407 (100.0)
	神奈川県・愛知県・大阪府	107 (44.0)	61 (25.1)	75 (30.9)	243 (100.0)
	その他	97 (31.6)	80 (26.1)	130 (42.3)	307 (100.0)

¹²⁸ Pearson のカイ 2 乗=1.156, p=0.885

¹²⁹ Pearson のカイ 2 乗=38.896, p=0.000

¹³⁰ Pearson のカイ 2 乗=44.800, p=0.000

図表4-22 大企業 問5(2) 業務・課題における弁護士の利用状況（地域別）

(上段=度数, 下段=%)

業務・課題	地域	現在利用 している	現在利用 していない が、将来利 用したい	現在利用 していない し、将来も 利用を予 定していな い	合計
1.契約書の作成 ¹³¹	東京都	334 (77.0)	40 (9.2)	60 (13.8)	434 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	193 (73.9)	31 (11.9)	37 (14.2)	261 (100.0)
	その他	257 (72.0)	46 (12.9)	54 (15.1)	357 (100.0)
2.経営戦略の立案 ¹³²	東京都	47 (11.5)	93 (22.9)	267 (65.6)	407 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	27 (10.5)	66 (25.8)	163 (63.7)	256 (100.0)
	その他	26 (7.6)	91 (26.6)	225 (65.8)	342 (100.0)
3.CSR(企業の社会的責任)体制の整備・ 維持 ¹³³	東京都	84 (20.9)	127 (31.6)	191 (47.5)	402 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	51 (20.4)	94 (37.6)	105 (42.0)	250 (100.0)
	その他	65 (18.7)	126 (36.2)	157 (45.1)	348 (100.0)
4.環境保護対策 ¹³⁴	東京都	27 (7.6)	94 (26.4)	235 (66.0)	356 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	12 (5.6)	68 (31.6)	135 (62.8)	215 (100.0)
	その他	22 (6.8)	101 (31.3)	200 (61.9)	323 (100.0)
5.コンプライアンス体制の整備・維持 ¹³⁵	東京都	252 (57.7)	102 (23.3)	83 (19.0)	437 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	140 (52.0)	78 (29.0)	51 (19.0)	269 (100.0)
	その他	178 (49.2)	105 (29.0)	79 (21.8)	362 (100.0)

¹³¹ Pearson のカイ 2 乗=3.452, p=0.485¹³² Pearson のカイ 2 乗=4.319, p=0.365¹³³ Pearson のカイ 2 乗=3.476, p=0.482¹³⁴ Pearson のカイ 2 乗=3.107, p=0.540¹³⁵ Pearson のカイ 2 乗=6.866, p=0.143

業務・課題	地域	現在利用 している	現在利用 していない が、将来利 用したい	現在利用 していない し、将来も 利用を 予定して いない	合計
6.公益通報制度への対応 ¹³⁶	東京都	235 (59.9)	92 (23.5)	65 (16.6)	392 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	109 (47.8)	71 (31.1)	48 (21.1)	228 (100.0)
	その他	125 (39.6)	105 (33.2)	86 (27.2)	316 (100.0)
7.消費者保護 ¹³⁷	東京都	120 (38.1)	120 (38.1)	75 (23.8)	315 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	53 (26.6)	84 (42.2)	62 (31.2)	199 (100.0)
	その他	82 (28.4)	119 (41.2)	88 (30.4)	289 (100.0)
8.公正取引に関する法令遵守 ¹³⁸	東京都	247 (58.0)	116 (27.2)	63 (14.8)	426 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	124 (47.9)	81 (31.3)	54 (20.8)	259 (100.0)
	その他	147 (43.2)	118 (34.7)	75 (22.1)	340 (100.0)
9.個人情報保護・情報セキュリティ管理 ¹³⁹	東京都	145 (33.7)	144 (33.5)	141 (32.8)	430 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	67 (26.0)	103 (39.9)	88 (34.1)	258 (100.0)
	その他	94 (26.7)	138 (39.2)	120 (34.1)	352 (100.0)
10.M&A(企業買収,合併) ¹⁴⁰	東京都	264 (68.0)	109 (28.1)	15 (3.9)	388 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	97 (47.5)	94 (46.1)	13 (6.4)	204 (100.0)
	その他	97 (37.3)	136 (52.3)	27 (10.4)	260 (100.0)
11.知的財産のマネジメント ¹⁴¹	東京都	190 (48.7)	112 (28.7)	88 (22.6)	390 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	88 (38.6)	88 (38.6)	52 (22.8)	228 (100.0)
	その他	93 (30.8)	134 (44.4)	75 (24.8)	302 (100.0)

¹³⁶ Pearson のカイ 2 乗=30.630, p=0.000

¹³⁷ Pearson のカイ 2 乗=10.588, p=0.032

¹³⁸ Pearson のカイ 2 乗=18.258, p=0.001

¹³⁹ Pearson のカイ 2 乗=7.248, p=0.123

¹⁴⁰ Pearson のカイ 2 乗=65.136, p=0.000

¹⁴¹ Pearson のカイ 2 乗=26.125, p=0.000

業務・課題	地域	現在利用 している	現在利用 していない が、将来利 用したい	現在利用 していない し、将来も 利用を 予定して いない	合計
12.契約交渉 ¹⁴²	東京都	205 (48.5)	114 (27.0)	104 (24.6)	423 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	88 (35.8)	95 (38.6)	63 (25.6)	246 (100.0)
	その他	113 (33.7)	126 (37.6)	96 (28.7)	335 (100.0)
13.専門的知識を要する紛争解決のため の交渉(訴訟対応を含む。) ¹⁴³	東京都	383 (86.1)	57 (12.8)	5 (1.1)	445 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	201 (77.3)	55 (21.2)	4 (1.5)	260 (100.0)
	その他	276 (76.2)	75 (20.7)	11 (3.0)	362 (100.0)
14.企業ブランド [®] の管理 ¹⁴⁴	東京都	65 (17.2)	142 (37.6)	171 (45.2)	378 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	36 (17.2)	91 (43.5)	82 (39.2)	209 (100.0)
	その他	39 (13.1)	128 (43.0)	131 (44.0)	298 (100.0)
15.人事・労務管理 ¹⁴⁵	東京都	281 (65.7)	85 (19.9)	62 (14.5)	428 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	141 (54.7)	53 (20.5)	64 (24.8)	258 (100.0)
	その他	178 (50.1)	96 (27.0)	81 (22.8)	355 (100.0)
16.セクハラ、ハ [®] ワハラへの対応 ¹⁴⁶	東京都	252 (60.6)	109 (26.2)	55 (13.2)	416 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	128 (50.2)	83 (32.5)	44 (17.3)	255 (100.0)
	その他	150 (43.7)	131 (38.2)	62 (18.1)	343 (100.0)
17.株主総会対策,株主代表訴訟対策 ¹⁴⁷	東京都	309 (82.6)	44 (11.8)	21 (5.6)	374 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	148 (67.3)	45 (20.5)	27 (12.3)	220 (100.0)
	その他	179 (59.9)	81 (27.1)	39 (13.0)	299 (100.0)

¹⁴² Pearson のカイ 2 乗=22.074, p=0.000

¹⁴³ Pearson のカイ 2 乗=16.672, p=0.002

¹⁴⁴ Pearson のカイ 2 乗=4.9647, p=0.291

¹⁴⁵ Pearson のカイ 2 乗=24.609, p=0.000

¹⁴⁶ Pearson のカイ 2 乗=22.220, p=0.000

¹⁴⁷ Pearson のカイ 2 乗=44.857, p=0.000

業務・課題	地域	現在利用 している	現在利用 していない が、将来利 用したい	現在利用 していない し、将来も 利用を 予定して いない	合計
18.金銭債権の回収 ¹⁴⁸	東京都	256 (66.8)	84 (21.9)	43 (11.2)	383 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	137 (57.8)	65 (27.4)	35 (14.8)	237 (100.0)
	その他	187 (59.6)	87 (27.7)	40 (12.7)	314 (100.0)
19.海外進出 ¹⁴⁹	東京都	202 (62.5)	103 (31.9)	18 (5.6)	323 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	82 (46.6)	86 (48.9)	8 (4.5)	176 (100.0)
	その他	71 (38.8)	90 (49.2)	22 (12.0)	183 (100.0)
20.外国法調査 ¹⁵⁰	東京都	179 (57.0)	123 (39.2)	12 (3.8)	314 (100.0)
	神奈川県・愛知 県・大阪府	74 (45.1)	81 (49.4)	9 (5.5)	164 (100.0)
	その他	64 (36.4)	95 (54.0)	17 (9.7)	176 (100.0)

¹⁴⁸ Pearson のカイ 2 乗=6.737, p=0.150

¹⁴⁹ Pearson のカイ 2 乗=35.213, p=0.000

¹⁵⁰ Pearson のカイ 2 乗=23.128, p=0.000

図表4-23 大企業 問8 社外の弁護士（顧問弁護士を含む。）を選ぶ際の考慮の度合

(上段=度数, 下段=%)

	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士への話しやすさ	426 (37.7)	510 (45.2)	114 (10.1)	67 (5.9)	12 (1.1)	1,129 (100.0)
2. 弁護士事務所での実務経験	702 (62.2)	348 (30.8)	64 (5.7)	13 (1.2)	2 (0.2)	1,129 (100.0)
3. 弁護士の専門分野	917 (80.9)	202 (17.8)	13 (1.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	1,133 (100.0)
4. 法律問題について紛争解決策や行動指針を示せる能力	866 (76.6)	214 (18.9)	49 (4.3)	0 (0.0)	1 (0.1)	1,130 (100.0)
5. 貴社の業界や業務に対する理解度	523 (46.2)	463 (40.9)	116 (10.3)	27 (2.4)	2 (0.2)	1,131 (100.0)
6. 諸外国の法律や国際的な取引などの知識	437 (38.7)	304 (26.9)	218 (19.3)	99 (8.8)	72 (6.4)	1,130 (100.0)
7. 弁護士にかかる費用	452 (39.9)	496 (43.8)	148 (13.1)	31 (2.7)	6 (0.5)	1,133 (100.0)

図表4-24 中小企業 問8 社外の弁護士（顧問弁護士を含む。）を選ぶ際の考慮の度合

(上段=度数, 下段=%)

	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士への話しやすさ	339 (44.5)	309 (40.6)	81 (10.6)	24 (3.2)	8 (1.1)	761 (100.0)
2. 弁護士事務所での実務経験	377 (49.7)	278 (36.6)	74 (9.7)	23 (3.0)	7 (0.9)	759 (100.0)
3. 弁護士の専門分野	474 (62.0)	255 (33.3)	26 (3.4)	7 (0.9)	3 (0.4)	765 (100.0)
4. 法律問題について紛争解決策や行動指針を示せる能力	476 (62.1)	224 (29.2)	54 (7.0)	10 (1.3)	2 (0.3)	766 (100.0)
5. 貴社の業界や業務に対する理解度	285 (37.3)	322 (42.1)	123 (16.1)	31 (4.1)	3 (0.4)	764 (100.0)
6. 諸外国の法律や国際的な取引などの知識	148 (19.5)	196 (25.8)	202 (26.6)	106 (13.9)	108 (14.2)	760 (100.0)
7. 弁護士にかかる費用	293 (38.4)	329 (43.1)	115 (15.1)	20 (2.6)	7 (0.9)	764 (100.0)

図表4-25 大企業 問25 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か

(上段=度数, 下段=%)

	必要だと思う	どちらかといえば必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば必要だとは思わない	必要だとは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1. 法律に関する専門的な知識	942 (83.1)	167 (14.7)	22 (1.9)	1 (0.1)	1 (0.1)	1,133 (100.0)
2. 法律知識に限られない幅広い知識	674 (59.5)	423 (37.3)	33 (2.9)	2 (0.2)	1 (0.1)	1,133 (100.0)
3. ビジネスへの理解	834 (73.5)	282 (24.9)	18 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,134 (100.0)
4. 諸外国の法律や国際的な取引などの知識	412 (36.4)	419 (37.0)	225 (19.9)	49 (4.3)	28 (2.5)	1,133 (100.0)
5. コミュニケーション能力	804 (71.0)	287 (25.3)	41 (3.6)	0 (0.0)	1 (0.1)	1,133 (100.0)
6. 交渉力	754 (66.7)	311 (27.5)	63 (5.6)	1 (0.1)	2 (0.2)	1,131 (100.0)
7. 外国語の能力	311 (27.5)	430 (38.0)	302 (26.7)	46 (4.1)	43 (3.8)	1,132 (100.0)

図表4-26 中小企業 問25 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か

(上段=度数, 下段=%)

	必要だと思 う	どちらか といえば必 要だと思 う	どちらとも いえない	どちらか といえば必 要だとは 思わない	必要だ とは思わ ない	回答数 (無回答を 除く。)
1.法律に関する専門的な知識	568 (72.8)	180 (23.1)	27 (3.5)	3 (0.4)	2 (0.3)	780 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	393 (50.3)	322 (41.2)	58 (7.4)	6 (0.8)	2 (0.3)	781 (100.0)
3.ビジネスへの理解	414 (52.9)	315 (40.3)	48 (6.1)	4 (0.5)	1 (0.1)	782 (100.0)
4.諸外国の法律や国際的な取引などの知識	190 (24.5)	262 (33.8)	233 (30.0)	43 (5.5)	48 (6.2)	776 (100.0)
5.コミュニケーション能力	447 (57.3)	277 (35.5)	50 (6.4)	4 (0.5)	2 (0.3)	780 (100.0)
6.交渉力	513 (65.7)	230 (29.4)	34 (4.4)	2 (0.3)	2 (0.3)	781 (100.0)
7.外国語の能力	136 (17.4)	232 (29.7)	305 (39.1)	52 (6.7)	55 (7.1)	780 (100.0)

図表4-27 大企業 問23 法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと

(上段=度数, 下段=%)

	必要だと思 う	どちらか といえば必 要だと思 う	どちらとも いえない	どちらか といえば必 要だとは 思わない	必要だ とは思わ ない	回答数 (無回答を 除く。)
1.弁護士の専門分野が分かること	776 (69.0)	312 (27.7)	29 (2.6)	6 (0.5)	2 (0.2)	1,125 (100.0)
2.弁護士がそれまで取り扱った事件とそれに関する実績と評価が分かること	553 (49.3)	441 (39.3)	109 (9.7)	15 (1.3)	4 (0.4)	1,122 (100.0)
3.弁護士にかかる費用が安くなること	516 (45.9)	395 (35.1)	189 (16.8)	17 (1.5)	7 (0.6)	1,124 (100.0)
4.弁護士にかかる費用の基準が明らかになること	525 (46.8)	428 (38.1)	136 (12.1)	27 (2.4)	6 (0.5)	1,122 (100.0)
5.弁護士にかかる費用を補う民間の保険が普及すること	135 (12.0)	256 (22.8)	517 (46.1)	115 (10.3)	98 (8.7)	1,121 (100.0)
6.弁護士の業務処理や応答が速くなること	458 (40.8)	430 (38.3)	211 (18.8)	16 (1.4)	8 (0.7)	1,123 (100.0)

図表4-28

中小企業 問23

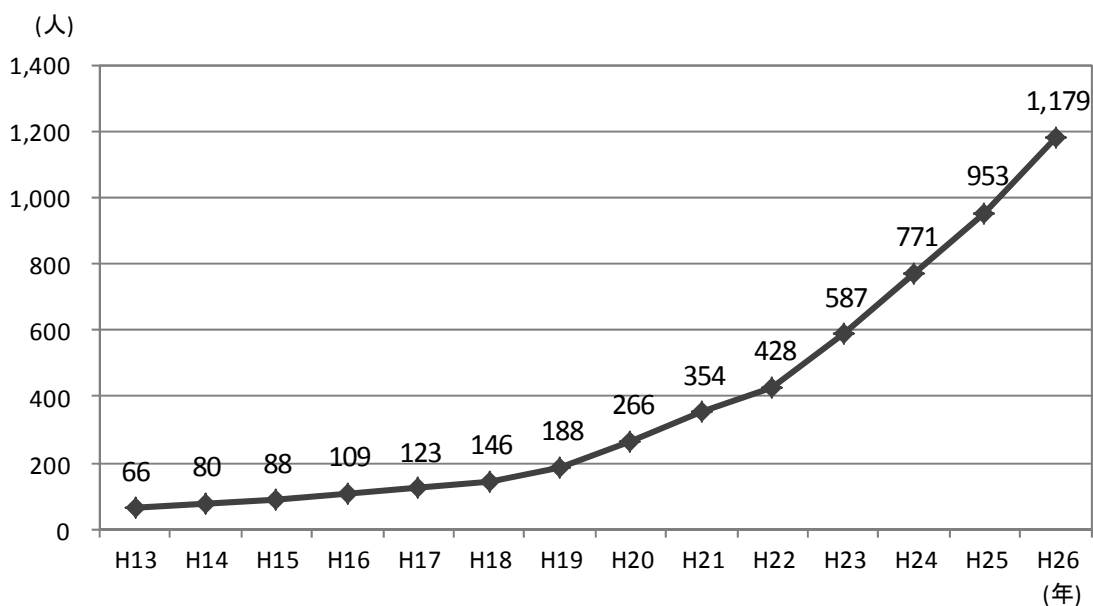
法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと

(上段=度数, 下段=%)

	必要だと思う	どちらかといえば必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば必要だとは思わない	必要だとは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士の専門分野が分かること	429 (55.8)	270 (35.1)	59 (7.7)	7 (0.9)	4 (0.5)	769 (100.0)
2. 弁護士がそれまで取り扱った事件とそれに関する実績と評価が分かること	258 (33.7)	354 (46.2)	126 (16.4)	14 (1.8)	14 (1.8)	766 (100.0)
3. 弁護士にかかる費用が安くなること	344 (44.9)	258 (33.7)	151 (19.7)	8 (1.0)	5 (0.7)	766 (100.0)
4. 弁護士にかかる費用の基準が明らかになること	402 (52.4)	267 (34.8)	83 (10.8)	9 (1.2)	6 (0.8)	767 (100.0)
5. 弁護士にかかる費用を補う民間の保険が普及すること	189 (24.8)	227 (29.8)	283 (37.1)	30 (3.9)	33 (4.3)	762 (100.0)
6. 弁護士の業務処理や応答が速くなること	295 (38.7)	288 (37.7)	164 (21.5)	11 (1.4)	5 (0.7)	763 (100.0)

図表4-29

企業内弁護士数の推移



※ 日本組織内弁護士協会の公表資料による。なお、企業内弁護士とは、企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士をいう。

※ 数値は、以下の時点のもの。

平成13年…9月、平成14年…5月、平成15年・16年…3月、平成17年…4月、平成18年…12月、平成19年以降…6月

図表4-30 第66期・第67期の業種別企業内弁護士数、弁護士所属企業数

	企業内弁護士(人)		弁護士所属企業(社)	
	第66期	第67期	第66期	第67期
証券・商品先物取引業その他金融業等	2 (4.1)	7 (10.9)	2 (4.8)	5 (9.6)
機械・電気・精密機器等メーカー	7 (14.3)	13 (20.3)	7 (16.7)	13 (25.0)
銀行・保険業	4 (8.2)	6 (9.4)	4 (9.5)	5 (9.6)
情報・通信業	4 (8.2)	5 (7.8)	2 (4.8)	2 (3.8)
卸売・小売業	8 (16.3)	2 (3.1)	6 (14.3)	2 (3.8)
サービス業	6 (12.2)	9 (14.1)	5 (11.9)	10 (19.2)
医薬品	4 (8.2)	2 (3.1)	3 (7.1)	1 (1.9)
不動産業	2 (4.1)	0 (0.0)	2 (4.8)	1 (1.9)
建設業	0 (0.0)	1 (1.6)	0 (0.0)	1 (1.9)
陸・海・空運業	0 (0.0)	1 (1.6)	0 (0.0)	3 (5.8)
サービサー(債権回収会社)	1 (2.0)	0 (0.0)	1 (2.4)	0 (0.0)
その他	11 (22.4)	18 (28.1)	10 (23.8)	9 (17.3)
合計	49 (100.0)	64 (100.0)	42 (100.0)	52 (100.0)

※ 日弁連調べ。

※ 第66期の企業内弁護士数及び弁護士所属企業数は平成26年1月1日時点、第67期の企業内弁護士数及び弁護士所属企業数は平成27年1月1日時点の数である。

図表4-31

大企業 問16

法曹有資格者の採用経緯(複数回答可)(問10で法曹有資格者を「通常の正社員」、「任期付の社員」又は「役員(社外取締役を除く。)」として採用している」と回答した企業のみ)

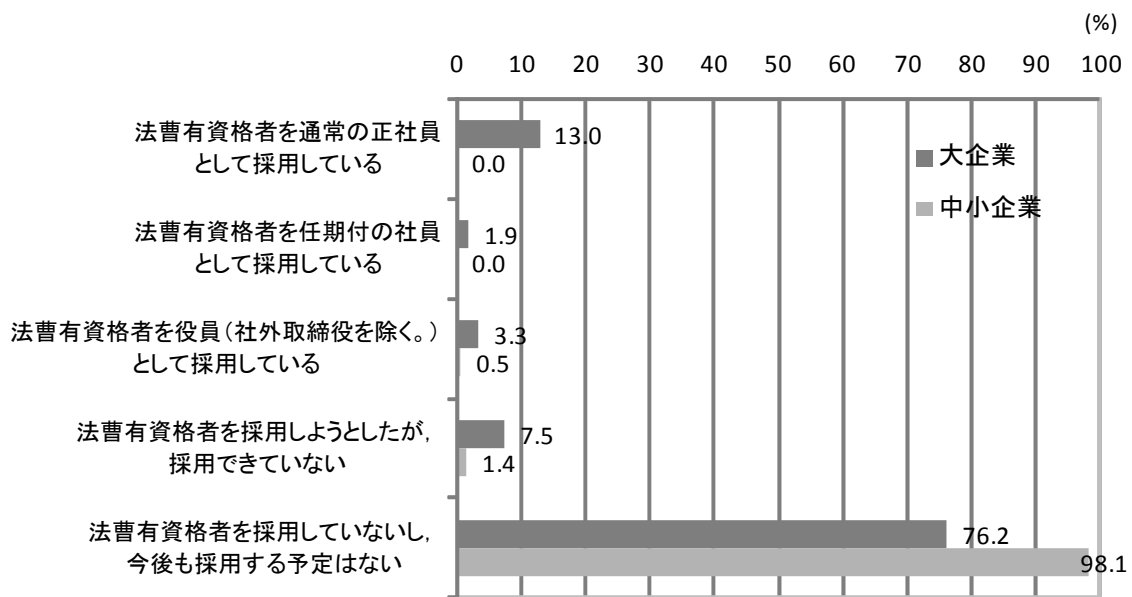
(左=度数, 右=%)

通常の新卒・中途採用の採用活動に対する応募があった	62	(34.3)
司法修習終了者や弁護士を対象とした採用活動に対する応募があった	66	(36.5)
在籍していた社員が資格を取得した	22	(12.2)
外部の弁護士事務所(顧問事務所を含む。)から派遣されている	18	(9.9)
法曹有資格者と直接交渉した	27	(14.9)
人材紹介会社から紹介された	41	(22.7)
その他	17	(9.4)
回答数(無回答を除く。)	181	

図表4-32 企業 問10 法曹有資格者を採用しているか（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
法曹有資格者を通常の正社員として採用している	146	(13.0)	0	(0.0)
法曹有資格者を任期付の社員として採用している	21	(1.9)	0	(0.0)
法曹有資格者を役員(社外取締役を除く。)として採用している	37	(3.3)	4	(0.5)
法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない	84	(7.5)	11	(1.4)
法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない	858	(76.2)	765	(98.1)
回答数(無回答を除く。)	1,126		780	



図表4-33 大企業 問14 法曹有資格者を採用しようと考えたのはなぜか（複数回答可）（問10で法曹有資格者を「通常の正社員」、「任期付の社員」、「役員（社外取締役を除く。）として採用している」、又は「採用しようとしたが、採用できていない」と回答した企業のみ）

(左=度数, 右=%)

高度の法律知識を有する専門家としての人材を求めていたから	126	(47.9)
法的な素養があり会社法務の即戦力になることができると期待したから	186	(70.7)
法律知識に限らず優秀な能力を発揮してくれると期待したから	82	(31.2)
その他	13	(4.9)
回答数(無回答を除く。)	263	

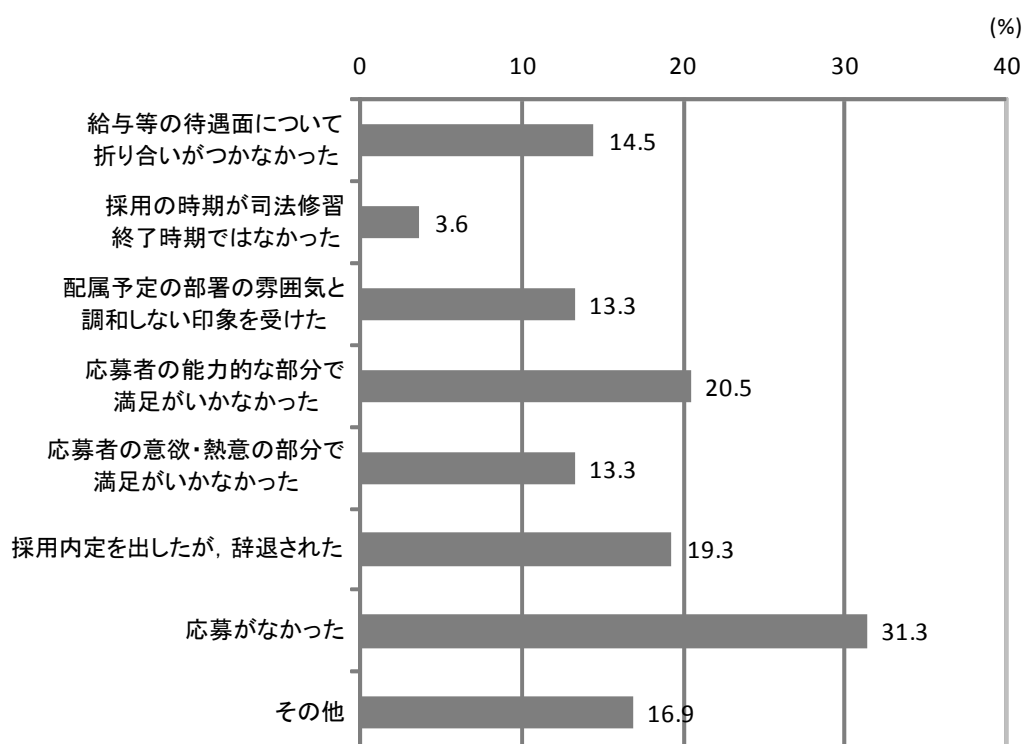
図表4-34

大企業 問17

法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない理由（複数回答可）（問10で「法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない」と回答した企業のみ）

(左=度数, 右=%)

給与等の待遇面について折り合いがつかなかった	12	(14.5)
採用の時期が司法修習終了時期ではなかった	3	(3.6)
配属予定の部署の雰囲気と調和しない印象を受けた	11	(13.3)
応募者の能力的な部分で満足がいかなかった	17	(20.5)
応募者の意欲・熱意の部分で満足がいかなかった	11	(13.3)
採用内定を出したが、辞退された	16	(19.3)
応募がなかった	26	(31.3)
その他	14	(16.9)
回答数(無回答を除く。)		83



図表4-35 企業 問18 法曹有資格者を従業員として採用しない理由（問10で「法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない」と回答した企業のみ）

（左＝度数，右＝％）

	大企業		中小企業	
給与が高い	30	(3.6)	35	(4.8)
法曹有資格者は新卒者に比べて平均的に年齢が高く、若いうちに社内教育ができない	3	(0.4)	2	(0.3)
法曹有資格者を採用する社内体制が整っていない	119	(14.3)	66	(9.1)
顧問弁護士がいるので社内に法曹有資格者を必要としていない	528	(63.6)	326	(45.0)
弁護士以外の専門家(司法書士, 税理士, 社会保険労務士など)を利用しているので社内に法曹有資格者を必要としていない	25	(3.0)	132	(18.2)
法曹有資格者を必要とする仕事がない	74	(8.9)	145	(20.0)
ビジネスへの理解が足りない	18	(2.2)	0	(0.0)
その他	33	(4.0)	19	(2.6)
回答数(無回答を除く。)	830	(100.0)	725	(100.0)

図表4-36 大企業 問10 法曹有資格者を採用しているか（資本金別）

（上段＝度数，下段＝％）

	通常の正社員として採用している ¹⁵¹	任期付の社員として採用している ¹⁵²	役員(社外取締役を除く。)として採用している ¹⁵³	採用しようとしたが、採用できていない ¹⁵⁴	採用していないし、今後も採用する予定はない ¹⁵⁵	回答数
5億円未満	4 (1.8)	0 (0.0)	4 (1.8)	8 (3.5)	212 (93.0)	228
5億円以上50億円未満	29 (6.7)	3 (0.7)	18 (4.1)	29 (6.7)	358 (82.5)	434
50億円以上100億円未満	11 (7.2)	3 (2.0)	4 (2.6)	15 (9.9)	119 (78.3)	152
100億円以上	102 (33.7)	15 (5.0)	11 (3.6)	31 (10.2)	161 (53.1)	303
全体	146 (13.1)	21 (1.9)	37 (3.3)	83 (7.4)	850 (76.1)	1,117

¹⁵¹ Pearson のカイ 2 乗 = 158.924, p = 0.000

¹⁵² Pearson のカイ 2 乗 = 23.186, p = 0.000

¹⁵³ Pearson のカイ 2 乗 = 2.989, p = 0.393

¹⁵⁴ Pearson のカイ 2 乗 = 10.220, p = 0.017

¹⁵⁵ Pearson のカイ 2 乗 = 133.714, p = 0.000

図表4-37 中小企業 問10 法曹有資格者を採用しているか（資本金別）

(上段=度数, 下段=%)

	通常の正社員として採用している	任期付の社員として採用している	役員(社外取締役を除く。)として採用している ¹⁵⁶	採用しようとしたが、採用できない ¹⁵⁷	採用していないし、今後も採用する予定はない ¹⁵⁸	回答数
1000万円未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (100.0)	20
1000万円以上5000万円未満	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	6 (1.4)	423 (98.1)	431
5000万円以上	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.6)	5 (1.5)	317 (97.8)	324
全体	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.5)	11 (1.4)	760 (98.1)	775

図表4-38 大企業 問10 法曹有資格者を採用しているか（従業員別）

(上段=度数, 下段=%)

	通常の正社員として採用している ¹⁵⁹	任期付の社員として採用している ¹⁶⁰	役員(社外取締役を除く。)として採用している ¹⁶¹	採用しようとしたが、採用できない ¹⁶²	採用していないし、今後も採用する予定はない ¹⁶³	回答数
500人未満	27 (6.3)	1 (0.2)	18 (4.2)	23 (5.4)	359 (84.1)	427
500人以上1,000人未満	13 (5.7)	1 (0.4)	5 (2.2)	16 (7.0)	195 (85.2)	229
1,000人以上3,000人未満	24 (9.3)	2 (0.8)	7 (2.7)	26 (10.1)	200 (77.8)	257
3,000人以上	82 (40.4)	17 (8.4)	7 (3.4)	18 (8.9)	95 (46.8)	203
全体	146 (13.1)	21 (1.9)	37 (3.3)	83 (7.4)	849 (76.1)	1,116

¹⁵⁶ Pearson のカイ 2 乗=0.191, p=0.909¹⁵⁷ Pearson のカイ 2 乗=0.326, p=0.850¹⁵⁸ Pearson のカイ 2 乗=0.495, p=0.781¹⁵⁹ Pearson のカイ 2 乗=164.536, p=0.000¹⁶⁰ Pearson のカイ 2 乗=56.911, p=0.000¹⁶¹ Pearson のカイ 2 乗=2.286, p=0.515¹⁶² Pearson のカイ 2 乗=5.959, p=0.114¹⁶³ Pearson のカイ 2 乗=121.413, p=0.000

図表4-39 中小企業 問10 法曹有資格者を採用しているか（従業員別）

（上段=度数，下段=%）

	通常の正社員として採用している	任期付の社員として採用している	役員（社外取締役を除く。）として採用している ¹⁶⁴	採用しようとしたが、採用できていない ¹⁶⁵	採用していないし、今後も採用する予定はない ¹⁶⁶	回答数
50人未満	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	1 (0.5)	213 (99.1)	215
50人以上100人未満	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.7)	4 (1.3)	293 (98.0)	299
100人以上	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	6 (2.3)	255 (97.3)	262
全体	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.5)	11 (1.4)	761 (98.1)	776

図表4-40 大企業 問10 法曹有資格者を採用しているか（地域別）

（上段=度数，下段=%）

	通常の正社員として採用している ¹⁶⁷	任期付の社員として採用している ¹⁶⁸	役員（社外取締役を除く。）として採用している ¹⁶⁹	採用しようとしたが、採用できていない ¹⁷⁰	採用していないし、今後も採用する予定はない ¹⁷¹	回答数
東京都	98 (21.7)	13 (2.9)	14 (3.1)	37 (8.2)	302 (66.8)	452
神奈川県・愛知県・大阪府	23 (8.3)	4 (1.4)	10 (3.6)	20 (7.2)	224 (80.9)	277
その他	21 (5.6)	3 (0.8)	13 (3.5)	26 (6.9)	315 (84.0)	375
全体	142 (12.9)	20 (1.8)	37 (3.4)	83 (7.5)	841 (76.2)	1,104

¹⁶⁴ Pearson のカイ 2 乗=0.239, p=0.887

¹⁶⁵ Pearson のカイ 2 乗=2.837, p=0.242

¹⁶⁶ Pearson のカイ 2 乗=1.903, p=0.386

¹⁶⁷ Pearson のカイ 2 乗=54.150, p=0.000

¹⁶⁸ Pearson のカイ 2 乗=5.247, p=0.073

¹⁶⁹ Pearson のカイ 2 乗=0.163, p=0.922

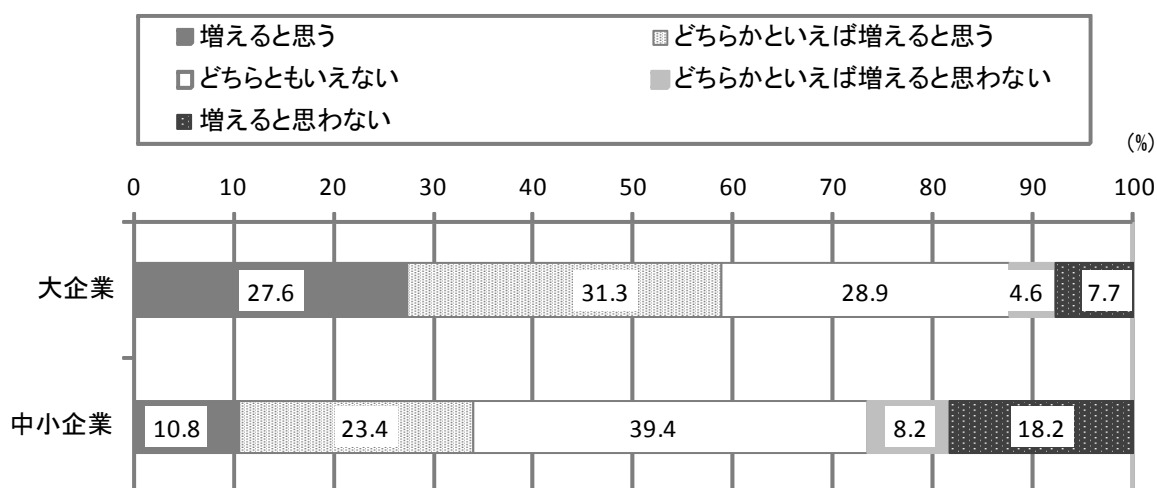
¹⁷⁰ Pearson のカイ 2 乗=0.510, p=0.775

¹⁷¹ Pearson のカイ 2 乗=37.837, p=0.000

図表4-41 企業 問20 法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うか

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
増えると思う	310	(27.6)	84	(10.8)
どちらかといえば増えると思う	351	(31.3)	183	(23.4)
どちらともいえない	324	(28.9)	308	(39.4)
どちらかといえば増えると思わない	52	(4.6)	64	(8.2)
増えると思わない	86	(7.7)	142	(18.2)
回答数(無回答を除く。)	1,123	(100.0)	781	(100.0)


図表4-42 企業 問21

どのような法曹有資格者を利用することを望むか(複数回答可)(問20で「増えると思う」又は「どちらかといえば増えると思う」と回答した企業のみ)

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
顧問弁護士	504	(76.7)	208	(79.7)
顧問弁護士以外の社外の弁護士	333	(50.7)	84	(32.2)
社内の弁護士	187	(28.5)	9	(3.4)
弁護士登録をしていない司法試験合格者	63	(9.6)	5	(1.9)
回答数(無回答を除く。)	657		261	

図表4-43

企業 問22

法曹有資格者の利用を望む場面が増えると思わない理由（問20で「増えると思わない」又は「どちらかといえば増えると思わない」と回答した企業のみ）

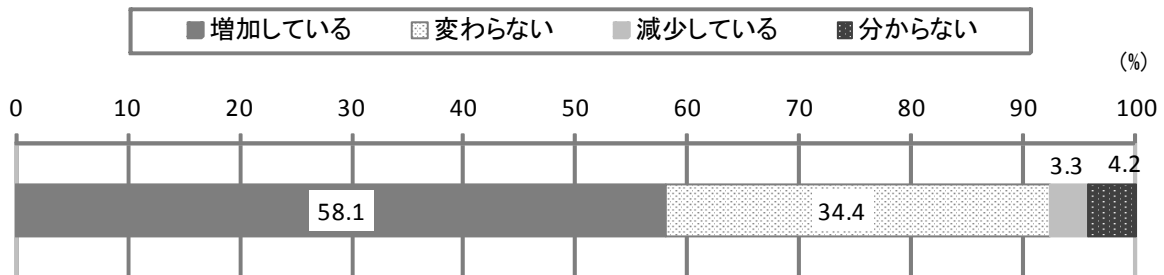
(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
法律に関連する仕事は増えないから	11	(8.0)	57	(28.1)
法律に関連する仕事が増えたとしても、他の専門家(司法書士, 税理士, 公証人, 行政書士, 弁理士, 社会保険労務士など)を利用することで足りるから	60	(43.8)	134	(66.0)
法律に関連する仕事が増えたとしても、法曹有資格者でない法務部員等に対応することで足りるから	58	(42.3)	5	(2.5)
その他	8	(5.8)	7	(3.4)
回答数(無回答を除く。)	137	(100.0)	203	(100.0)

図表5-1 地方自治体 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか

(左=度数, 右=%)

増加している	438	(58.1)
変わらない	259	(34.4)
減少している	25	(3.3)
分からない	32	(4.2)
回答数(無回答を除く。)	754	(100.0)



図表5-2 地方自治体 問7 地方自治体外の弁護士(顧問弁護士を含む。)への相談の回数を今後増やすことを望むか

(左=度数, 右=%)

現状の相談回数よりも増やすことが望まれる	174	(23.2)
現状の相談回数で不都合を感じていないので, 相談回数を増やすことを望んでいない	532	(70.8)
現状の相談回数よりも減らすことが望まれる	23	(3.1)
弁護士に相談していないので分からない	22	(2.9)
回答数(無回答を除く。)	751	(100.0)

図表5-3 地方自治体 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか(回答部門別)¹⁷²

(上段=度数, 下段=%)

	増加している	変わらない	減少している	分からない	合計
総務部門	298 (61.8)	153 (31.7)	15 (3.1)	16 (3.3)	482 (100.0)
人事部門	4 (36.4)	4 (36.4)	1 (9.1)	2 (18.2)	11 (100.0)
法務部門	129 (53.1)	95 (39.1)	6 (2.5)	13 (5.3)	243 (100.0)
その他	2 (33.3)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	6 (100.0)
全体	433 (58.4)	253 (34.1)	24 (3.2)	32 (4.3)	742 (100.0)

¹⁷² Pearson のカイ 2 乗=33.993, p=0.000

図表5-4

地方自治体 問8

地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を除く。）に相談をする場合、どのように弁護士を探そうと思うか

(上段=度数, 下段=%)

既知っているの探す必要はない	148	(19.7)
顧問弁護士や職員である弁護士に聞いて探す	482	(64.3)
職員の知り合いに聞いて探す	66	(8.8)
広告、雑誌等で探す	3	(0.4)
弁護士会に相談する	352	(46.9)
弁護士会が提供している情報を基に探す	206	(27.5)
インターネットの情報を基に探す	82	(10.9)
職員が法律相談に行つて探す	25	(3.3)
どうやって探したらいいのかわからない	12	(1.6)
その他	56	(7.5)
回答数(無回答を除く。)	750	

図表5-5

地方自治体 問2

弁護士と顧問契約を結んでいるか

(左=度数, 右=%)

顧問契約を結んでいる	651	(85.9)
顧問契約を結んでいない	107	(14.1)
回答数(無回答を除く。)	758	(100.0)

図表5-6

地方自治体 問3

弁護士と顧問契約を結んでいない理由（3つまで回答可）（問2で「顧問契約を結んでいない」と回答した地方自治体のみ）

(左=度数, 右=%)

顧問料が高いから	11	(10.4)
顧問料の基準が不透明であるから	7	(6.6)
費用対効果が計測しづらいから	34	(32.1)
必要に応じて依頼すれば足りるから	82	(77.4)
弁護士を利用する職場が整っていないから	1	(0.9)
弁護士以外の専門家(司法書士, 税理士, 社会保険労務士など)を利用しているから	1	(0.9)
弁護士を必要とする仕事がないから	4	(3.8)
身近に弁護士がいないから	2	(1.9)
その他	30	(28.3)
回答数(無回答を除く。)	106	

図表5-7

地方自治体 問4

顧問料がいくらまでであれば、弁護士と顧問契約をしようと思うか
(問2で「顧問契約を結んでいない」と回答した地方自治体のみ)

(左=度数, 右=%)

顧問契約をしようと思う	34	(41.0)
いくらであっても顧問契約をしたくない	49	(59.0)
回答数(無回答を除く。)	83	(100.0)

図表5-8

地方自治体 問4_1

弁護士と顧問契約をしようと思う顧問料の金額(月額)(問4で「顧問契約をしようと思う」と回答した地方自治体のみ)

回答数(無回答を除く。)	30
平均値(万円)	7.1
中央値(万円)	5
最小値(万円)	1
最大値(万円)	30

図表5-9

地方自治体 問5

法的な紛争が生じた場合の対応方法(複数回答可)

(上段=度数, 下段=%)

	顧問弁護士に相談する	顧問弁護士以外の地方自治体外の弁護士に相談する	職員である法曹有資格者が対応する	法曹有資格者ではない職員で対応する	分からない	回答数(無回答を除く。)
1.行政訴訟事件(国家賠償請求訴訟、住民訴訟を含む。)	653 (86.3)	144 (19.0)	40 (5.3)	134 (17.7)	3 (0.4)	757
2.民事訴訟事件(国家賠償請求訴訟を除く。)	651 (86.0)	147 (19.4)	39 (5.2)	146 (19.3)	5 (0.7)	757
3.民事調停事件(国家賠償請求に関する調停を含む。)	625 (82.5)	118 (15.6)	41 (5.4)	177 (23.4)	18 (2.4)	758
4.支払督促申立事件	476 (63.0)	81 (10.7)	29 (3.8)	296 (39.2)	0 (0.0)	756
5.家事審判申立事件(相続財産管理人選任、成年後見・保佐・補助等)	421 (55.9)	87 (11.6)	22 (2.9)	277 (36.8)	113 (15.0)	753
6.住民監査請求	387 (51.3)	57 (7.5)	20 (2.6)	434 (57.5)	45 (6.0)	755
7.異議申立て	346 (45.6)	54 (7.1)	30 (4.0)	499 (65.7)	28 (3.7)	759
8.上級庁への審査請求	315 (41.7)	49 (6.5)	24 (3.2)	466 (61.6)	71 (9.4)	756

図表5-10 地方自治体 問9 地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を含む。）を選ぶ際の考慮の割合

(上段＝度数，下段＝%)

	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士への話しやすさ	257 (33.9)	335 (44.2)	132 (17.4)	25 (3.3)	9 (1.2)	758 (100.0)
2. 弁護士事務所での実務経験	436 (57.5)	254 (33.5)	58 (7.7)	6 (0.8)	4 (0.5)	758 (100.0)
3. 弁護士の専門分野	482 (63.6)	227 (29.9)	47 (6.2)	0 (0.0)	2 (0.3)	758 (100.0)
4. 法律問題について紛争解決策や行動指針を示せる能力	514 (67.8)	188 (24.8)	51 (6.7)	3 (0.4)	2 (0.3)	758 (100.0)
5. 地方自治体組織の業務に対する理解度	383 (50.5)	288 (38.0)	75 (9.9)	11 (1.5)	1 (0.1)	758 (100.0)
6. 諸外国の法律などの知識	33 (4.4)	70 (9.2)	382 (50.5)	181 (23.9)	91 (12.0)	757 (100.0)
7. 弁護士の行政訴訟や行政法規に関する知識	544 (71.8)	185 (24.4)	28 (3.7)	0 (0.0)	1 (0.1)	758 (100.0)
8. 弁護士にかかる費用	312 (41.2)	325 (42.9)	109 (14.4)	8 (1.1)	3 (0.4)	757 (100.0)

図表5-11 地方自治体 問19

法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと

(上段＝度数，下段＝%)

	必要だと思う	どちらかといえば必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば必要だとは思わない	必要だとは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1. 弁護士の専門分野が分かること	448 (59.3)	258 (34.1)	45 (6.0)	4 (0.5)	1 (0.1)	756 (100.0)
2. 弁護士がそれまで取り扱った事件とそれに関する実績と評価が分かること	404 (53.5)	291 (38.5)	56 (7.4)	3 (0.4)	1 (0.1)	755 (100.0)
3. 弁護士にかかる費用が安くなること	352 (46.6)	252 (33.4)	144 (19.1)	4 (0.5)	3 (0.4)	755 (100.0)
4. 弁護士にかかる費用の基準が明らかになること	401 (53.1)	256 (33.9)	91 (12.1)	4 (0.5)	3 (0.4)	755 (100.0)
5. 弁護士の業務処理や応答が速くなること	285 (37.7)	297 (39.3)	156 (20.7)	12 (1.6)	5 (0.7)	755 (100.0)

図表5-12 地方自治体 問23 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か

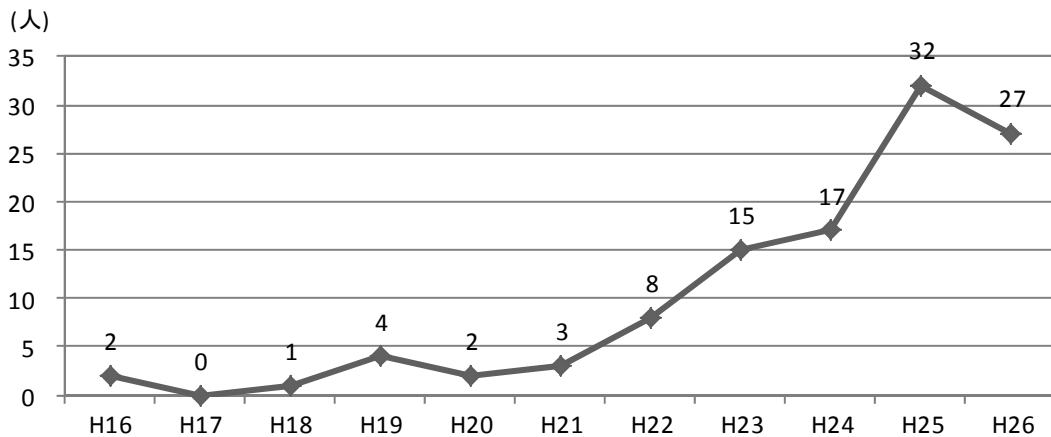
(上段=度数, 下段=%)

	必要だと思 う	どちらか といえば 必要だと思 う	どちらと もいえな い	どちらか といえば 必要だと思 わな い	必要だと思 わな い	回答数 (無回答 を除く。)
1.法律に関する専門的な知識	706 (93.6)	46 (6.1)	2 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	754 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	421 (55.8)	300 (39.7)	33 (4.4)	0 (0.0)	1 (0.1)	755 (100.0)
3.コミュニケーション能力	454 (60.2)	271 (35.9)	27 (3.6)	2 (0.3)	0 (0.0)	754 (100.0)
4.交渉力	510 (67.7)	207 (27.5)	36 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	753 (100.0)
5.地方自治体組織の業務に対する理解	542 (71.7)	198 (26.2)	15 (2.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	756 (100.0)

図表5-13 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の採用実績の推移

(平成27年3月2日現在)

年度	地方自治体(一部事務組合を含む。)()内は採用人数	採用人数 (合計)
H16	東京都(2)	2
H17		0
H18	逗子市(1)	1
H19	東京都(2)/兵庫県(1)/岡山市(1)	4
H20	特別区人事・厚生事務組合(1)/大阪市(1)	2
H21	東京都(2)/名張市(1)	3
H22	東京都(2)/特別区人事・厚生事務組合(2)/町田市(1)/神奈川県(2)/河内長野市(1)	8
H23	東京都(2)/流山市(1)/名張市(1)/松原市(1)/名古屋市(1)/福岡市(1)/厚木市(1)/栃木市(1)/多気町(1)/兵庫県(1)/和歌山県(1)/古賀市(1)/宮崎県(1)/千葉県(1)	15
H24	東京都(3)/特別区人事・厚生事務組合(1)/千葉県(1)/明石市(5)/田原本町(1)/南伊勢町(1)/富山市(1)/和歌山市(1)/岩手県(1)/宮城県(1)/沼田市(1)	17
H25	東京都(1)/京都府(1)/福山市(1)/小松島市(1)/東松島市(1)/阿南市(1)/名張市(1)/南さつま市(1)/大阪狭山市(1)/銚子市(1)/高槻市(1)/大阪市(1)/国立市(1)/豊田市(2)/富谷町(1)/町田市(1)/山口県(1)/石巻市(1)/相馬市(1)/新潟県(1)/寝屋川市(1)/糸島市(1)/浪江町(1)/気仙沼市(1)/山田町(1)/三重県(1)/弘前市(1)/神奈川県(1)/兵庫県(1)/郡山市(1)/さいたま市(1)	32
H26	東京都(1)/大阪市(2)/北九州市(1)/福山市(1)/福島県(1)/春日井市(1)/栃木市(1)/茨木市(1)/多摩市(1)/鹿児島市(1)/和歌山県(1)/国分寺市(1)/福岡市(1)/姫路市(1)/堺市(1)/長野県(1)/伊丹市(1)/松阪市(1)/明石市(4)/名張市(1)/多気町(1)/千葉県(1)/鳥取県(1)	27



※ 「地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員 (2015年3月2日現在・日弁連調べ)」を基に作成。

※ 採用人数は、各年度において新規に採用された任期付職員及び任期の定めのない職員の人数である。

図表5-14 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員

(平成27年3月2日現在)

地方自治体 (一部事務組合を含む。)	所属部署	人数(うち任期付)
青森県弘前市	法務契約課	1 (1)
岩手県	総務部法務学事課	1 (1)
岩手県山田町	用地課	1 (1)
宮城県	総務部私学文書課	1 (1)
宮城県石巻市	総務部総務課	1 (1)
宮城県気仙沼市	総務部総務課	1 (1)
宮城県東松島市	総務部総務課	1 (1)
宮城県富谷町	総務部総務課	1 (1)
福島県	総務部文書法務課	1 (1)
福島県郡山市	総務部総務課	1 (1)
福島県相馬市	企画政策部	1 (1)
福島県浪江町	産業・賠償対策課(法務担当)	1 (1)
栃木県栃木市	総務部総務課	1 (1)
群馬県沼田市	総務部総務課文書法制係	1 (0)
埼玉県さいたま市	総務局総務部法制課	1 (1)
千葉県	総務部政策法務課	3 (1)
千葉県銚子市	総務市民部総務課	1 (1)
千葉県流山市	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1 (1)
東京都	総務局	7 (2)
	労働委員会事務局	2 (2)
特別区人事・厚生事務組合	法務部	3 (1)
東京都町田市	総務部法制課	1 (1)
東京都国分寺市	政策部政策法務課	1 (1)
東京都国立市	政策経営部	1 (1)
東京都多摩市	総務部	1 (1)
神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1 (1)
神奈川県逗子市	総務部	1 (0)
神奈川県厚木市	総務部文書法制課	1 (1)
新潟県	法務文書課	1 (1)
富山県富山市	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1 (1)
長野県	県民文化部県民協働課消費生活室	1 (0)
愛知県春日井市	総務部総務課	1 (1)
愛知県豊田市	総務部法務課	2 (2)
三重県	総務部法務・文書課	1 (1)
三重県松阪市	債権回収対策準備室, 総務課	1 (1)
三重県名張市	総務部	1 (1)
三重県多気町	総務税務課	1 (1)
三重県南伊勢町	総務課	1 (1)
京都府京都市	監査事務局	1 (0)
大阪府大阪市	行政委員会事務局監査部監査課	1 (1)
	福祉局生活福祉部保険年金課	2 (2)
大阪府堺市	総務局行政部法制文書課	1 (1)

地方自治体 (一部事務組合を含む。)	所属部署	人数(うち任期付)	
大阪府高槻市	法務課	1	(1)
大阪府茨木市	総務部政策法務課	1	(1)
大阪府寝屋川市	総務部総務課	1	(1)
大阪府松原市	総務部政策法務課	1	(1)
大阪府大阪狭山市	総務部庶務グループ	1	(1)
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	(0)
	企画県民部管理局職員課	1	(0)
兵庫県姫路市	総務局総務部行政課	1	(1)
兵庫県明石市	政策部市民相談室	3	(3)
	総務部総務課(コンプライアンス担当)	1	(1)
	教育委員会事務局	1	(1)
	福祉部	1	(1)
	こども未来部児童福祉課	1	(1)
兵庫県伊丹市	総合政策部法制課	1	(1)
和歌山県	子ども・女性・障害者センター	1	(1)
和歌山県和歌山市	総務部総務課	1	(1)
鳥取県	総務部政策法務課	1	(0)
岡山県岡山市	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	(0)
広島県福山市	企画総務局総務部総務課	1	(1)
山口県	総務部学事文書課	1	(1)
徳島県小松島市	総務課政策法務室	1	(1)
徳島県阿南市	企画部法令室	1	(1)
福岡県北九州市	総務企画局総務部	1	(1)
福岡県福岡市	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	(1)
	総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課	1	(1)
福岡県古賀市	総務課政策法務係	1	(1)
福岡県糸島市	総務部総務課	1	(1)
宮崎県	小林土木事務所	1	(0)
鹿児島県鹿児島市	総務局総務部総務課	1	(1)
鹿児島県南さつま市	総務企画部総務課	1	(1)
総 計		87	(69)

※ 「地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員（2015年3月2日現在・日弁連調べ）」を基に作成。

※ 常勤職員の人数は、日弁連による地方公共団体へのアンケートや独自の聞き取り等によって得られた任期付職員及び任期の定めのない職員の人数である。

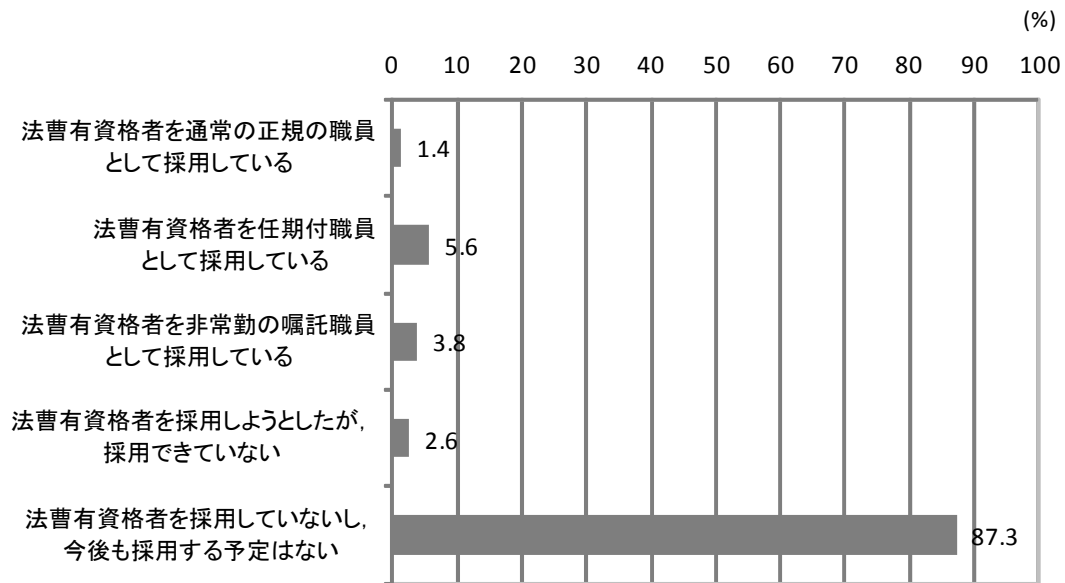
※ () 内の人数は、任期付職員の人数(内数)である。

※ 弁護士登録の有無の内訳については、弁護士登録者が53名、採用に伴う登録取消者が19名、司法修習終了後の弁護士未登録者が15名である。

図表5-15 地方自治体 問10 法曹有資格者を採用しているか（複数回答可）

（左＝度数，右＝％）

法曹有資格者を通常の正規の職員として採用している	10	(1.4)
法曹有資格者を任期付職員として採用している	41	(5.6)
法曹有資格者を非常勤の嘱託職員として採用している	28	(3.8)
法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない	19	(2.6)
法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない	640	(87.3)
回答数(無回答を除く。)	733	



図表5-16 地方自治体 問10 法曹有資格者を採用しているか（地方自治体規模別）

(上段=度数, 下段=%)

	通常の正 規の職員と して採用し ている ¹⁷³	任期付職 員として採 用している ¹⁷⁴	非常勤の 嘱託職員と して採用し ている ¹⁷⁵	採用しよう としたが, 採用でき ない ¹⁷⁶	採用してい ないし, 今 後も採用す る予定はな い ¹⁷⁷	回答者数
都道府県	6 (17.6)	8 (23.5)	9 (26.5)	1 (2.9)	13 (38.2)	34
道府県庁所在地, 特別区	3 (7.7)	3 (7.7)	6 (15.4)	3 (7.7)	25 (64.1)	39
上記以外の政令指定都市, 中核市, 特例市	0 (0.0)	12 (23.5)	6 (11.8)	1 (2.0)	32 (62.7)	51
上記以外の地方自治体	1 (0.2)	18 (3.0)	7 (1.2)	14 (2.3)	565 (93.5)	604
全体	10 (1.4)	41 (5.6)	28 (3.8)	19 (2.6)	635 (87.2)	728

図表5-17

地方自治体 問12

法曹有資格者を採用しようと考えた理由（複数回答可）（問10で法曹有資格者を「通常の正規の職員」、「任期付職員」又は「非常勤の嘱託職員として採用している」と回答した地方自治体のみ）

(左=度数, 右=%)

法律知識を有する人材を求めていたから	55 (74.3)
法的な素養があり地方自治体法務の即戦力になることができる と期待したから	38 (51.4)
法律知識に限らず優秀な能力を発揮してくれると期待し たから	13 (17.6)
その他	16 (21.6)
回答数	74

¹⁷³ Pearson のカイ 2 乗=85.173a, p=0.000¹⁷⁴ Pearson のカイ 2 乗=59.533a, p=0.000¹⁷⁵ Pearson のカイ 2 乗=81.540a, p=0.000¹⁷⁶ Pearson のカイ 2 乗=4.265a, p=0.234¹⁷⁷ Pearson のカイ 2 乗=141.009a, p=0.000

図表5-18

地方自治体 問15

法曹有資格者を職員として採用しようとしたが、採用できていない理由(複数回答可)(問10で「法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない」と回答した地方自治体のみ)

(左=度数, 右=%)

給与等の待遇面について折り合いがつかなかった	2	(10.5)
採用の時期が司法修習終了時期ではなかった	0	(0.0)
配属予定の部署の雰囲気と調和しない印象を受けた	0	(0.0)
応募者の能力的な部分で満足がいかなかった	0	(0.0)
応募者の意欲・熱意の部分で満足がいかなかった	0	(0.0)
採用内定を出したが、辞退された	2	(10.5)
応募がなかった	9	(47.4)
その他	6	(31.6)
回答数	19	

図表5-19

地方自治体 問16

法曹有資格者を職員として採用する際に想定される消極的な意見

(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	何ともいえない	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1.法曹有資格者が組織内に入ってくると自体に違和感ないし不安がある	3 (0.4)	19 (2.5)	235 (31.3)	145 (19.3)	350 (46.5)	752 (100.0)
2.既存の職員を育成すれば足りる	18 (2.4)	88 (11.7)	300 (39.9)	136 (18.1)	209 (27.8)	751 (100.0)
3.必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すれば足りる	342 (45.4)	278 (36.9)	93 (12.3)	22 (2.9)	19 (2.5)	754 (100.0)
4.法曹有資格者を採用することの必要性・有用性が分かりにくい	70 (9.3)	179 (23.8)	274 (36.4)	122 (16.2)	107 (14.2)	752 (100.0)
5.厳しい財政状況の中で、任用コスト・正職員の定数管理の面から、消極にならざるを得ない	220 (29.2)	271 (35.9)	185 (24.5)	39 (5.2)	39 (5.2)	754 (100.0)
6.募集したとしても、どれだけの応募があるのか不安がある	131 (17.4)	207 (27.5)	309 (41.1)	49 (6.5)	56 (7.4)	752 (100.0)
7.法曹有資格者は高い給与でないと採用できない	84 (11.2)	130 (17.3)	474 (63.0)	24 (3.2)	40 (5.3)	752 (100.0)
8.法曹有資格者は新卒者に比べて平均的に年齢が高く、若いうちに職場教育ができない	11 (1.5)	84 (11.3)	388 (52.3)	127 (17.1)	132 (17.8)	742 (100.0)
9.弁護士以外の専門家を利用しているので組織内に法曹有資格者を必要としない	5 (0.7)	22 (3.0)	274 (37.1)	121 (16.4)	317 (42.9)	739 (100.0)

図表5-20 地方自治体 問18 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向

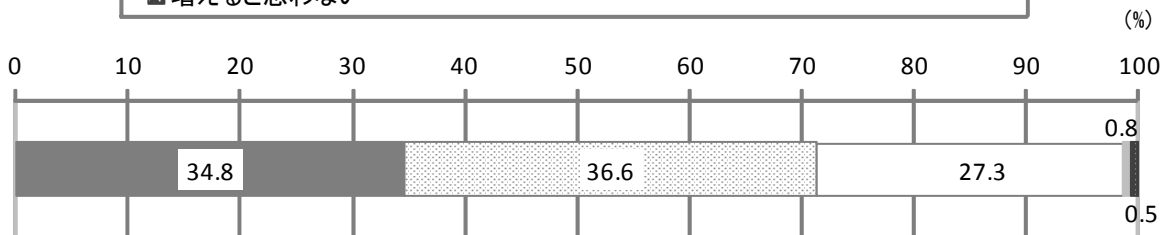
(上段=度数, 下段=%)

	希望する	どちらかといえば希望する	どちらともいえない	どちらかといえば希望しない	希望しない	既に利用している	回答数 (無回答を除く。)
1.地方自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人	145 (19.3)	51 (6.8)	38 (5.1)	1 (0.1)	2 (0.3)	514 (68.4)	751 (100.0)
2.行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック	111 (14.8)	176 (23.5)	150 (20.0)	18 (2.4)	29 (3.9)	266 (35.5)	750 (100.0)
3.地方自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人	90 (12.0)	170 (22.7)	208 (27.7)	27 (3.6)	23 (3.1)	232 (30.9)	750 (100.0)
4.苦情処理対応の代理人	64 (8.5)	138 (18.4)	342 (45.7)	62 (8.3)	69 (9.2)	74 (9.9)	749 (100.0)
5.契約書に関する法律相談及び文書チェック	58 (7.7)	143 (19.1)	216 (28.8)	54 (7.2)	51 (6.8)	228 (30.4)	750 (100.0)
6.政策形成・推進における法律相談	45 (6.0)	129 (17.2)	305 (40.7)	54 (7.2)	63 (8.4)	153 (20.4)	749 (100.0)
7.条例等の立案過程における法律相談及び法令審査	47 (6.3)	135 (18.0)	293 (39.0)	77 (10.3)	81 (10.8)	118 (15.7)	751 (100.0)
8.福祉分野(子ども, 高齢者, 障がい者, 生活困窮者)における法律相談や支援	68 (9.1)	181 (24.1)	220 (29.3)	24 (3.2)	22 (2.9)	236 (31.4)	751 (100.0)
9.教育分野(いじめ, 体罰等)における法律相談や支援	84 (11.2)	193 (25.7)	207 (27.6)	20 (2.7)	17 (2.3)	229 (30.5)	750 (100.0)
10.犯罪被害者等(DV・ストーカー被害者, 消費者被害などを含む。)への対応	72 (9.6)	193 (25.8)	297 (39.7)	23 (3.1)	30 (4.0)	134 (17.9)	749 (100.0)

図表5-21 地方自治体 問20 今後、法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うか

(左=度数, 右=%)

増えると思う	260	(34.8)
どちらかといえば増えると思う	274	(36.6)
どちらともいえない	204	(27.3)
どちらかといえば増えると思わない	6	(0.8)
増えると思わない	4	(0.5)
回答数(無回答を除く。)		748 (100.0)



図表5-22

地方自治体 問21

どのような法曹有資格者を利用することを望むか（複数回答可）（問20で「増えると思う」又は「どちらかといえば増えると思う」と回答した地方自治体のみ）

(左=度数, 右=%)

顧問弁護士	435	(81.9)
顧問弁護士以外の地方自治体外の弁護士	162	(30.5)
職員（任期付職員及び非常勤の嘱託職員を含む。）としての弁護士	120	(22.6)
弁護士登録をしていない司法試験合格者	19	(3.6)
回答数（無回答を除く。）	531	

図表5-23

地方自治体 問22

法曹有資格者の利用を望む場面が増えると思わない理由（問20で「増えると思わない」又は「どちらかといえば増えると思わない」と回答した地方自治体のみ）

(左=度数, 右=%)

法律に関連する仕事は増えないから	1	(10.0)
法律に関連する仕事が増えたとしても、他の専門家(司法書士、税理士、公証人、行政書士、社会保険労務士など)を利用することで足りるから	2	(20.0)
法律に関連する仕事が増えたとしても、法曹有資格者でない職員で対応することで足りるから	4	(40.0)
その他	3	(30.0)
回答数	10	(100.0)

図表5-24

地方自治体 問24

弁護士による市民向けの法律相談を実施しているか

(左=度数, 右=%)

法律相談を実施している	575	(76.7)
実施したいと思うが、いまだに実施していない	41	(5.5)
実施したいとは思わない	75	(10.0)
分からない	59	(7.9)
回答数（無回答を除く。）	750	(100.0)

図表5-25

地方自治体 問25

弁護士による法律相談の回数を増やしたいと思うか（問24で「法律相談を実施している」と回答した地方自治体のみ）

(左=度数, 右=%)

回数を増やしたい	62	(10.8)
現状維持でよいと思う	449	(78.5)
回数を減らしたい	5	(0.9)
分からない	56	(9.8)
回答数（無回答を除く。）	572	(100.0)

図表6-1 国 問 1(1)・問 2 弁護士の有職人数（平成18年1月1日及び平成26年8月1日現在）

機関	弁護士の有職人数	
	H18年1月1日現在	H26年8月1日現在
衆議院事務局	0	0
衆議院法制局	0	2
参議院事務局	0	0
参議院法制局	0	1
裁判官弾劾裁判所	1	1
裁判官訴追委員会	0	1
国立国会図書館	0	0
内閣官房	不明	4
内閣法制局	0	0
国家安全保障会議	0	0
人事院	0	0
復興庁	0	1
内閣府	0	4
宮内庁	0	0
公正取引委員会	6	18
警察庁	0	0
金融庁	25	32
消費者庁	0	22
総務省	0	4
公害等調整委員会	0	1
消防庁	0	0
法務省	6	7
公安調査庁	0	0
外務省	8	8
財務省	0	0
国税庁	0	0
国税不服審判所	0	0
文部科学省	0	202
文化庁	0	1
厚生労働省	0	1
中央労働委員会	0	0
農林水産省、林野庁、水産庁	0	0
経済産業省	不明	13
資源エネルギー庁	不明	2
中小企業庁	把握していない	1
特許庁	1	2
国土交通省	0	4
観光庁	0	1
気象庁	0	0
運輸安全委員会	0	0
海上保安庁	0	0
海難審判所	0	0
環境省	0	0
原子力規制委員会	0	1
防衛省	0	0
会計検査院	0	1
合計	47	335

※ 弁護士の有職者数については、各行政機関等の本省等における人数を調査した。よって、当該行政機関等の外局や関連機関、地方機関は含んでいない。

図表6-2 国 問3(1) 在職弁護士の勤務形態

常勤が在職している機関	20
非常勤が在職している機関	7
両方In職している機関	2
回答機関数	25

図表6-3 国 問4(1) 採用年度別の弁護士等の人数

平成19年度	1
平成20年度	0
平成21年度	2
平成22年度	3
平成23年度	30
平成24年度	75
平成25年度	167
平成26年度	57
合計	335

図表6-4 国 問6(1) 弁護士を採用しようとして採用できなかったことがあるか（常勤公募）

採用できなかったことはない	18
採用できなかったことがある	4
実績なし	1
無回答	25
回答数	48

図表6-5 国 問6(1)_1 弁護士を採用しようとして採用できなかった理由（常勤公募）

採用候補・内定者に辞退されたため	2
理由は不明だが、任期付職員を募集した際、応募がなかったことがあり、採用に至らなかったケースがあった	1
法曹有資格者を公募したが、応募がなかったなどの理由	1
回答数	4

図表6-6 国 問7 今後、新たに法曹有資格者の採用を計画している部署はあるか

ある	5
ない	17
現段階では、はっきりとしない	24
無回答	2
回答数	48

図表7-1 民事事件・刑事事件・家事事件全体の新生事件数の推移

年次	民事・行政(件)	刑事(人)	家事(件)	少年(人)	計
昭和 27 年	549,710	1,554,476	365,618	190,061	2,659,865
30	827,659	2,543,083	358,156	341,607	4,070,505
35	970,134	3,353,027	336,057	792,255	5,451,473
40	1,255,547	5,208,541	302,856	1,086,878	7,853,822
45	1,231,321	2,309,724	280,021	790,880	4,611,946
50	1,076,665	2,830,403	299,806	440,914	4,647,788
55	1,469,848	2,696,551	349,774	587,784	5,103,957
60	2,548,585	3,042,239	403,230	686,512	6,680,566
平成 元 年	1,829,833	1,713,973	350,542	505,226	4,399,574
2	1,715,193	1,693,734	342,998	483,442	4,235,367
3	1,852,084	1,656,521	352,102	445,692	4,306,399
4	2,171,766	1,701,470	370,917	402,231	4,646,384
5	2,350,698	1,699,003	396,546	358,158	4,804,405
6	2,436,256	1,638,764	404,080	323,551	4,802,651
7	2,411,360	1,555,364	412,031	295,556	4,674,311
8	2,547,582	1,620,053	426,511	300,755	4,894,901
9	2,680,283	1,687,900	449,164	319,010	5,136,357
10	2,975,984	1,670,486	487,477	320,945	5,454,892
11	2,998,593	1,702,272	520,971	300,365	5,522,201
12	3,051,709	1,638,040	560,935	286,470	5,537,154
13	3,098,011	1,649,946	596,478	287,682	5,632,117
14	3,298,354	1,654,770	638,195	284,868	5,876,187
15	3,520,500	1,636,719	683,716	274,267	6,115,202
16	3,172,564	1,607,589	700,072	261,806	5,742,031
17	2,712,823	1,568,158	717,842	236,531	5,235,354
18	2,621,130	1,495,046	742,670	214,801	5,073,647
19	2,255,536	1,341,657	751,500	197,639	4,546,332
20	2,252,437	1,238,800	766,013	175,734	4,432,984
21	2,408,564	1,215,143	799,572	173,946	4,597,225
22	2,179,355	1,158,443	815,052	165,058	4,317,908
23	1,985,305	1,105,822	815,523	153,128	4,059,778
24	1,707,709	1,098,990	857,237	134,185	3,798,121
25	1,524,029	1,050,727	916,409	123,088	3,614,253

※ 裁判所データブック2014を基に作成。

※ 「刑事」には、医療観察事件を含む。

※ 「家事」には、平成16年4月以降家庭裁判所及び地方裁判所で受理した人事訴訟事件を含む。

※ 「少年」には、家庭裁判所で受理した成人の刑事事件を含む。

図表7-2 民事第一審通常訴訟 事件類型別の新受・既済事件数の推移

	地裁新受	地裁既済	簡裁新受	簡裁既済	少額訴訟 新受	少額訴訟 既済
平成元年	104,469	115,502	112,472	118,019		
平成2年	100,212	112,020	96,635	99,545		
平成3年	105,161	111,958	110,942	107,102		
平成4年	122,670	122,780	168,588	153,566		
平成5年	136,326	137,934	227,791	219,027		
平成6年	139,130	144,693	244,131	245,628		
平成7年	137,106	146,651	244,865	243,534		
平成8年	135,455	145,858	266,573	266,645		
平成9年	138,752	147,373	276,120	273,087		
平成10年	144,809	156,683	306,169	305,801	8,348	6,819
平成11年	142,272	154,395	302,690	306,349	10,027	9,928
平成12年	147,759	158,781	297,261	299,579	11,128	10,867
平成13年	146,115	157,451	305,711	301,997	13,504	13,205
平成14年	143,839	155,755	312,952	312,263	17,181	16,454
平成15年	147,085	159,032	337,231	334,188	18,117	18,125
平成16年	135,792	143,294	349,014	344,580	21,761	20,609
平成17年	132,654	133,006	355,386	352,449	23,584	24,021
平成18年	148,767	142,976	398,261	382,753	22,679	22,394
平成19年	182,290	172,885	475,624	456,968	22,122	22,269
平成20年	199,522	192,233	551,875	533,742	20,782	20,829
平成21年	235,508	214,512	658,227	618,432	21,233	21,208
平成22年	222,594	227,435	585,594	620,587	19,133	19,680
平成23年	196,366	212,498	522,639	547,140	17,841	17,755
平成24年	161,313	168,230	403,309	420,728	15,897	16,394
平成25年	147,390	149,931	333,746	342,316	13,240	13,570

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 「地裁新受」は、人事訴訟新受を除いた値。

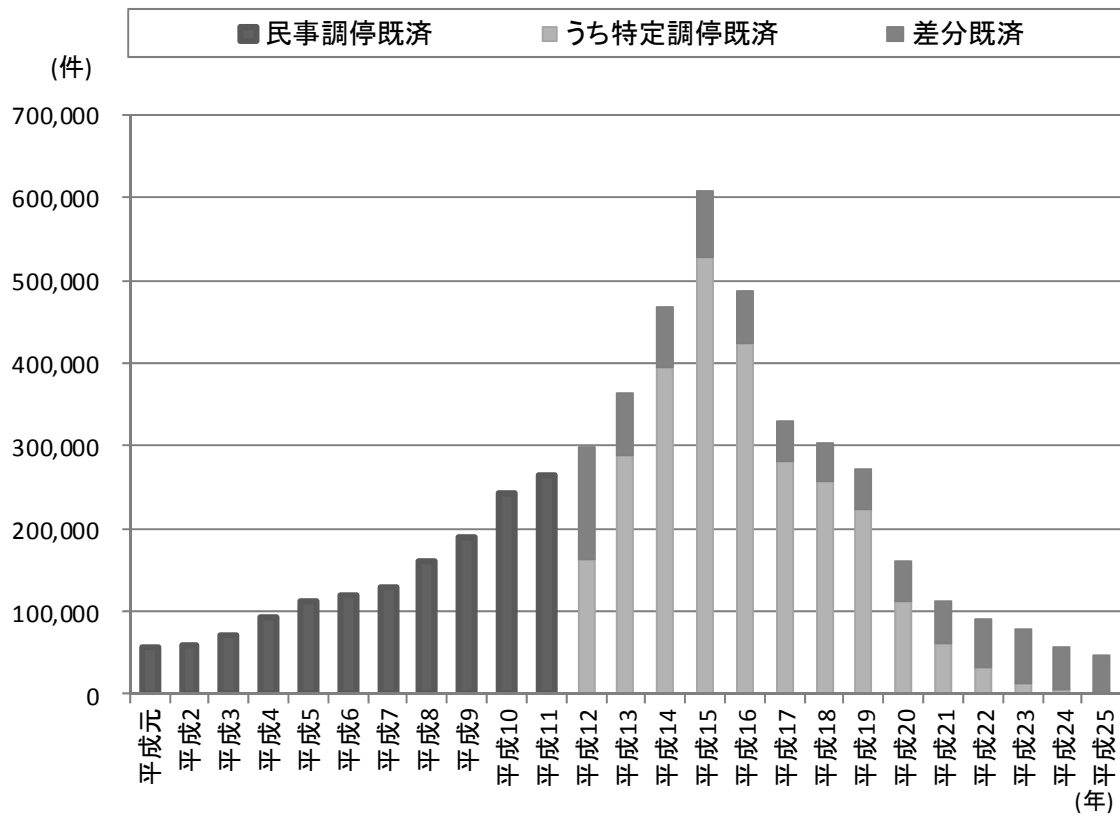
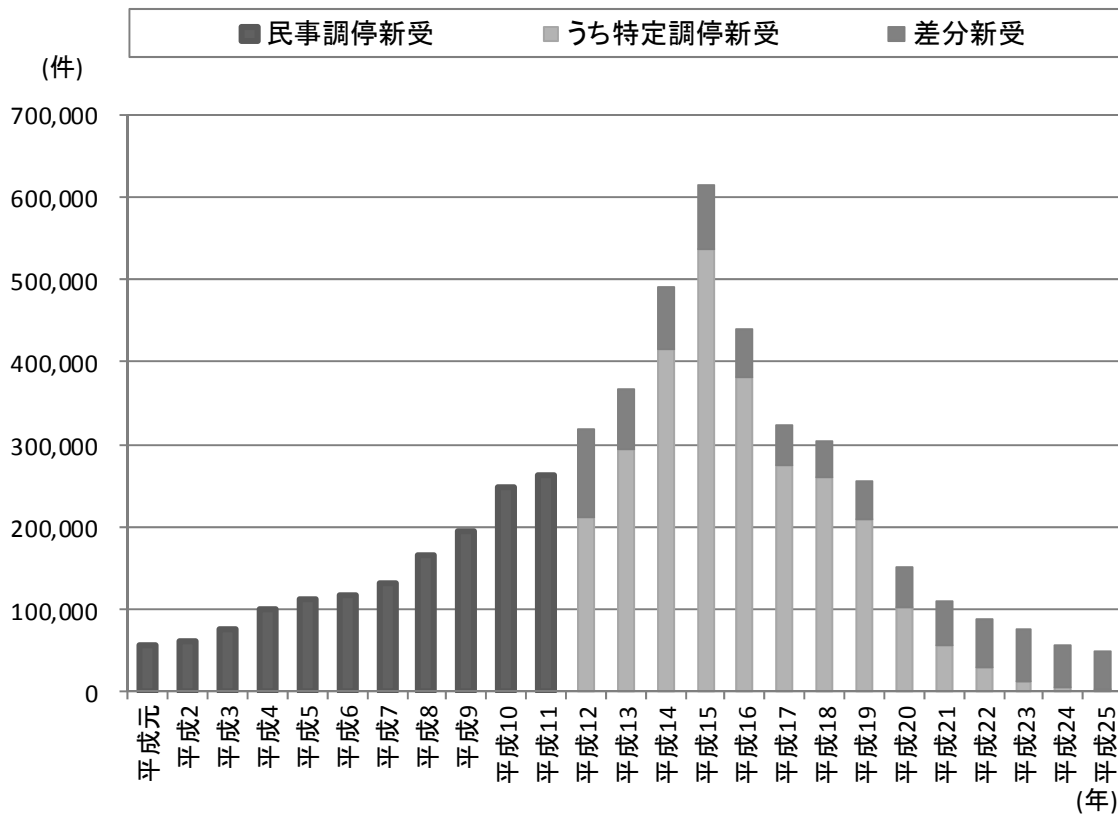
※ 「地裁既済」は、平成16年4月以降は人事訴訟を除いた値。

※ 「簡裁新受」、「簡裁既済」は、少額訴訟から通常訴訟に移行したものを含まない。

図表7-3 調停 事件類型別の新受・既済事件数の推移

	民事調停 新受	民事調停 既済	うち特定調 停新受	うち特定調 停既済	差分新受	差分既済
平成元年	56,115	55,852				
平成2年	61,007	59,683				
平成3年	74,349	70,693				
平成4年	99,973	93,828				
平成5年	112,846	113,170				
平成6年	117,996	118,961				
平成7年	130,808	129,150				
平成8年	165,107	159,357				
平成9年	194,761	189,683				
平成10年	248,833	243,101				
平成11年	263,507	264,830				
平成12年	317,986	298,556	210,866	163,002	107,120	135,554
平成13年	367,404	362,922	294,485	288,012	72,919	74,910
平成14年	489,955	467,687	416,668	394,157	73,287	73,530
平成15年	615,313	606,802	537,071	527,762	78,242	79,040
平成16年	440,724	485,953	381,503	424,556	59,221	61,397
平成17年	322,987	330,676	274,794	281,814	48,193	48,862
平成18年	304,049	303,579	259,297	257,920	44,752	45,659
平成19年	255,565	271,409	208,360	224,052	47,205	47,357
平成20年	150,161	160,659	102,688	112,895	47,473	47,764
平成21年	108,615	112,861	56,004	61,079	52,611	51,782
平成22年	87,808	90,888	28,229	31,136	59,579	59,752
平成23年	74,896	78,211	11,382	13,496	63,514	64,715
平成24年	55,862	57,421	5,514	6,241	50,348	51,180
平成25年	47,596	47,436	3,849	3,866	43,747	43,570

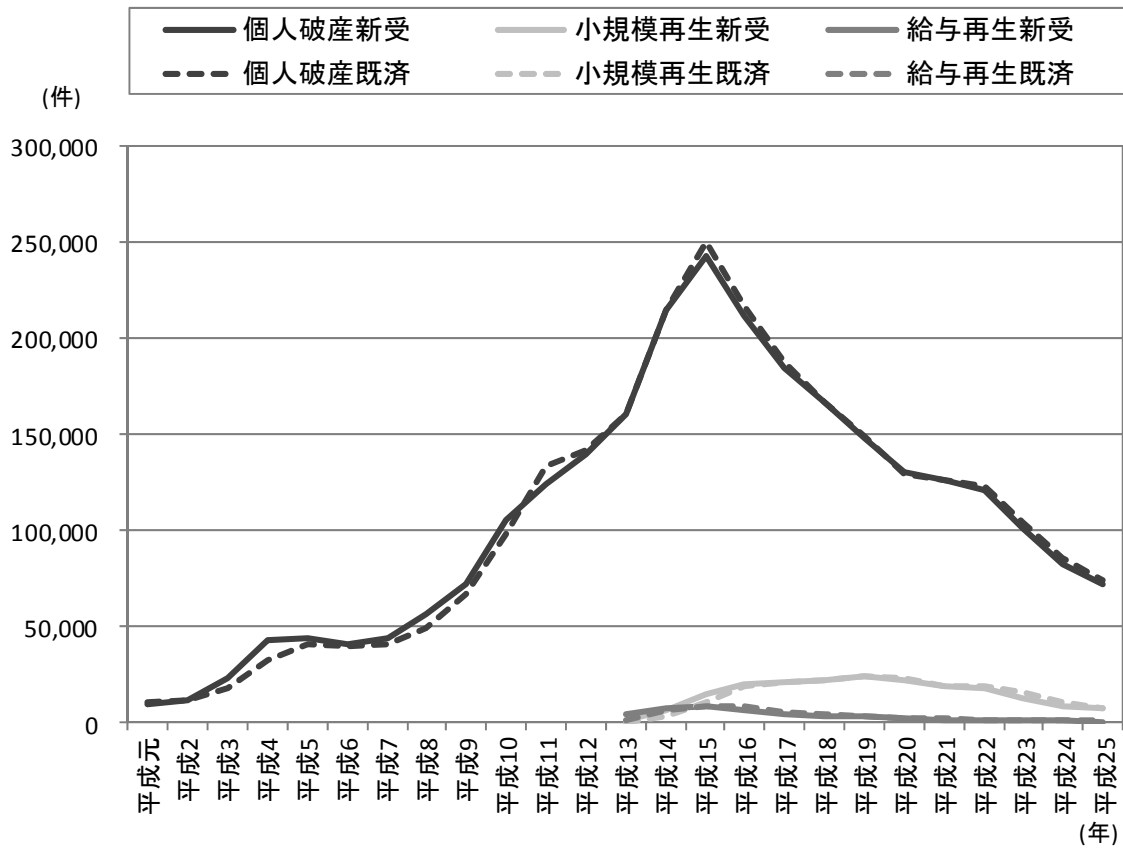
※ 最高裁判所提供データを基に作成。



図表7-4 個人倒産 事件類型別の新受・既済事件数の推移

	個人破産 新受	個人破産 既済	小規模再生 新受	小規模再生 既済	給与再生 新受	給与再生 既済
平成元年	9,433	10,885				
平成2年	11,480	11,958				
平成3年	23,491	17,916				
平成4年	43,394	32,631				
平成5年	43,816	40,799				
平成6年	40,613	39,517				
平成7年	43,649	41,362				
平成8年	56,802	49,656				
平成9年	71,683	66,612				
平成10年	105,468	97,726				
平成11年	123,915	133,227				
平成12年	139,590	142,176				
平成13年	160,741	160,957	1,732	520	4,478	1,419
平成14年	214,996	214,407	6,054	3,611	7,444	6,635
平成15年	242,849	250,208	15,001	10,950	8,611	8,428
平成16年	211,860	216,590	19,552	18,567	6,794	8,077
平成17年	184,923	187,438	21,218	20,733	4,830	5,555
平成18年	166,339	166,984	22,379	21,774	3,734	4,142
平成19年	148,524	149,061	24,586	24,059	3,086	3,369
平成20年	129,883	129,449	21,810	22,976	2,242	2,626
平成21年	126,533	126,027	18,961	19,452	1,770	1,936
平成22年	121,150	123,283	17,665	18,801	1,448	1,564
平成23年	100,736	104,252	13,108	15,476	1,154	1,323
平成24年	82,902	85,322	9,096	10,507	925	1,014
平成25年	72,287	73,752	7,655	7,980	719	820

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

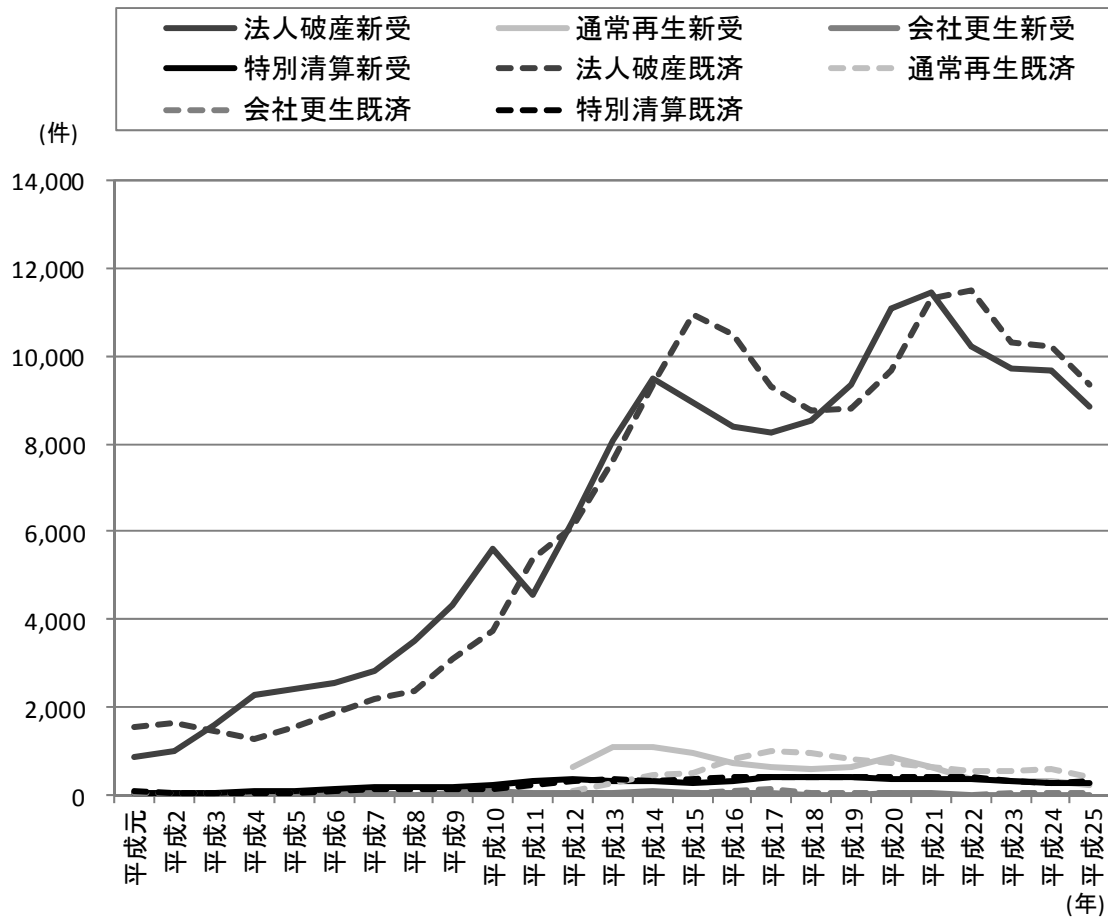


図表7-5 法人等倒産 事件類型別の新受・既済事件数の推移

	法人破 産新受	法人破 産既済	通常再 生新受	通常再 生既済	会社更 生新受	会社更 生既済	特別清 算新受	特別清 算既済
平成元年	886	1,569			10	66	60	84
平成2年	998	1,661			9	44	58	57
平成3年	1,600	1,463			14	43	70	68
平成4年	2,264	1,277			32	22	89	67
平成5年	2,400	1,542			44	42	80	69
平成6年	2,548	1,862			17	39	132	82
平成7年	2,838	2,202			36	30	163	132
平成8年	3,489	2,388			18	36	178	142
平成9年	4,349	3,094			31	23	172	153
平成10年	5,599	3,721			88	51	249	144
平成11年	4,573	5,358			37	23	343	226
平成12年	6,268	6,090	662	88	25	37	352	307
平成13年	8,070	7,614	1,110	295	47	63	335	380
平成14年	9,471	9,363	1,093	454	88	49	336	334
平成15年	8,951	10,954	941	507	63	59	290	363
平成16年	8,401	10,463	712	834	45	73	326	407
平成17年	8,256	9,317	646	1,010	44	129	398	391
平成18年	8,522	8,751	598	941	14	64	400	428
平成19年	9,365	8,784	654	814	19	30	395	397
平成20年	11,058	9,652	859	731	34	31	385	404
平成21年	11,424	11,319	659	661	36	20	365	396
平成22年	10,220	11,484	348	565	20	18	365	393
平成23年	9,715	10,305	327	567	7	27	299	343
平成24年	9,653	10,221	305	615	24	39	259	288
平成25年	8,849	9,364	209	432	6	31	280	310

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

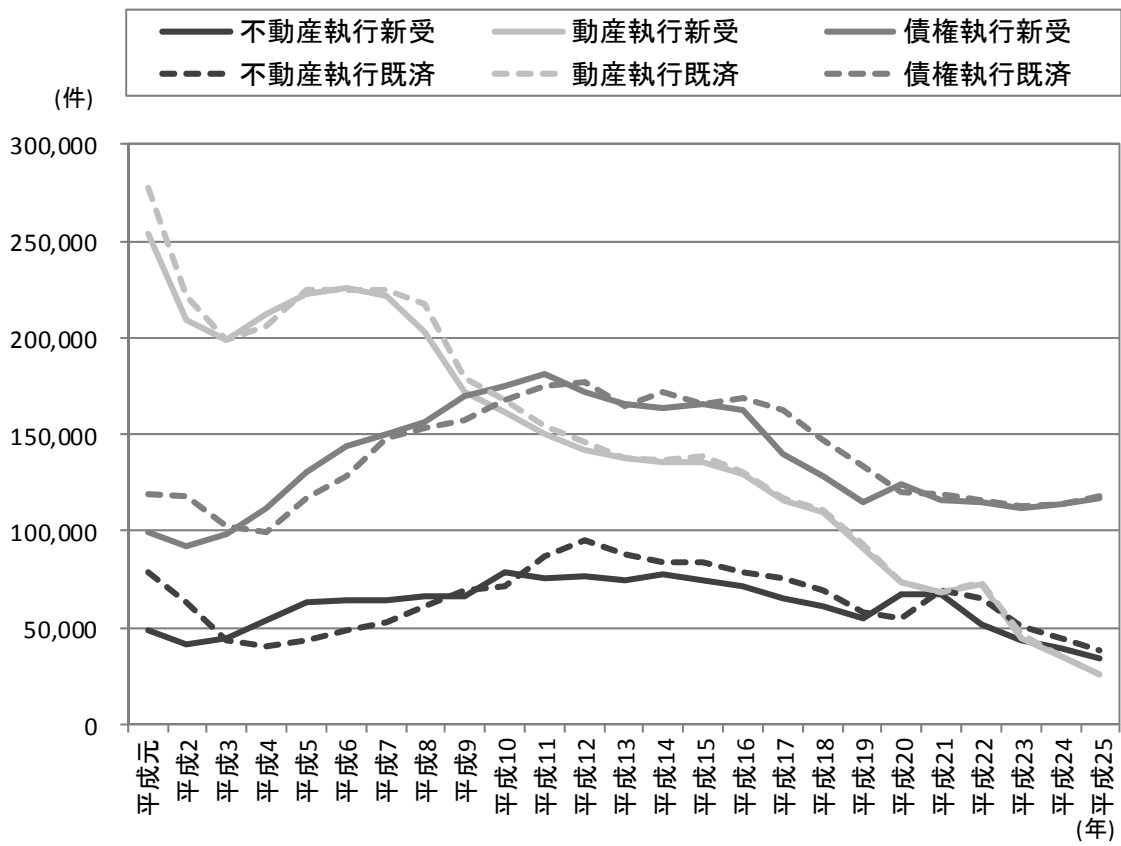
※ 「法人破産」は、法人の破産事件のほか、法人でない社団若しくは財団、相続財産又は信託財産の破産事件を含む。



図表7-6 民事執行 事件類型別の新受・既済事件数の推移

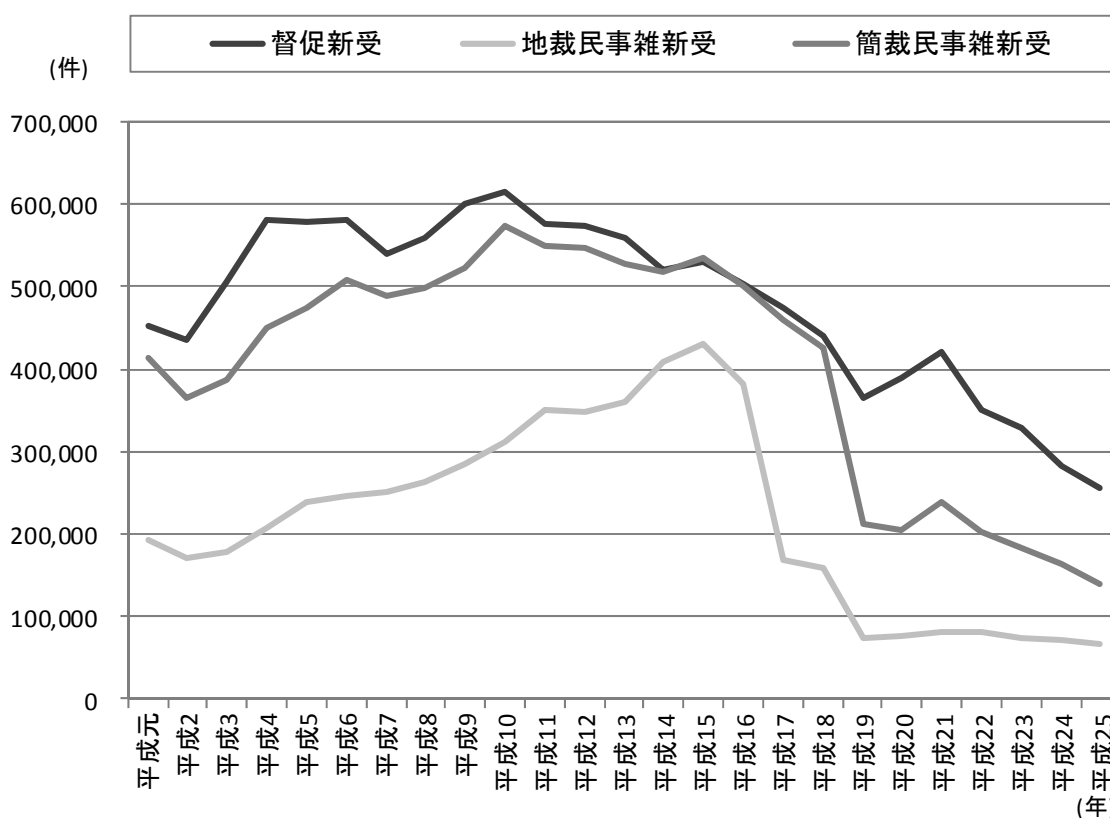
	不動産執行 新受	不動産執行 既済	動産執行 新受	動産執行 既済	債権執行 新受	債権執行 既済
平成元年	48,334	78,982	253,963	277,297	99,620	118,697
平成2年	41,179	63,083	208,729	221,410	91,915	117,911
平成3年	44,055	43,390	198,915	199,215	98,552	102,770
平成4年	54,105	40,466	212,358	205,785	112,151	99,122
平成5年	62,891	42,987	222,949	224,860	130,853	116,640
平成6年	63,905	49,029	225,396	224,870	143,604	128,789
平成7年	63,966	52,825	221,854	224,642	150,188	147,700
平成8年	66,649	61,169	202,451	216,995	156,780	153,174
平成9年	66,301	69,758	172,150	178,642	169,628	157,664
平成10年	78,538	71,256	161,993	167,308	174,997	167,886
平成11年	75,242	87,063	149,853	153,942	181,535	174,640
平成12年	76,852	95,102	142,026	145,473	172,177	176,517
平成13年	74,784	87,481	137,984	137,969	165,575	164,665
平成14年	77,674	83,384	135,952	136,291	163,177	172,026
平成15年	74,857	84,271	136,101	138,309	165,934	165,896
平成16年	71,619	78,759	129,223	130,342	162,532	168,639
平成17年	65,477	75,184	115,438	117,446	139,969	162,178
平成18年	61,433	69,061	109,694	110,641	128,235	147,188
平成19年	54,920	57,684	90,900	92,926	114,384	133,380
平成20年	67,201	54,585	73,519	73,904	124,411	120,369
平成21年	67,577	69,005	68,589	68,366	116,146	119,340
平成22年	51,278	65,210	72,728	73,370	115,290	115,444
平成23年	43,596	50,577	44,470	46,977	111,500	112,895
平成24年	38,962	44,196	35,202	35,492	113,983	113,537
平成25年	33,718	37,760	25,301	25,906	116,439	117,734

※ 最高裁判所提供データを基に作成。



図表7-7 支払督促・民事雑 事件類型別の新受事件数の推移

	督促新受	地裁民事雑 新受	簡裁民事雑 新受		督促新受	地裁民事雑 新受	簡裁民事雑 新受
平成元年	452,219	193,203	413,207	平成14年	519,969	409,670	517,053
平成2年	435,967	170,348	365,105	平成15年	530,468	430,402	534,999
平成3年	506,440	179,092	387,862	平成16年	504,283	383,044	500,870
平成4年	581,291	206,921	450,321	平成17年	474,440	168,318	458,706
平成5年	578,799	238,670	473,182	平成18年	440,392	158,251	425,132
平成6年	582,250	246,822	507,406	平成19年	364,665	72,467	212,726
平成7年	539,541	251,199	490,002	平成20年	388,230	75,678	205,148
平成8年	558,542	263,706	499,105	平成21年	420,196	81,350	237,831
平成9年	601,768	284,137	521,789	平成22年	351,451	79,983	202,316
平成10年	614,642	312,712	572,838	平成23年	329,114	74,434	182,826
平成11年	575,791	349,569	550,477	平成24年	281,724	72,160	162,360
平成12年	573,366	348,899	546,639	平成25年	256,359	65,599	139,767
平成13年	559,240	359,481	527,980				



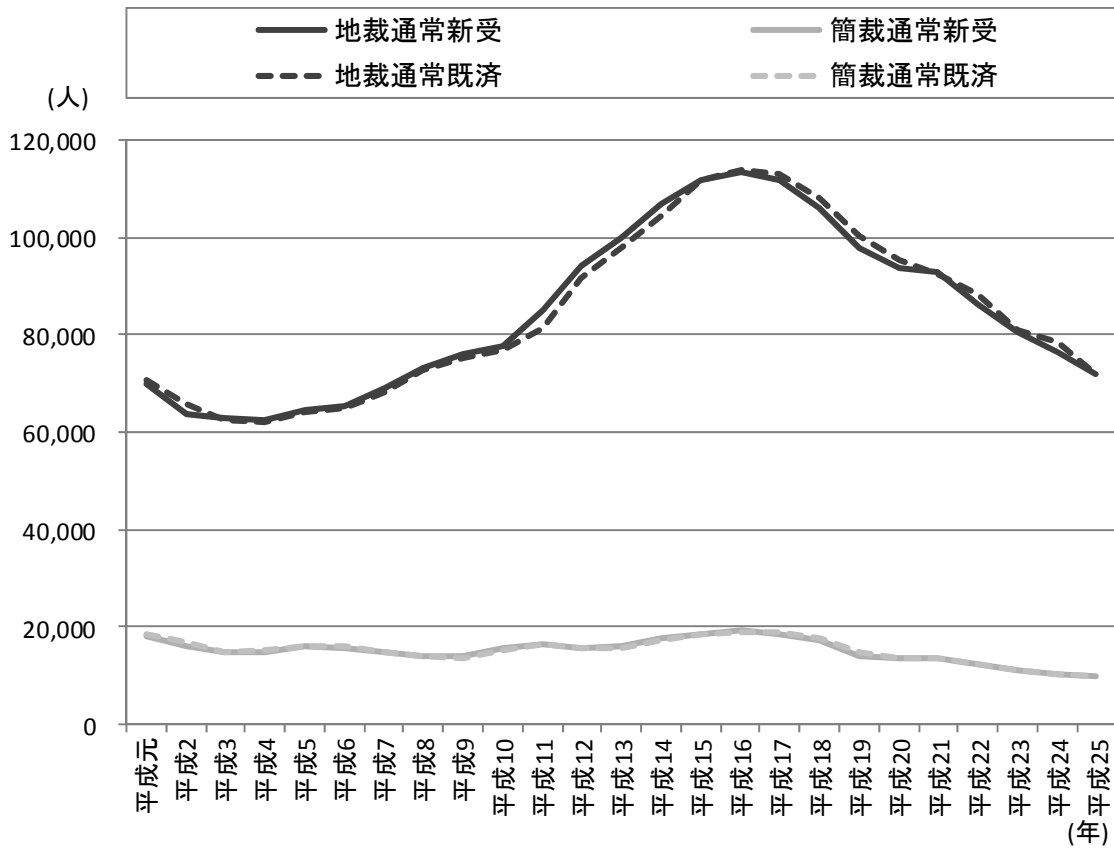
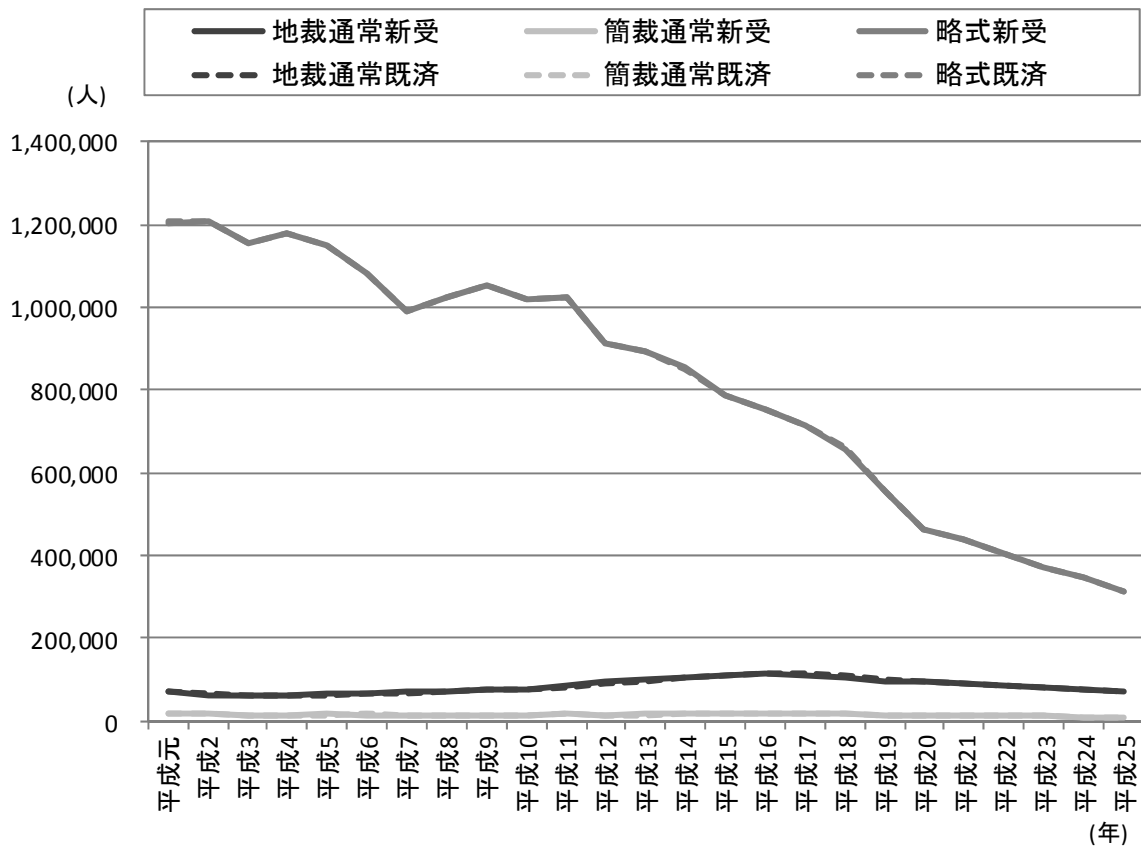
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-8 刑事事件 事件類型別の新受・既済事件数の推移

(人)

	通常新受 (地裁)	通常既済 (地裁)	通常新受 (簡裁)	通常既済 (簡裁)	略式新受	略式既済
平成元年	69,738	70,870	18,160	18,329	1,204,352	1,207,240
平成2年	63,763	65,862	16,087	16,776	1,205,534	1,208,163
平成3年	62,709	62,577	15,014	14,768	1,153,469	1,153,378
平成4年	62,369	62,145	14,951	15,051	1,177,546	1,177,367
平成5年	64,428	64,138	16,119	15,876	1,150,693	1,150,696
平成6年	65,245	64,932	15,784	16,022	1,081,564	1,082,597
平成7年	69,144	68,151	14,884	14,903	989,328	990,097
平成8年	73,145	72,884	14,058	14,131	1,024,498	1,022,650
平成9年	75,834	75,086	13,808	13,771	1,052,965	1,053,852
平成10年	77,496	76,795	15,496	15,105	1,019,291	1,018,489
平成11年	85,016	81,295	16,395	16,423	1,025,520	1,024,196
平成12年	94,141	91,531	15,587	15,742	913,324	913,555
平成13年	99,993	97,714	15,963	15,651	892,050	891,840
平成14年	107,029	104,274	17,631	17,236	853,805	851,202
平成15年	111,822	111,767	18,683	18,668	786,109	787,033
平成16年	113,464	113,649	19,375	19,118	752,382	752,131
平成17年	111,730	113,146	18,491	18,950	714,534	716,848
平成18年	106,020	108,136	17,308	17,552	658,398	661,193
平成19年	97,828	100,364	14,178	14,709	555,246	554,794
平成20年	93,568	95,196	13,678	13,647	465,273	464,790
平成21年	92,777	92,324	13,506	13,496	438,435	437,888
平成22年	86,387	88,399	12,164	12,382	406,070	406,502
平成23年	80,608	80,888	11,113	11,284	369,670	370,767
平成24年	76,588	78,395	10,105	10,202	345,150	345,611
平成25年	71,771	71,904	9,842	9,912	312,248	312,621

※ 最高裁判所提供データを基に作成。



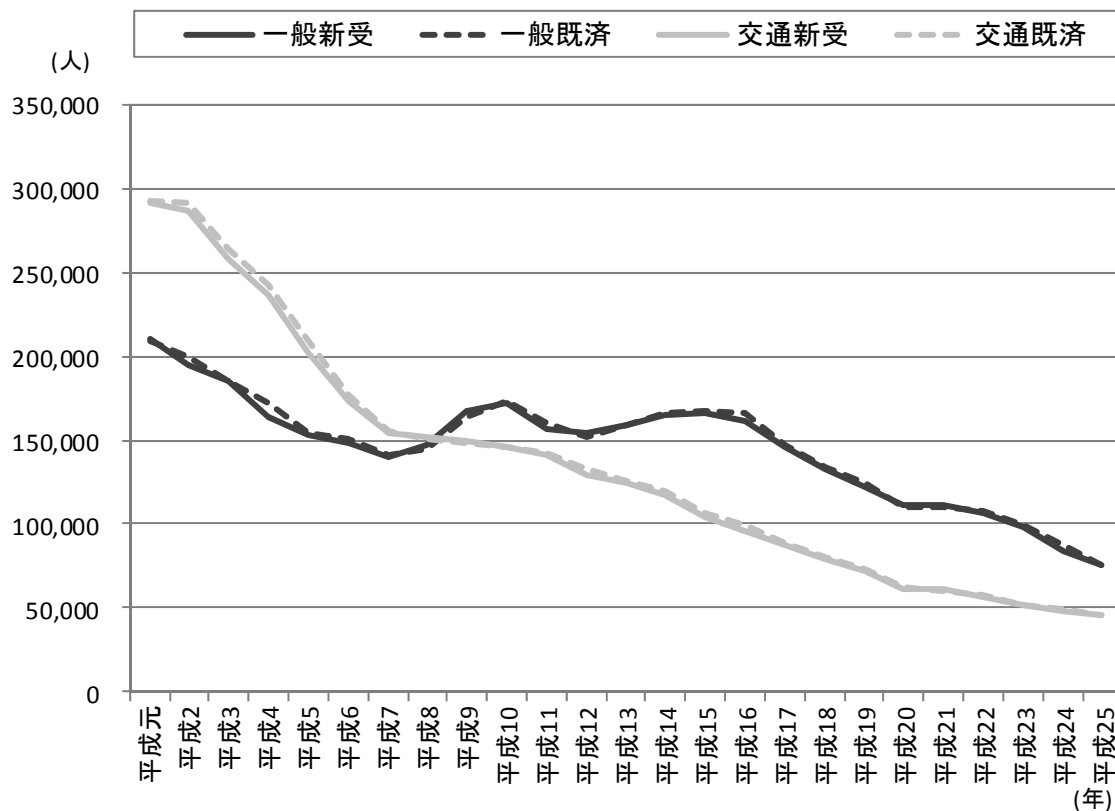
図表7-9 少年保護事件 事件類型別の新受・既済事件数の推移

(人)

	一般新受	一般既済	交通新受	交通既済
平成元年	210,718	208,899	292,039	292,109
平成2年	194,611	200,059	286,295	291,529
平成3年	184,770	184,941	258,398	263,732
平成4年	163,561	172,449	236,177	242,410
平成5年	153,341	154,456	202,445	209,074
平成6年	147,761	150,969	173,712	177,114
平成7年	139,961	141,374	153,742	155,633
平成8年	147,157	144,723	151,618	150,573
平成9年	167,509	164,258	149,194	148,835
平成10年	172,744	173,698	145,764	145,600
平成11年	156,213	160,488	141,292	142,449
平成12年	153,885	152,373	129,504	132,625
平成13年	159,369	159,354	124,967	125,740
平成14年	164,464	166,288	117,174	120,216
平成15年	166,231	167,243	104,723	107,056
平成16年	161,951	165,697	96,089	99,003
平成17年	145,462	146,614	87,894	88,145
平成18年	132,589	134,198	79,210	80,539
平成19年	122,269	124,217	72,381	73,357
平成20年	111,210	110,365	61,785	62,572
平成21年	111,253	109,837	60,797	60,414
平成22年	106,525	108,269	56,498	57,327
平成23年	98,730	98,949	52,114	52,036
平成24年	83,706	87,533	48,436	49,768
平成25年	75,150	75,531	46,134	46,164

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 「交通」とは、道路交通保護事件及び業務上（重・自動車運転）過失致死傷等事件をいう。



図表7-10 家事事件及び人事訴訟事件 事件類型別の新受・既済事件数の推移

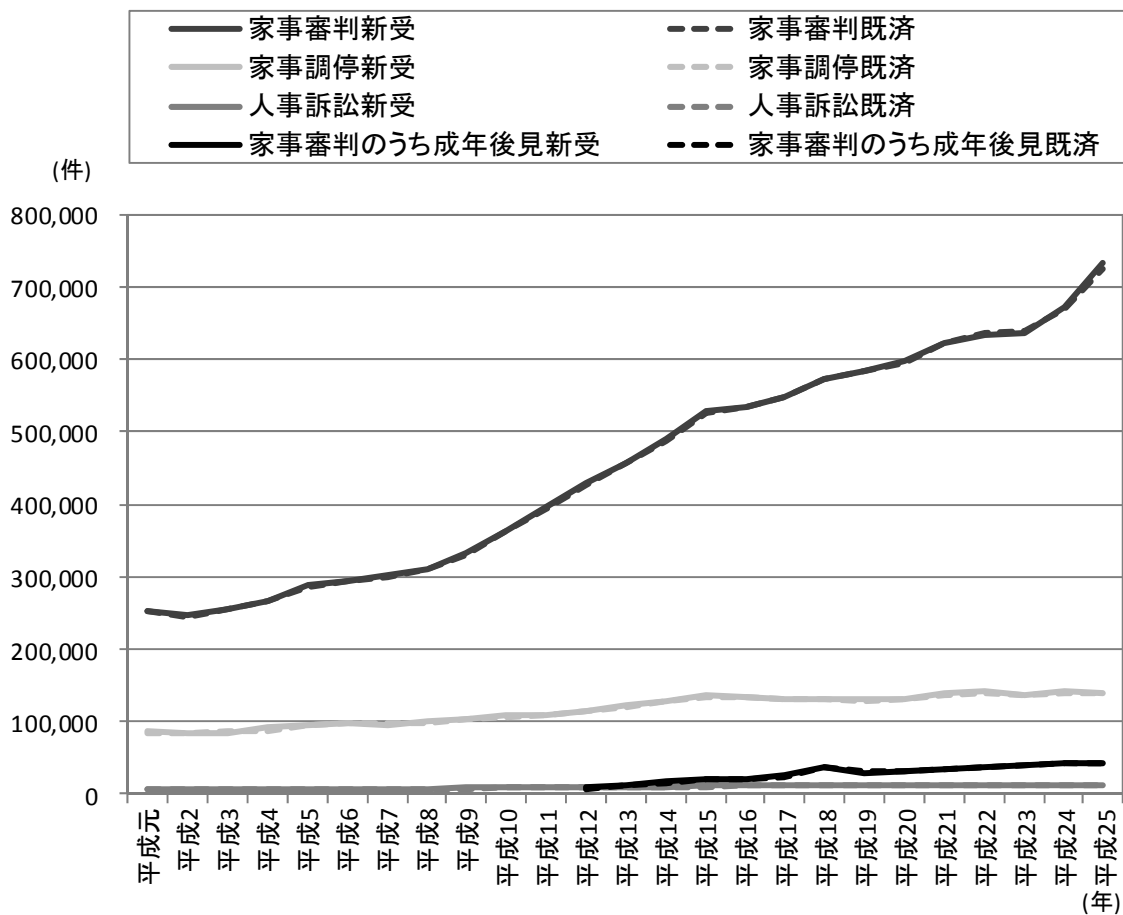
	家事審判 新受	家事審判 既済	家事調停 新受	家事調停 既済	人事訴訟 新受	人事訴訟 既済	家事審判 のうち 成年後見 新受	家事審判 のうち 成年後見 既済
平成元年	252,587	253,164	85,219	83,799	6,501	6,428		
平成2年	245,609	244,948	85,099	83,011	6,659	6,617		
平成3年	254,809	254,536	85,112	85,329	6,919	6,851		
平成4年	267,327	264,863	91,079	87,819	6,767	6,745		
平成5年	286,843	286,136	95,837	94,266	7,185	6,890		
平成6年	292,573	292,849	96,920	96,512	7,262	7,247		
平成7年	301,133	300,425	96,099	98,338	7,373	7,368		
平成8年	311,527	310,903	100,097	98,104	7,504	7,369		
平成9年	332,009	330,526	102,322	102,379	7,836	7,767		
平成10年	363,666	362,094	107,559	106,824	7,869	8,054		
平成11年	394,912	393,858	109,263	109,660	8,680	8,355		
平成12年	429,115	425,409	114,822	113,035	9,091	8,844	8,617	5,829
平成13年	456,611	455,400	122,148	120,794	9,426	9,128	12,244	11,806
平成14年	490,519	487,577	128,554	126,685	10,120	9,691	16,484	14,953
平成15年	527,522	524,632	136,125	134,570	10,748	10,367	20,066	19,954
平成16年	533,654	533,925	133,227	134,388	11,307	10,810	20,610	21,198
平成17年	548,834	546,579	129,876	129,818	11,496	11,253	24,448	23,440
平成18年	572,781	573,418	129,690	130,331	11,021	11,051	36,991	37,423
平成19年	583,426	582,746	130,061	128,115	11,343	11,127	29,782	31,055
平成20年	596,945	594,936	131,093	130,547	10,718	10,874	32,004	32,292
平成21年	621,316	621,800	138,240	135,384	10,817	10,552	33,496	33,768
平成22年	633,337	636,024	140,557	138,917	11,373	10,820	36,994	37,112
平成23年	636,757	637,854	137,190	136,294	11,389	10,583	38,783	39,073
平成24年	672,690	670,584	141,802	139,804	11,409	11,840	42,855	42,319
平成25年	734,228	724,592	139,593	137,627	10,594	10,873	43,288	42,816

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 家事審判及び家事調停における平成25年の数値は、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。

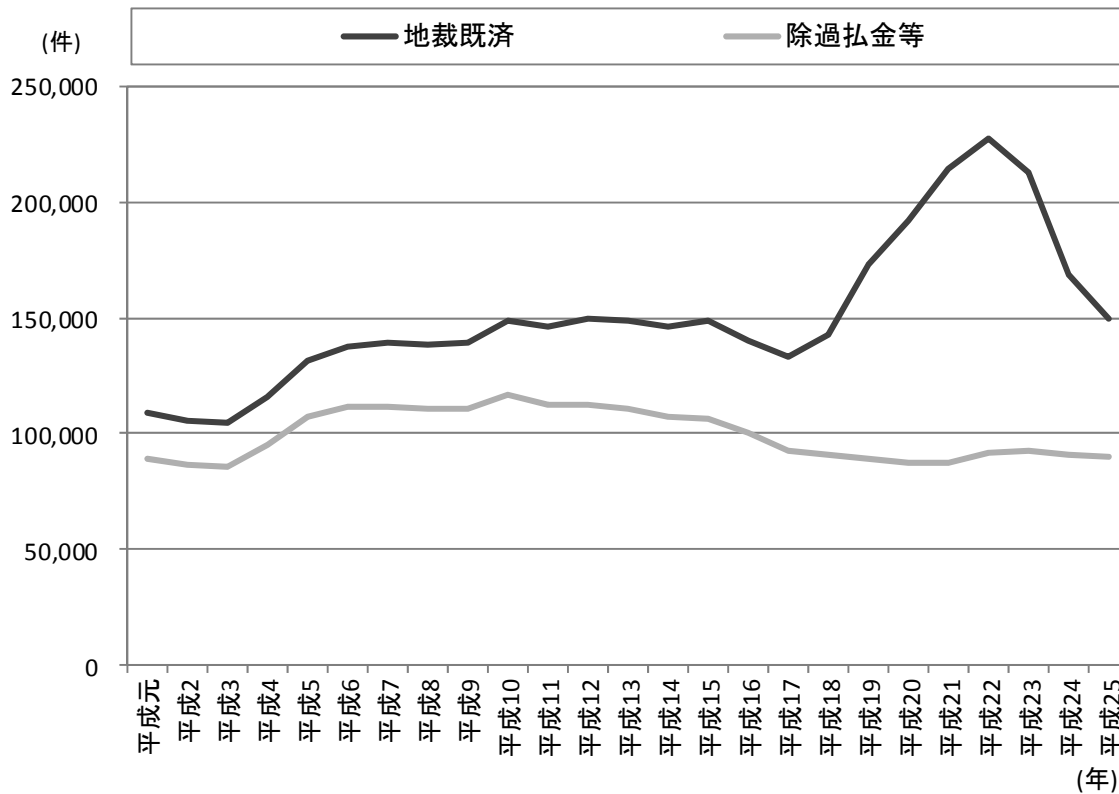
※ 人事訴訟について、平成15年までは地裁人事訴訟事件の数であり、平成16年以降は、地裁人事訴訟事件及び家裁人事訴訟事件の合計である。

※ 成年後見について、平成12年は、旧制度並びに後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件の合計である（後見開始等の申立てには、後見開始の審判の取消しの申立てを、保佐開始等又は補助開始等の申立てには、保佐開始又は補助開始の審判の取消し、同意を要する行為の定め、代理権付与などの申立てを含む。）。



図表7-11 民事第一審通常訴訟事件 地裁（過払金等を除いたもの）

	地裁既済	除過払金等		地裁既済	除過払金等
平成元年	109,074	89,528	平成14年	146,064	107,487
平成2年	105,403	86,469	平成15年	148,665	106,321
平成3年	105,107	85,617	平成16年	140,424	99,966
平成4年	116,035	95,019	平成17年	133,006	92,246
平成5年	131,044	107,045	平成18年	142,976	90,846
平成6年	137,446	111,509	平成19年	172,885	88,872
平成7年	139,283	111,407	平成20年	192,233	87,241
平成8年	138,489	110,564	平成21年	214,512	87,736
平成9年	139,606	111,068	平成22年	227,435	91,533
平成10年	148,629	116,700	平成23年	212,498	92,265
平成11年	146,040	112,787	平成24年	168,230	90,562
平成12年	149,937	112,745	平成25年	149,931	89,689
平成13年	148,323	110,449			



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

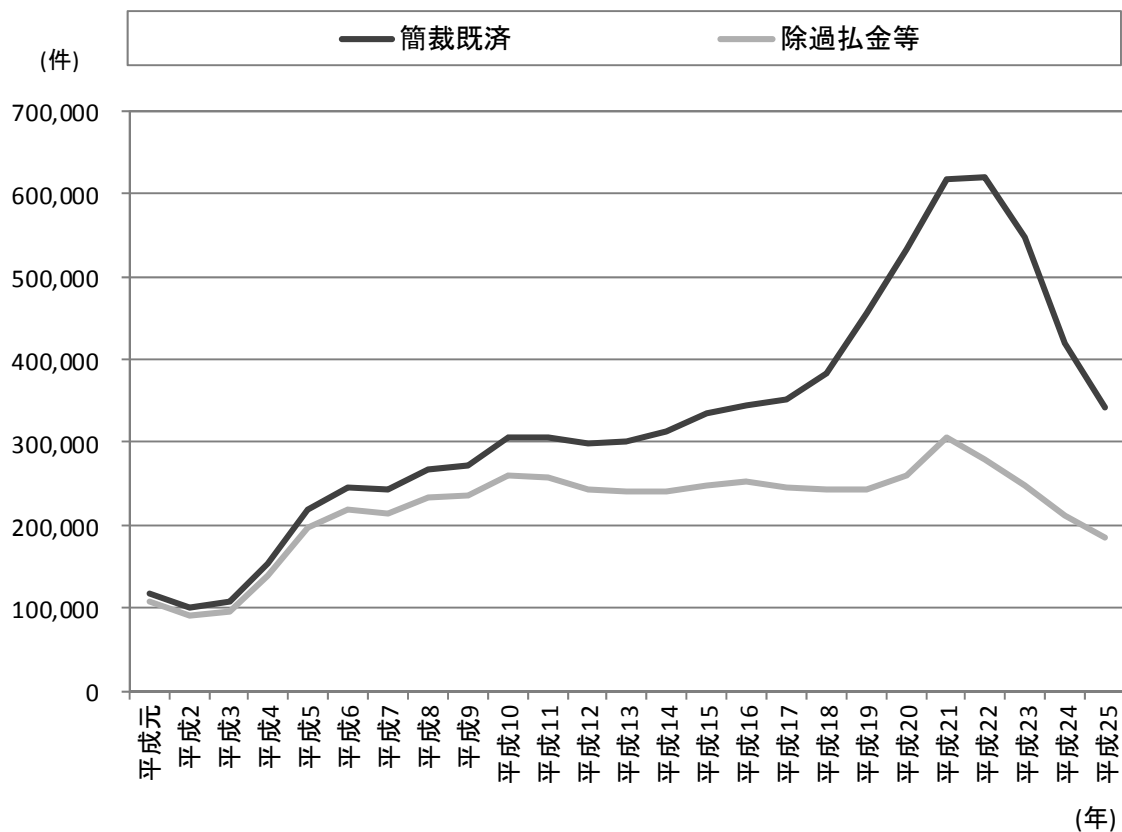
※ 「除過払金等」とは、「地裁既済」から「過払金等」を除いたもの。

※ 「過払金等」とは、過払金返還請求訴訟のうち多くのものが含まれる事件類型である「金銭のその他」（平成16年4月以降は「金銭のその他」に加え、それより前には統計上この類型に含まれていた「建築請負代金」、「労働に関する訴え（金銭）」及び「知的財産権に関する訴え（金銭）」の合計）を指す。

※ 人事訴訟既済を除いた値。

図表7-12 民事第一審通常訴訟事件 簡裁（過払金等を除いたもの）

	簡裁既済	除過払金等		簡裁既済	除過払金等
平成元年	118,019	107,325	平成14年	312,263	240,393
平成2年	99,545	89,703	平成15年	334,188	248,687
平成3年	107,102	96,501	平成16年	344,580	251,607
平成4年	153,566	139,050	平成17年	352,449	245,744
平成5年	219,027	197,515	平成18年	382,753	242,253
平成6年	245,628	219,206	平成19年	456,968	242,203
平成7年	243,534	213,740	平成20年	533,742	260,263
平成8年	266,645	233,714	平成21年	618,432	305,320
平成9年	273,087	236,263	平成22年	620,587	278,216
平成10年	305,801	260,424	平成23年	547,140	248,628
平成11年	306,349	257,257	平成24年	420,728	211,550
平成12年	299,579	243,610	平成25年	342,316	184,345
平成13年	301,997	241,264			



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 「簡裁既済」は、少額訴訟から通常訴訟に移行したものを含まない。

※ 「除過払金等」とは、「簡裁既済」から「過払金等」を除いたもの。

※ 「過払金等」については、図表7-11の注記を参照。

図表7-13 民事第一審通常訴訟 事件類型別順位表（既済）：地裁

			上位 9 類型				
			1	2	3	4	5
昭和 53年	類型	全体	金銭の その他	貸金	土地	売買代金	その他の 損害賠償
	件数	85,029	16,691	11,974	11,513	9,650	8,382
	全体に対する割合		19.63%	14.08%	13.54%	11.35%	9.86%
昭和 58年	類型	全体	金銭の その他	土地	貸金	建物	立替金
	件数	93,172	13,717	13,562	11,598	11,112	10,320
	全体に対する割合		14.72%	14.56%	12.45%	11.93%	11.08%
昭和 63年	類型	全体	金銭の その他	建物	土地	貸金	その他の 損害賠償
	件数	113,471	20,168	19,507	16,388	12,304	12,215
	全体に対する割合		17.77%	17.19%	14.44%	10.84%	10.76%
平成 5年	類型	全体	金銭の その他	立替金	建物	土地	貸金
	件数	131,149	24,104	20,953	18,840	16,531	15,765
	全体に対する割合		18.38%	15.98%	14.37%	12.60%	12.02%
平成 10年	類型	全体	金銭の その他	建物	貸金	立替金	その他の 損害賠償
	件数	148,629	31,929	23,343	19,516	18,046	16,012
	全体に対する割合		21.48%	15.71%	13.13%	12.14%	10.77%
平成 15年	類型	全体	金銭の その他	建物	その他の 損害賠償	貸金	土地
	件数	148,665	42,344	27,959	17,841	14,838	10,547
	全体に対する割合		28.48%	18.81%	12.00%	9.98%	7.09%
平成 20年	類型	全体	金銭の その他	建物	その他の 損害賠償	貸金	土地
	件数	192,233	104,992	25,530	18,744	10,126	8,250
	全体に対する割合		54.62%	13.28%	9.75%	5.27%	4.29%
平成 25年	類型	全体	金銭の その他	建物	その他の 損害賠償	交通 損害賠償	その他
	件数	149,931	60,242	24,571	21,328	11,186	8,990
	全体に対する割合		40.18%	16.39%	14.23%	7.46%	6.00%

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

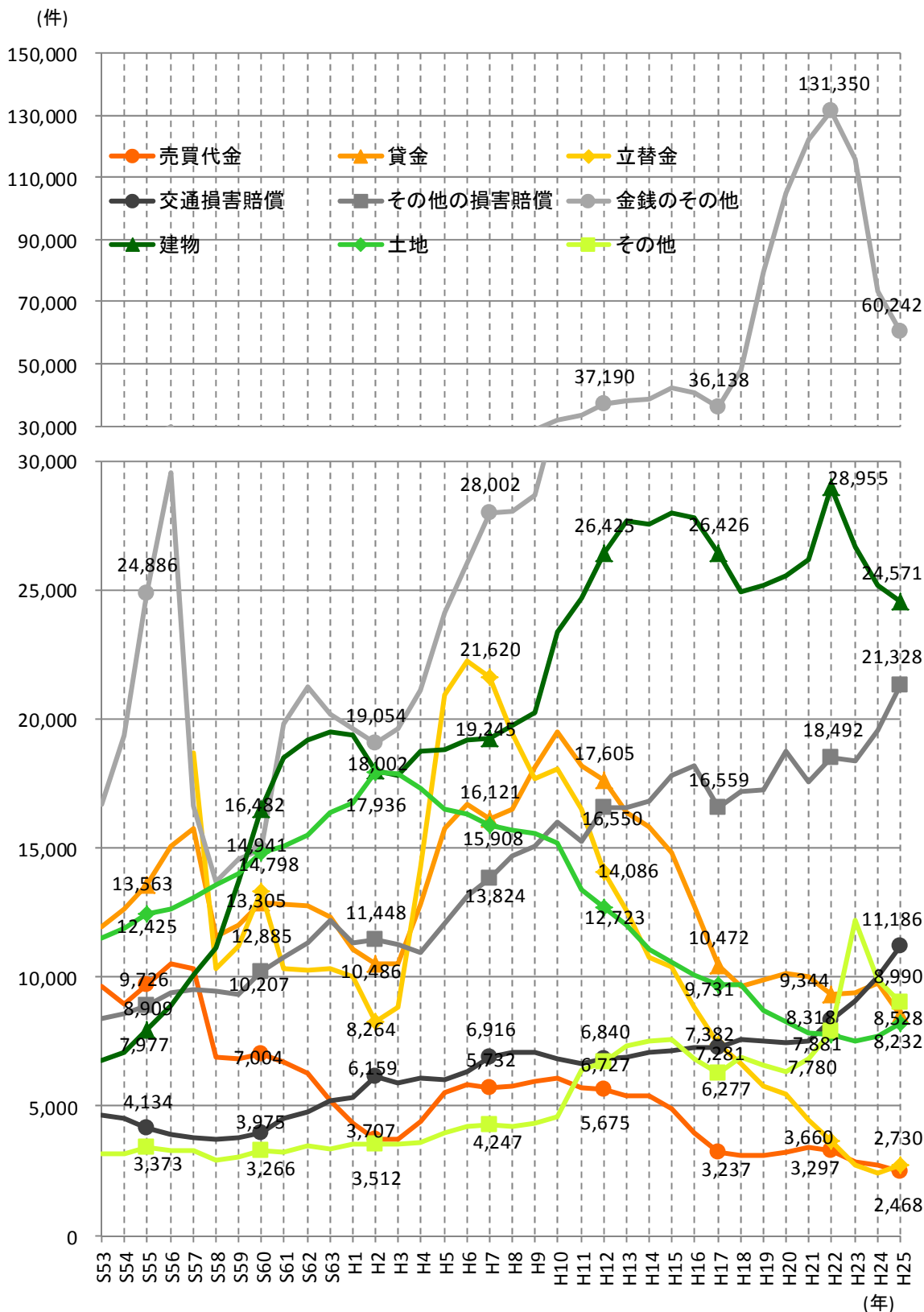
※ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、裁判所の統計上、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。

「その他の損害賠償」は、損害賠償のうち、「交通損害賠償」その他個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件である。

「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

「土地」には、土地の明渡し、引渡し、境界確定、所有権確認、土地に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

図表7-14 民事第一審通常訴訟 事件類型別事件数（既済）の推移：地裁 上位9類型



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-15 民事第一審訴訟 事件類型別順位表（既済）：簡裁

			上位 8 類型				
			1	2	3	4	5
昭和 53年	類型	全体	売買代金	金銭の その他	貸金	土地	建物
	件数	64,287	20,591	19,597	10,266	5,264	4,750
	全体に対する割合		32.03%	30.48%	15.97%	8.19%	7.39%
昭和 58年	類型	全体	立替金	貸金	売買代金	金銭の その他	建物
	件数	163,475	79,179	39,168	16,578	11,555	5,467
	全体に対する割合		48.43%	23.96%	10.14%	7.07%	3.34%
昭和 63年	類型	全体	立替金	貸金	金銭の その他	売買代金	その他の 損害賠償
	件数	157,200	71,966	44,892	12,807	9,450	6,822
	全体に対する割合		45.78%	28.56%	8.15%	6.01%	4.34%
平成 5年	類型	全体	貸金	立替金	金銭の その他	売買代金	その他の 損害賠償
	件数	219,060	93,970	81,876	21,514	8,395	5,256
	全体に対する割合		42.90%	37.38%	9.82%	3.83%	2.40%
平成 10年	類型	全体	貸金	立替金	金銭の その他	売買代金	その他の 損害賠償
	件数	312,709	135,589	106,375	48,612	7,053	4,961
	全体に対する割合		43.36%	34.02%	15.55%	2.26%	1.59%
平成 15年	類型	全体	貸金	金銭の その他	立替金	交通 損害賠償	売買代金
	件数	352,643	153,063	94,525	75,877	8,507	7,485
	全体に対する割合		43.40%	26.80%	21.52%	2.41%	2.12%
平成 20年	類型	全体	金銭の その他	貸金	立替金	交通 損害賠償	売買代金
	件数	554,905	285,162	167,792	61,061	13,433	8,156
	全体に対する割合		48.61%	30.24%	11.00%	2.42%	1.47%
平成 25年	類型	全体	金銭の その他	貸金	立替金	交通 損害賠償	その他の 損害賠償
	件数	356,092	165,988	98,170	52,271	16,978	6,229
	全体に対する割合		46.61%	27.57%	14.68%	4.77%	1.75%

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

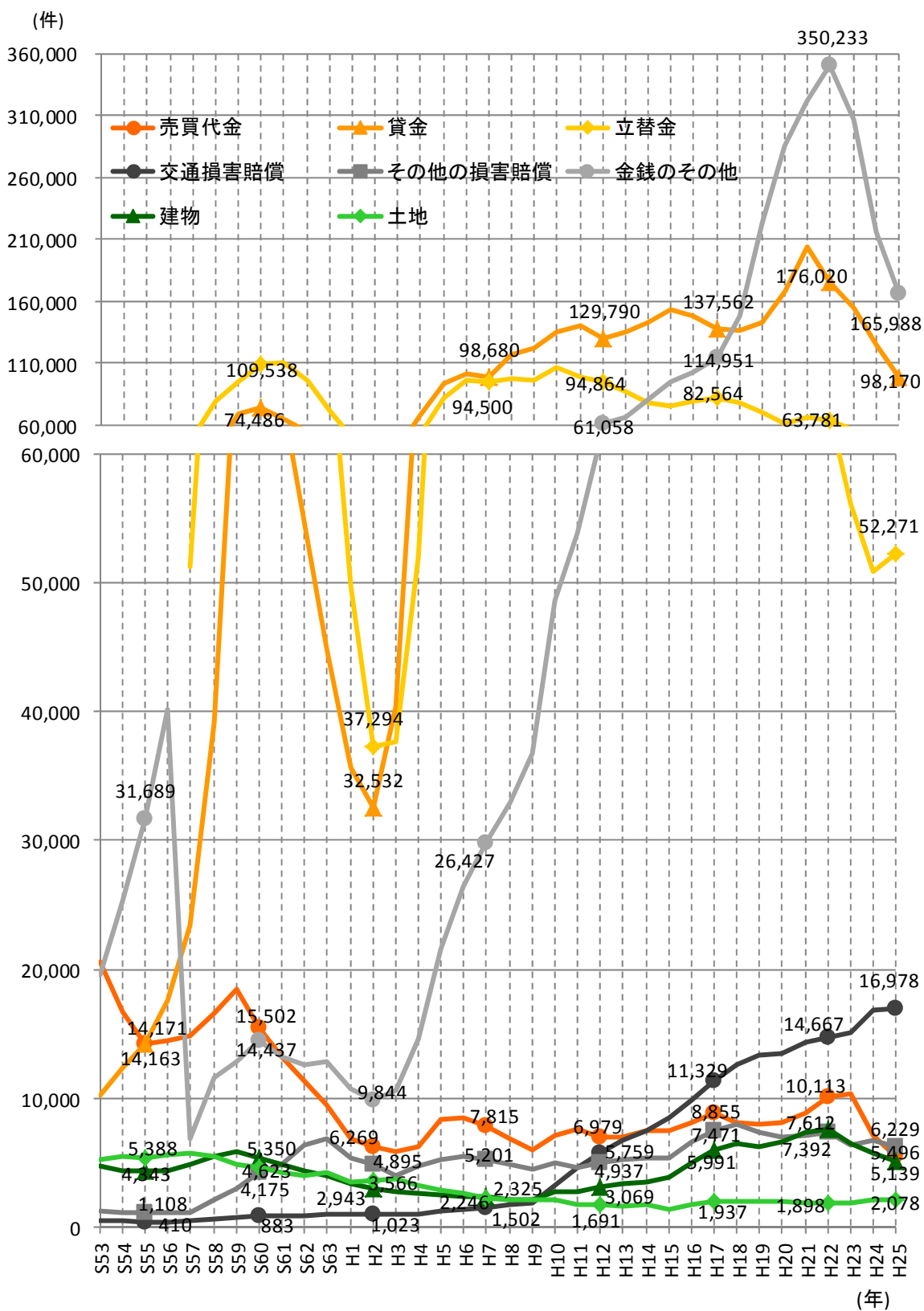
※ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、裁判所の統計上、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。

「その他の損害賠償」は、損害賠償のうち、「交通損害賠償」その他個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件である。

「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

「土地」には、土地の明渡し、引渡し、境界確定、所有権確認、土地に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

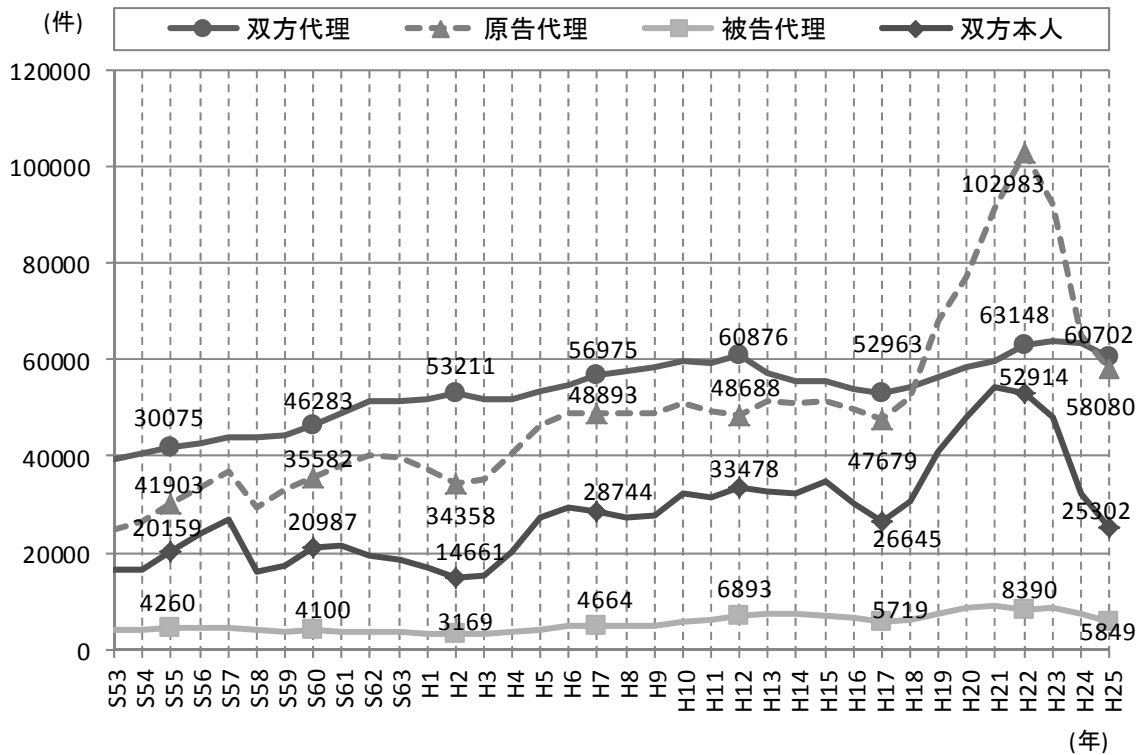
図表7-16 民事第一審訴訟 事件類型別事件数（既済）の推移：簡裁 上位8類型



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

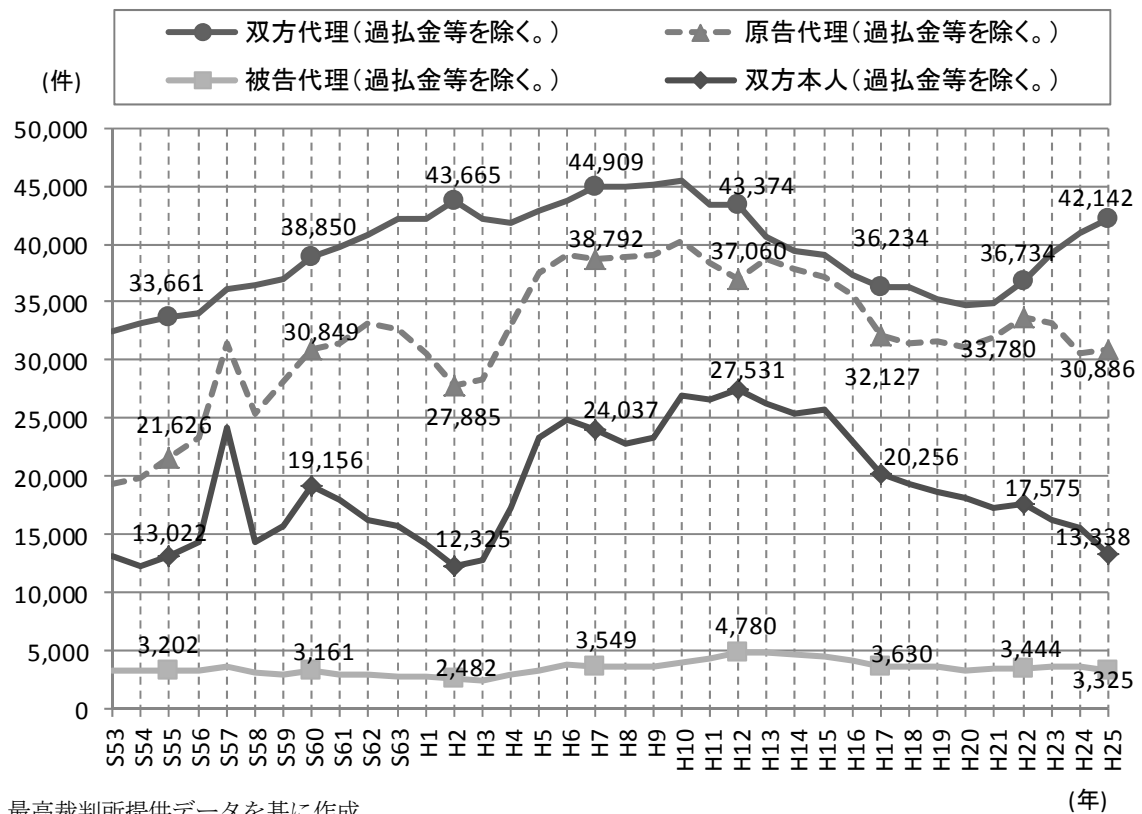
※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-17 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 総数



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

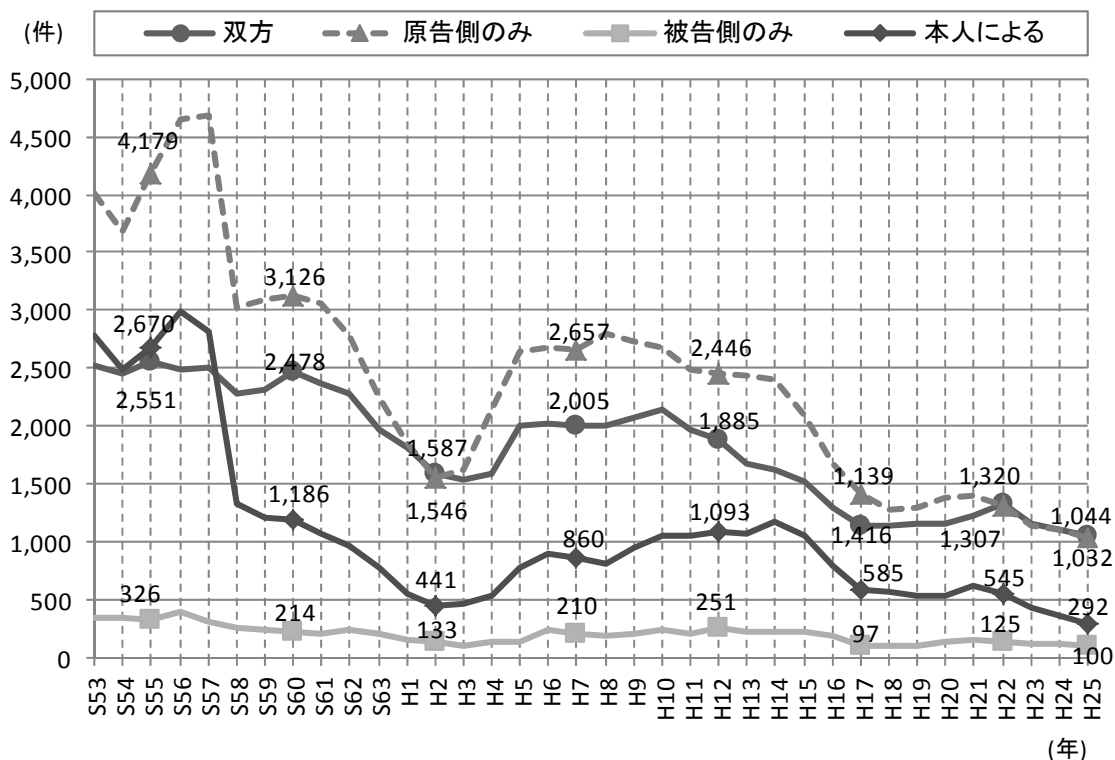
図表7-18 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 過払金等を除いたもの



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

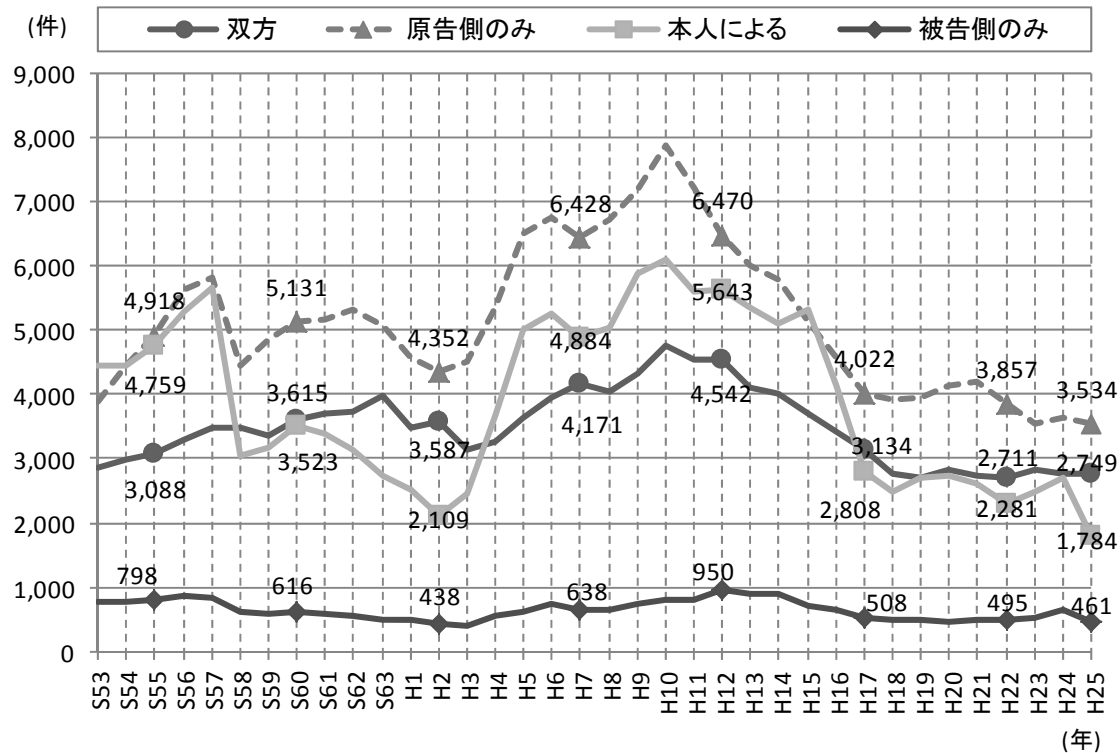
※ 「過払金等」については、図表7-11の注記を参照。

図表7-19 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 売買代金



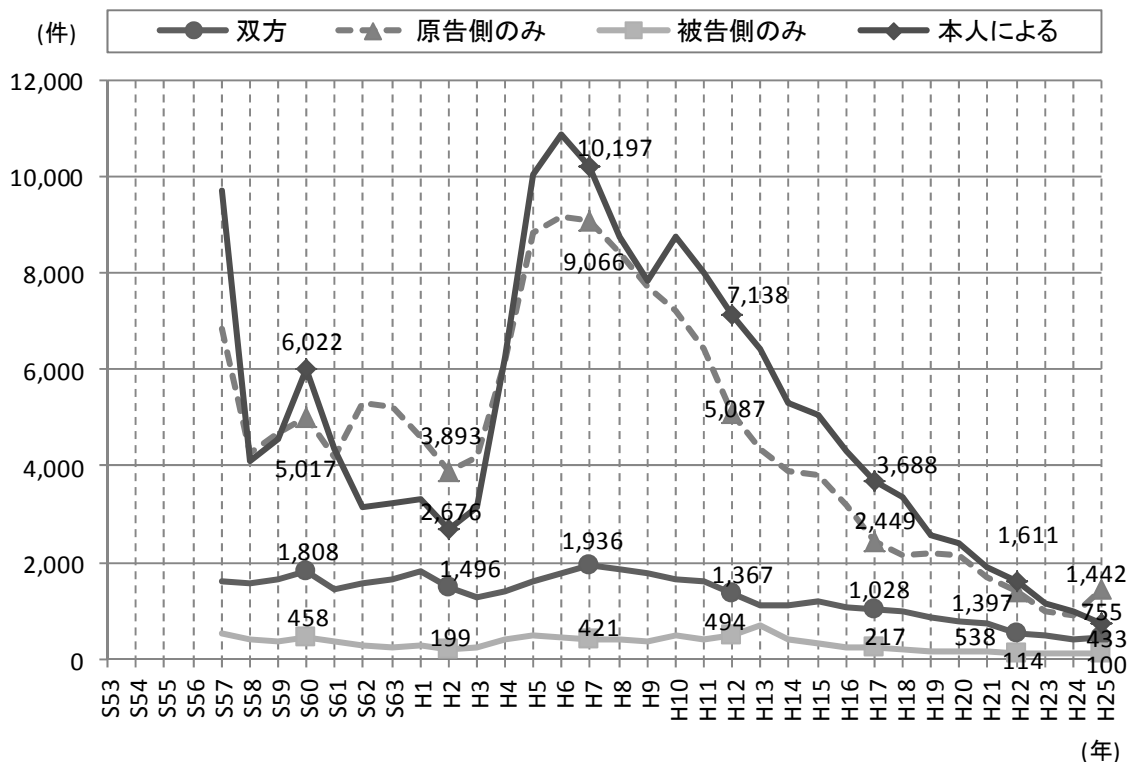
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-20 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 貸金



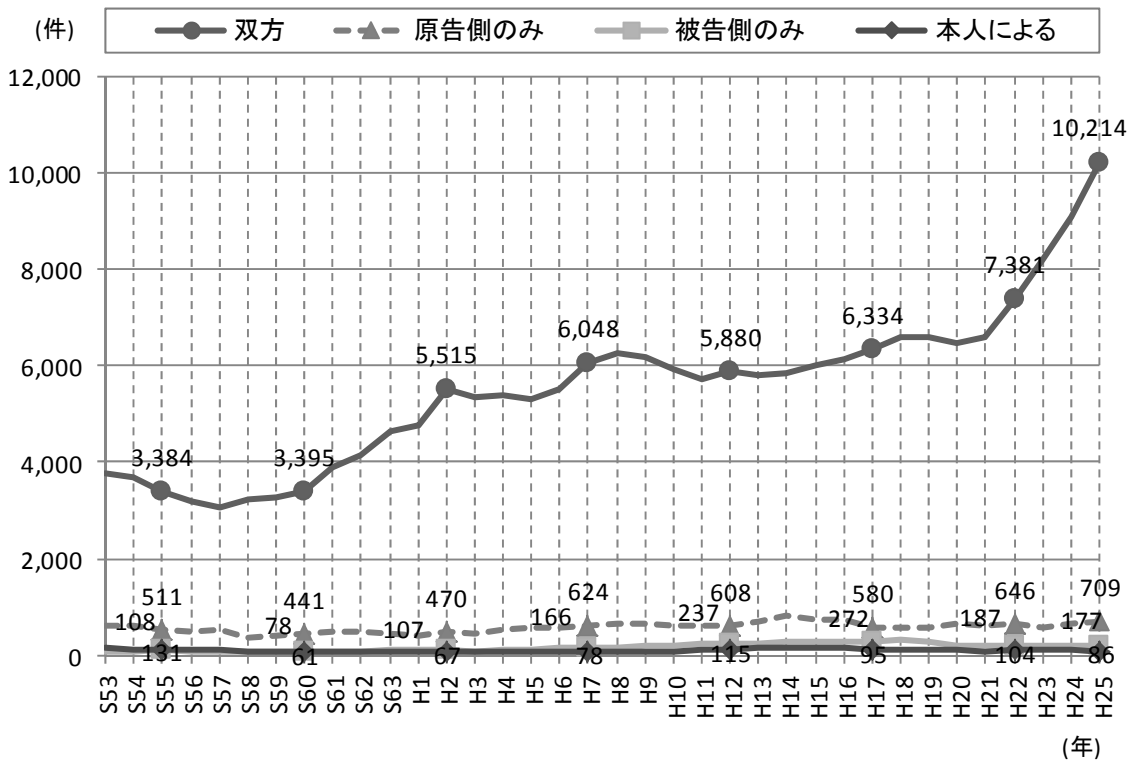
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-21 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 立替金



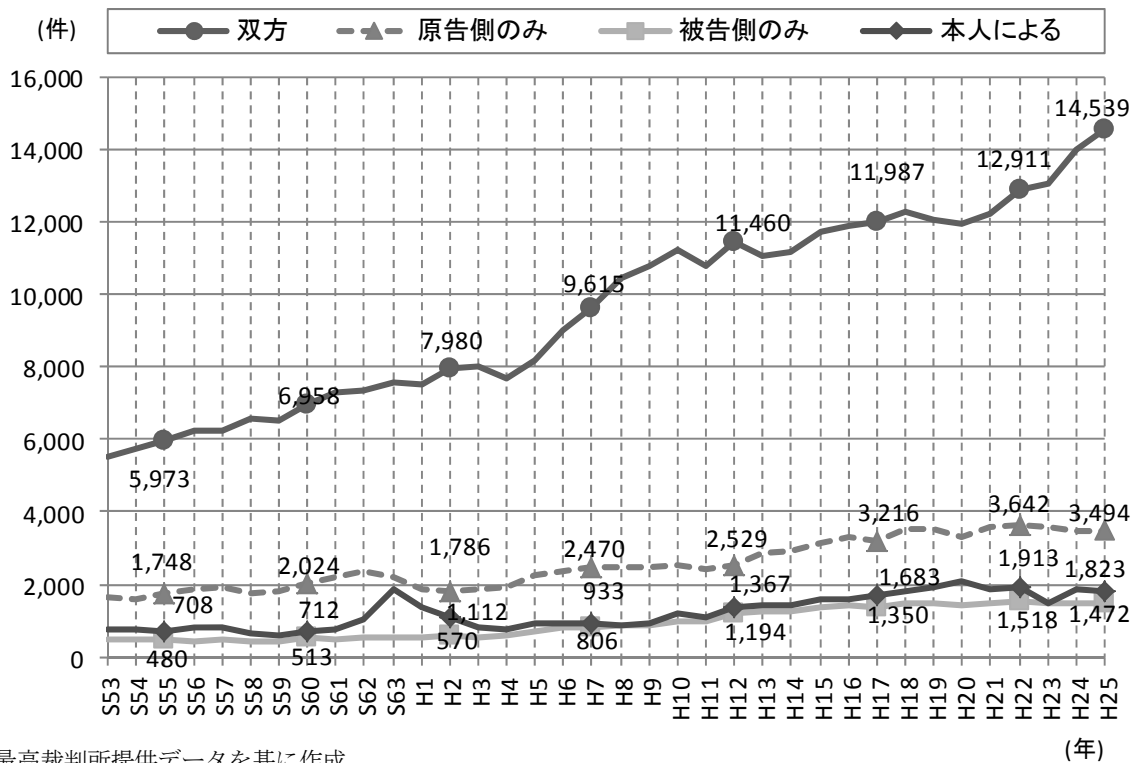
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-22 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 交通損害賠償



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

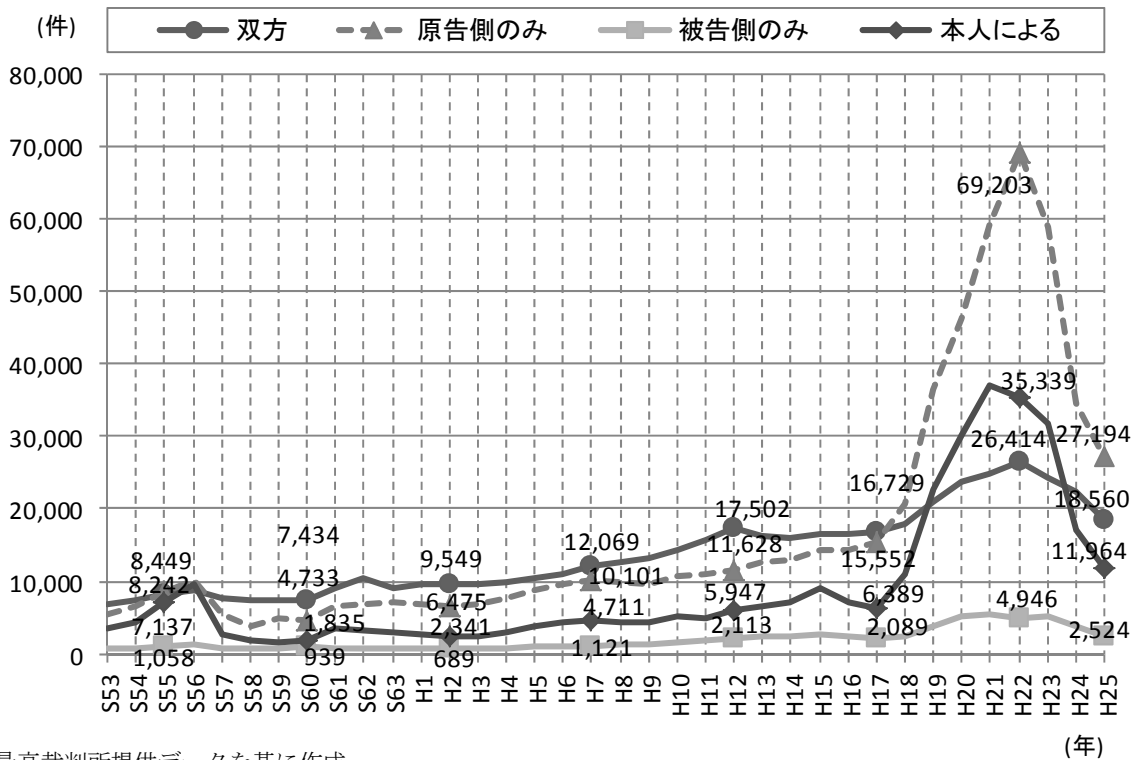
図表7-23 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 その他の損害賠償



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

(年)

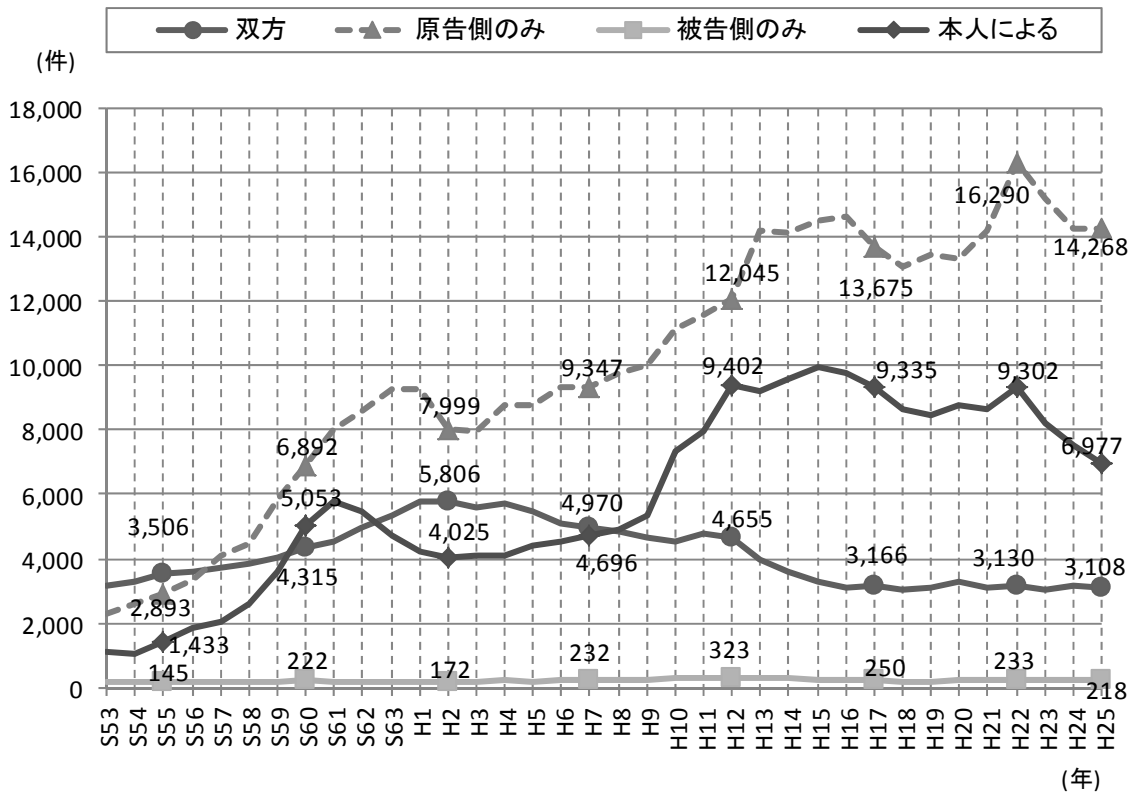
図表7-24 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 金銭のその他



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

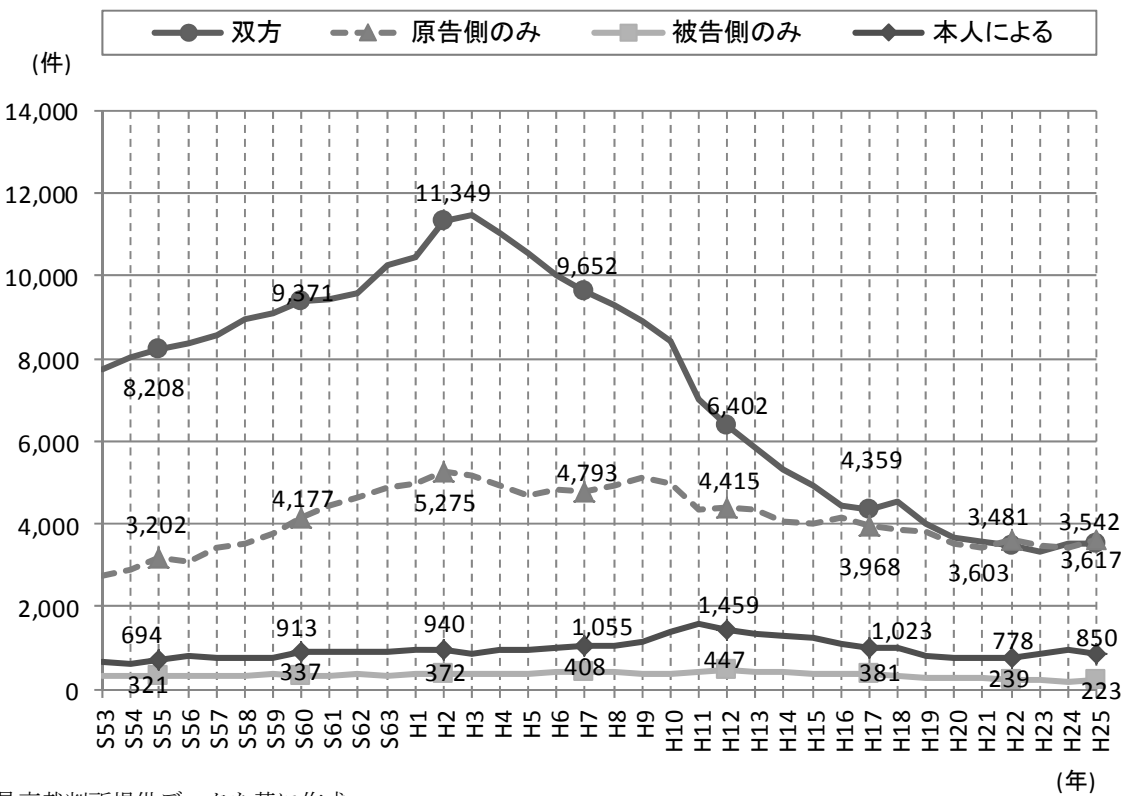
(年)

図表7-25 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 建物



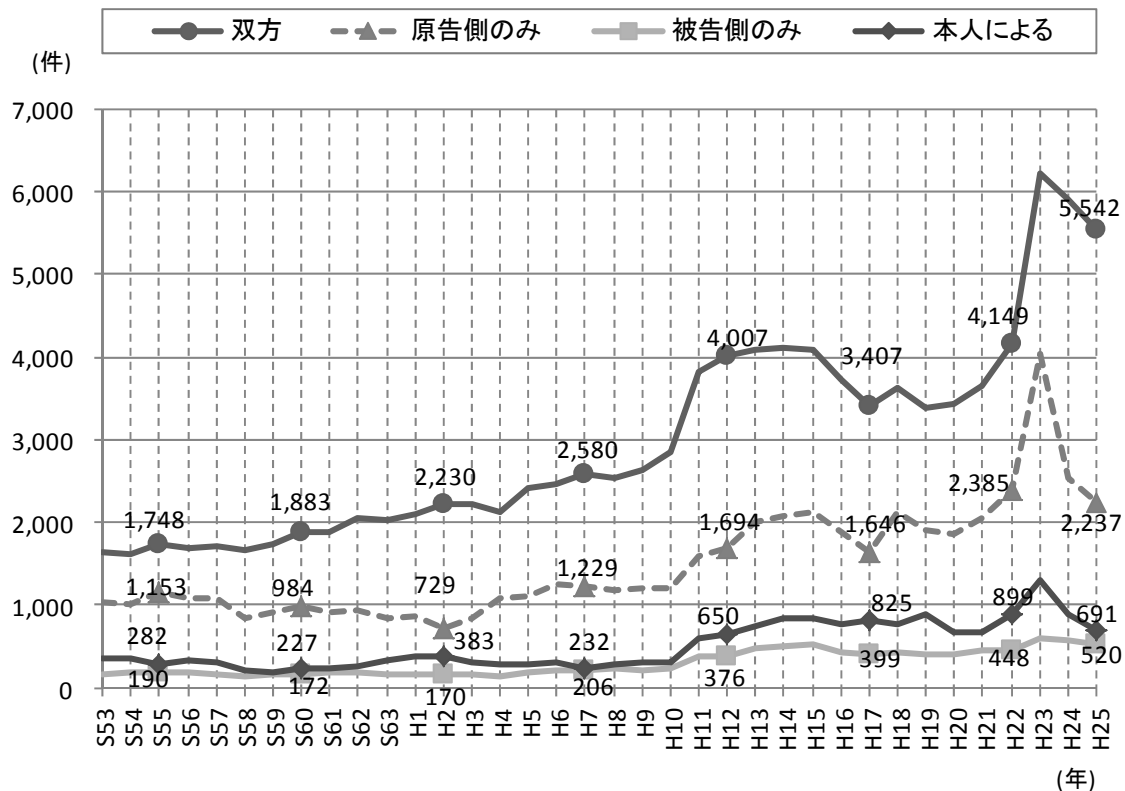
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-26 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 土地



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

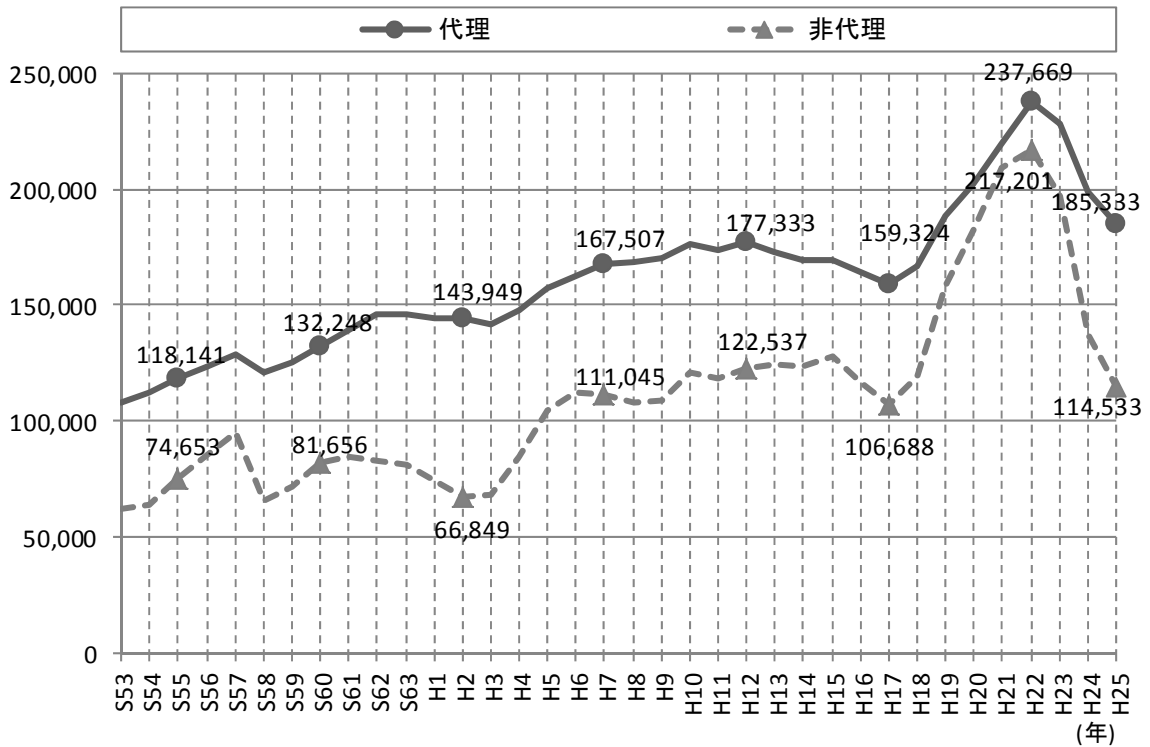
図表7-27 民事第一審通常訴訟 「代理事件数」の推移：地裁 その他



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

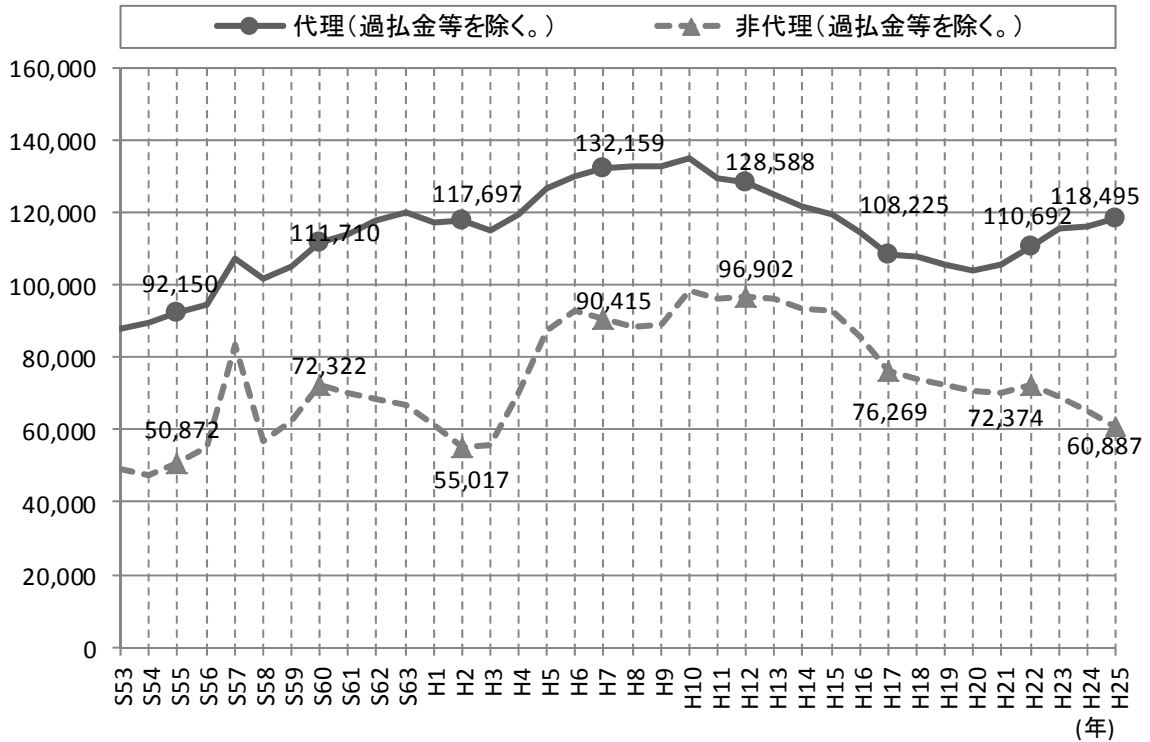
※ 「その他」は、最高裁判所の統計上民事事件についてされている分類中、他のいずれの分類にも該当しない民事事件（例：動産の引渡し又は所有権確認，株主総会決議不存在，無効又は取消しの訴え）をいう。

図表7-28 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 総数



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

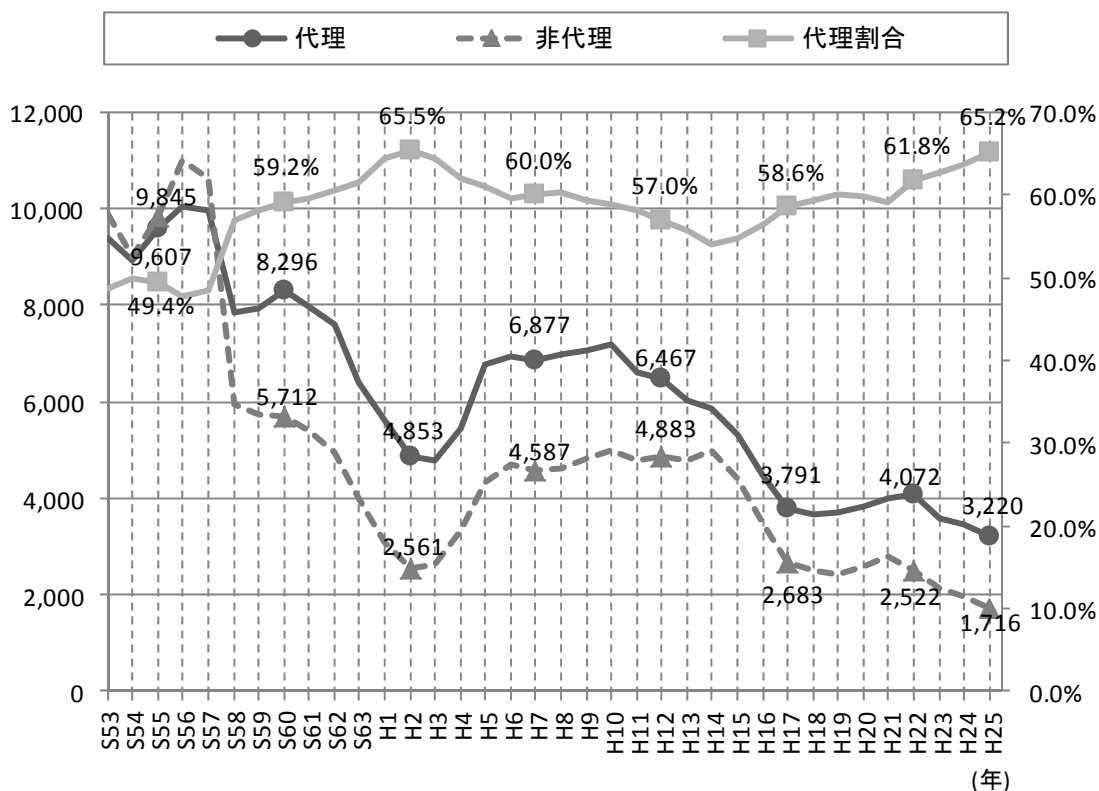
図表7-29 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 過払金等を除いたもの



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

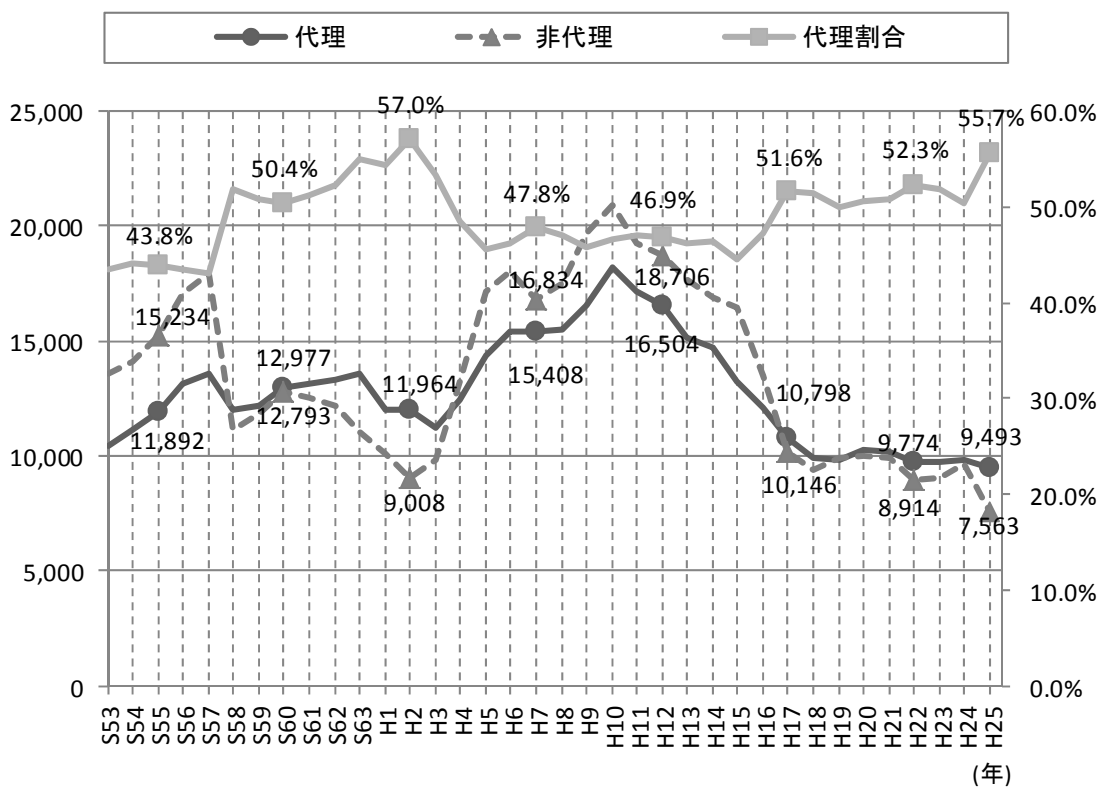
※ 「過払金等」については、図表7-11の注記を参照。

図表7-30 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 売買代金



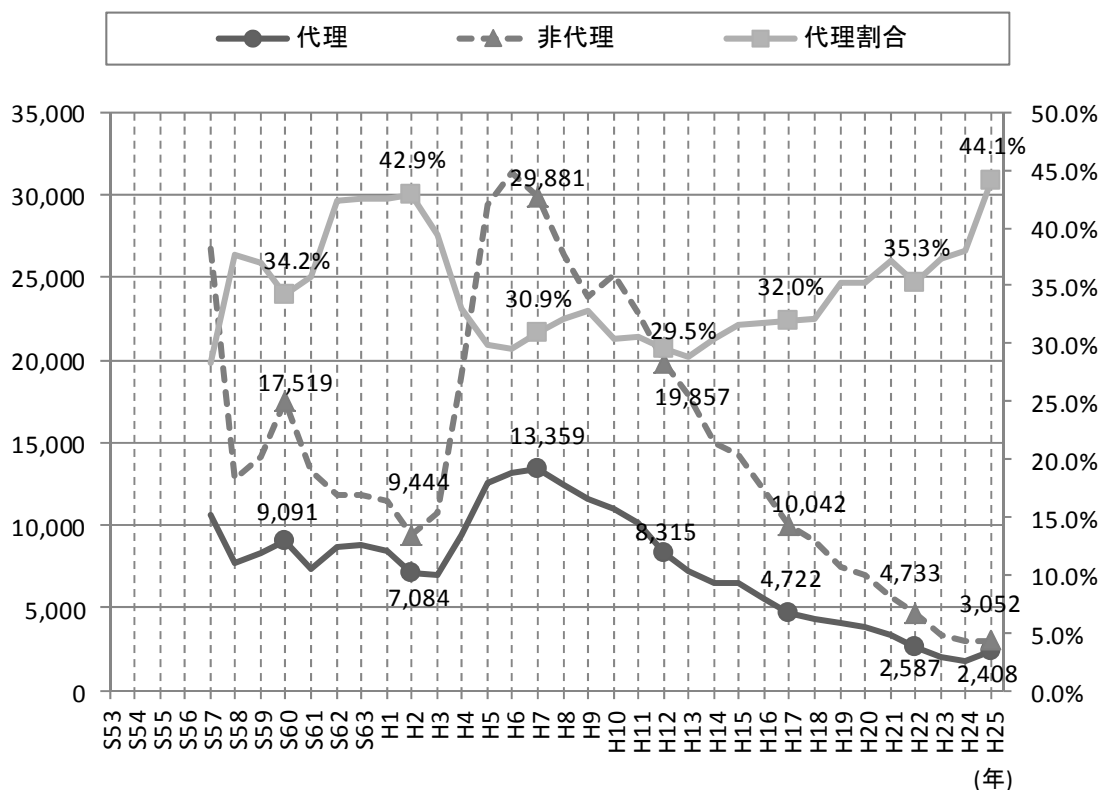
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-31 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 貸金



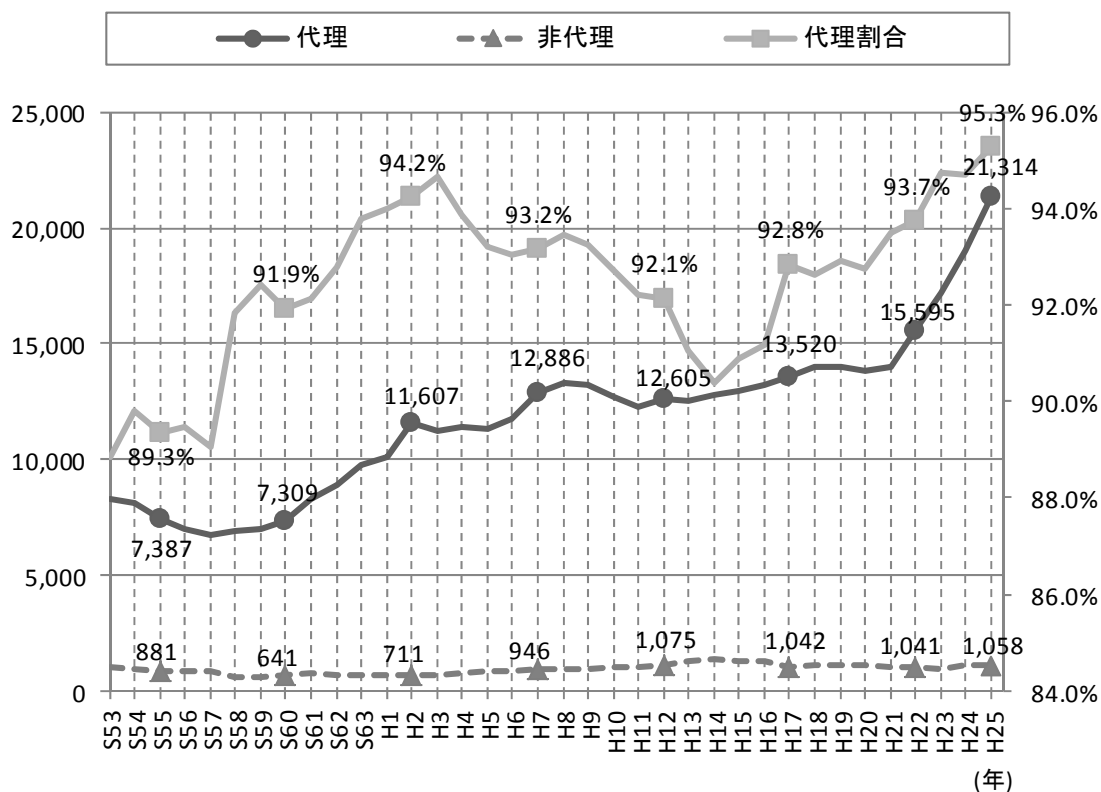
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-32 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 立替金



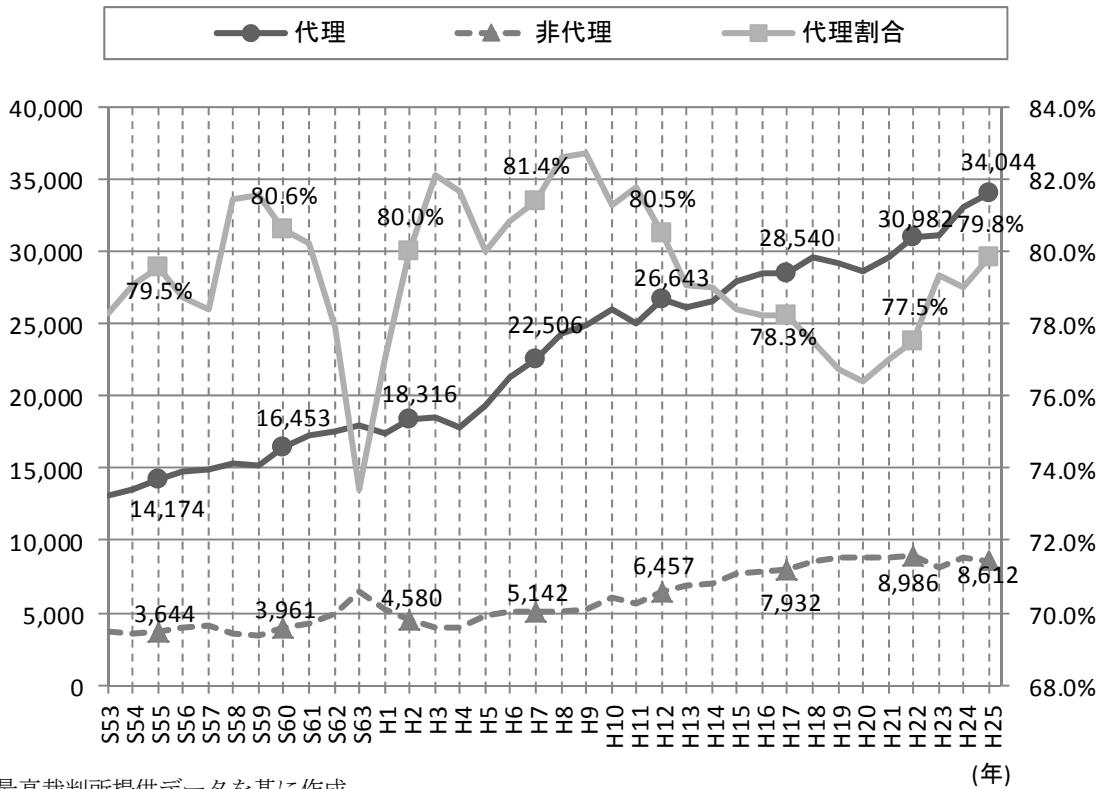
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-33 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 交通損害賠償



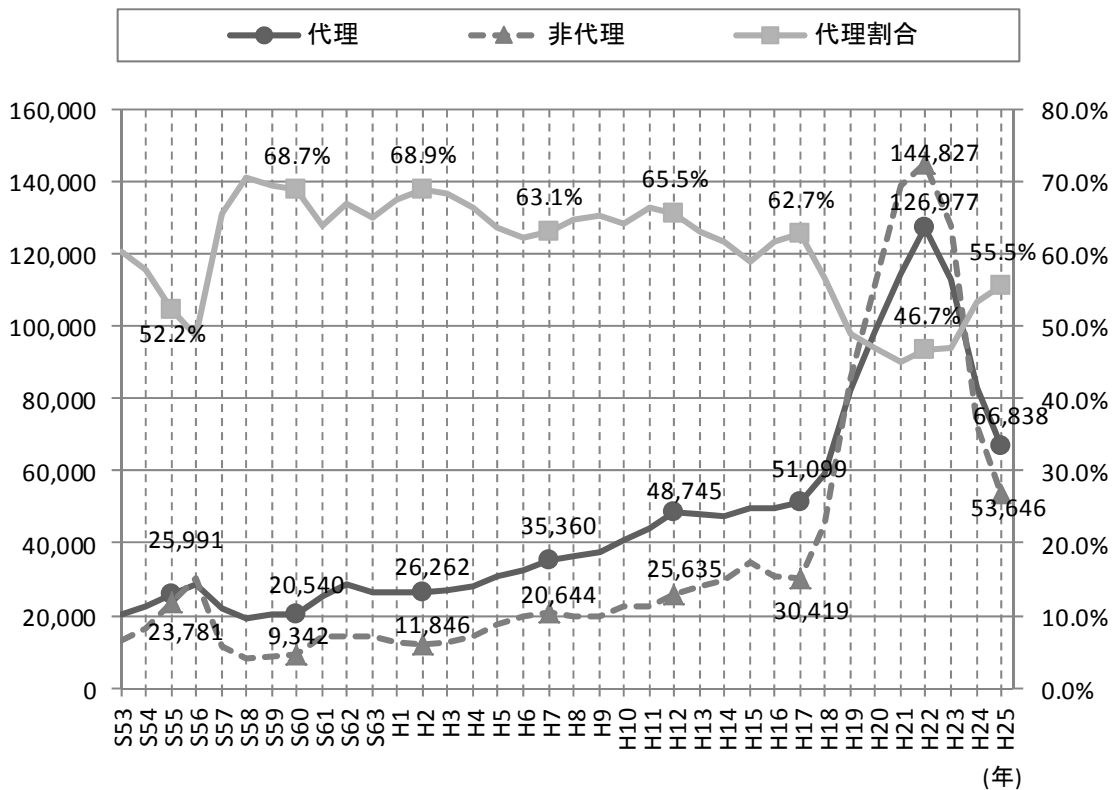
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-34 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 その他の損害賠償



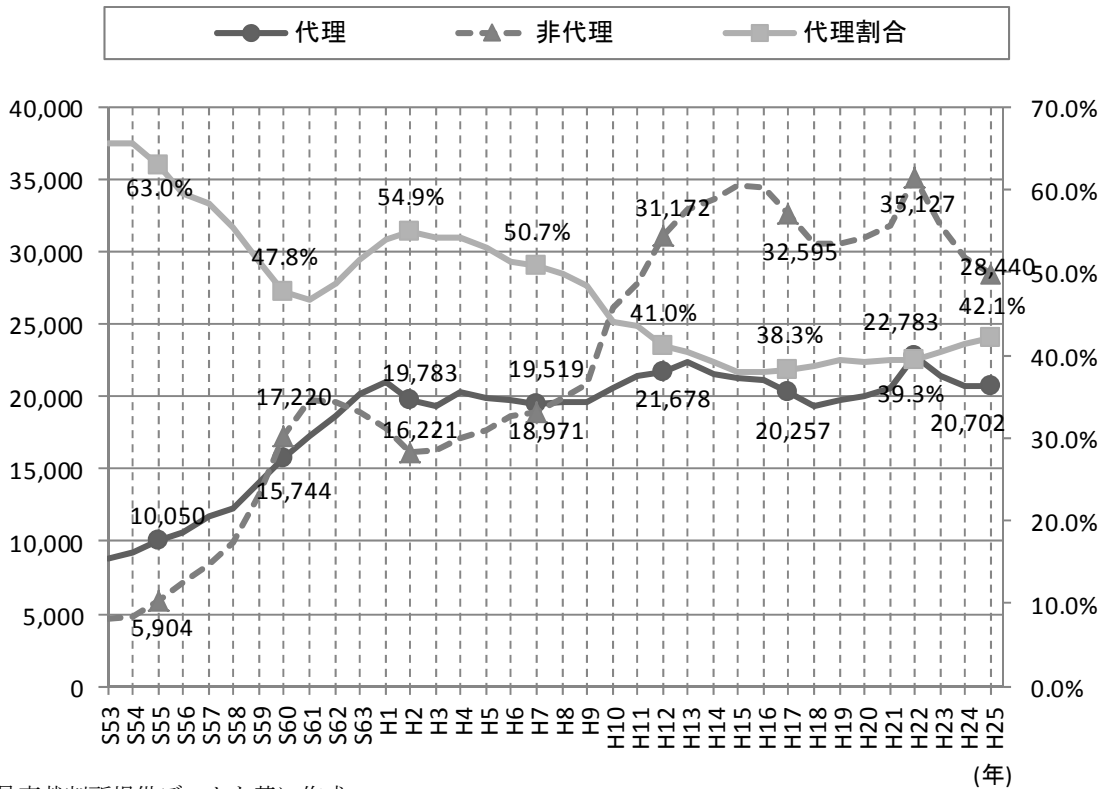
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-35 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 金銭のその他



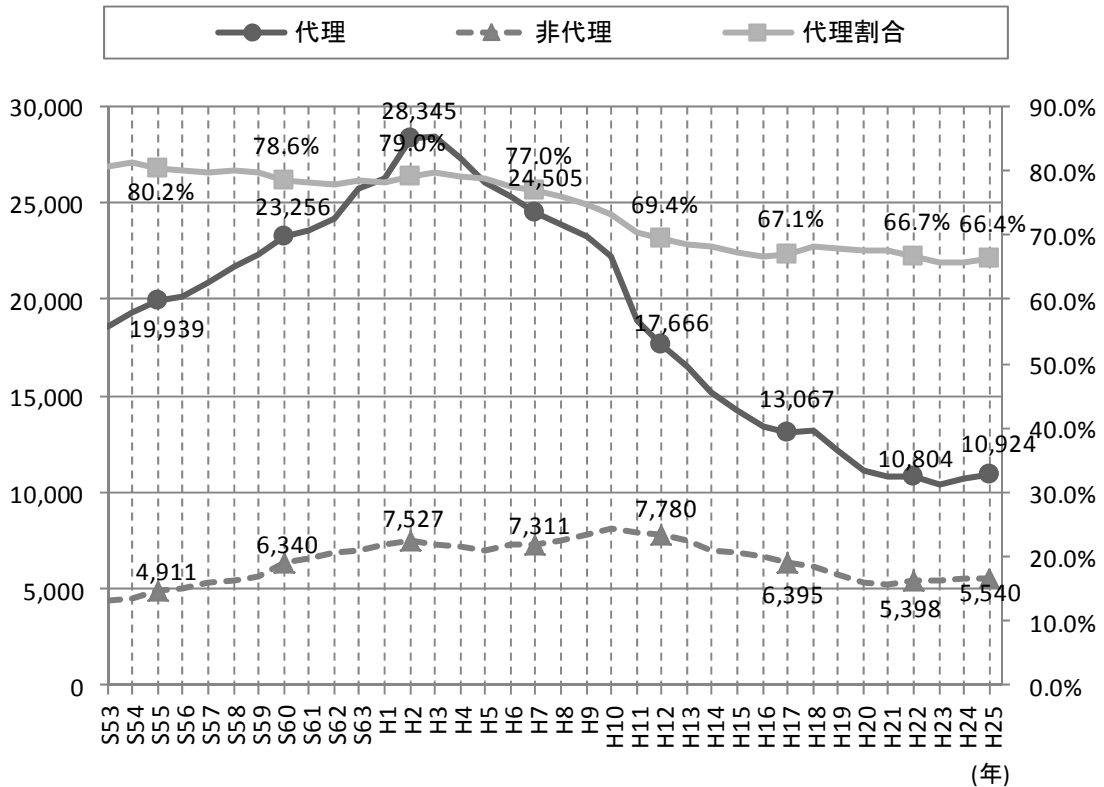
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-36 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 建物



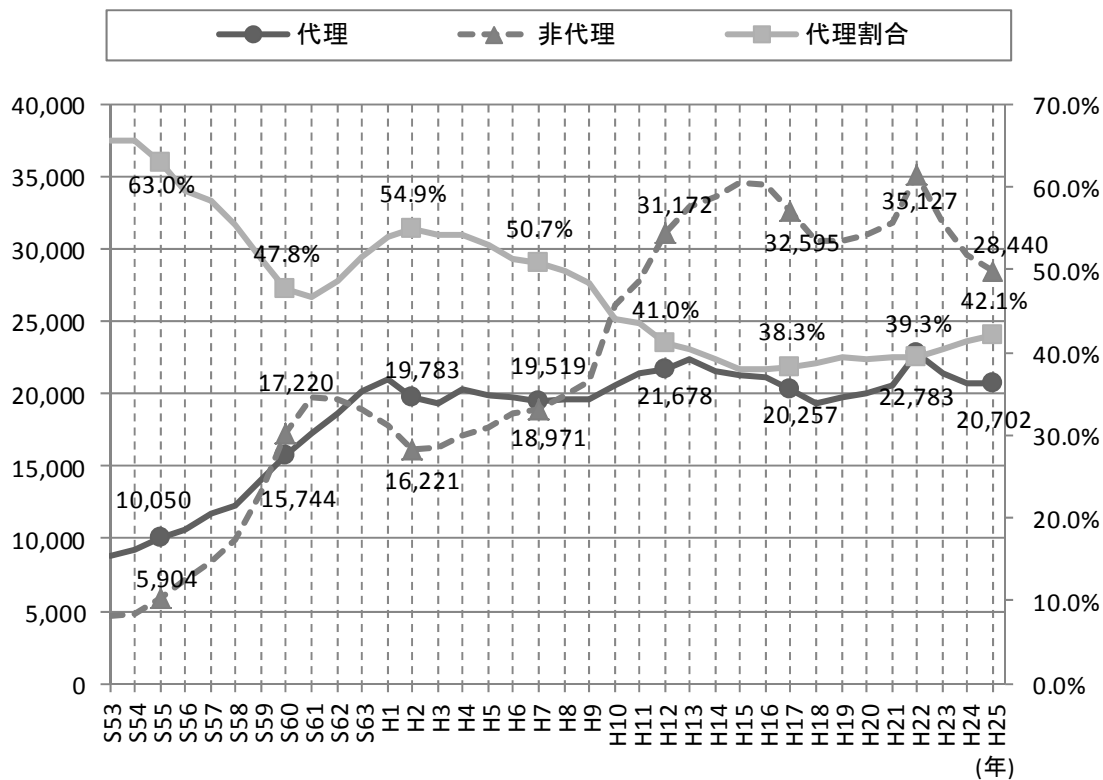
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-37 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 土地



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

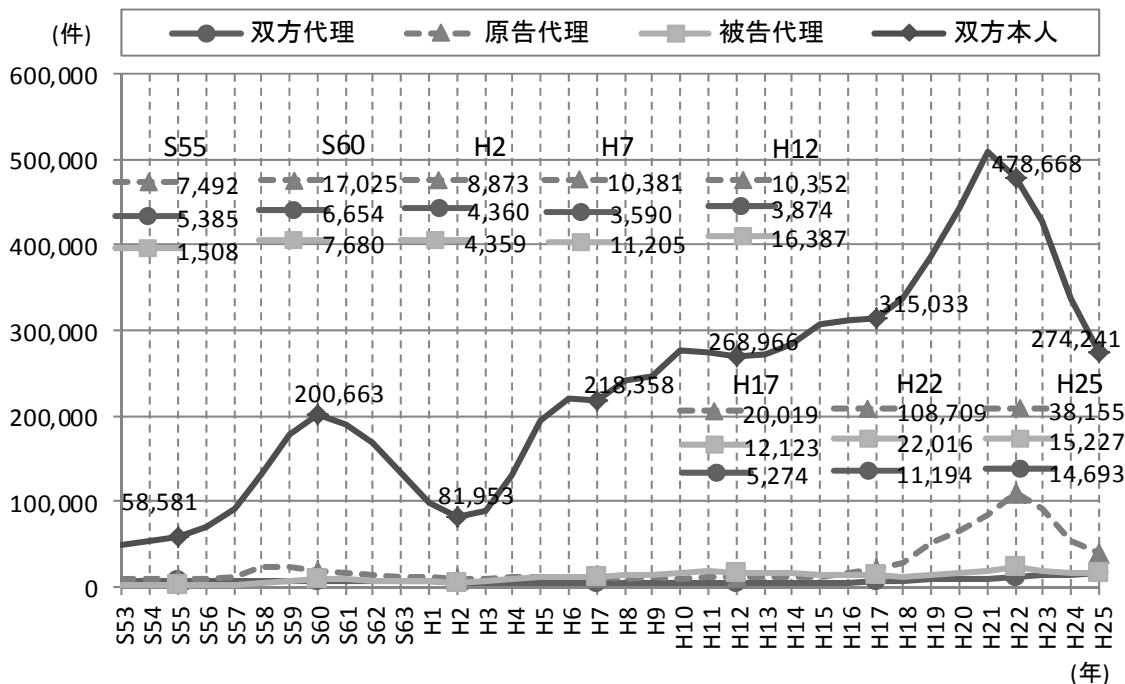
図表7-38 民事第一審通常訴訟 「代理数」の推移：地裁 その他



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

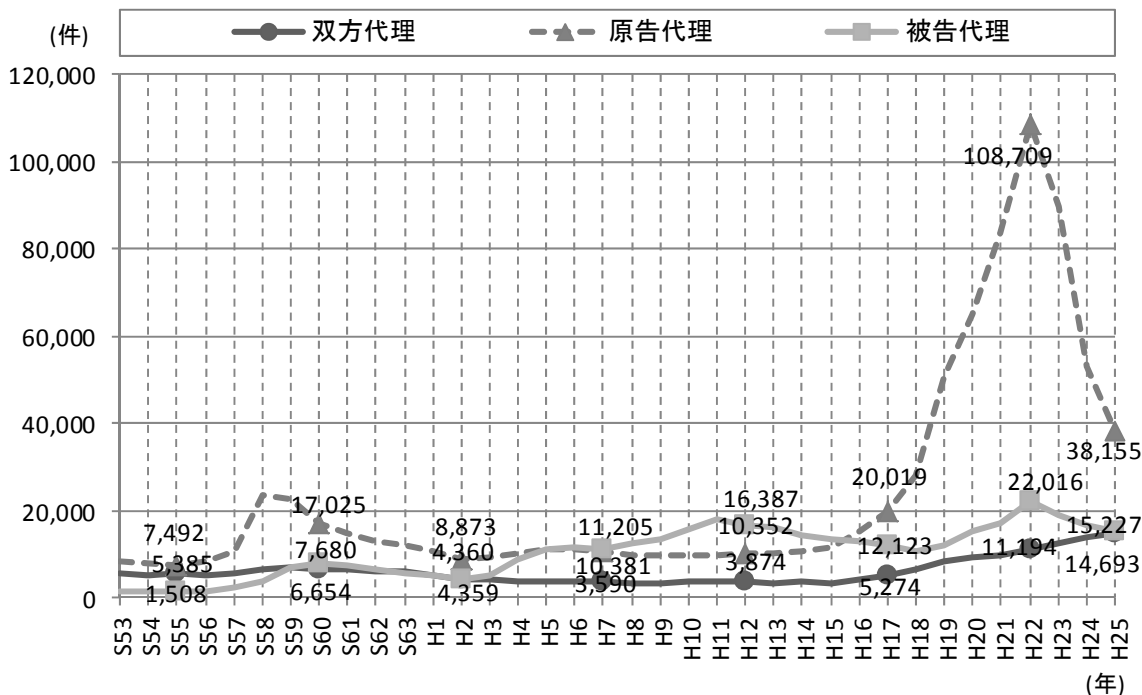
※ 「その他」は、最高裁判所の統計上民事事件についてされている分類中、他のいずれの分類にも該当しない民事事件（例：動産の引渡し又は所有権確認，株主総会決議不存在，無効又は取消しの訴え）をいう。

図表7-39 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 総数



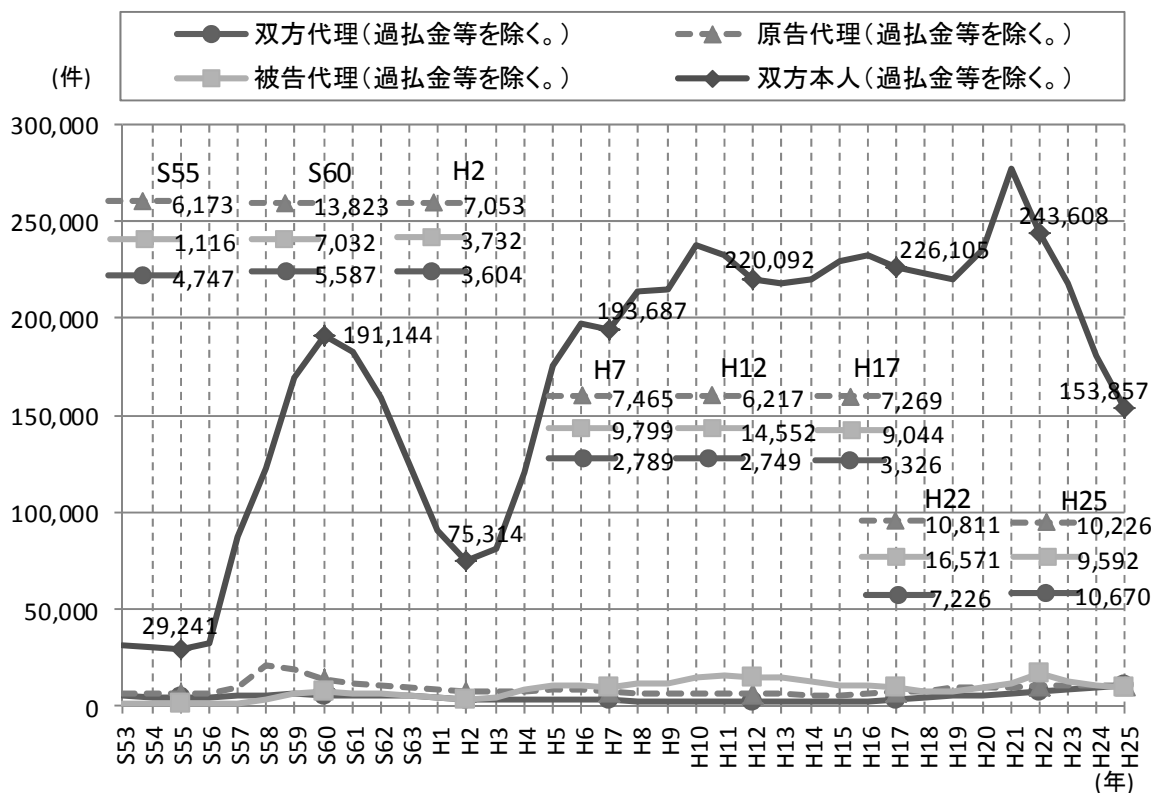
- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
- ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-40 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 総数（双方代理、原告代理、被告代理のみ）



- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
- ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-41 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 過払金等を除いたもの



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

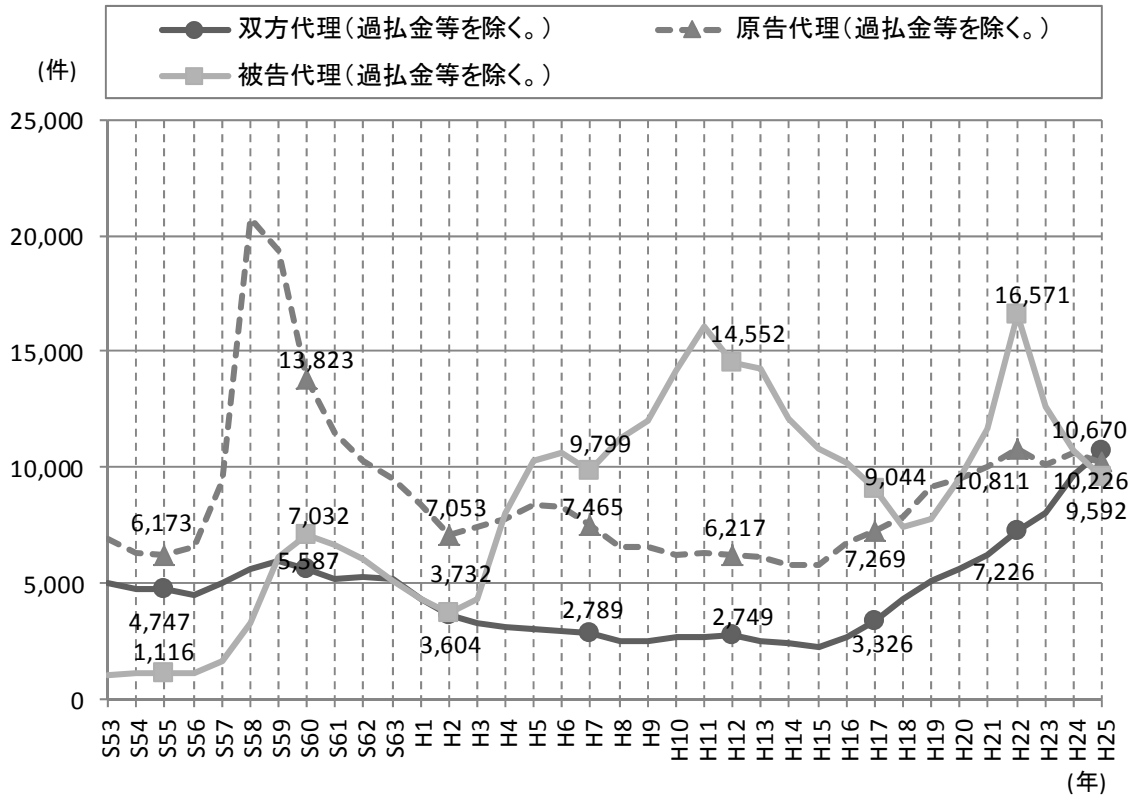
※ 「過払金等」については、図表7-11の注記を参照。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

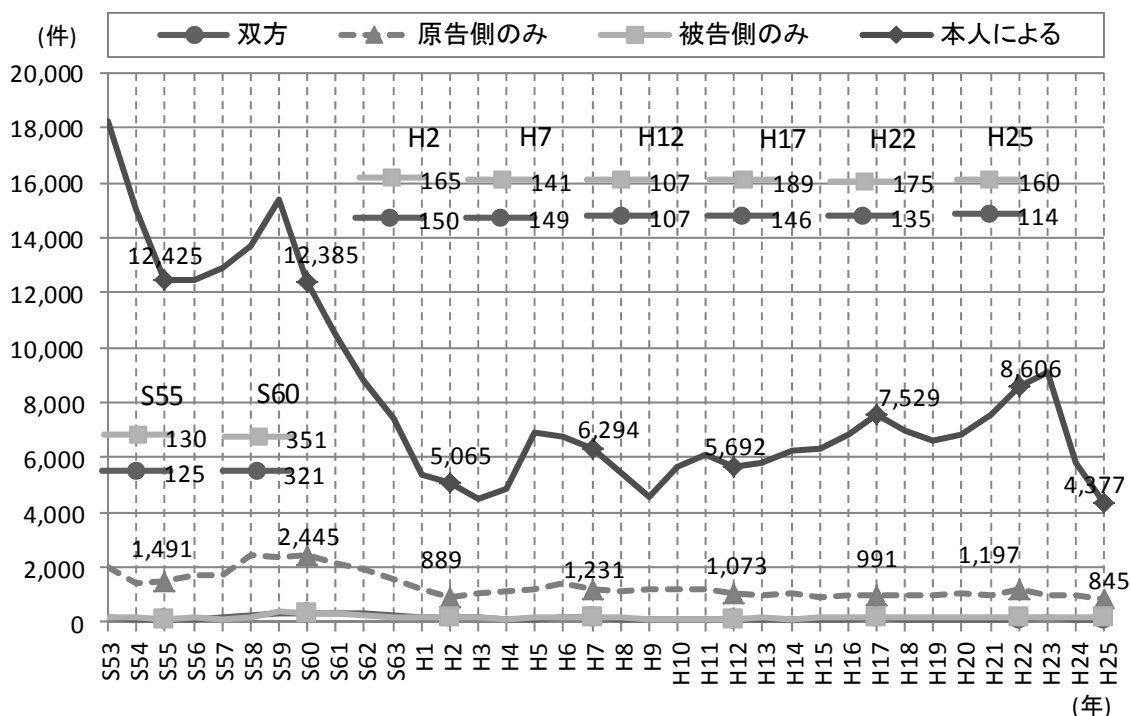
図表7-42

民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 過払金等を除いたもの（双方代理，原告代理，被告代理のみ）



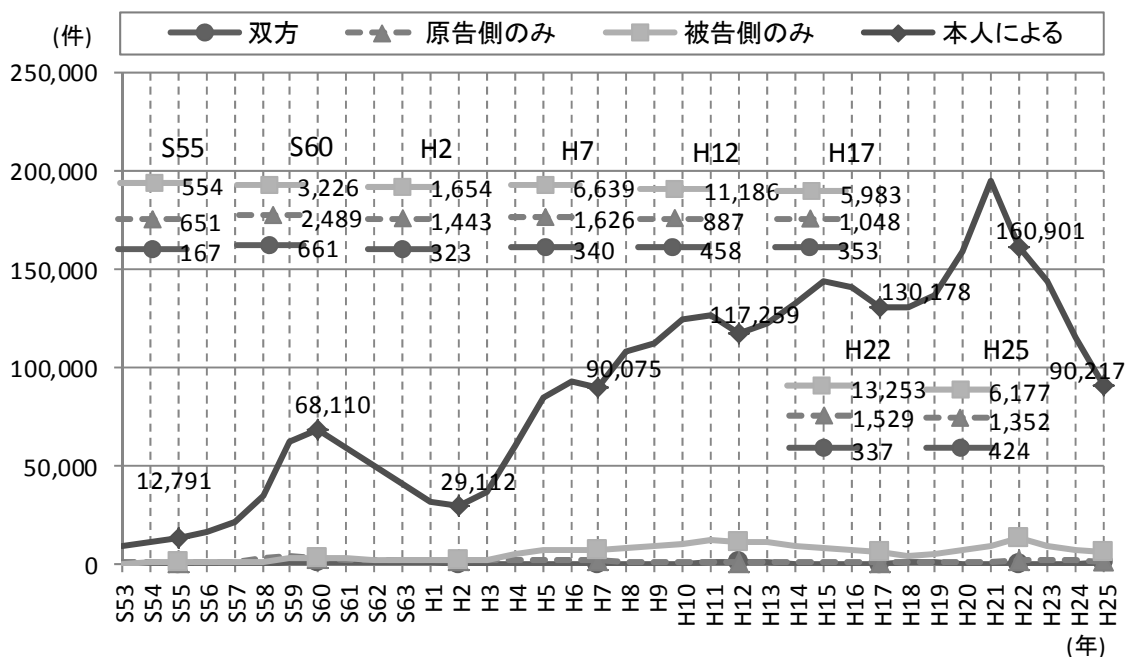
- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 「過払金等」については、図表7-11の注記を参照。
- ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
- ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-43 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 売買代金



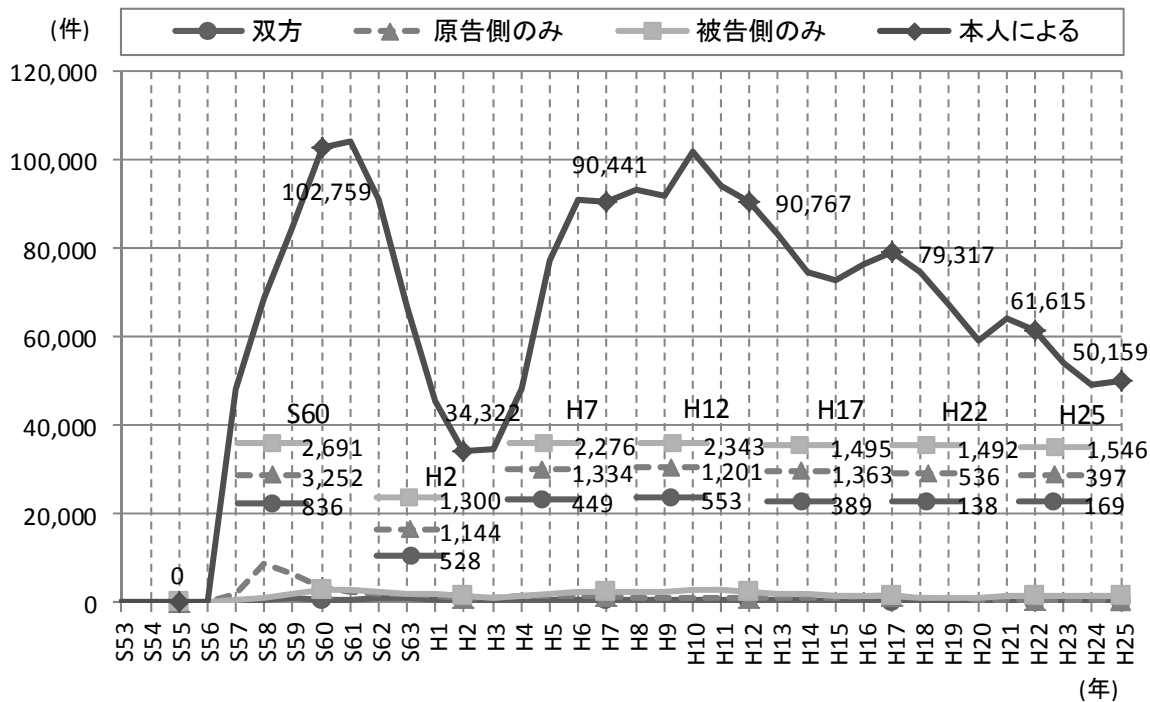
- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
- ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-44 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 貸金



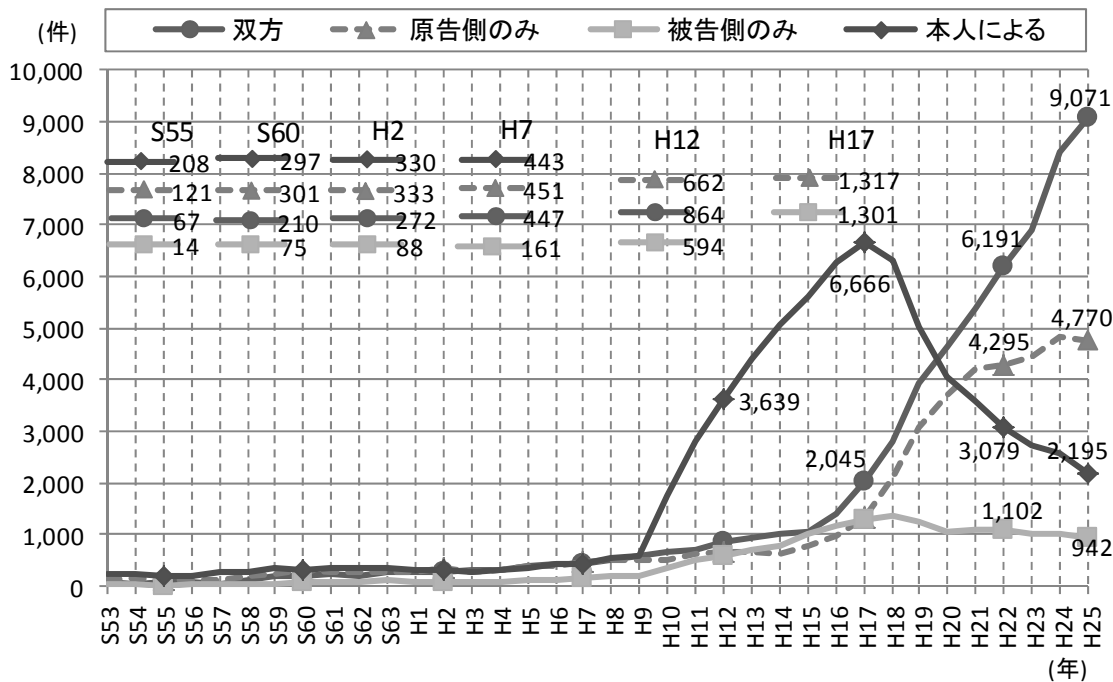
- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
- ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-45 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 立替金



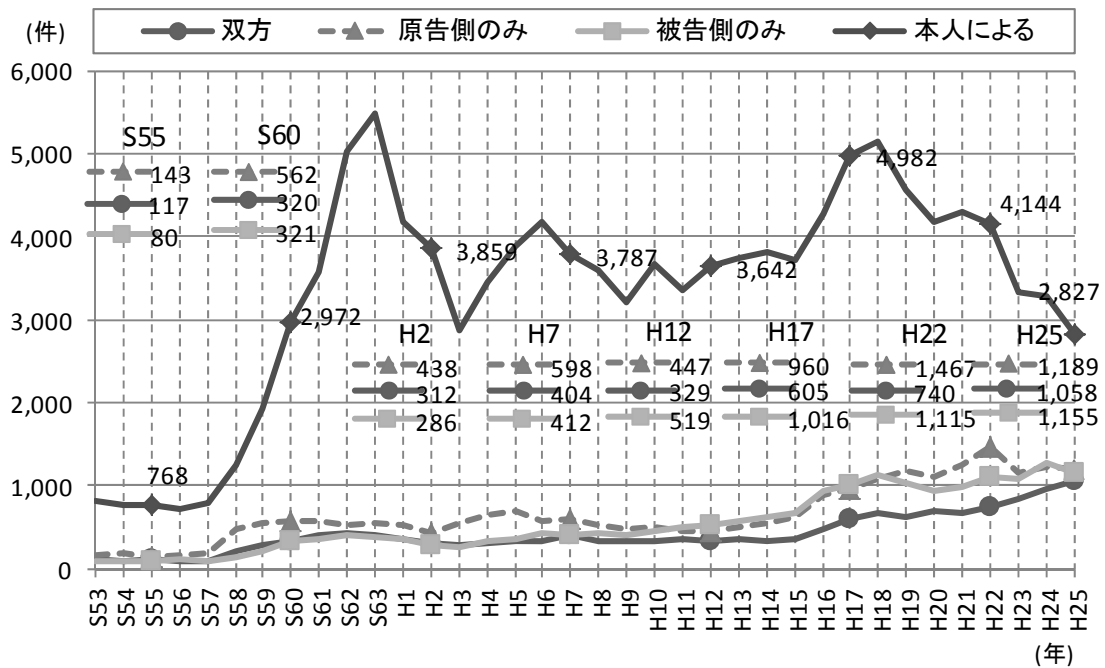
- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
- ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-46 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 交通損害賠償



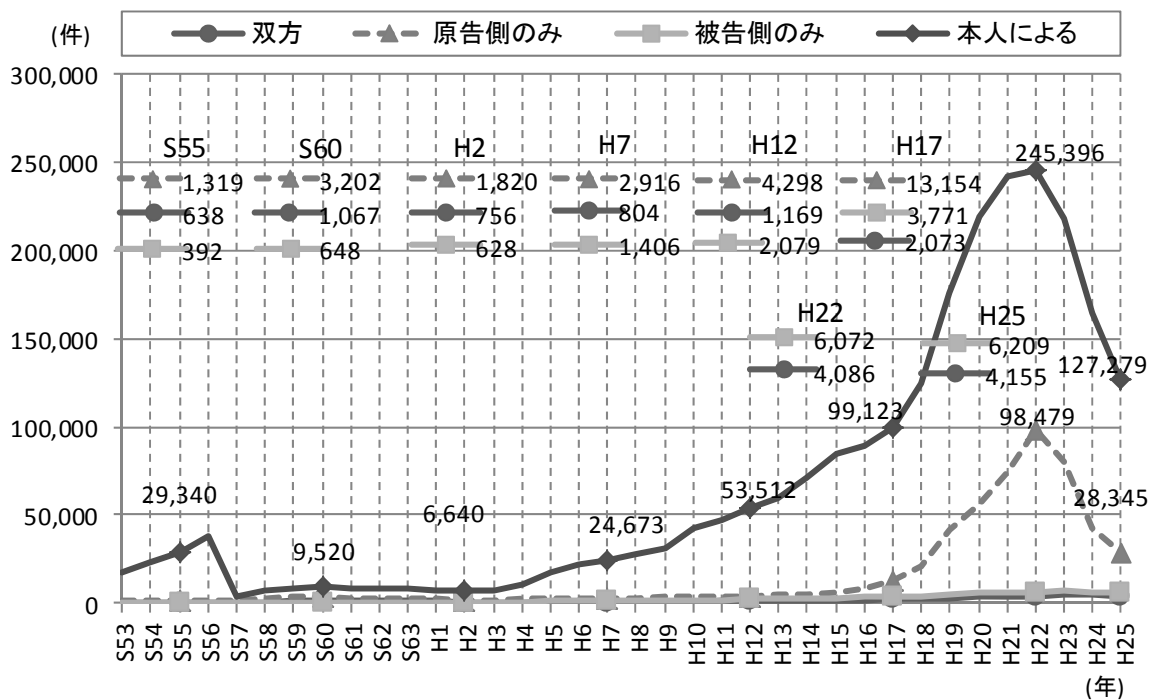
- ※ 最高裁判所提供データを基に作成。
- ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
- ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-47 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 その他の損害賠償



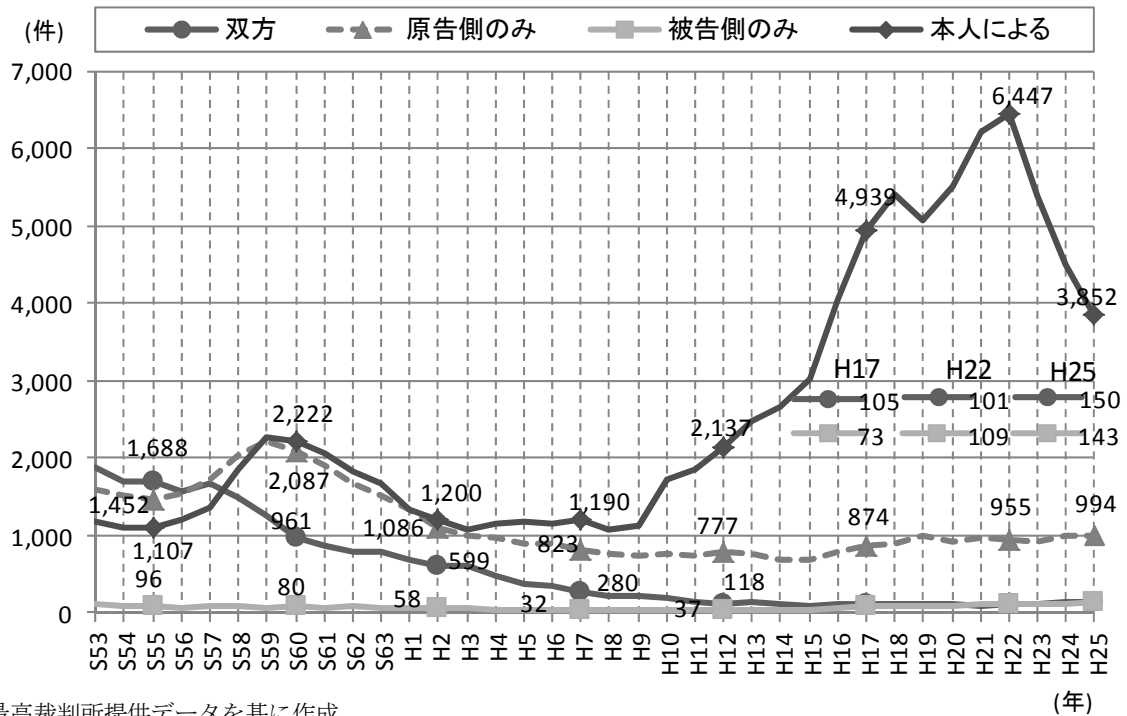
※ 最高裁判所提供データを基に作成。
 ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
 ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-48 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 金銭のその他



※ 最高裁判所提供データを基に作成。
 ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
 ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-49 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 建物

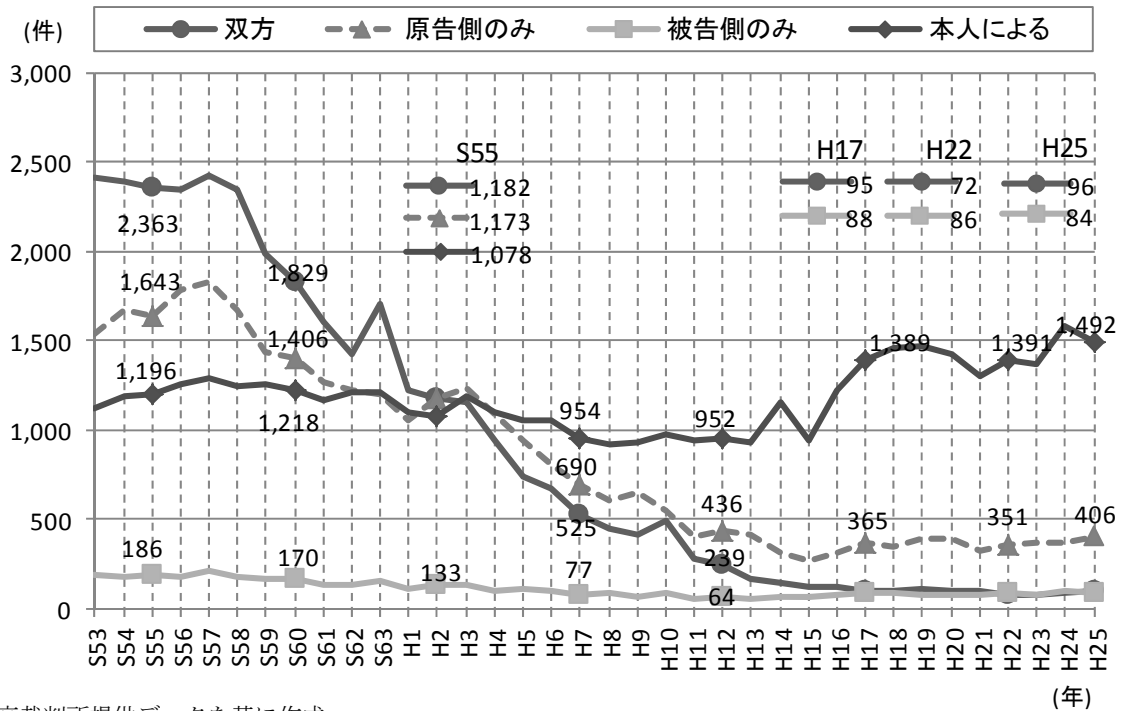


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-50 民事第一審訴訟 「代理事件数」の推移：簡裁 土地

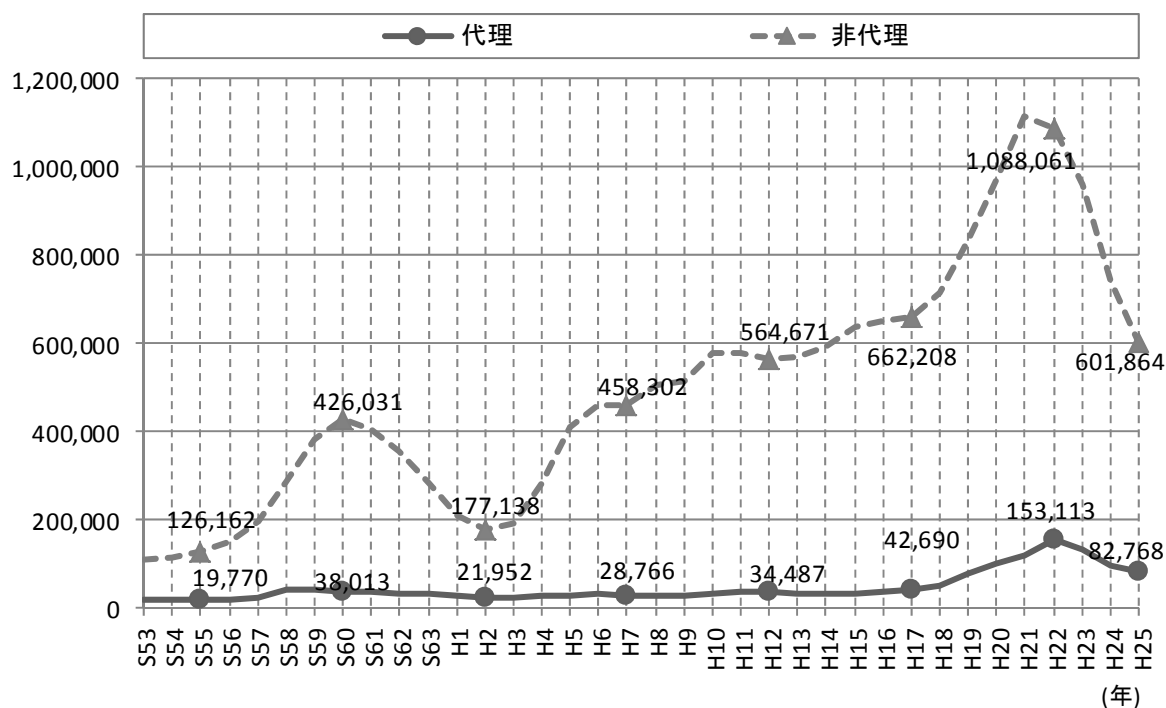


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-51 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 総数

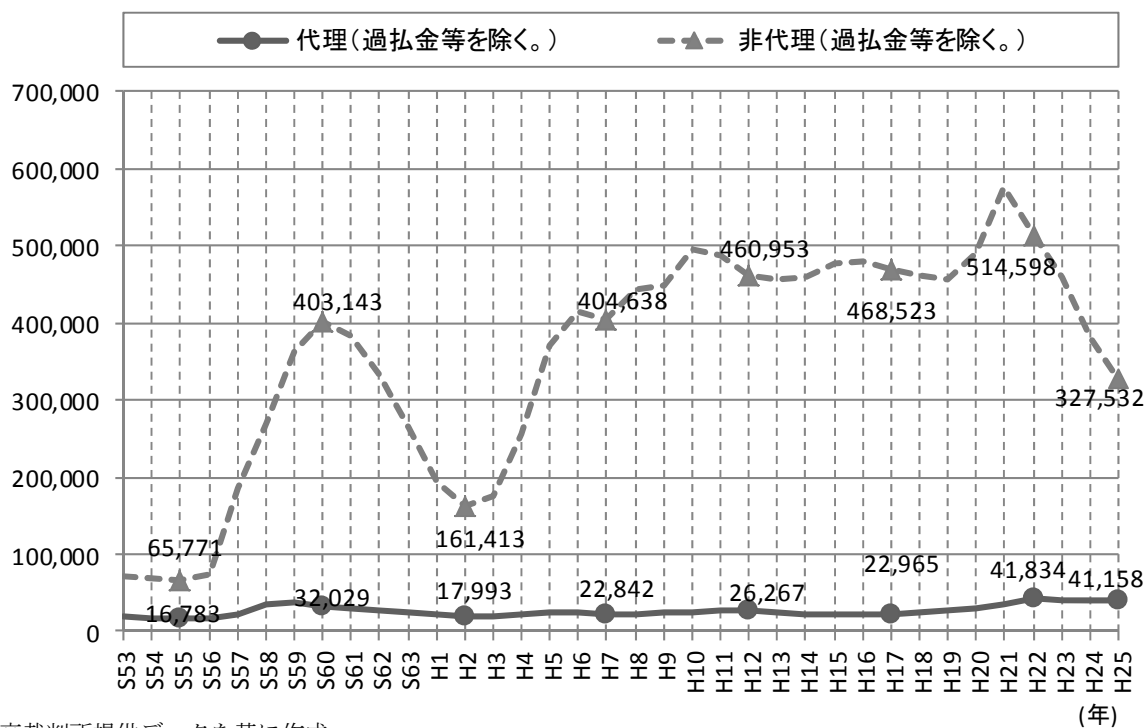


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-52 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 過払金等を除いたもの



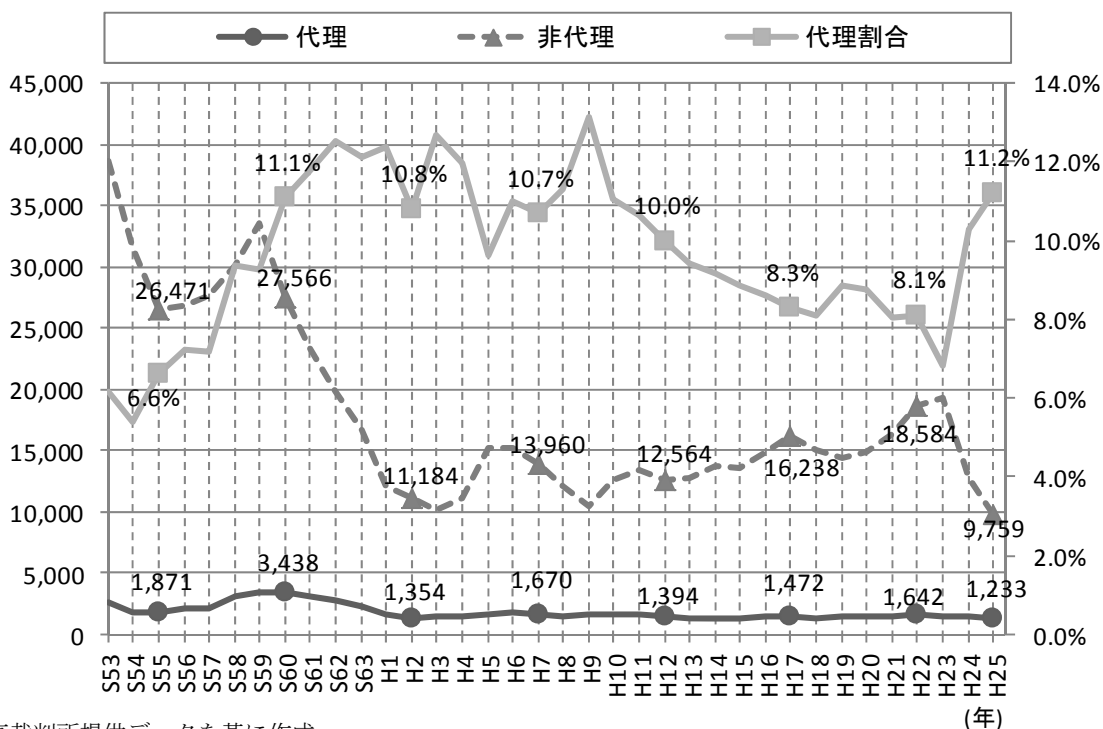
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 「過払金等」については、図表7-11の注記を参照。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-53 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 売買代金

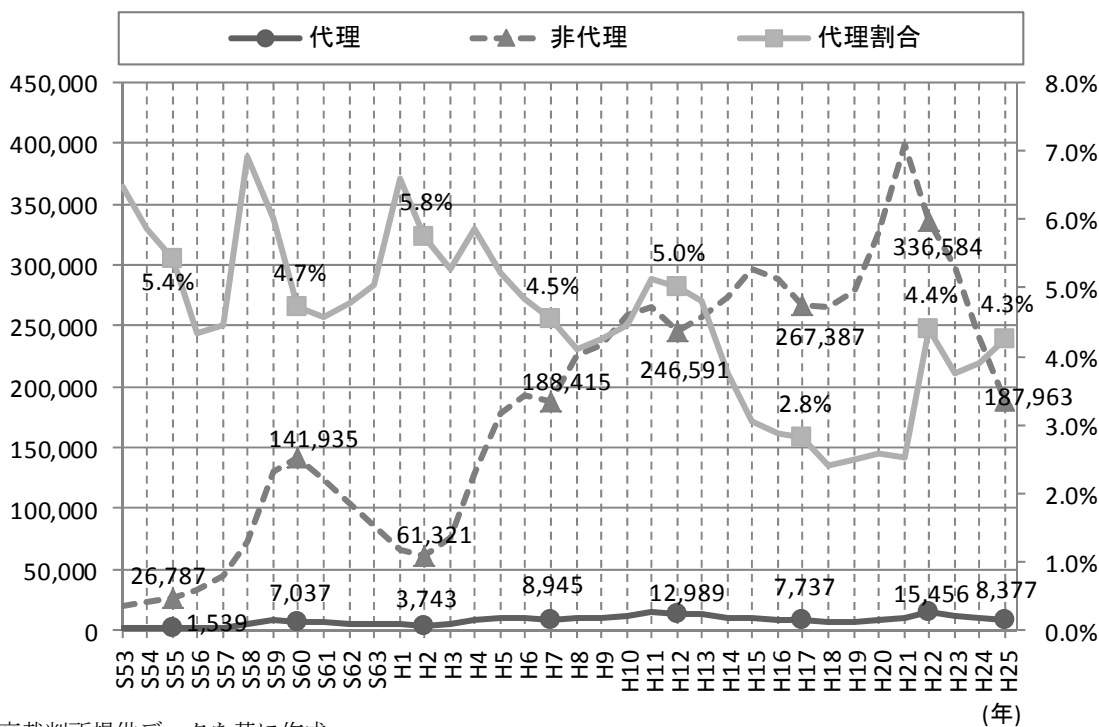


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-54 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 貸金

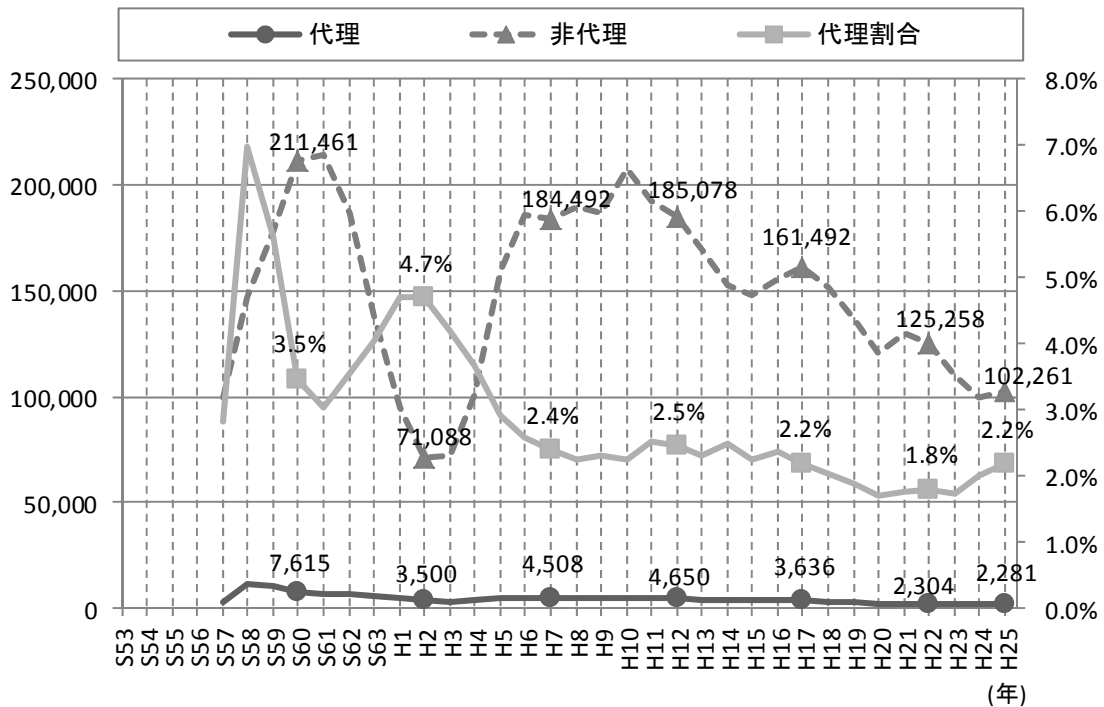


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-55 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 立替金

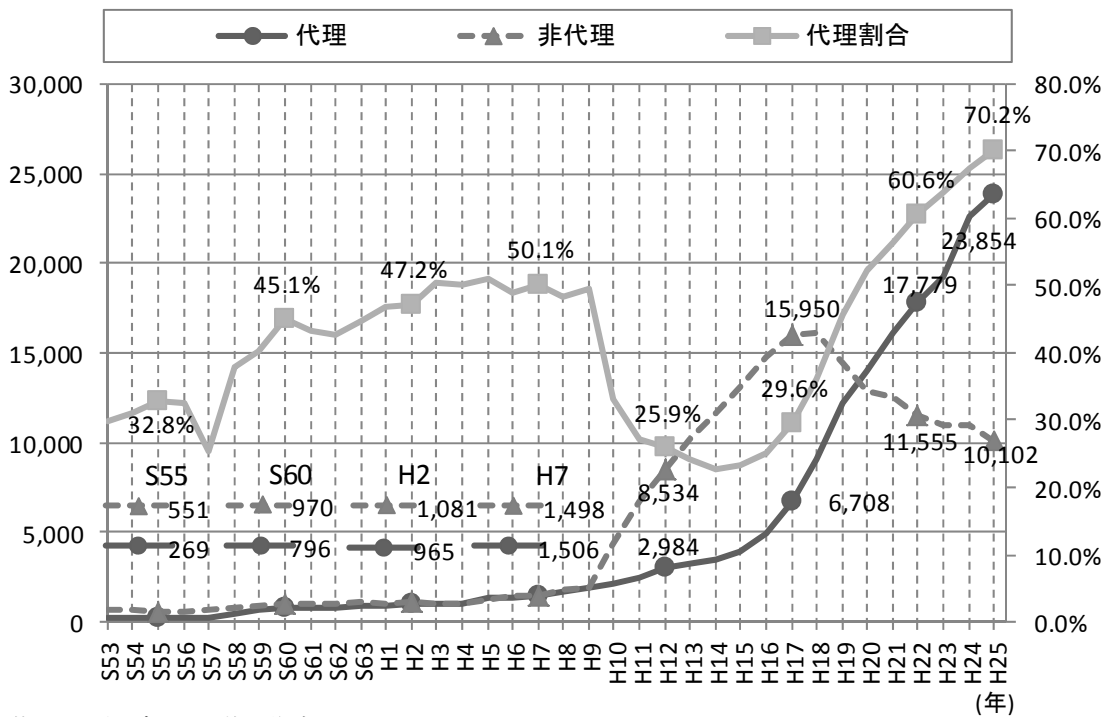


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-56 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 交通損害賠償

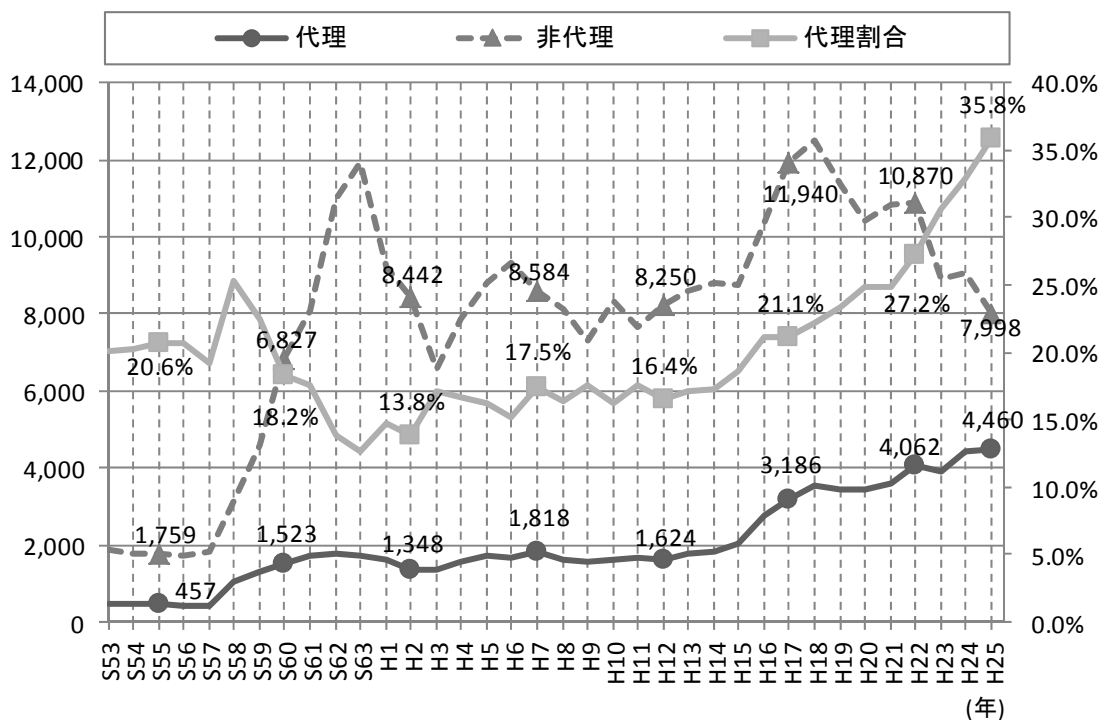


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-57 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 その他の損害賠償

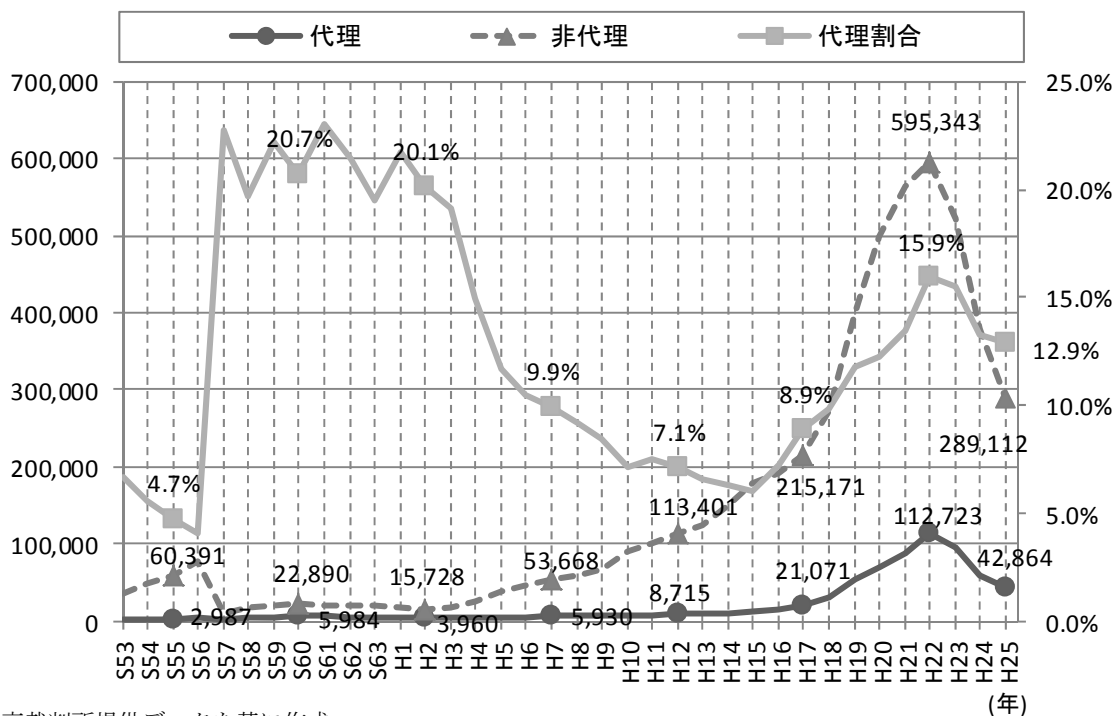


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-58 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 金銭のその他

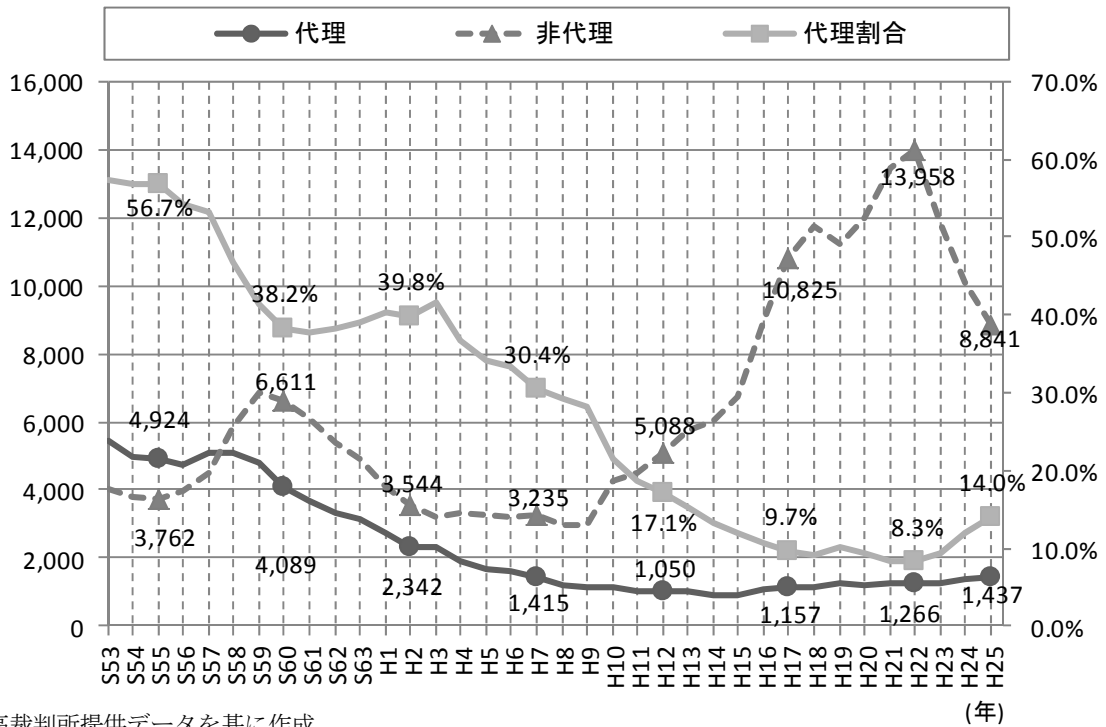


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

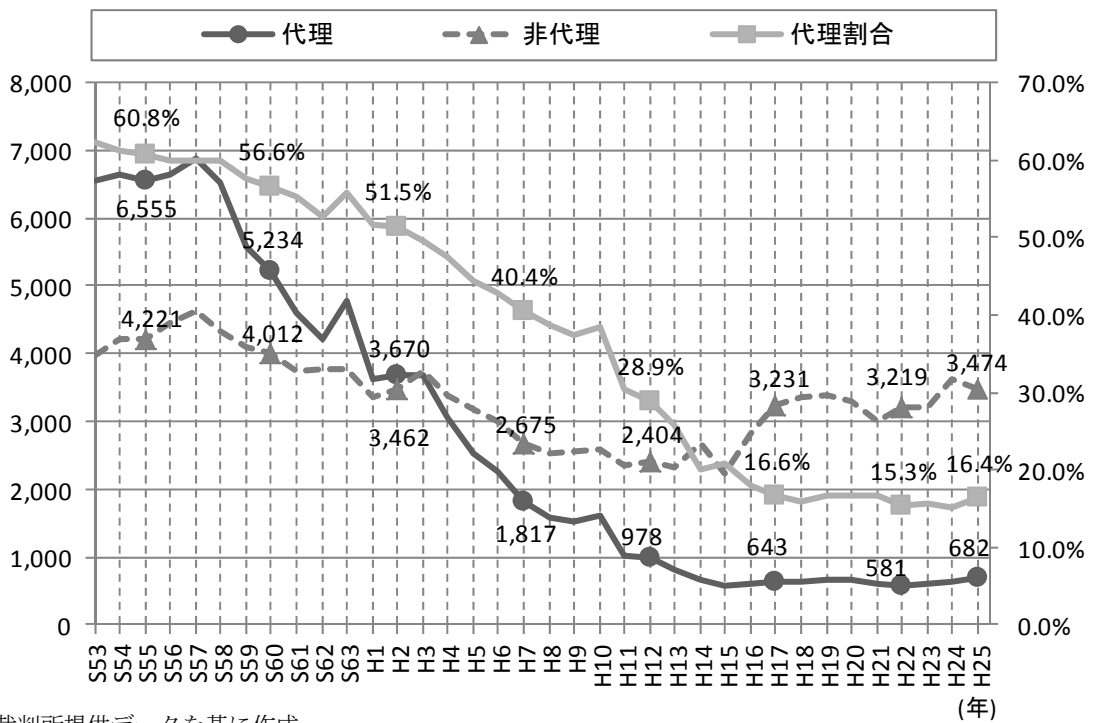
※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-59 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 建物



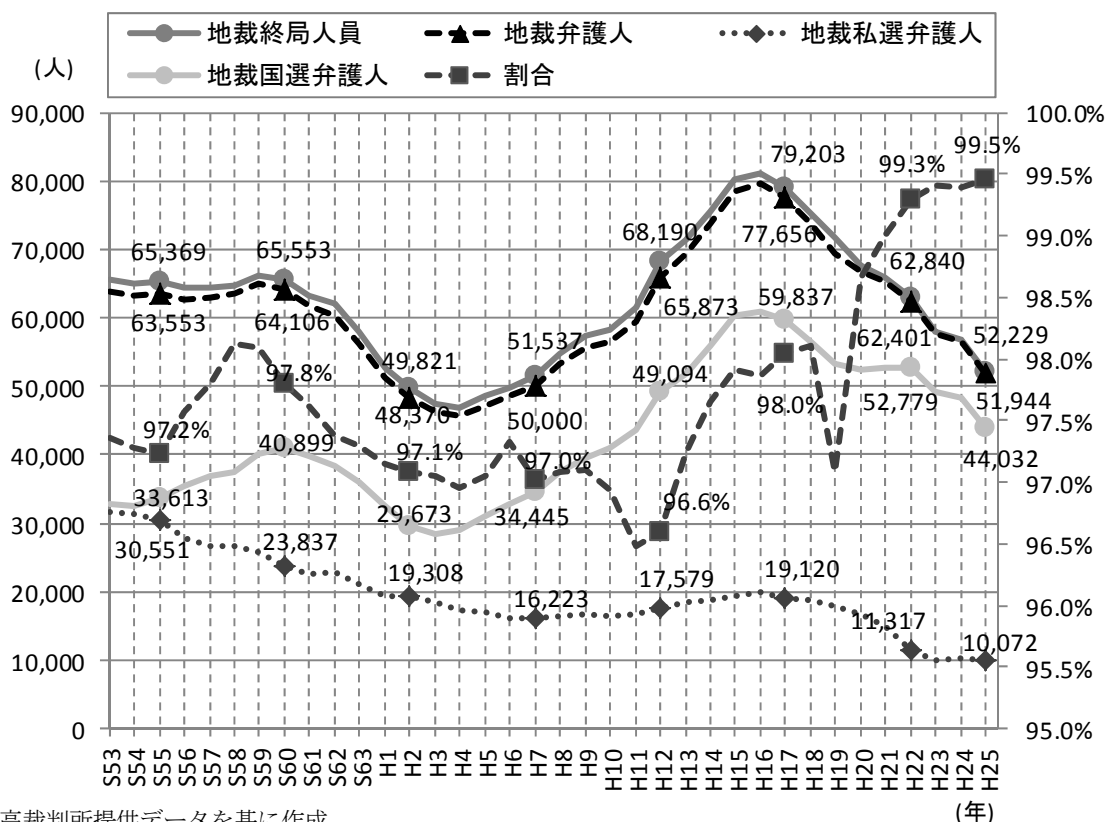
※ 最高裁判所提供データを基に作成。
 ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
 ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-60 民事第一審訴訟 「代理数」の推移：簡裁 土地



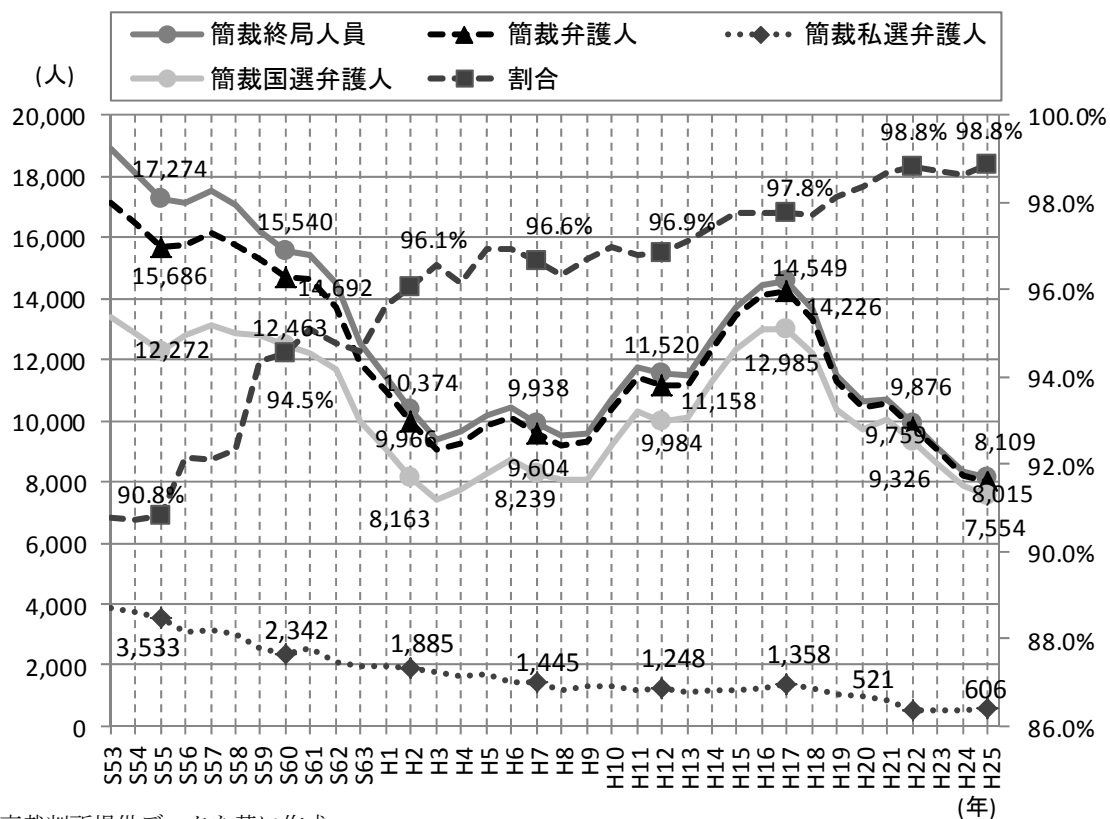
※ 最高裁判所提供データを基に作成。
 ※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。
 ※ 平成9年までは再審の件数を含み、平成10年からは少額訴訟及び少額異議訴訟の件数を含む。

図表7-61 刑事第一審通常訴訟 「弁護人が付いた被告人数」の推移：地裁【既済】



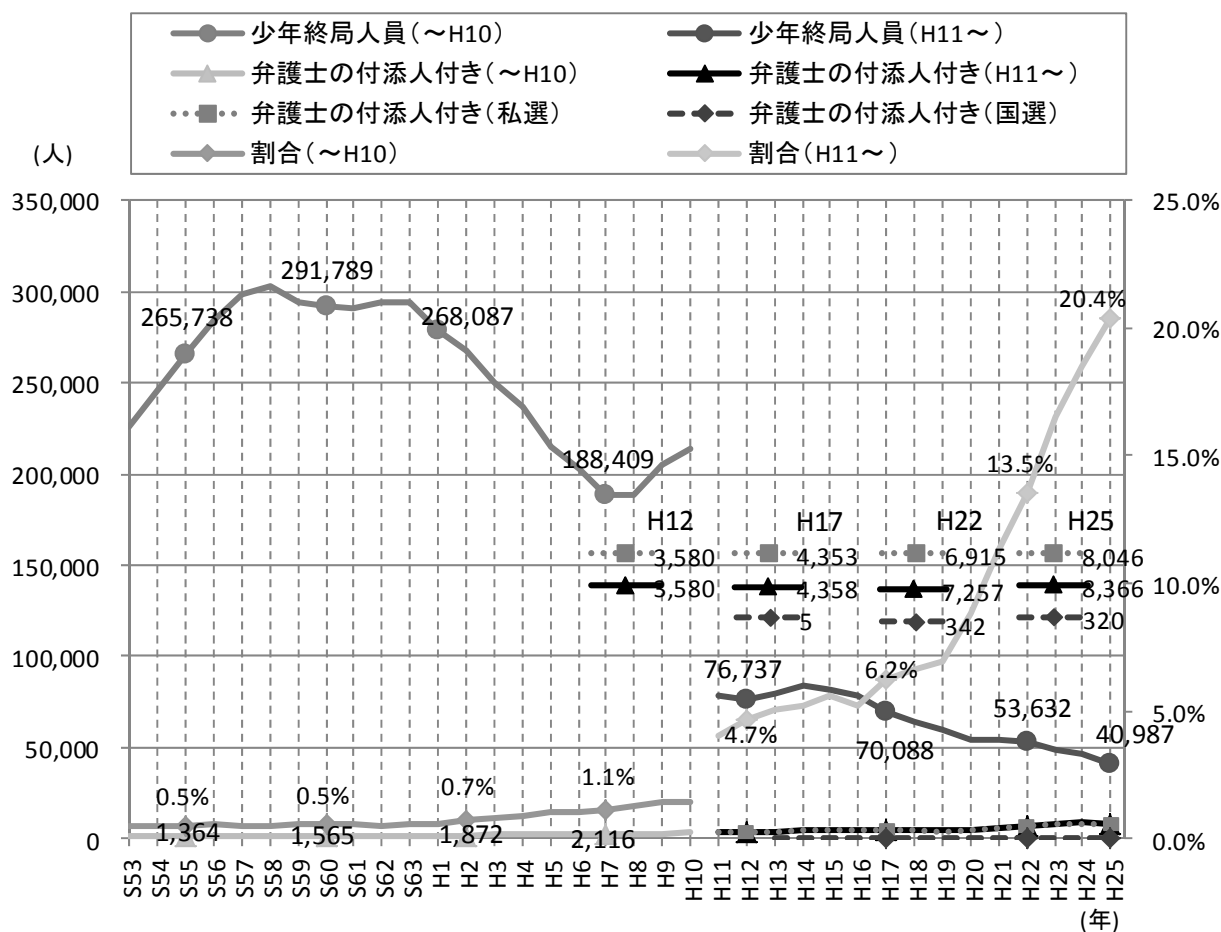
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-62 刑事第一審通常訴訟 「弁護人が付いた被告人数」の推移：簡裁【既済】



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-63 少年一般保護事件 「弁護士である付添人が付いた少年数」の推移：全体

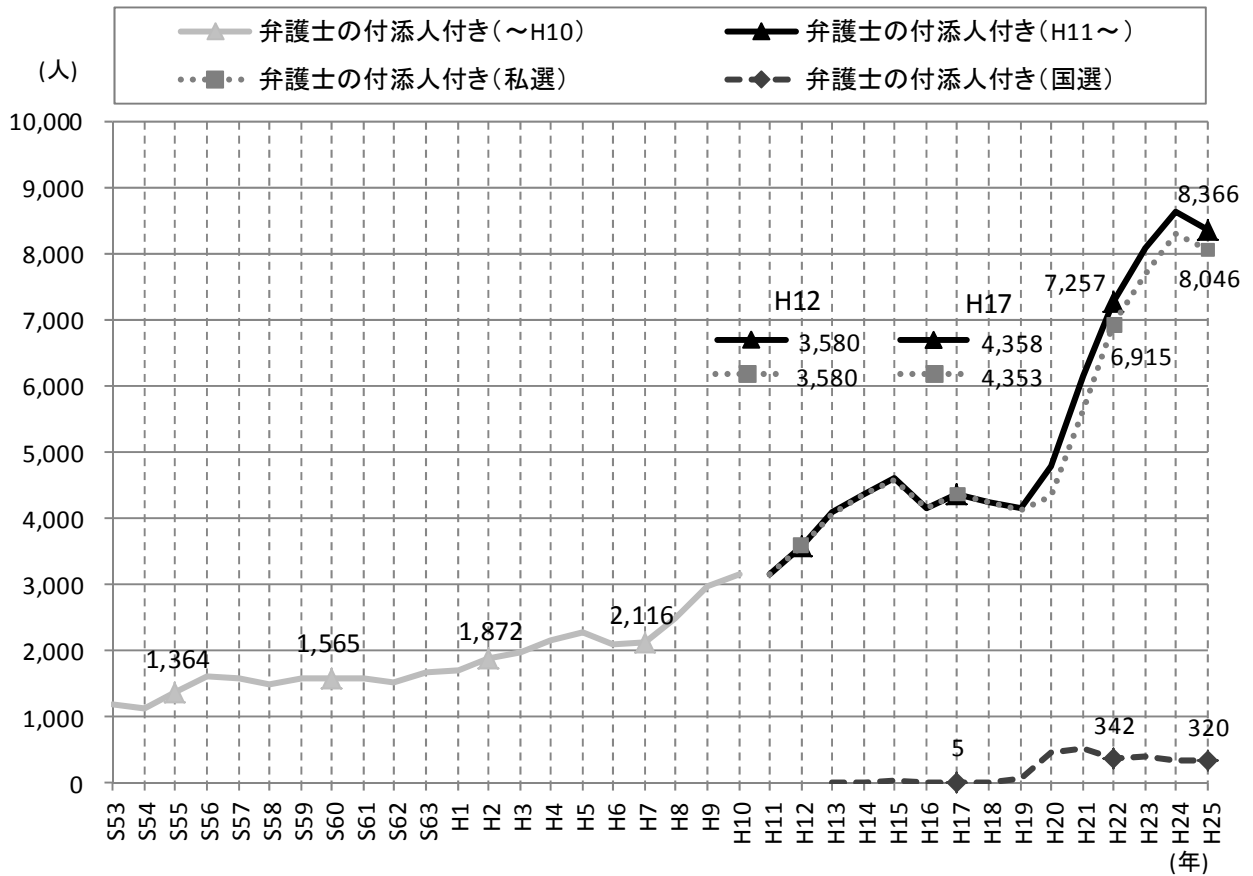


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 数値は、少年一般保護事件（平成11年以降については、次の[1]～[4]を除く。）で終局決定のあった人員である。[1]簡易送致事件，[2]車両運転による業務上（重）過失致死傷事件，自動車運転過失致死傷事件及び危険運転致死傷事件，[3]移送や回付で終局した事件，[4]併合審理され、既済事件として集計しなかったもの（従たる事件）

図表7-64

少年一般保護事件 「弁護士である付添人が付いた少年数」の推移：弁護士の付添人付き・同（私選）・同（国選）のみ

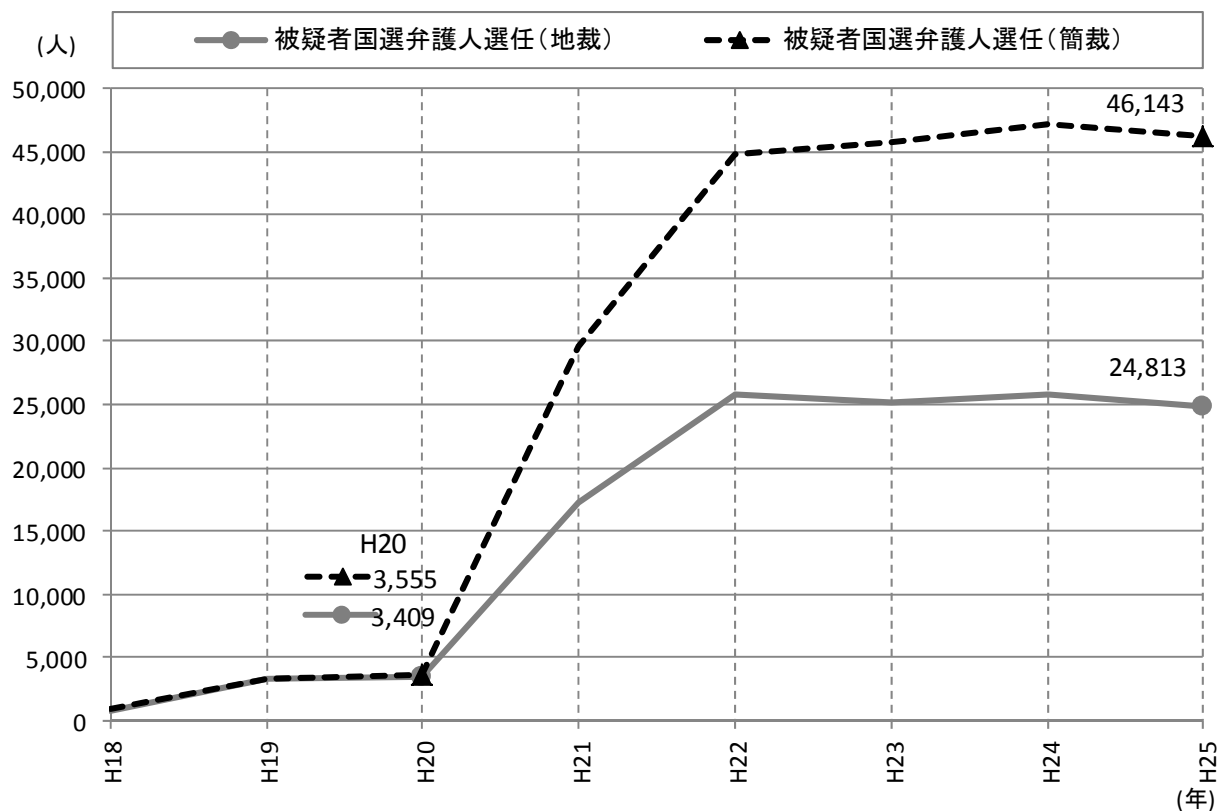


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 数値は、少年一般保護事件（平成11年以降については、次の[1]～[4]を除く。）で終局決定のあった人員である。[1]簡易送致事件、[2]車両運転による業務上（重）過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件及び危険運転致死傷事件、[3]移送や回付で終局した事件、[4]併合審理され、既済事件として集計しなかったもの（従たる事件）

※ 同一の少年に対し、私選付添人及び国選付添人が選任された場合には、国選付添人が付いたものとして計上した（国選付添人制度は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた犯罪事件及び短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる事件を対象として平成13年4月1日から施行。平成26年には対象事件が拡大された。）。

図表7-65 被疑者段階の国選弁護人選任状況：地裁・簡裁



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 被疑者国選弁護人の請求先は、被疑事件の管轄（地方裁判所と簡易裁判所のいずれが管轄すべきものか）と無関係に決められる（刑事訴訟法規則第28条の2，第299条第1項）。

※ 人員は延べ人員である。

※ 平成18年の数値は、10月2日（被疑者国選弁護制度施行日）から12月31日までの数値である。

※ 刑事訴訟法の改正により、平成21年5月21日に被疑者国選弁護の対象事件の範囲が拡大された。

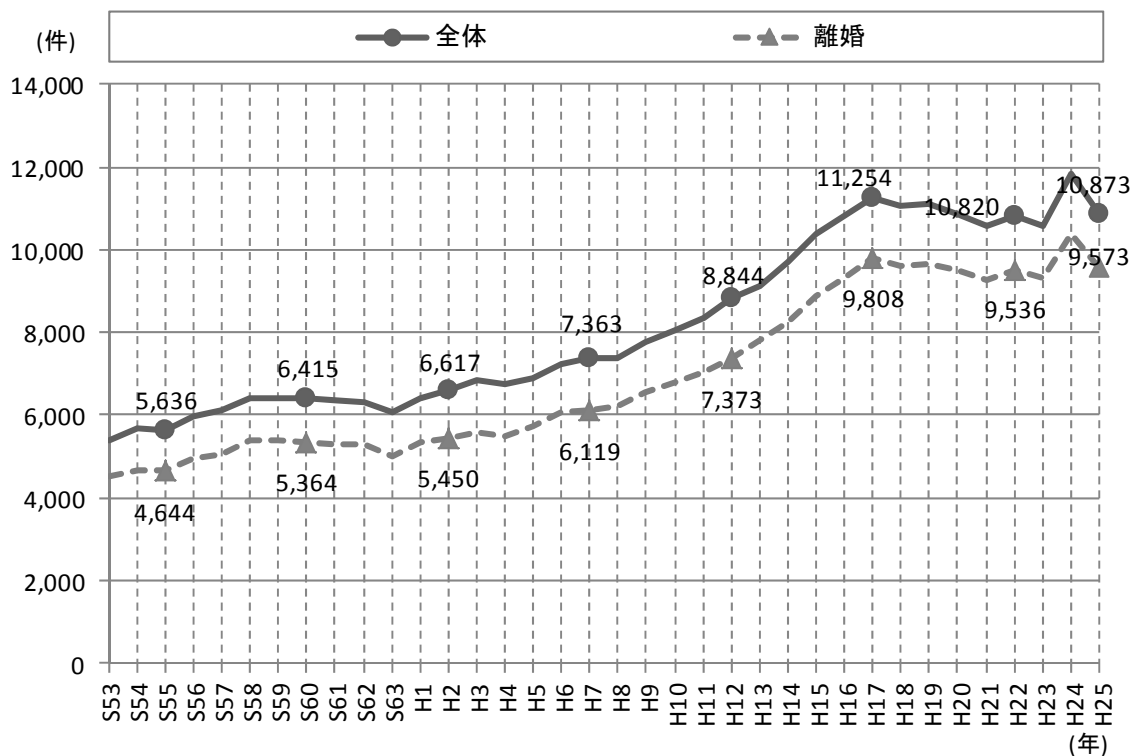
図表7-66 人事第一審訴訟 事件類型別事件数（既済）の推移

			1	2	3	4	5
昭和 53年	類型	全体	離婚	認知	親子関係	離縁	人事の その他
	件数	5,413	4,510	294	248	166	65
	全体に対する割合		83.32%	5.43%	4.58%	3.07%	1.20%
昭和 58年	類型	全体	離婚	認知	親子関係	離縁	人事の その他
	件数	6,421	5,384	322	300	239	13
	全体に対する割合		83.85%	5.01%	4.67%	3.72%	0.20%
昭和 63年	類型	全体	離婚	親子関係	離縁	認知	人事の その他
	件数	6,095	5,014	308	282	263	10
	全体に対する割合		82.26%	5.05%	4.63%	4.32%	0.16%
平成 5年	類型	全体	離婚	親子関係	離縁	認知	人事の その他
	件数	6,891	5,745	340	282	244	14
	全体に対する割合		83.37%	4.93%	4.09%	3.54%	0.20%
平成 10年	類型	全体	離婚	離縁	親子関係	認知	人事の その他
	件数	8,054	6,806	345	335	250	27
	全体に対する割合		84.50%	4.28%	4.16%	3.10%	0.34%
平成 15年	類型	全体	離婚	人事の その他	親子関係	離縁	認知
	件数	10,367	8,870	474	375	361	287
	全体に対する割合		85.56%	4.57%	3.62%	3.48%	2.77%
平成 20年	類型	全体	離婚	人事の その他	離縁	親子関係	認知
	件数	10,874	9,515	568	297	286	208
	全体に対する割合		87.49%	5.24%	2.73%	2.63%	1.91%
平成 25年	類型	全体	離婚	人事の その他	離縁	親子関係	認知
	件数	10,873	9,573	490	290	278	242
	全体に対する割合		88.04%	4.51%	2.67%	2.56%	2.23%

※ 最高裁判所提供データを基に作成。

※ 平成15年までは地裁の事件数，平成20年は地裁及び家裁の事件数の合計，平成25年は家裁の事件数である。

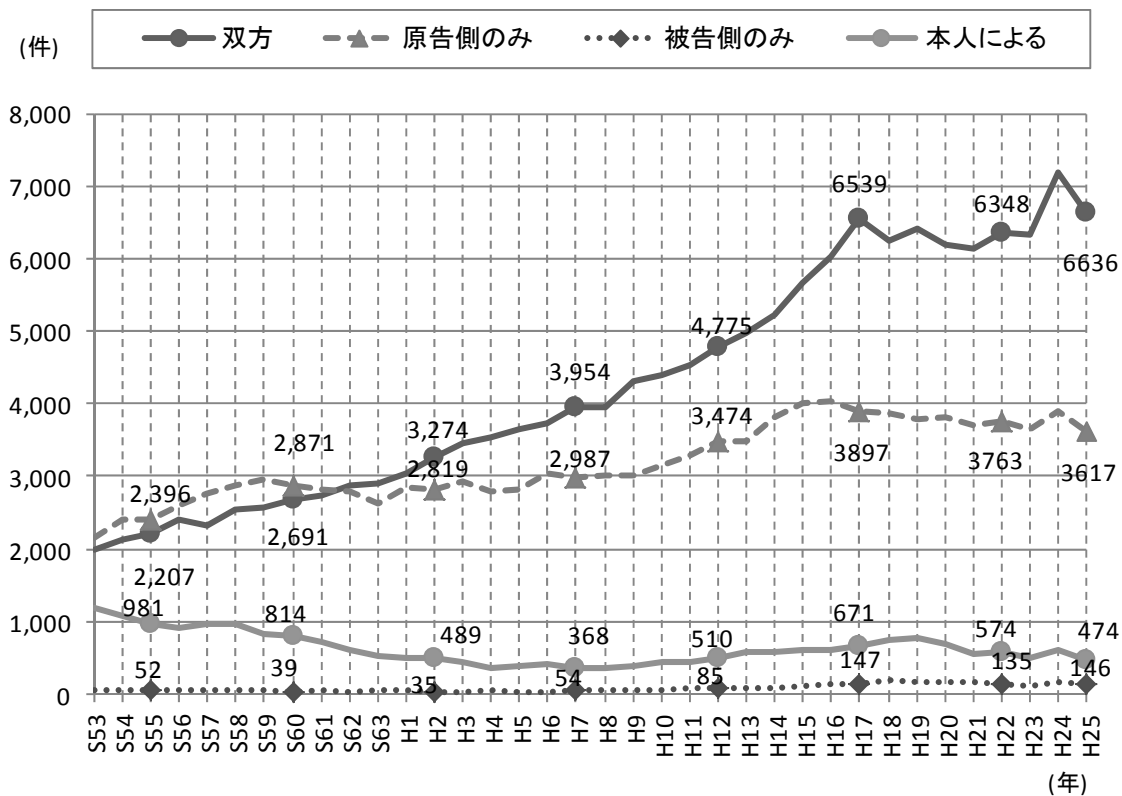
図表7-67 人事第一審訴訟 既済事件数の推移：全体・離婚



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

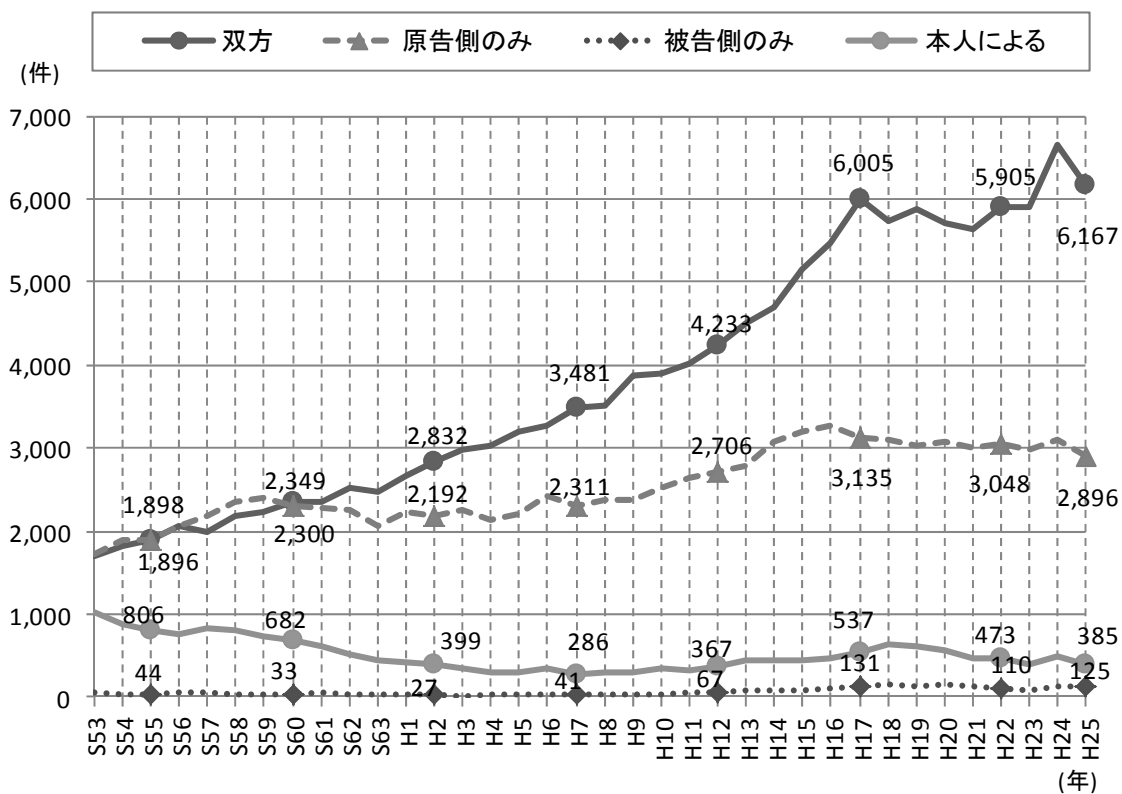
※ 平成15年までは地裁の事件数，平成16年から平成22年までは地裁及び家裁の事件数の合計，平成23年以降は家裁の事件数である。

図表7-68 人事第一審訴訟 「代理事件数」の推移（既済）：全体



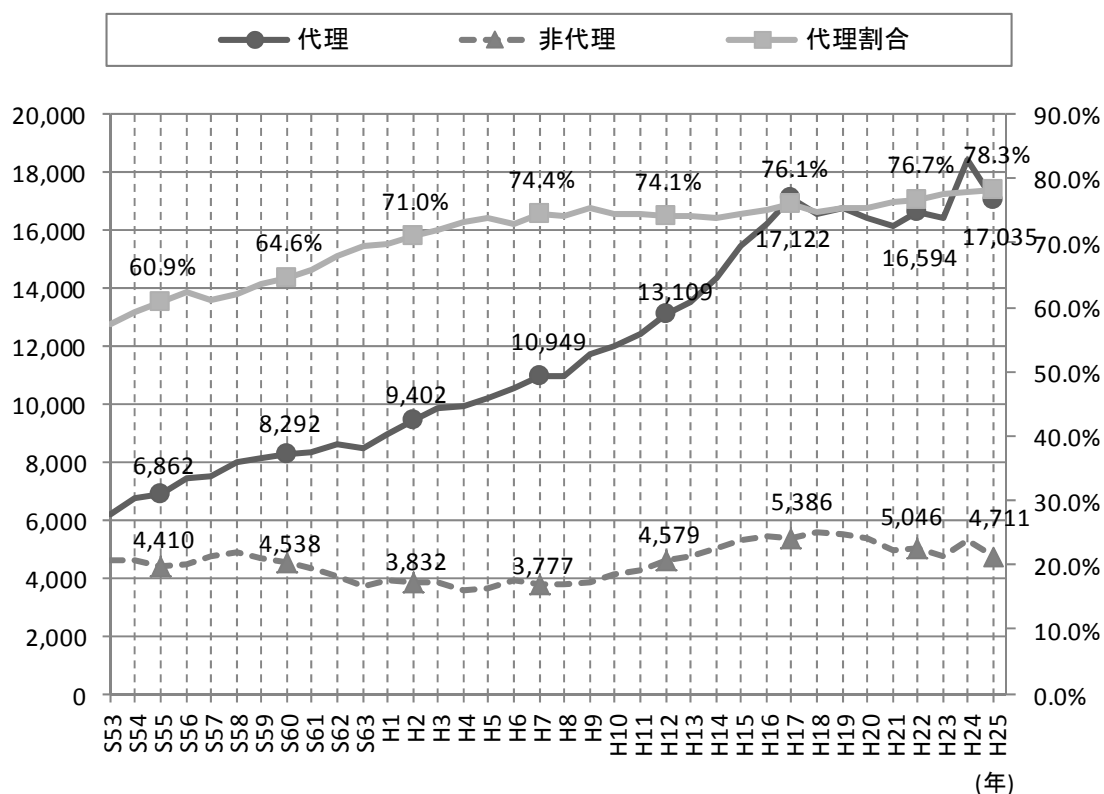
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-69 人事第一審訴訟 「代理事件数」の推移（既済）：離婚



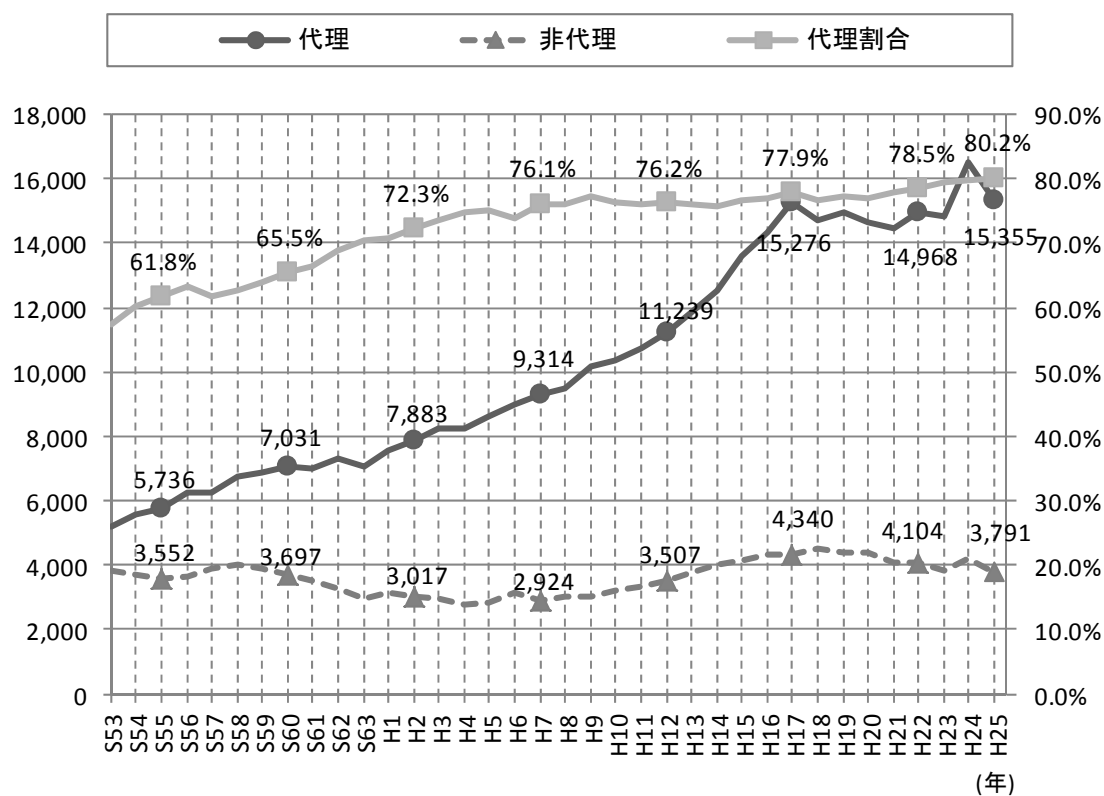
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-70 人事第一審訴訟「代理数」の推移：全体



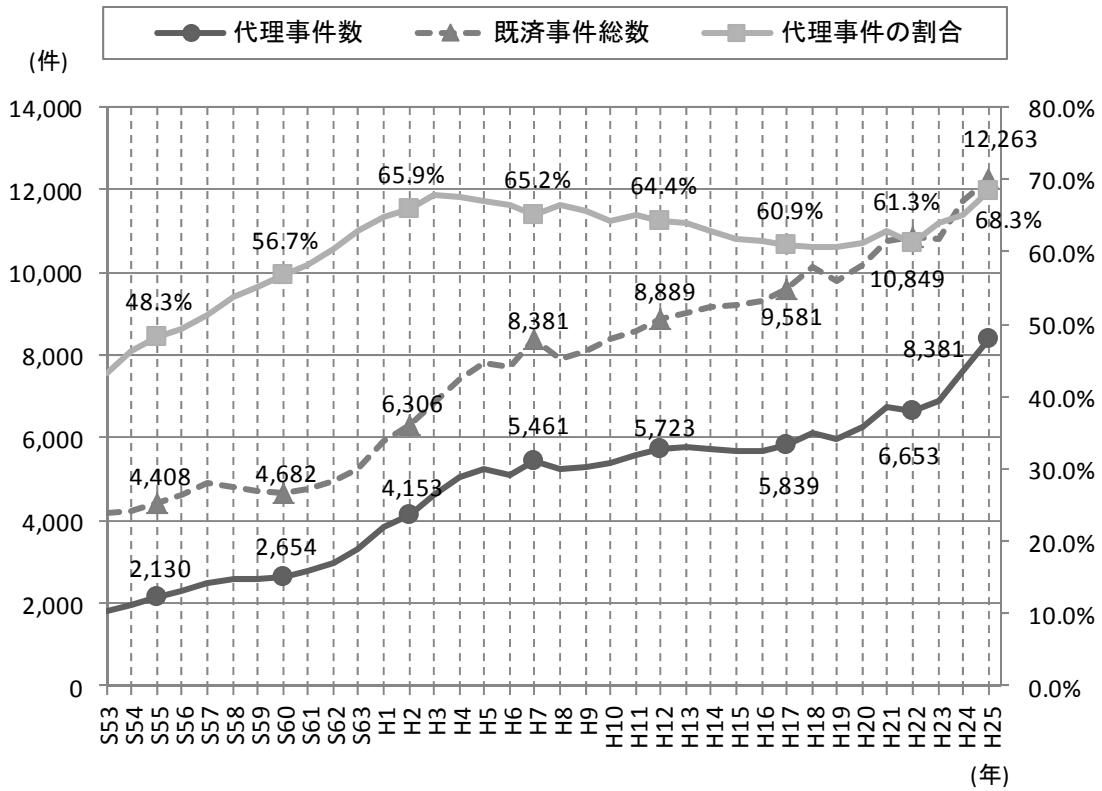
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-71 人事第一審訴訟「代理数」の推移：離婚



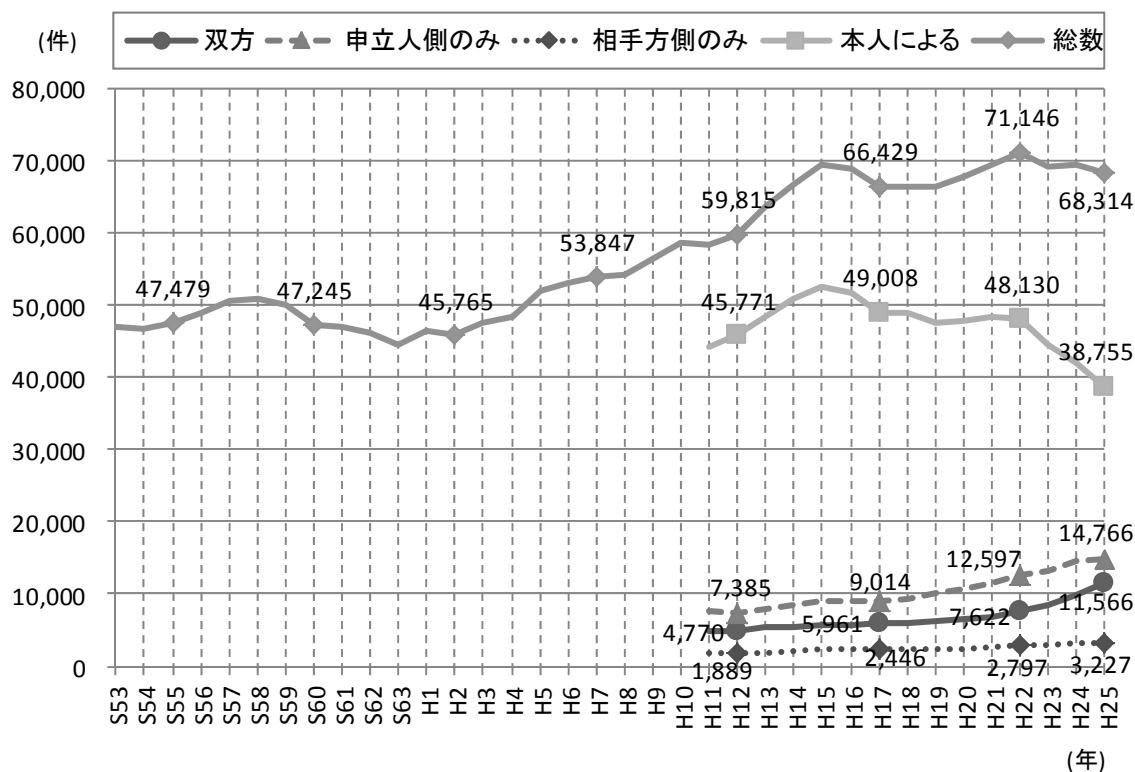
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-72 遺産分割事件（調停・審判）「代理事件数」の推移（既済）



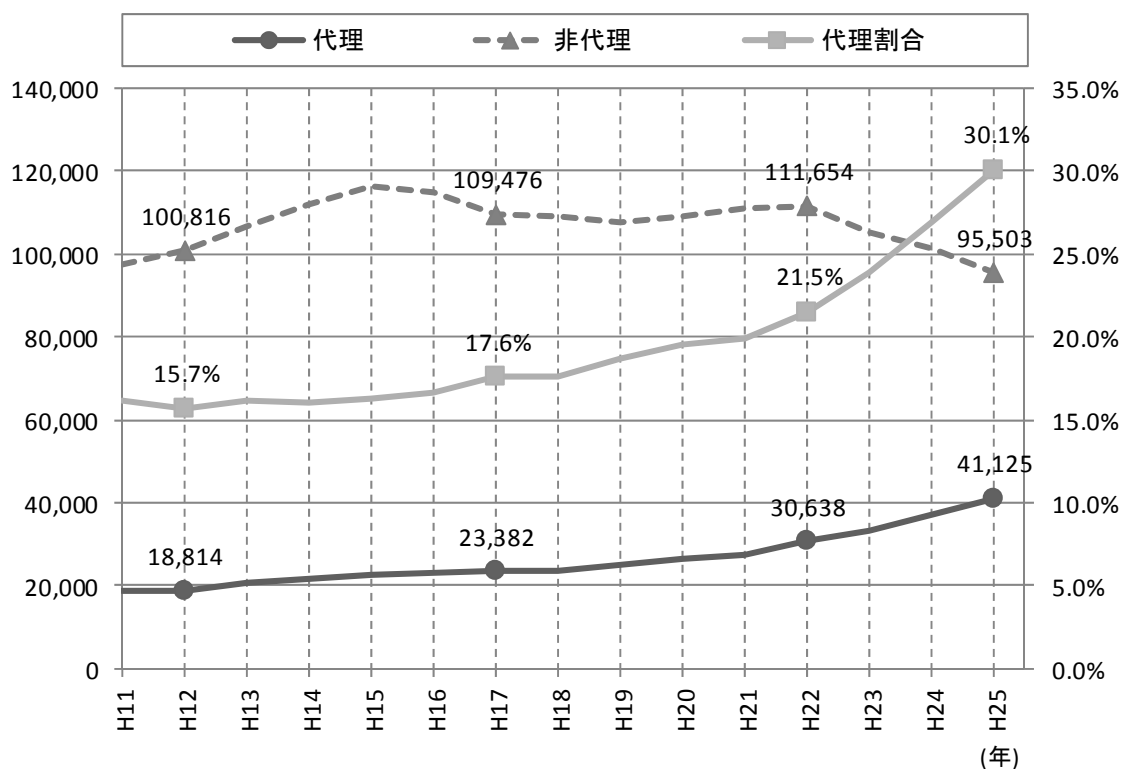
※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-73 婚姻関係事件（調停・審判）「代理事件数」の推移（既済）



※ 最高裁判所提供データを基に作成。

図表7-74 婚姻関係事件（調停・審判）「代理数」の推移（既済）

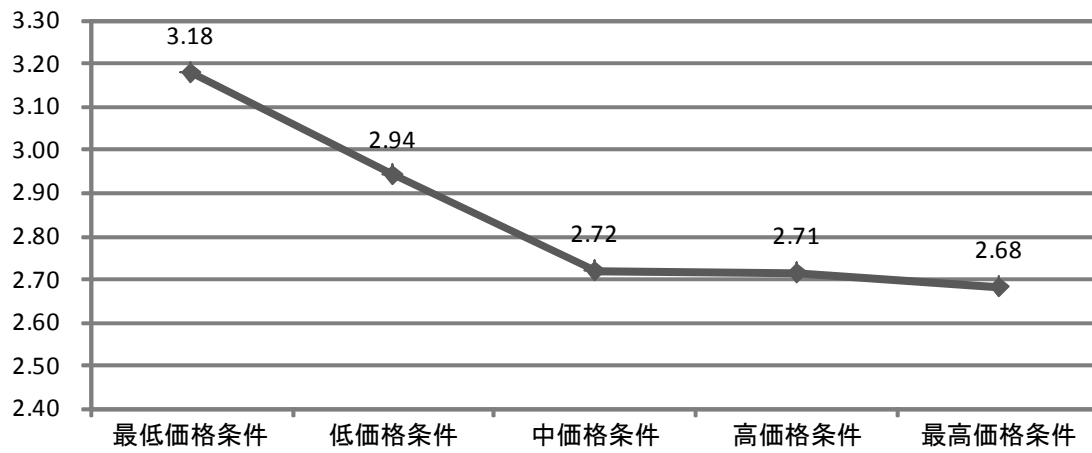


※ 最高裁判所提供データを基に作成。

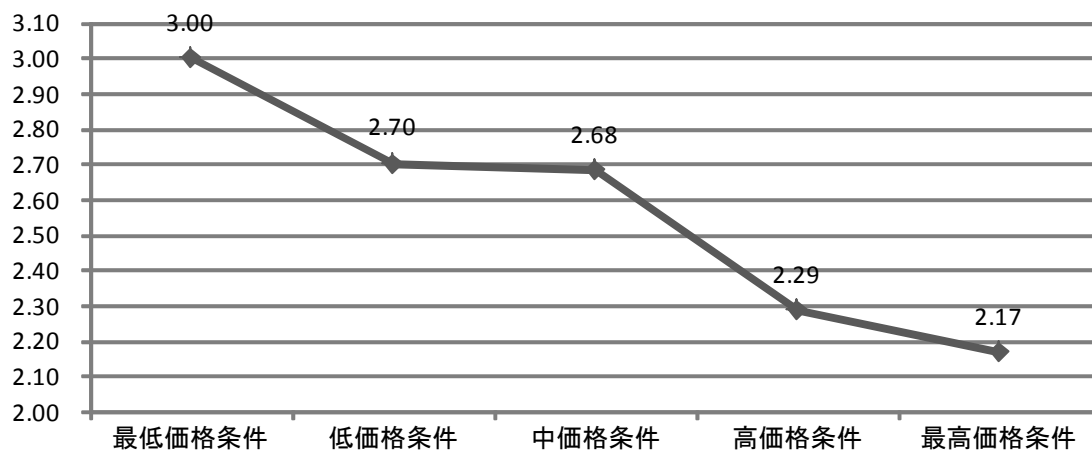
図表8-1 事案の価格条件と参考額

事案	価格条件	最低価格	低価格	中価格	高価格	最高価格	参考額
交通事故	着手金	15万円	20万円	25万円	30万円	30万円	30万円
	報酬金	35万円	50万円	55万円	60万円	70万円	50万円
	合計	50万円	70万円	80万円	90万円	100万円	80万円
遺産分割	着手金	30万円	50万円	60万円	80万円	100万円	-
	報酬金	70万円	100万円	140万円	170万円	200万円	-
	合計	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	-
遺言作成	手数料	5万円	10万円	15万円	20万円	30万円	16万円
貸金請求	着手金	15万円	20万円	25万円	30万円	30万円	33万円
	報酬金	35万円	50万円	55万円	60万円	70万円	50万円
	合計	50万円	70万円	80万円	90万円	100万円	83万円
離婚	着手金	10万円	15万円	20万円	30万円	40万円	20万円
	報酬金	20万円	35万円	50万円	60万円	80万円	30万円
	合計	30万円	50万円	70万円	90万円	120万円	50万円
家賃不払・ 立退請求	着手金	15万円	25万円	30万円	40万円	50万円	30万円
	報酬金	35万円	50万円	70万円	85万円	100万円	60万円
	合計	50万円	75万円	100万円	125万円	150万円	90万円
残業代請求 (被用者)	着手金	5万円	10万円	10万円	15万円	15万円	10万円
	報酬金	25万円	25万円	30万円	30万円	35万円	25万円
	合計	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円	35万円
契約書 作成	手数料	5万円	10万円	15万円	20万円	30万円	10万円
残業代請求 (雇用者)	着手金	5万円	10万円	10万円	15万円	15万円	15万円
	報酬金	25万円	25万円	30万円	30万円	35万円	25万円
	合計	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円	40万円

図表8-2 インターネット 遺言作成事案における依頼意欲の平均値の比較



図表8-3 インターネット 離婚事案における依頼意欲の平均値の比較



図表8-4 インターネット 遺言作成事案における多重比較の結果

多重比較^a

従属変数: 弁護士の利用意欲

	(I)価格条件	(J)価格条件	平均差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
Tukey HSD	最低価格条件	低価格条件	-.240	.126	.316	-.105	.585
		中価格条件	-.459*	.126	.003	.113	.804
		高価格条件	-.466*	.126	.002	.121	.812
		最高価格条件	-.496*	.126	.001	.151	.842
	低価格条件	最低価格条件	.240	.126	.316	-.585	.105
		中価格条件	-.218	.126	.415	-.126	.563
		高価格条件	-.226	.126	.379	-.119	.571
		最高価格条件	-.256	.126	.252	-.089	.601
	中価格条件	最低価格条件	.459*	.126	.003	-.804	-.113
		低価格条件	.218	.126	.415	-.563	.126
		高価格条件	-.008	.126	1.000	-.338	.353
		最高価格条件	-.038	.126	.998	-.308	.383
	高価格条件	最低価格条件	.466*	.126	.002	-.812	-.121
		低価格条件	.226	.126	.379	-.571	.119
		中価格条件	.008	.126	1.000	-.353	.338
		最高価格条件	-.030	.126	.999	-.316	.376
	最高価格条件	最低価格条件	.496*	.126	.001	-.842	-.151
		低価格条件	.256	.126	.252	-.601	.089
		中価格条件	.038	.126	.998	-.383	.308
		高価格条件	.030	.126	.999	-.376	.316

*. 平均の差は 0.05 水準で有意。

a. 事案類型 = 遺言作成

図表8-5 インターネット 離婚事案における多重比較の結果

多重比較^a

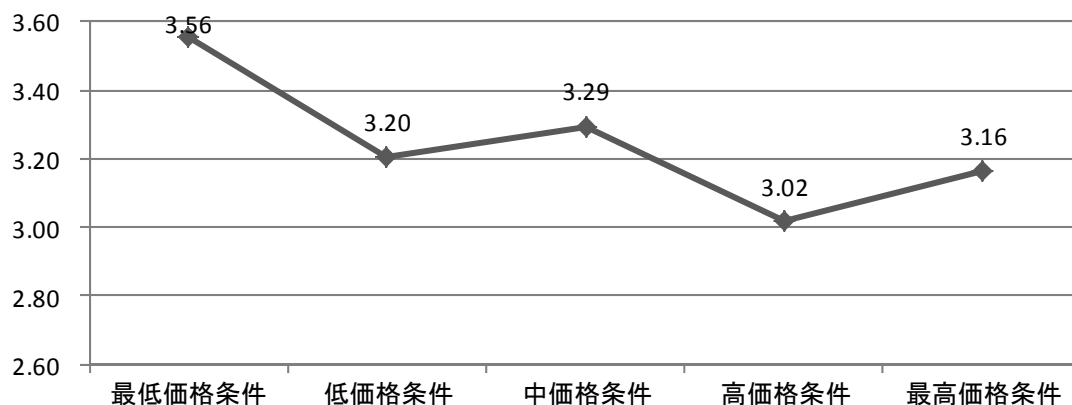
従属変数: 弁護士の利用意欲

	(I)価格条件	(J)価格条件	平均差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
Dunnett T3	最低価格条件	低価格条件	-.296	.123	.155	-.051	.644
		中価格条件	-.316	.122	.093	-.027	.659
		高価格条件	-.713*	.122	.000	.369	1.058
		最高価格条件	-.831*	.117	.000	.501	1.161
	低価格条件	最低価格条件	.296	.123	.155	-.644	.051
		中価格条件	-.020	.133	1.000	-.356	.396
		高価格条件	-.417*	.134	.020	.040	.794
		最高価格条件	-.535*	.129	.000	.170	.899
	中価格条件	最低価格条件	.316	.122	.093	-.659	.027
		低価格条件	.020	.133	1.000	-.396	.356
		高価格条件	-.397*	.132	.029	.024	.770
		最高価格条件	-.515*	.128	.001	.155	.875
	高価格条件	最低価格条件	.713*	.122	.000	-1.058	-.369
		低価格条件	.417*	.134	.020	-.794	-.040
		中価格条件	.397*	.132	.029	-.770	-.024
		最高価格条件	-.118	.128	.988	-.244	.479
最高価格条件	最低価格条件	.831*	.117	.000	-1.161	-.501	
	低価格条件	.535*	.129	.000	-.899	-.170	
	中価格条件	.515*	.128	.001	-.875	-.155	
	高価格条件	.118	.128	.988	-.479	.244	

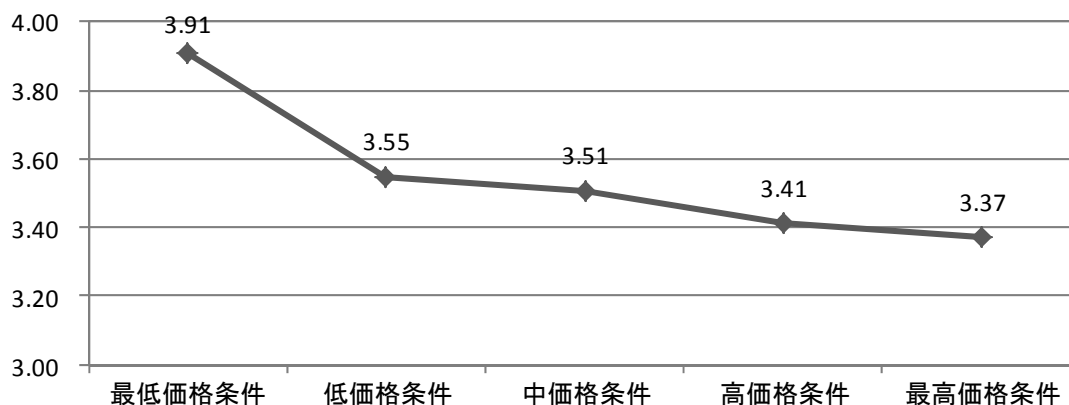
*. 平均の差は 0.05 水準で有意。

a. 事案類型 = 離婚

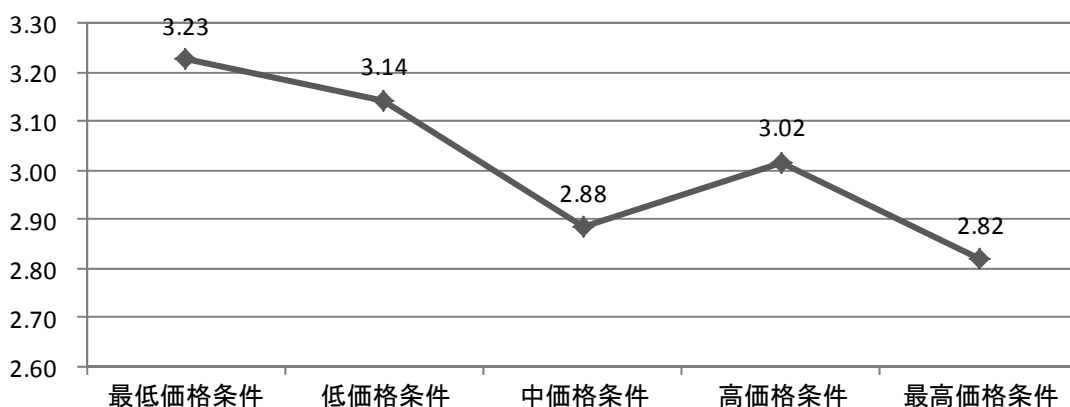
図表8-6 法律相談者 遺産分割事案における依頼意欲の平均値の比較



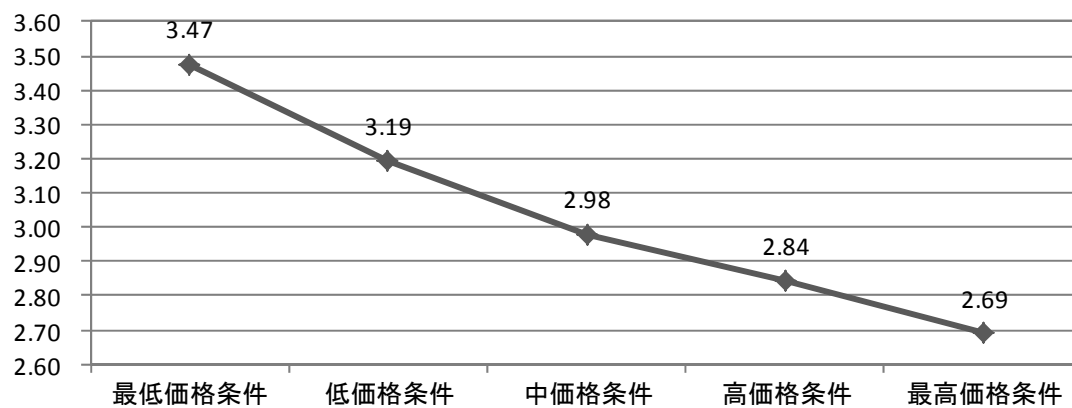
図表8-7 法律相談者 遺言作成事案における依頼意欲の平均値の比較



図表8-8 法律相談者 貸金請求事案における依頼意欲の平均値の比較



図表8-9 法律相談者 離婚事案における依頼意欲の平均値の比較



図表8-10 法律相談者 遺産分割事案における多重比較の結果

多重比較^a

従属変数: 弁護士の利用意欲

	(I)価格条件	(J)価格条件	平均差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
Tukey HSD	最低価格条件	低価格条件	.354*	.117	.022	.030	.670
		中価格条件	.263	.116	.153	-.050	.580
		高価格条件	.541*	.117	.000	.220	.860
		最高価格条件	.393*	.117	.008	.070	.710
	低価格条件	最低価格条件	-.354*	.117	.022	-.670	-.030
		中価格条件	-.091	.117	.937	-.410	.230
		高価格条件	.187	.118	.508	-.140	.510
		最高価格条件	.039	.118	.998	-.280	.360
	中価格条件	最低価格条件	-.263	.116	.153	-.580	.050
		低価格条件	.091	.117	.937	-.230	.410
		高価格条件	.277	.116	.120	-.040	.590
		最高価格条件	.129	.117	.802	-.190	.450
	高価格条件	最低価格条件	-.541*	.117	.000	-.860	-.220
		低価格条件	-.187	.118	.508	-.510	.140
		中価格条件	-.277	.116	.120	-.590	.040
		最高価格条件	-.148	.118	.719	-.470	.170
	最高価格条件	最低価格条件	-.393*	.117	.008	-.710	-.070
		低価格条件	-.039	.118	.998	-.360	.280
		中価格条件	-.129	.117	.802	-.450	.190
		高価格条件	.148	.118	.719	-.170	.470

*. 平均の差は 0.05 水準で有意。

a. 事案類型 = 遺産分割

図表8-11 法律相談者 遺言作成事案における多重比較の結果

多重比較^a

従属変数: 弁護士の利用意欲

	(I)価格条件	(J)価格条件	平均差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
Dunnett T3	最低価格条件	低価格条件	.359*	.105	.007	.060	.660
		中価格条件	.401*	.116	.006	.080	.730
		高価格条件	.497*	.102	.000	.210	.780
		最高価格条件	.535*	.112	.000	.220	.850
	低価格条件	最低価格条件	-.359*	.105	.007	-.660	-.060
		中価格条件	.042	.116	1.000	-.280	.370
		高価格条件	.138	.102	.857	-.150	.430
		最高価格条件	.176	.112	.708	-.140	.490
	中価格条件	最低価格条件	-.401*	.116	.006	-.730	-.080
		低価格条件	-.042	.116	1.000	-.370	.280
		高価格条件	.096	.113	.993	-.220	.410
		最高価格条件	.134	.122	.957	-.210	.480
	高価格条件	最低価格条件	-.497*	.102	.000	-.780	-.210
		低価格条件	-.138	.102	.857	-.430	.150
		中価格条件	-.096	.113	.993	-.410	.220
		最高価格条件	.038	.109	1.000	-.270	.340
	最高価格条件	最低価格条件	-.535*	.112	.000	-.850	-.220
		低価格条件	-.176	.112	.708	-.490	.140
		中価格条件	-.134	.122	.957	-.480	.210
		高価格条件	-.038	.109	1.000	-.340	.270

*. 平均の差は 0.05 水準で有意。

a. 事案類型 = 遺言作成

図表8-12 法律相談者 貸金請求事案における多重比較の結果

多重比較^a

従属変数: 弁護士の利用意欲

	(I)価格条件	(J)価格条件	平均差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
Tukey HSD	最低価格条件	低価格条件	.088	.108	.926	-.210	.380
		中価格条件	.346*	.108	.012	.050	.640
		高価格条件	.211	.107	.284	-.080	.500
		最高価格条件	.411*	.107	.001	.120	.700
	低価格条件	最低価格条件	-.088	.108	.926	-.380	.210
		中価格条件	.257	.108	.123	-.040	.550
		高価格条件	.123	.108	.785	-.170	.420
		最高価格条件	.322*	.107	.023	.030	.620
	中価格条件	最低価格条件	-.346*	.108	.012	-.640	-.050
		低価格条件	-.257	.108	.123	-.550	.040
		高価格条件	-.135	.108	.721	-.430	.160
		最高価格条件	.065	.107	.975	-.230	.360
	高価格条件	最低価格条件	-.211	.107	.284	-.500	.080
		低価格条件	-.123	.108	.785	-.420	.170
		中価格条件	.135	.108	.721	-.160	.430
		最高価格条件	.199	.106	.333	-.090	.490
	最高価格条件	最低価格条件	-.411*	.107	.001	-.700	-.120
		低価格条件	-.322*	.107	.023	-.620	-.030
		中価格条件	-.065	.107	.975	-.360	.230
		高価格条件	-.199	.106	.333	-.490	.090

*. 平均の差は 0.05 水準で有意。

a. 事案類型 = 貸金請求

図表8-13 法律相談者 離婚事案における多重比較の結果

多重比較^a

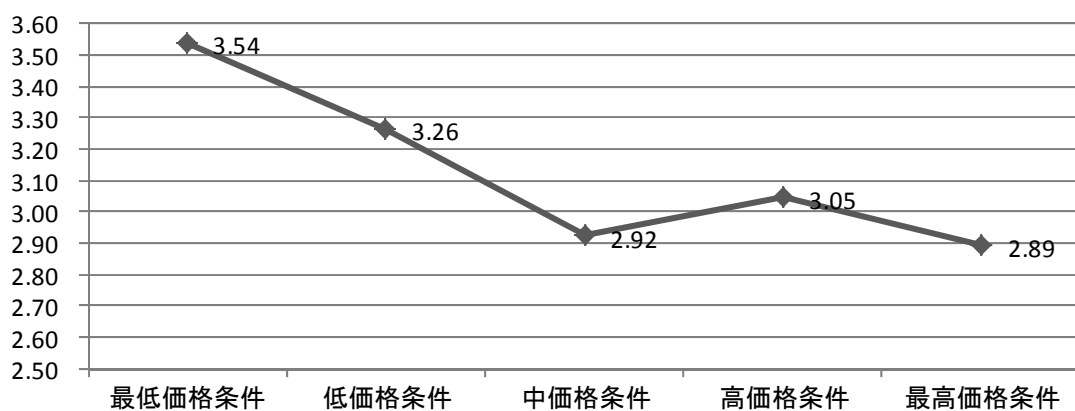
従属変数: 弁護士の利用意欲

	(I)価格条件	(J)価格条件	平均差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
Dunnett T3	最低価格条件	低価格条件	.280*	.083	.008	.050	.510
		中価格条件	.494*	.081	.000	.270	.720
		高価格条件	.630*	.083	.000	.400	.860
		最高価格条件	.783*	.084	.000	.550	1.020
	低価格条件	最低価格条件	-.280*	.083	.008	-.510	-.050
		中価格条件	.214	.083	.098	-.020	.450
		高価格条件	.350*	.086	.001	.110	.590
		最高価格条件	.503*	.086	.000	.260	.740
	中価格条件	最低価格条件	-.494*	.081	.000	-.720	-.270
		低価格条件	-.214	.083	.098	-.450	.020
		高価格条件	.136	.083	.660	-.100	.370
		最高価格条件	.289*	.083	.006	.050	.520
	高価格条件	最低価格条件	-.630*	.083	.000	-.860	-.400
		低価格条件	-.350*	.086	.001	-.590	-.110
		中価格条件	-.136	.083	.660	-.370	.100
		最高価格条件	.153	.086	.550	-.090	.390
	最高価格条件	最低価格条件	-.783*	.084	.000	-1.020	-.550
		低価格条件	-.503*	.086	.000	-.740	-.260
		中価格条件	-.289*	.083	.006	-.520	-.050
		高価格条件	-.153	.086	.550	-.390	.090

*. 平均の差は 0.05 水準で有意。

a. 事案類型 = 離婚

図表8-14 中小企業 契約書作成事案における依頼意欲の平均値の比較



図表8-15 中小企業 契約書作成事案における多重比較の結果

多重比較^a

従属変数: 弁護士の利用意欲

	(I)価格条件	(J)価格条件	平均差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
Tukey HSD	最低価格条件	低価格条件	.275	.191	.602	-.250	.800
		中価格条件	.616*	.189	.011	.100	1.130
		高価格条件	.494	.191	.075	-.030	1.020
		最高価格条件	.647*	.204	.014	.090	1.210
	低価格条件	最低価格条件	-.275	.191	.602	-.800	.250
		中価格条件	.340	.173	.282	-.130	.810
		高価格条件	.218	.175	.724	-.260	.700
		最高価格条件	.372	.189	.285	-.150	.890
	中価格条件	最低価格条件	-.616*	.189	.011	-1.130	-.100
		低価格条件	-.340	.173	.282	-.810	.130
		高価格条件	-.122	.173	.955	-.600	.350
		最高価格条件	.032	.187	1.000	-.480	.540
	高価格条件	最低価格条件	-.494	.191	.075	-1.020	.030
		低価格条件	-.218	.175	.724	-.700	.260
		中価格条件	.122	.173	.955	-.350	.600
		最高価格条件	.154	.189	.927	-.370	.670
	最高価格条件	最低価格条件	-.647*	.204	.014	-1.210	-.090
		低価格条件	-.372	.189	.285	-.890	.150
		中価格条件	-.032	.187	1.000	-.540	.480
		高価格条件	-.154	.189	.927	-.670	.370

*. 平均の差は 0.05 水準で有意。

a. 事案類型 = 契約書作成

図表8-16

インターネット

依頼したいと思わない理由（「この弁護士に依頼したいとは思わない」
又は「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」と
回答した者のみ）

(上段=度数, 下段=%)

	弁護士に支 払う金額が 高いから	自分でやれ ると思うか ら	他の専門 家(司法書 士, 税理士 など)に相 談しようと 思うから	その他	合計
交通事故	84 (44.0)	14 (7.3)	50 (26.2)	43 (22.5)	191 (100.0)
遺言作成	88 (44.2)	65 (32.7)	34 (17.1)	12 (6.0)	199 (100.0)
貸金請求	217 (67.0)	31 (9.6)	53 (16.4)	23 (7.1)	324 (100.0)
離婚	237 (78.0)	27 (8.9)	18 (5.9)	22 (7.2)	304 (100.0)
家賃不払・立退請求	236 (61.5)	28 (7.3)	79 (20.6)	41 (10.7)	384 (100.0)
残業代請求	85 (57.4)	9 (6.1)	24 (16.2)	30 (20.3)	148 (100.0)
全体	947 (61.1)	174 (11.2)	258 (16.6)	171 (11.0)	1,550 (100.0)

図表8-17

法律相談者

依頼したいと思わない理由（「この弁護士に依頼したいとは思わない」
又は「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」と
回答した者のみ）

(上段=度数, 下段=%)

	弁護士に支 払う金額が 高いから	自分でやれ ると思うか ら	他の専門 家(司法書 士, 税理士 など)に相 談しようと 思うから	その他	合計
交通事故	92 (57.5)	0 (0.0)	27 (16.9)	41 (25.6)	160 (100.0)
遺産分割	116 (60.4)	18 (9.4)	38 (19.8)	20 (10.4)	192 (100.0)
遺言作成	46 (33.6)	35 (25.5)	46 (33.6)	10 (7.3)	137 (100.0)
貸金請求	213 (66.1)	19 (5.9)	51 (15.8)	39 (12.1)	322 (100.0)
離婚	422 (76.4)	38 (6.9)	49 (8.9)	43 (7.8)	552 (100.0)
家賃不払・立退請求	263 (63.8)	17 (4.1)	86 (20.9)	46 (11.2)	412 (100.0)
残業代請求	62 (55.4)	5 (4.5)	28 (25.0)	17 (15.2)	112 (100.0)
全体	1,214 (64.3)	132 (7.0)	325 (17.2)	216 (11.4)	1,887 (100.0)

図表8-18 中小企業 依頼したいと思わない理由（「この弁護士に依頼したいとは思わない」又は「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した企業のみ）

（上段＝度数，下段＝％）

	弁護士に支払う金額が高いから	自社で対応できると思うから	他の専門家(司法書士, 税理士, 社会保険労務士などに相談しようと思うから	その他	合計
契約書作成	36 (37.5)	38 (39.6)	17 (17.7)	5 (5.2)	96 (100.0)
残業代請求	24 (23.3)	23 (22.3)	44 (42.7)	12 (11.7)	103 (100.0)
全体	60 (30.2)	61 (30.7)	61 (30.7)	17 (8.5)	199 (100.0)

図表8-19

インターネット

仮に弁護士に依頼するとした場合の金額（「この弁護士に依頼したいとは思わない」又は「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した者のみ）

交通事故	提示金額(着手金+報酬金)										合計	
	最低価格条件		低価格条件		中価格条件		高価格条件		最高価格条件			
	50万円		70万円		80万円		90万円		100万円			
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
10万円未満	3	7.7	4	12.5	4	10.8	1	2.3	1	2.5	13	6.8
10万円	2	5.1	1	3.1	0	0.0	0	0.0	2	5.0	5	2.6
11万円	1	2.6	1	3.1	0	0.0	0	0.0	1	2.5	3	1.6
13万円	1	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.5
15万円	5	12.8	3	9.4	1	2.7	3	7.0	3	7.5	15	7.9
20万円	3	7.7	6	18.8	3	8.1	5	11.6	3	7.5	20	10.5
21万円	0	0.0	0	0.0	2	5.4	0	0.0	1	2.5	3	1.6
23万円	1	2.6	1	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.0
25万円	5	12.8	1	3.1	0	0.0	0	0.0	1	2.5	7	3.7
30万円	1	2.6	3	9.4	3	8.1	8	18.6	2	5.0	17	8.9
33万円	2	5.1	0	0.0	1	2.7	0	0.0	0	0.0	3	1.6
35万円	3	7.7	1	3.1	2	5.4	1	2.3	1	2.5	8	4.2
40万円	3	7.7	3	9.4	5	13.5	5	11.6	4	10.0	20	10.5
45万円	1	2.6	0	0.0	1	2.7	1	2.3	1	2.5	4	2.1
50万円	3	7.7	1	3.1	5	13.5	3	7.0	3	7.5	15	7.9
51万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	0.0	1	0.5
55万円	2	5.1	2	6.3	3	8.1	2	4.7	3	7.5	12	6.3
58万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.5	1	0.5
60万円	1	2.6	3	9.4	3	8.1	7	16.3	5	12.5	19	9.9
70万円	0	0.0	1	3.1	1	2.7	3	7.0	1	2.5	6	3.1
75万円	0	0.0	0	0.0	1	2.7	0	0.0	0	0.0	1	0.5
90万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.3	1	2.5	2	1.0
100万円	1	2.6	0	0.0	0	0.0	1	2.3	3	7.5	5	2.6
101万円以上	1	2.6	1	3.1	2	5.4	1	2.3	3	7.5	8	4.2
合計	39	100.0	32	100.0	37	100.0	43	100.0	40	100.0	191	100.0

遺言作成	提示金額(手数料)										合計	
	最低価格条件		低価格条件		中価格条件		高価格条件		最高価格条件			
	5万円		10万円		15万円		20万円		30万円			
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
1万円未満	2	8.3	4	11.8	2	4.3	1	2.4	2	3.8	11	5.5
1万円	7	29.2	4	11.8	11	23.4	5	11.9	2	3.8	29	14.6
2万円	8	33.3	5	14.7	2	4.3	2	4.8	3	5.8	20	10.1
3万円	5	20.8	9	26.5	7	14.9	6	14.3	10	19.2	37	18.6
5万円	0	0.0	8	23.5	16	34.0	18	42.9	13	25.0	55	27.6
7万円	0	0.0	1	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.5
8万円	0	0.0	0	0.0	1	2.1	1	2.4	0	0.0	2	1.0
10万円	2	8.3	0	0.0	8	17.0	7	16.7	16	30.8	33	16.6
15万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.4	2	3.8	3	1.5
20万円	0	0.0	2	5.9	0	0.0	0	0.0	2	3.8	4	2.0
30万円	0	0.0	1	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.5
31万円以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.4	2	3.8	3	1.5
合計	24	100.0	34	100	47	100.0	42	100	52	100.0	199	100.0

貸金請求	提示金額(着手金+報酬金)										合計	
	最低価格条件		低価格条件		中価格条件		高価格条件		最高価格条件			
	50万円		70万円		80万円		90万円		100万円			
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
10万円未満	7	14.6	11	17.5	6	8.2	7	10.0	2	2.9	33	10.2
10万円	10	20.8	8	12.7	4	5.5	3	4.3	6	8.6	31	9.6
11万円	0	0.0	2	3.2	4	5.5	1	1.4	2	2.9	9	2.8
13万円	3	6.3	3	4.8	0	0.0	2	2.9	0	0.0	8	2.5
15万円	13	27.1	7	11.1	15	20.5	6	8.6	9	12.9	50	15.4
17万円	1	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
20万円	4	8.3	7	11.1	6	8.2	9	12.9	4	5.7	30	9.3
21万円	0	0.0	1	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
25万円	4	8.3	6	9.5	2	2.7	4	5.7	1	1.4	17	5.2
30万円	3	6.3	5	7.9	7	9.6	10	14.3	13	18.6	38	11.7
35万円	0	0.0	2	3.2	1	1.4	1	1.4	1	1.4	5	1.5
40万円	0	0.0	2	3.2	9	12.3	6	8.6	6	8.6	23	7.1
45万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.4	1	0.3
48万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.4	0	0.0	1	0.3
50万円	1	2.1	4	6.3	8	11.0	7	10.0	8	11.4	28	8.6
51万円	0	0.0	1	1.6	1	1.4	0	0.0	0	0.0	2	0.6
53万円	0	0.0	1	1.6	0	0.0	0	0.0	1	1.4	2	0.6
55万円	0	0.0	2	3.2	1	1.4	1	1.4	4	5.7	8	2.5
60万円	0	0.0	1	1.6	4	5.5	10	14.3	8	11.4	23	7.1
68万円	0	0.0	0	0.0	1	1.4	0	0.0	0	0.0	1	0.3
70万円	0	0.0	0	0.0	2	2.7	2	2.9	4	5.7	8	2.5
80万円	1	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
81万円以上	1	2.1	0	0.0	2	2.7	0	0.0	0	0.0	3	0.9
合計	48	100.0	63	100.0	73	100.0	70	100.0	70	100.0	324	100.0

離婚	提示金額(着手金+報酬金)										合計	
	最低価格条件		低価格条件		中価格条件		高価格条件		最高価格条件			
	30万円		50万円		70万円		90万円		120万円		度数	%
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%		
6万円未満	2	6.1	1	1.7	0	0.0	2	2.7	0	0.0	5	1.6
6万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.3	2	0.7
8万円	2	6.1	0	0.0	1	1.9	0	0.0	0	0.0	3	1.0
10万円	5	15.2	6	10.3	1	1.9	1	1.4	4	4.6	17	5.6
11万円	3	9.1	4	6.9	2	3.8	3	4.1	1	1.1	13	4.3
12万円	0	0.0	0	0.0	3	5.7	1	1.4	2	2.3	6	2.0
13万円	0	0.0	3	5.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	1.0
15万円	7	21.2	13	22.4	5	9.4	6	8.2	8	9.2	39	12.8
16万円	1	3.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
18万円	0	0.0	2	3.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.7
20万円	3	9.1	11	19.0	7	13.2	11	15.1	7	8.0	39	12.8
21万円	1	3.0	0	0.0	1	1.9	1	1.4	0	0.0	3	1.0
22万円	1	3.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
23万円	1	3.0	0	0.0	1	1.9	0	0.0	0	0.0	2	0.7
25万円	3	9.1	4	6.9	11	20.8	2	2.7	3	3.4	23	7.6
30万円	4	12.1	7	12.1	9	17.0	10	13.7	12	13.8	42	13.8
35万円	0	0.0	1	1.7	3	5.7	5	6.8	2	2.3	11	3.6
40万円	0	0.0	2	3.4	4	7.5	6	8.2	10	11.5	22	7.2
45万円	0	0.0	2	3.4	0	0.0	1	1.4	0	0.0	3	1.0
50万円	0	0.0	0	0.0	2	3.8	12	16.4	7	8.0	21	6.9
51万円	0	0.0	0	0.0	1	1.9	0	0.0	0	0.0	1	0.3
55万円	0	0.0	1	1.7	1	1.9	4	5.5	1	1.1	7	2.3
60万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	8.2	12	13.8	18	5.9
65万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.3	2	0.7
70万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.7	7	8.0	9	3.0
80万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.3	2	0.7
100万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	4.6	4	1.3
110万円	0	0.0	0	0.0	1	1.9	0	0.0	0	0.0	1	0.3
120万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.1	1	0.3
121万円以上	0	0.0	1	1.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
合計	33	100.0	58	100.0	53	100.0	73	100.0	87	100.0	304	100.0

家賃不払・ 立退請求	提示金額(着手金+報酬金)										合計	
	最低価格条件		低価格条件		中価格条件		高価格条件		最高価格条件			
	50万円		75万円		100万円		125万円		150万円			
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
10万円未満	11	16.7	6	7.8	5	6.3	7	9.2	7	8.2	36	9.4
10万円	5	7.6	5	6.5	4	5.0	10	13.2	3	3.5	27	7.0
11万円	1	1.5	2	2.6	0	0.0	1	1.3	0	0.0	4	1.0
12万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3	0	0.0	1	0.3
13万円	1	1.5	2	2.6	5	6.3	1	1.3	2	2.4	11	2.9
14万円	1	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
15万円	20	30.3	12	15.6	9	11.3	8	10.5	7	8.2	56	14.6
18万円	0	0.0	0	0.0	1	1.3	0	0.0	0	0.0	1	0.3
20万円	9	13.6	10	13.0	5	6.3	2	2.6	6	7.1	32	8.3
21万円	0	0.0	1	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
22万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.2	1	0.3
23万円	1	1.5	0	0.0	1	1.3	0	0.0	1	1.2	3	0.8
25万円	6	9.1	10	13.0	0	0.0	4	5.3	3	3.5	23	6.0
26万円	1	1.5	1	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5
30万円	7	10.6	8	10.4	6	7.5	9	11.8	9	10.6	39	10.2
31万円	1	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
33万円	1	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.2	2	0.5
35万円	0	0.0	4	5.2	4	5.0	2	2.6	2	2.4	12	3.1
39万円	0	0.0	2	2.6	1	1.3	1	1.3	1	1.2	5	1.3
40万円	0	0.0	10	13.0	17	21.3	13	17.1	14	16.5	54	14.1
43万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.2	1	0.3
45万円	0	0.0	1	1.3	2	2.5	2	2.6	1	1.2	6	1.6
50万円	1	1.5	0	0.0	3	3.8	4	5.3	3	3.5	11	2.9
53万円	0	0.0	1	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
55万円	0	0.0	0	0.0	2	2.5	0	0.0	0	0.0	2	0.5
60万円	0	0.0	1	1.3	9	11.3	8	10.5	7	8.2	25	6.5
65万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3	1	1.2	2	0.5
66万円	0	0.0	0	0.0	1	1.3	0	0.0	0	0.0	1	0.3
70万円	0	0.0	0	0.0	2	2.5	2	2.6	1	1.2	5	1.3
80万円	0	0.0	0	0.0	2	2.5	0	0.0	5	5.9	7	1.8
100万円	0	0.0	0	0.0	1	1.3	0	0.0	1	1.2	2	0.5
110万円	0	0.0	1	1.3	0	0.0	0	0.0	3	3.5	4	1.0
119万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.2	1	0.3
120万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	3.5	3	0.8
150万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
151万円以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.2	1	0.3
合計	66	100.0	77	100.0	80	100.0	76	100.0	85	100.0	384	100.0

残業代請求 (被用者)	提示金額(着手金+報酬金)										合計	
	最低価格条件		低価格条件		中価格条件		高価格条件		最高価格条件			
	30万円		35万円		40万円		45万円		50万円		度数	%
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%		
6万円未満	1	5.3	4	16.7	2	5.9	4	11.1	1	2.9	12	8.1
6万円	2	10.5	1	4.2	0	0.0	1	2.8	0	0.0	4	2.7
7万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.8	0	0.0	1	0.7
8万円	1	5.3	0	0.0	1	2.9	1	2.8	0	0.0	3	2.0
9万円	0	0.0	1	4.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.7
10万円	3	15.8	1	4.2	4	11.8	1	2.8	1	2.9	10	6.8
11万円	3	15.8	1	4.2	0	0.0	1	2.8	1	2.9	6	4.1
12万円	1	5.3	1	4.2	0	0.0	1	2.8	0	0.0	3	2.0
13万円	0	0.0	0	0.0	1	2.9	0	0.0	1	2.9	2	1.4
15万円	1	5.3	1	4.2	5	14.7	4	11.1	3	8.6	14	9.5
16万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.8	0	0.0	1	0.7
20万円	1	5.3	4	16.7	5	14.7	4	11.1	7	20.0	21	14.2
21万円	0	0.0	3	12.5	1	2.9	1	2.8	0	0.0	5	3.4
23万円	1	5.3	0	0.0	2	5.9	0	0.0	1	2.9	4	2.7
25万円	0	0.0	1	4.2	4	11.8	5	13.9	4	11.4	14	9.5
26万円	0	0.0	1	4.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.7
28万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9	1	0.7
30万円	1	5.3	0	0.0	2	5.9	5	13.9	4	11.4	12	8.1
31万円	1	5.3	1	4.2	1	2.9	0	0.0	0	0.0	3	2.0
32万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9	1	0.7
33万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.8	0	0.0	1	0.7
35万円	0	0.0	2	8.3	1	2.9	1	2.8	1	2.9	5	3.4
40万円	0	0.0	0	0.0	1	2.9	3	8.3	2	5.7	6	4.1
43万円	0	0.0	0	0.0	1	2.9	0	0.0	0	0.0	1	0.7
50万円	1	5.3	1	4.2	1	2.9	0	0.0	3	8.6	6	4.1
51万円以上	2	10.5	1	4.2	2	5.9	1	2.8	4	11.4	10	6.8
合計	19	100.0	24	100.0	34	100.0	36	100.0	35	100.0	148	100.0

図表8-20 インターネット 相場を提示した場合の自由記載金額

交通事故	相場額(着手金+報酬金)	
	80万円	
	度数	%
16万円未満	60	9.0
16万円	0	0.0
18万円	1	0.2
20万円	25	3.8
21万円	4	0.6
22万円	1	0.2
25万円	13	2.0
28万円	1	0.2
30万円	29	4.4
31万円	1	0.2
32万円	1	0.2
33万円	3	0.5
35万円	18	2.7
37万円	1	0.2
40万円	39	5.9
45万円	11	1.7
50万円	70	10.5
51万円	4	0.6
52万円	2	0.3
55万円	16	2.4
60万円	89	13.4
65万円	3	0.5
70万円	67	10.1
75万円	12	1.8
80万円	114	17.1
81万円以上	81	12.2
合計	666	100.0

遺言作成	相場額(手数料)	
	16万円	
	度数	%
3万円未満	46	6.9
3万円	22	3.3
5万円	117	17.5
6万円	2	0.3
7万円	2	0.3
8万円	15	2.2
10万円	188	28.1
12万円	2	0.3
15万円	59	8.8
16万円	84	12.6
17万円以上	131	19.6
合計	668	100.0

貸金請求	相場額(着手金+報酬金)	
	83万円	
	度数	%
17万円未満	63	9.3
17万円	1	0.1
20万円	24	3.5
23万円	2	0.3
25万円	14	2.1
26万円	1	0.1
27万円	2	0.3
28万円	1	0.1
30万円	46	6.8
31万円	2	0.3
33万円	2	0.3
35万円	14	2.1
37万円	1	0.1
40万円	40	5.9
45万円	6	0.9
50万円	98	14.5
51万円	4	0.6
52万円	1	0.1
53万円	1	0.1
55万円	23	3.4
60万円	102	15.0
65万円	7	1.0
66万円	1	0.1
70万円	53	7.8
75万円	13	1.9
78万円	1	0.1
80万円	57	8.4
83万円	37	5.5
84万円以上	61	9.0
合計	678	100.0

離婚	相場額(着手金+報酬金)	
	50万円	
	度数	%
10万円未満	33	4.9
10万円	16	2.4
11万円	9	1.3
12万円	1	0.1
13万円	5	0.7
14万円	1	0.1
15万円	50	7.5
17万円	1	0.1
18万円	2	0.3
20万円	91	13.6
21万円	3	0.4
22万円	5	0.7
23万円	3	0.4
25万円	35	5.2
30万円	132	19.8
32万円	2	0.3
33万円	1	0.1
35万円	8	1.2
38万円	1	0.1
39万円	1	0.1
40万円	85	12.7
41万円	1	0.1
45万円	11	1.6
50万円	118	17.7
51万円以上	53	7.9
合計	668	100.0

家賃不払・ 立退請求	相場額(着手金+報酬金)	
	90万円	
	度数	%
18万円未満	168	24.9
18万円	7	1.0
20万円	42	6.2
21万円	2	0.3
23万円	5	0.7
25万円	22	3.3
26万円	1	0.1
28万円	2	0.3
30万円	69	10.2
35万円	21	3.1
39万円	6	0.9
40万円	71	10.5
43万円	1	0.1
44万円	1	0.1
45万円	21	3.1
49万円	1	0.1
50万円	26	3.8
52万円	1	0.1
55万円	2	0.3
60万円	56	8.3
61万円	1	0.1
65万円	7	1.0
70万円	30	4.4
73万円	1	0.1
75万円	4	0.6
76万円	1	0.1
78万円	2	0.3
80万円	14	2.1
85万円	1	0.1
90万円	72	10.7
91万円以上	18	2.7
合計	676	100.0

残業代請求 (被用者)	相場額(着手金+報酬金)	
	35万円	
	度数	%
7万円未満	25	3.7
7万円	2	0.3
8万円	2	0.3
9万円	1	0.1
10万円	12	1.8
11万円	3	0.4
12万円	1	0.1
13万円	4	0.6
15万円	46	6.9
18万円	1	0.1
20万円	84	12.6
21万円	6	0.9
22万円	2	0.3
23万円	5	0.7
25万円	81	12.1
26万円	1	0.1
28万円	1	0.1
30万円	122	18.3
32万円	1	0.1
33万円	7	1.0
35万円	96	14.4
36万円以上	164	24.6
合計	667	100.0

図表8-21

中小企業

仮に弁護士に依頼するとした場合の金額（「この弁護士に依頼したいとは思わない」又は「どちらかといえば、この弁護士に依頼したいとは思わない」と回答した企業のみ）

契約書作成	提示金額(手数料)										合計	
	最低価格条件		低価格条件		中価格条件		高価格条件		最高価格条件			
	5万円		10万円		15万円		20万円		30万円			
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
1万円未満	2	33.3	0	0.0	1	5.3	1	5.0	1	4.8	5	6.0
1万円	1	16.7	4	23.5	1	5.3	1	5.0	0	0.0	7	8.4
2万円	2	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.4
3万円	1	16.7	5	29.4	5	26.3	4	20.0	1	4.8	16	19.3
5万円	0	0.0	7	41.2	8	42.1	9	45.0	6	28.6	30	36.1
8万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.8	1	1.2
10万円	0	0.0	1	5.9	1	5.3	5	25.0	9	42.9	16	19.3
15万円	0	0.0	0	0.0	2	10.5	0	0.0	1	4.8	3	3.6
20万円	0	0.0	0	0.0	1	5.3	0	0.0	2	9.5	3	3.6
21万円以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	6	100.0	17	100.0	19	100.0	20	100.0	21	100.0	83	100.0

残業代請求 (雇用者)	提示金額(着手金+報酬金)										合計	
	最低価格条件		低価格条件		中価格条件		高価格条件		最高価格条件			
	30万円		35万円		40万円		45万円		50万円			
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
6万円未満	3	23.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	15.8	6	7.7
6万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8万円	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3
10万円	1	7.7	2	12.5	3	18.8	0	0.0	2	10.5	8	10.3
11万円	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3
13万円	1	7.7	1	6.3	1	6.3	0	0.0	0	0.0	3	3.8
15万円	0	0.0	5	31.3	2	12.5	3	21.4	2	10.5	12	15.4
18万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	7.1	0	0.0	1	1.3
20万円	1	7.7	5	31.3	4	25.0	1	7.1	2	10.5	13	16.7
21万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.3	1	1.3
23万円	2	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.6
25万円	3	23.1	1	6.3	0	0.0	2	14.3	1	5.3	7	9.0
26万円	0	0.0	0	0.0	1	6.3	0	0.0	0	0.0	1	1.3
30万円	0	0.0	2	12.5	3	18.8	6	42.9	5	26.3	16	20.5
35万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.3	1	1.3
40万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	7.1	1	5.3	2	2.6
50万円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.3	1	1.3
51万円以上	0	0.0	0	0.0	2	12.5	0	0.0	0	0.0	2	2.6
合計	13	100.0	16	100.0	16	100.0	14	100.0	19	100.0	78	100.0

図表8-22

中小企業

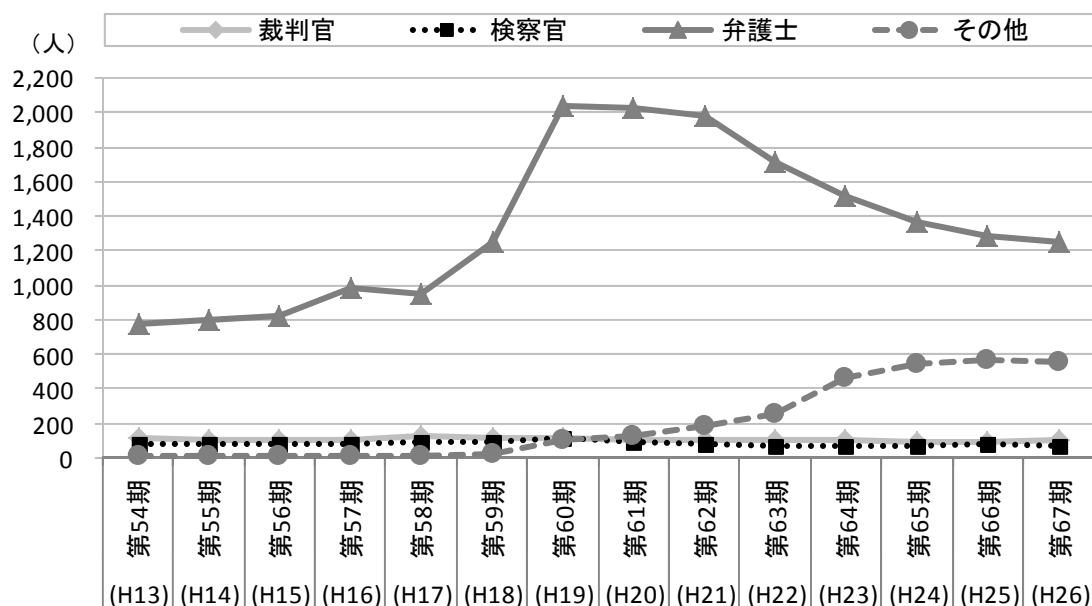
相場を提示した場合の自由記載金額

契約書作成	相場額(手数料)	
	10万円	
	度数	%
2万円未満	11	3.1
2万円	3	0.8
3万円	15	4.2
4万円	1	0.3
5万円	61	17.2
7万円	3	0.8
8万円	12	3.4
10万円	163	45.9
12万円	3	0.8
15万円	5	1.4
16万円	6	1.7
20万円	18	5.1
24万円	6	1.7
30万円	13	3.7
31万円以上	35	9.9
合計	355	100.0

残業代請求 (雇用者)	相場額(着手金+報酬金)	
	40万円	
	度数	%
8万円未満	3	0.8
8万円	2	0.5
10万円	10	2.7
13万円	1	0.3
15万円	21	5.7
17万円	1	0.3
20万円	39	10.6
22万円	1	0.3
25万円	24	6.5
28万円	1	0.3
30万円	108	29.4
35万円	17	4.6
38万円	1	0.3
40万円	98	26.7
41万円以上	40	10.9
合計	367	100.0

図表9-1 司法修習終了者の進路別人数の推移

	裁判官		検察官		弁護士		その他		総数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第54期 (H13)	112	11.5%	76	7.8%	774	79.4%	13	1.3%	975
第55期 (H14)	106	10.7%	75	7.6%	799	80.9%	8	0.8%	988
第56期 (H15)	101	10.0%	75	7.5%	822	81.8%	7	0.7%	1,005
第57期 (H16)	109	9.3%	77	6.5%	983	83.4%	9	0.8%	1,178
第58期 (H17)	124	10.4%	96	8.1%	954	80.4%	13	1.1%	1,187
第59期 (H18)	115	7.8%	87	5.9%	1,254	84.9%	21	1.4%	1,477
第60期 (H19)	118	5.0%	113	4.8%	2,043	86.0%	102	4.3%	2,376
第61期 (H20)	99	4.2%	93	4.0%	2,026	86.6%	122	5.2%	2,340
第62期 (H21)	106	4.5%	78	3.3%	1,978	84.3%	184	7.8%	2,346
第63期 (H22)	102	4.8%	70	3.3%	1,714	79.9%	258	12.0%	2,144
第64期 (H23)	102	4.7%	71	3.3%	1,515	70.4%	464	21.6%	2,152
第65期 (H24)	92	4.4%	72	3.5%	1,370	65.9%	546	26.3%	2,080
第66期 (H25)	96	4.7%	82	4.0%	1,286	63.2%	570	28.0%	2,034
第67期 (H26)	101	5.1%	74	3.8%	1,248	63.3%	550	27.9%	1,973



※ 最高裁判所調べ。修習終了直後の数による。第54期から第59期までは10月終了，第60期から第62期までは9月及び12月終了，第63期及び第64期は8月及び12月終了，第65期以降は12月終了である。

※ 「その他」は，司法修習終了者のうち，裁判官・検察官に任官せず，かつ，修習終了直後に弁護士としての登録をしなかった者である。

※ 第60期から第65期までは，新司法修習及び現行型司法修習の両方を含む。

図表9-2 弁護士未登録者の推移比較

(平成27年3月13日時点)

修習期 (一括登録日)		司法修習 終了者	弁護士未登録者						
			一括登録 時点	約 1か月 後	約 2か月 後	約 3か月 後	約 4か月 後	約 6か月 後	約 12か月 後
現行	第60期 (H19.9.5)	1,397	70 5.0%	50 3.6%	20 1.4%	17 1.2%	12 0.9%	- -	- -
新	第60期 (H19.12.20)	979	32 3.3%	21 2.1%	17 1.7%	14 1.4%	12 1.2%	- -	- -
現行	第61期 (H20.9.3)	609	33 5.4%	24 3.9%	12 2.0%	10 1.6%	7 1.1%	- -	- -
新	第61期 (H20.12.18)	1,731	89 5.1%	66 3.8%	42 2.4%	32 1.8%	29 1.7%	- -	- -
現行	第62期 (H21.9.3)	354	51 14.4%	32 9.0%	26 7.3%	22 6.2%	18 5.1%	14 4.0%	14 4.0%
新	第62期 (H21.12.17)	1,992	133 6.7%	94 4.7%	65 3.3%	55 2.8%	41 2.1%	33 1.7%	25 1.3%
現行	第63期 (H22.8.26)	195	44 22.6%	31 15.9%	26 13.3%	19 9.7%	11 5.6%	10 5.1%	8 4.1%
新	第63期 (H22.12.16)	1,949	214 11.0%	140 7.2%	97 5.0%	73 3.7%	66 3.4%	50 2.6%	38 1.9%
現行	第64期 (H23.8.25)	161	64 39.8%	48 29.8%	35 21.7%	27 16.8%	21 13.0%	18 11.2%	12 7.5%
新	第64期 (H23.12.15)	1,991	400 20.1%	278 14.0%	144 7.2%	109 5.5%	89 4.5%	67 3.4%	44 2.2%
現行・ 新	第65期 (H24.12.20)	2,080	546 26.3%	298 14.3%	184 8.8%	135 6.5%	100 4.8%	73 3.5%	52 2.5%
第66期 (H25.12.19)		2,034	570 28.0%	312 15.3%	196 9.6%	151 7.4%	113 5.6%	87 4.3%	57 2.8%
第67期 (H26.12.18)		1,973	550 27.9%	317 16.1%	179 9.1%	155 7.9%			

※ 日弁連調べ。

※ 「弁護士未登録者」は、司法修習終了者から、裁判官・検察官に任官した者及び弁護士登録をした者を引いた数である。

※ 現行第60期の約4か月後は、平成20年2月6日時点（約5か月後）の数字である。現行第61期の約4か月後は、平成21年2月1日時点（約5か月後）の数字である。

図表9-3 弁護士未登録者の進路の内訳

(平成27年3月13日時点)

修習期 (一括登録日)		弁護士未登録者の進路の内訳	
		約2か月後	約12か月後
現行	第60期 (H19.9.5)	企業・官庁・大学等への就職等:4	-
新	第60期 (H19.12.20)	-	-
現行	第61期 (H20.9.3)	企業・官庁・大学等への就職等:2	-
新	第61期 (H20.12.18)	登録手続中:0/企業・官庁・大学等への就職等:19/就職活動中:2/不明・その他:8	-
現行	第62期 (H21.9.3)	登録見込み:3/企業・官庁・大学等への就職等:6/就職活動中:11/不明・その他:6	登録見込み:1/企業・官庁・大学等への就職等:3/就職活動中:6/不明・その他:4
新	第62期 (H21.12.17)	登録見込み:14/企業・官庁・大学等への就職等:15/就職活動中:20/不明・その他:16	企業・官庁・大学等への就職等:12/就職活動中:5/不明・その他:8
現行	第63期 (H22.8.26)	登録見込み:14/企業・官庁・大学等への就職等:2/就職活動中:4/不明・その他:6	企業・官庁・大学等への就職等:2/就職活動中:2/不明・その他:4
新	第63期 (H22.12.16)	登録見込み:33/企業・官庁・大学等への就職等:15/就職活動中:20/不明・その他:29	企業・官庁・大学等への就職等:8/就職活動中:13/不明・その他:17
現行	第64期 (H23.8.25)	登録見込み:13/企業・官庁・大学等への就職等:8/就職活動中:5/不明・その他:9	企業・官庁・大学等への就職等:5/就職活動中:3/不明・その他:4
新	第64期 (H23.12.15)	登録見込み:59/就職活動中:14/企業・官庁・大学等への就職等:32/不明・その他:39	登録見込み:1/企業・官庁・大学等への就職等:22/就職活動中:6/不明・その他:15
現行・新	第65期 (H24.12.20)	登録見込み:61/就職活動中:19/企業・官庁・大学等への就職等:24/不明・その他:80	登録見込み:1/企業・官庁・大学等への就職等:17/就職活動中:4/不明・その他:30
	第66期 (H25.12.19)	登録見込み:54/就職活動中:12/企業・官庁・研究職等で就業:29/その他:4/不明:52	企業・官庁・大学等への就職等:23/就職活動中:4/不明・その他:30

※ 日弁連調べ。

※ 約2か月後の弁護士未登録者の進路の内訳について、新第61期は約4か月後、第66期は約3か月後の数字である。

※ 第67期の弁護士未登録者の進路の内訳については、調査未了。

図表9-4 65期・66期 問1 新規登録を行った時期

(左=度数, 右=%)

一括登録日	708	(71.5)
一括登録日から1か月未満	139	(14.0)
一括登録日1か月後から3か月未満	89	(9.0)
一括登録日3か月後から6か月未満	46	(4.6)
一括登録日6か月後から9か月未満	4	(0.4)
一括登録日9か月後から1年未満	1	(0.1)
一括登録日から1年以降	3	(0.3)
回答数	990	(100.0)

図表9-5 65期・66期 問2 一括登録日に登録しなかった理由（新規登録を行った時期別）

(上段=度数, 下段=%)

	就職先は 決まってい たが、一括 登録の審 査日に間に 合わなかつ たため	就職先は 決まってい たが、入所 (入社)予定 日が一括 登録日以降 だったため	就職活動継 続中のため	開業準備 のため	その他	合計
一括登録日以降1か月 未満	42 (30.2)	63 (45.3)	23 (16.5)	4 (2.9)	7 (5.0)	139 (100.0)
一括登録日から1か月 以降3か月未満	14 (15.7)	8 (9.0)	58 (65.2)	1 (1.1)	8 (9.0)	89 (100.0)
一括登録日から3か月 以降	0 (0.0)	11 (20.4)	37 (68.5)	2 (3.7)	4 (7.4)	54 (100.0)
全体	56 (19.9)	82 (29.1)	118 (41.8)	7 (2.5)	19 (6.7)	282 (100.0)

図表9-6 65期・66期 問3 新規登録時の就業形態

(左=度数, 右=%)

勤務弁護士	744	(75.2)
既存事務所の共同経営弁護士	38	(3.8)
事務所内独立採算弁護士	71	(7.2)
独立開業	40	(4.0)
日本司法支援センターのスタッフ弁護士	31	(3.1)
民間企業・団体への就職	57	(5.8)
公務員	2	(0.2)
その他	6	(0.6)
回答数(無回答を除く。)	989	(100.0)

図表9-7 65期・66期 問1 新規登録を行った時期（新規登録時の就業形態別）

(上段=度数, 下段=%)

	一括登録日	一括登録日から1か月未満	一括登録日から1か月後から3か月未満	一括登録日から3か月後から6か月未満	一括登録日から6か月後から9か月未満	一括登録日から9か月後から1年未満	一括登録日から1年以上以降	合計
勤務弁護士	562 (75.5)	111 (14.9)	51 (6.9)	19 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	744 (100.0)
既存事務所の共同経営弁護士	30 (78.9)	4 (10.5)	4 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	38 (100.0)
事務所内独立採算弁護士	35 (49.3)	12 (16.9)	14 (19.7)	7 (9.9)	2 (2.8)	1 (1.4)	0 (0.0)	71 (100.0)
独立開業	23 (57.5)	6 (15.0)	5 (12.5)	5 (12.5)	1 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	40 (100.0)
日本司法支援センターのスタッフ弁護士	30 (96.8)	1 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	31 (100.0)
民間企業・団体への就職	23 (40.4)	5 (8.8)	12 (21.1)	14 (24.6)	1 (1.8)	0 (0.0)	2 (3.5)	57 (100.0)
公務員	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
その他	4 (66.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
全体	707 (71.5)	139 (14.1)	89 (9.0)	46 (4.7)	4 (0.4)	1 (0.1)	3 (0.3)	989 (100.0)

図表9-8 弁護士登録取消件数の事由別内訳

(人)

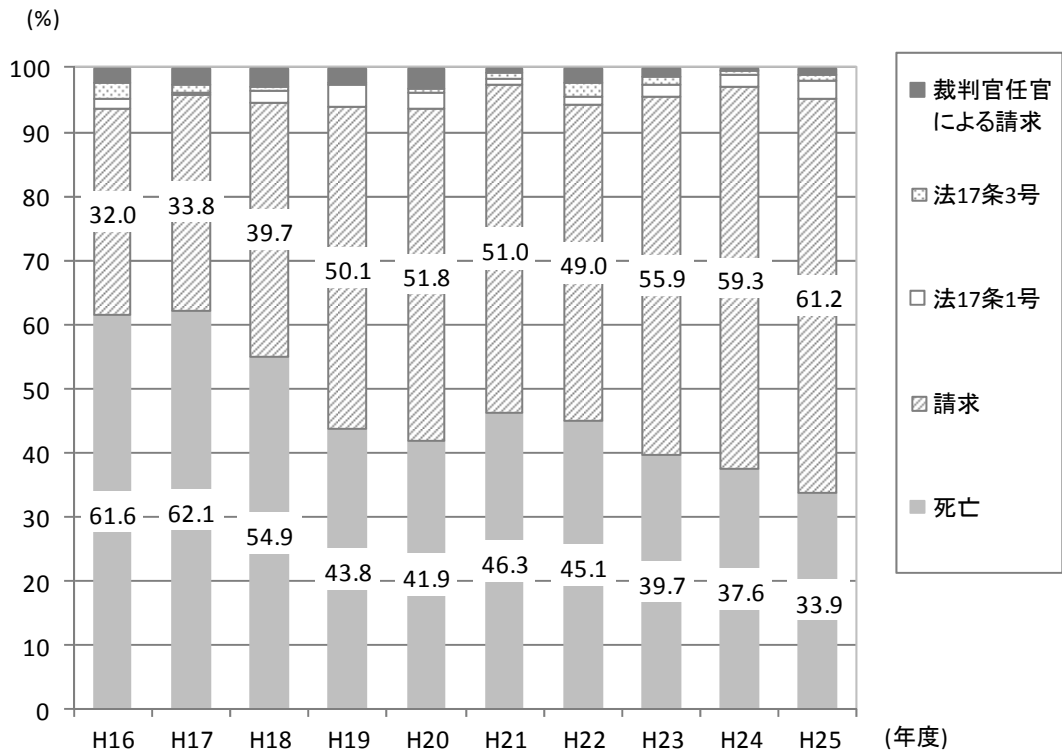
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
裁判官任官による請求	7	8	10	8	13	3	9 (6)	7 (2)	3 (2)	6 (1)
法17条3号	7	3	3	2	2	4	9 (0)	6 (0)	2 (0)	6 (1)
法17条1号	4	1	6	12	9	4	6 (0)	8 (0)	11 (0)	16 (0)
請求	91	99	141	182	198	206	199 (55)	262 (74)	306 (99)	345 (98)
死亡	175	182	195	159	160	187	183 (9)	186 (5)	194 (12)	191 (8)
合計	284	293	355	363	382	404	406 (70)	469 (81)	516 (113)	564 (108)

※ 弁護士白書2014年版を基に作成。

※ 登録取消者の人数は、各年4月から翌年3月までの統計。

※ () 内の数字はうち女性数で、平成22年度から集計を開始した。

図表9-9 弁護士登録取消件数の事由別割合



※ 弁護士白書2014年版を基に作成。

※ 割合は、各年4月から翌年3月までの各取消事由（請求・死亡）件数を各年4月から翌年3月までの取消件数の合計でそれぞれ除したものの。

※ 弁護士法第17条抜粋

（登録取消しの事由）

第17条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。

- 1 弁護士が第7条第1号又は第3号から第5号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 弁護士が第11条の規定により登録取消しの請求をしたとき。
- 3 弁護士について退会命令、除名又は第13条の規定による登録取消しが確定したとき。
- 4 弁護士が死亡したとき。

※ 弁護士法第7条抜粋

（弁護士の欠格事由）

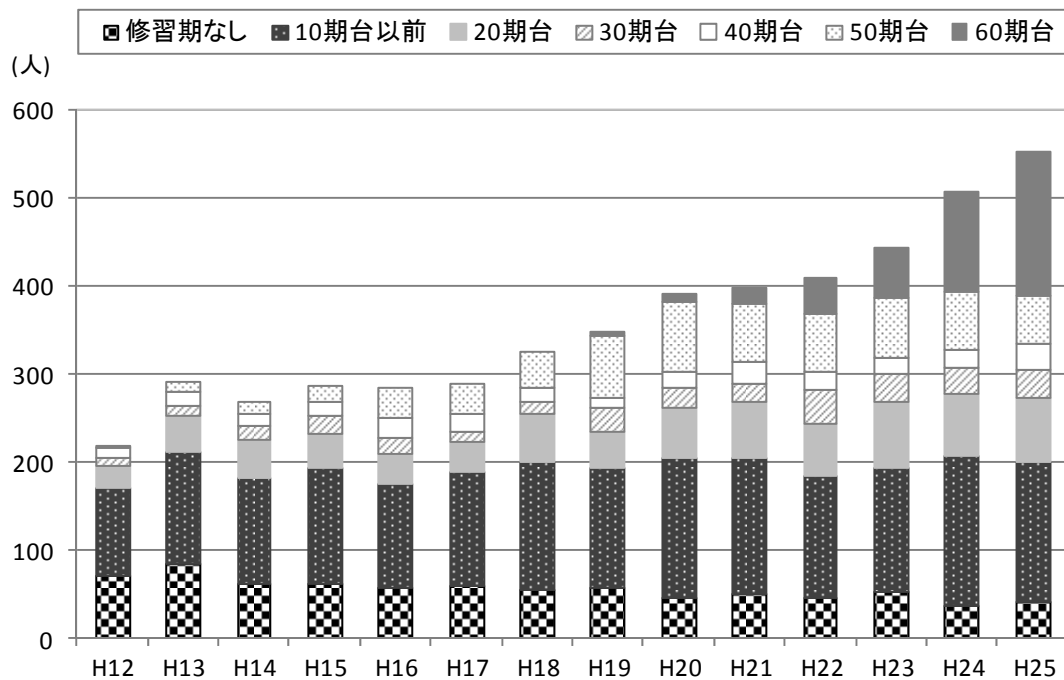
第7条 次に掲げる者は、第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 3 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から3年を経過しない者
- 4 成年被後見人又は被保佐人
- 5 破産者であつて復権を得ない者

図表9-10 弁護士登録取消者数の修習期別内訳

(人)

	修習期なし	10期台以前	20期台	30期台	40期台	50期台	60期台	年別合計
平成12年	70	99	26	8	12	3	-	218
平成13年	84	126	41	11	16	12	-	290
平成14年	61	120	43	15	15	12	-	266
平成15年	61	132	38	19	16	20	-	286
平成16年	55	119	34	19	21	35	-	283
平成17年	57	130	34	12	20	34	-	287
平成18年	54	145	54	15	16	40	-	324
平成19年	55	138	41	26	12	70	4	346
平成20年	45	158	58	22	18	80	9	390
平成21年	48	156	63	20	25	66	18	396
平成22年	44	140	57	40	20	67	41	409
平成23年	50	141	76	31	18	70	55	441
平成24年	35	171	69	31	19	66	115	506
平成25年	39	160	73	32	28	55	164	551



※ 日弁連調べ。

※ 登録取消者の人数は、各年1月から12月までの統計。

図表9-11 65期・66期 問35

今までに弁護士登録の取消しを考えたことがあるか

(左=度数, 右=%)

考えたことがある	177	(18.5)
考えたことはない	782	(81.5)
回答数(無回答を除く。)	959	(100.0)

図表9-12

65期・66期 問36

登録の取消しを考えた理由（複数回答可）（問35で「考えたことがある」と回答したもののみ）

(左=度数, 右=%)

収入が不安定	78	(44.3)
時間にゆとりがない	57	(32.4)
体力の限界	36	(20.5)
会費負担が重い	92	(52.3)
会務負担が重い	23	(13.1)
任官を考えた	3	(1.7)
法曹以外への転職を考えた	77	(43.8)
留学を考えた	8	(4.5)
出産・育児のため	15	(8.5)
その他	45	(25.6)
回答数(無回答を除く。)	176	

図表9-13

65期・66期 問13

業務を行うに当たって、日常的に事件処理の指導を受ける機会があるか

(左=度数, 右=%)

指導を受ける機会がある	837	(84.9)
指導を受ける機会がない	149	(15.1)
回答数(無回答を除く。)	986	(100.0)

図表9-14

65期・66期 問16

OJTや事件処理の相談が必要だと思うのはどのようなときか（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

裁判所の手続に不安があるとき	706	(73.5)
事件処理の方針の判断に迷ったとき	930	(96.9)
依頼者対応に迷ったとき	791	(82.4)
利益相反かどうかの判断等弁護士職務基本規定との抵触が疑われるとき	262	(27.3)
必要であると思ったことはない	10	(1.0)
その他	35	(3.6)
回答数(無回答を除く。)	960	

図表9-15

65期・66期 問17

今までにOJTや事件処理の相談ができなかったことによって困ったことがあるか（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

裁判所の手続に不備があった	146	(15.8)
事件処理が不安で受任を回避した	148	(16.0)
事件処理を巡って依頼者や相手方とトラブルになった	99	(10.7)
職場外の相談相手には、守秘義務との関係で抽象的な相談しかできなかった	78	(8.4)
特に困ったことはない	562	(60.8)
その他	28	(3.0)
回答数(無回答を除く。)	924	

図表9-16

65期・66期 問18

OJTや事件処理の相談の機会を得るために、どのような制度があると思いますか（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

先輩弁護士と事件を共同受任して処理する	680	(73.0)
各弁護士会で指導担当弁護士制度を提供する	282	(30.3)
弁護士研修として一定期間受け入れる事務所がある	293	(31.4)
新人弁護士用等のメーリングリストを各弁護士会や委員会を設置する	284	(30.5)
弁護士会の法律相談を2人1組での対応とし、新人と先輩弁護士を組み合わせる	323	(34.7)
その他	22	(2.4)
回答数(無回答を除く。)	932	

図表9-17

65期・66期 問19

登録後から現在までに、業務に関する研修（義務研修を除く。eラーニングを含む。）を受講したことがあるか

(左=度数, 右=%)

受講したことがある	739	(74.6)
受講したことはない	251	(25.4)
回答数	990	(100.0)

図表9-18

65期・66期 問20

受講したことがある研修の種類（複数回答可）（問19で「受講したことがある」と回答した者のみ）

(左=度数, 右=%)

日弁連・弁護士会の研修講座(ライブ研修)	566	(77.1)
日弁連・弁護士会の研修講座(eラーニング)	367	(50.0)
事務所内の研修システム	101	(13.8)
法科大学院の継続研修用講座	2	(0.3)
その他	54	(7.4)
回答数(無回答を除く。)	734	

図表9-19

弁護士実勢 問10

現在取り扱っている事件（裁判所事件，交渉事件を含め，報酬請求の単位となるものを事件とする。）の件数

(左=度数，右=%)

10件未満	610	(16.8)
10件以上20件未満	640	(17.6)
20件以上30件未満	658	(18.1)
30件以上40件未満	614	(16.9)
40件以上50件未満	328	(9.0)
50件以上60件未満	295	(8.1)
60件以上70件未満	125	(3.4)
70件以上80件未満	94	(2.6)
80件以上90件未満	76	(2.1)
90件以上100件未満	27	(0.7)
100件以上	166	(4.6)
回答数(無回答を除く。)	3,633	(100.0)
平均値(件)	33.9	
中央値(件)	25.0	

図表9-20

弁護士実勢 問11-a

問10で回答した全事件のうち，裁判所事件（調停を含む。）の件数

(左=度数，右=%)

5件未満	747	(20.8)
5件以上10件未満	627	(17.4)
10件以上15件未満	624	(17.3)
15件以上20件未満	455	(12.6)
20件以上25件未満	444	(12.3)
25件以上30件未満	179	(5.0)
30件以上35件未満	203	(5.6)
35件以上40件未満	55	(1.5)
40件以上45件未満	108	(3.0)
45件以上50件未満	16	(0.4)
50件以上	139	(3.9)
回答数(無回答を除く。)	3,597	(100.0)
平均値(件)	16.2	
中央値(件)	12.0	

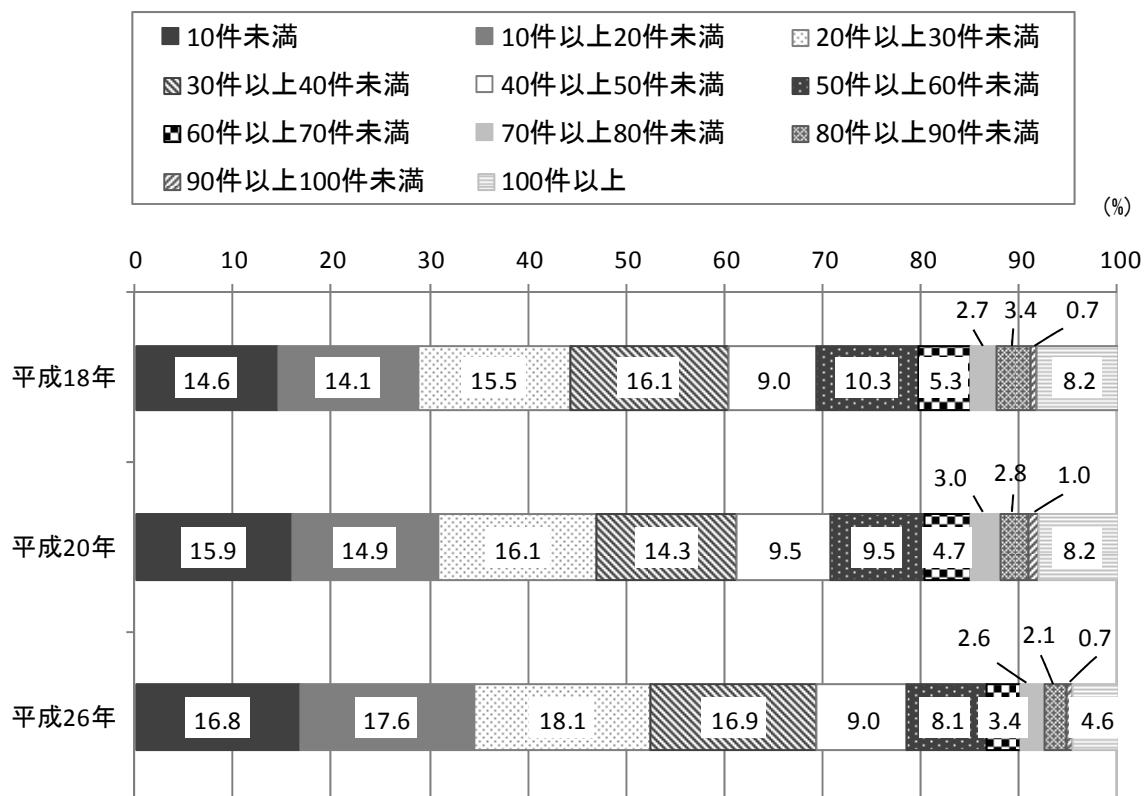
図表9-21

弁護士実勢 問10

現在取り扱っている事件（裁判所事件，交渉事件を含め，報酬請求の単位となるものを事件とする。）の件数（過去調査との比較）

(左=度数，右=%)

	平成18年		平成20年		平成26年	
10件未満	665	(14.6)	721	(15.9)	610	(16.8)
10件以上20件未満	641	(14.1)	676	(14.9)	640	(17.6)
20件以上30件未満	707	(15.5)	731	(16.1)	658	(18.1)
30件以上40件未満	731	(16.1)	646	(14.3)	614	(16.9)
40件以上50件未満	410	(9.0)	430	(9.5)	328	(9.0)
50件以上60件未満	468	(10.3)	432	(9.5)	295	(8.1)
60件以上70件未満	242	(5.3)	213	(4.7)	125	(3.4)
70件以上80件未満	122	(2.7)	134	(3.0)	94	(2.6)
80件以上90件未満	154	(3.4)	129	(2.8)	76	(2.1)
90件以上100件未満	33	(0.7)	46	(1.0)	27	(0.7)
100件以上	374	(8.2)	370	(8.2)	166	(4.6)
回答数(無回答を除く。)	4,547	(100.0)	4,528	(100.0)	3,633	(100.0)
平均値(件)	40.6		40.3		33.9	
中央値(件)	30.0		30.0		25.0	



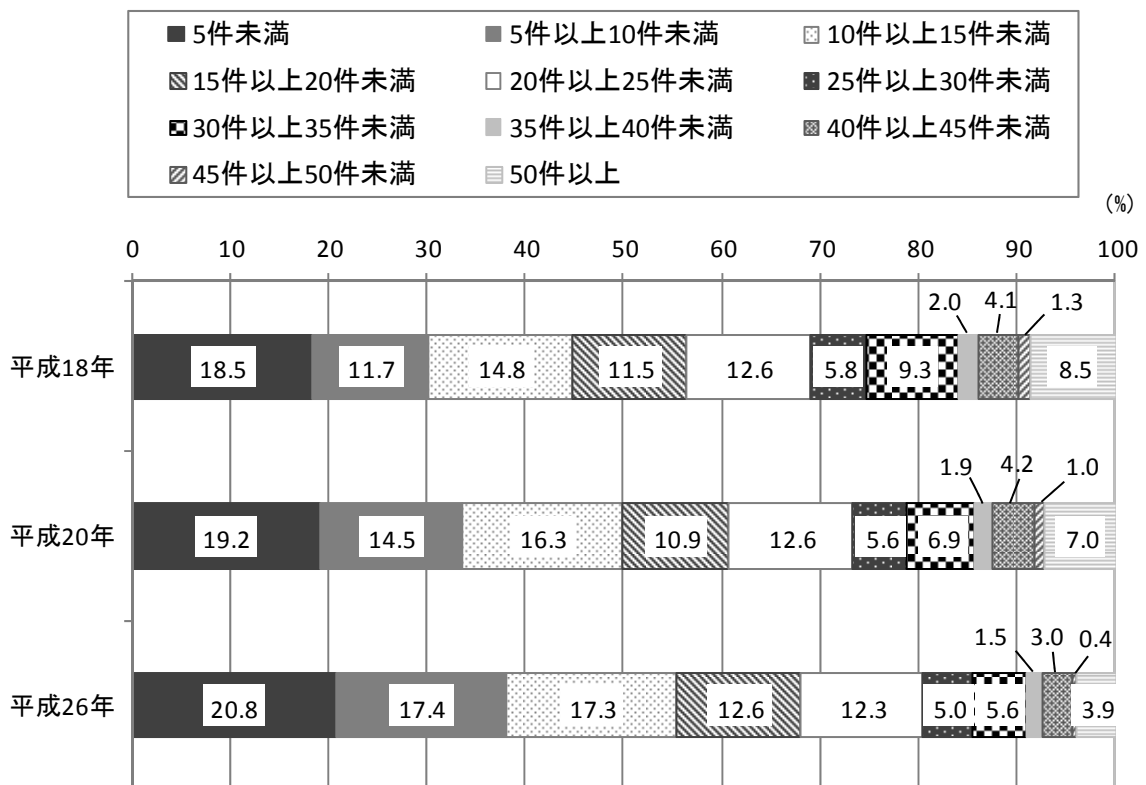
図表9-22

弁護士実勢 問11-a

全事件のうち、裁判所事件（調停を含む。）の件数（過去調査との比較）

（左＝度数，右＝％）

	平成18年		平成20年		平成26年	
5件未満	832	(18.5)	864	(19.2)	747	(20.8)
5件以上10件未満	527	(11.7)	651	(14.5)	627	(17.4)
10件以上15件未満	666	(14.8)	735	(16.3)	624	(17.3)
15件以上20件未満	517	(11.5)	489	(10.9)	455	(12.6)
20件以上25件未満	567	(12.6)	565	(12.6)	444	(12.3)
25件以上30件未満	259	(5.8)	251	(5.6)	179	(5.0)
30件以上35件未満	420	(9.3)	310	(6.9)	203	(5.6)
35件以上40件未満	89	(2.0)	84	(1.9)	55	(1.5)
40件以上45件未満	185	(4.1)	188	(4.2)	108	(3.0)
45件以上50件未満	59	(1.3)	47	(1.0)	16	(0.4)
50件以上	381	(8.5)	317	(7.0)	139	(3.9)
回答数(無回答を除く。)	4,502	(100.0)	4,501	(100.0)	3,597	(100.0)
平均値(件)	20.4		19.1		16.2	
中央値(件)	15.0		15.0		12.0	



図表9-23 65期・66期 問11 平成26年の年額所得（収入－経費）（見込み）

(左=度数, 右=%)

200万円未満	71	(7.2)
200万円以上300万円未満	85	(8.7)
300万円以上400万円未満	151	(15.4)
400万円以上500万円未満	217	(22.1)
500万円以上600万円未満	186	(19.0)
600万円以上700万円未満	125	(12.8)
700万円以上800万円未満	64	(6.5)
800万円以上900万円未満	30	(3.1)
900万円以上1000万円未満	13	(1.3)
1000万円以上	38	(3.9)
回答数(無回答を除く。)	980	(100.0)

図表9-24 65期・66期 問26 学部・法科大学院の学費のための奨学金（学資ローンを含む。）の債務を負担しているか

(左=度数, 右=%)

負担している	504	(51.1)
負担していない	483	(48.9)
回答数(無回答を除く。)	987	(100.0)

図表9-25 65期・66期 問27 奨学金債務（自身が負担した額）の総額（問26で「負担している」と回答した者のみ）

(左=度数, 右=%)

100万円未満	16	(3.2)
100万円以上200万円未満	95	(18.9)
200万円以上300万円未満	103	(20.5)
300万円以上400万円未満	83	(16.5)
400万円以上500万円未満	37	(7.4)
500万円以上	168	(33.5)
回答数(無回答を除く。)	502	(100.0)

図表9-26 65期・66期 問29 司法修習時に修習資金の貸与を受けていたか

(左=度数, 右=%)

貸与を受けていた	816	(82.9)
貸与を受けていなかった	168	(17.1)
回答数(無回答を除く。)	984	(100.0)

図表9-27 65期・66期 問30 貸与金の総額（問29で「貸与を受けていた」と回答した者のみ）

(左=度数, 右=%)

月額18万円(総額234万円)	58	(7.1)
月額23万円(総額299万円)	472	(58.1)
月額25.5万円(総額331.5万円)	212	(26.1)
月額28万円(総額364万円)	50	(6.2)
上記以外	20	(2.5)
回答数(無回答を除く。)	812	(100.0)

図9-28 65期・66期 問12 最近3か月の週当たりの平均労働時間

(左=度数, 右=%)

40時間未満	40	(4.1)
40時間以上50時間未満	220	(22.3)
50時間以上60時間未満	332	(33.7)
60時間以上70時間未満	205	(20.8)
70時間以上80時間未満	113	(11.5)
80時間以上	76	(7.7)
回答数(無回答を除く。)	986	(100.0)

図表9-29 弁護士実勢 問13-b (弁護士の活動としての) 申告した所得額

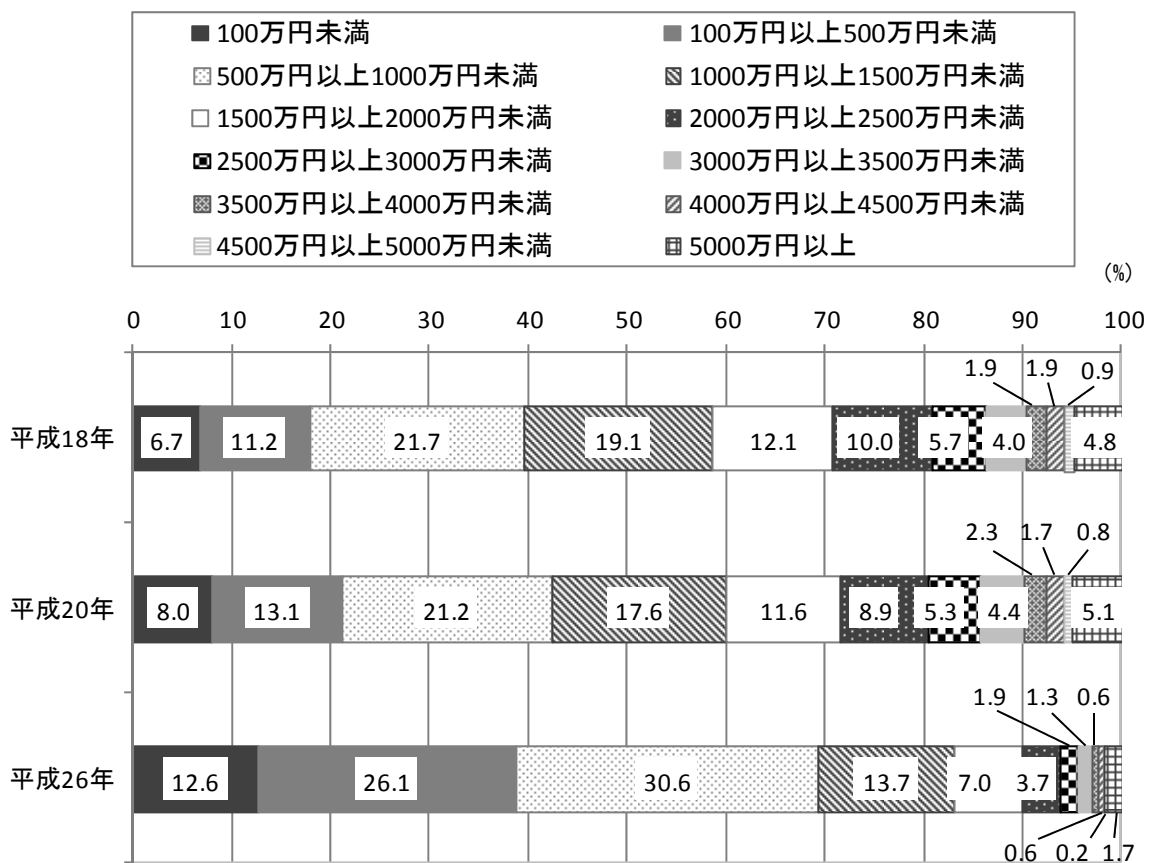
(左=度数, 右=%)

100万円未満	394	(12.6)
100万円以上500万円未満	817	(26.1)
500万円以上1000万円未満	956	(30.6)
1000万円以上1500万円未満	430	(13.7)
1500万円以上2000万円未満	219	(7.0)
2000万円以上2500万円未満	116	(3.7)
2500万円以上3000万円未満	60	(1.9)
3000万円以上3500万円未満	40	(1.3)
3500万円以上4000万円未満	19	(0.6)
4000万円以上4500万円未満	19	(0.6)
4500万円以上5000万円未満	6	(0.2)
5000万円以上	52	(1.7)
回答数(無回答を除く。)	3,128	100.0
平均値(万円)	907.4	
中央値(万円)	600.0	

図表9-30 弁護士実勢 問13-b (弁護士の活動としての) 申告した所得額 (過去調査との比較)

(左=度数, 右=%)

	平成18年		平成20年		平成26年	
100万円未満	267	(6.7)	320	(8.0)	394	(12.6)
100万円以上500万円未満	444	(11.2)	519	(13.1)	817	(26.1)
500万円以上1000万円未満	862	(21.7)	844	(21.2)	956	(30.6)
1000万円以上1500万円未満	760	(19.1)	701	(17.6)	430	(13.7)
1500万円以上2000万円未満	483	(12.1)	461	(11.6)	219	(7.0)
2000万円以上2500万円未満	396	(10.0)	355	(8.9)	116	(3.7)
2500万円以上3000万円未満	225	(5.7)	211	(5.3)	60	(1.9)
3000万円以上3500万円未満	160	(4.0)	173	(4.4)	40	(1.3)
3500万円以上4000万円未満	77	(1.9)	92	(2.3)	19	(0.6)
4000万円以上4500万円未満	75	(1.9)	69	(1.7)	19	(0.6)
4500万円以上5000万円未満	37	(0.9)	30	(0.8)	6	(0.2)
5000万円以上	192	(4.8)	202	(5.1)	52	(1.7)
回答数(無回答を除く。)	3,978	(100.0)	3,977	(100.0)	3,128	(100.0)
平均値(万円)	1,748.3		1,666.6		907.4	
中央値(万円)	1,200.0		1,100.0		600.0	



図表9-31 弁護士実勢 問25 最近3か月の週当たりの平均労働時間（会務活動を含む。）

(左=度数, 右=%)

20時間未満	291	(8.1)
20時間以上30時間未満	132	(3.7)
30時間以上40時間未満	318	(8.8)
40時間以上50時間未満	797	(22.1)
50時間以上60時間未満	859	(23.8)
60時間以上70時間未満	694	(19.3)
70時間以上80時間未満	332	(9.2)
80時間以上	181	(5.0)
回答数(無回答を除く。)	3,604	(100.0)
平均値(時間)	48.5	
中央値(時間)	50.0	

図表9-32 弁護士実勢 問26 問25で回答した週当たりの勤務時間の内訳の平均

(左=度数, 右=%)

	裁判所事件		裁判所事件以外		会務活動	
10時間未満	783	(23.8)	548	(16.7)	2,635	(86.3)
10時間以上20時間未満	647	(19.6)	703	(21.4)	310	(10.2)
20時間以上30時間未満	792	(24.0)	893	(27.2)	61	(2.0)
30時間以上40時間未満	567	(17.2)	563	(17.1)	28	(0.9)
40時間以上50時間未満	313	(9.5)	350	(10.6)	13	(0.4)
50時間以上	192	(5.8)	230	(7.0)	7	(0.2)
回答数(無回答を除く。)	3,294	(100.0)	3,287	(100.0)	3,054	(100.0)
平均値(時間)	21.1		24.0		3.7	
中央値(時間)	20.0		20.0		2.0	

図表9-33 国別（上位10位）日系企業（拠点）数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
中国	14,636	10,758	25,764	29,199	29,876	29,959	33,420	31,060	31,661
米国	5,427	5,304	5,460	5,639	6,139	6,207	6,792	6,899	7,193
インド	340	462	581	810	1,049	1,228	1,428	1,713	2,510
タイ	1,257	1,262	1,344	1,356	1,366	1,370	1,363	1,469	1,580
ドイツ	1,259	1,227	1,292	1,344	1,444	1,437	1,446	1,527	1,571
インドネシア	1,347	1,376	1,265	1,296	1,287	1,278	1,308	1,397	1,438
マレーシア	1,210	1,199	1,233	1,183	1,121	1,184	1,172	1,056	1,390
ベトナム	616	730	820	950	948	981	1,081	1,211	1,309
フィリピン	635	650	618	823	954	1,075	1,171	1,214	1,260
台湾	297	309	436	752	854	996	1,100	1,141	1,119
英国	921	1,004	1,179	1,185	1,272	1,169	1,105	1,083	1,064

※ 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計（平成26年要約版）」（平成25年10月1日現在）¹⁷⁸を基に作成。

¹⁷⁸ URL <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000049149.pdf>

図表9-34 弁護士会別の弁護士数の推移（増加率順）

(人)

	H16年	H26年	10年間の 増加数	比率(H26/H16)	
1	滋賀	48	139	91	289.6%
2	島根県	26	71	45	273.1%
3	青森県	44	116	72	263.6%
4	鳥取県	26	68	42	261.5%
5	茨城県	99	245	146	247.5%
6	佐賀県	40	97	57	242.5%
7	釧路	30	70	40	233.3%
8	福井	43	98	55	227.9%
9	旭川	31	68	37	219.4%
10	千葉県	307	671	364	218.6%
11	鹿児島県	85	184	99	216.5%
12	三重	79	171	92	216.5%
13	埼玉	336	725	389	215.8%
14	長崎県	75	161	86	214.7%
15	熊本県	115	244	129	212.2%
16	札幌	333	700	367	210.2%
17	宮崎県	59	123	64	208.5%
18	福島県	87	177	90	203.4%
19	大分県	70	140	70	200.0%
20	群馬	133	264	131	198.5%
21	岩手	50	99	49	198.0%
22	岡山	180	355	175	197.2%
23	富山県	54	106	52	196.3%
24	山口県	76	149	73	196.1%
25	山梨県	60	117	57	195.0%
26	長野県	117	228	111	194.9%
27	和歌山	72	140	68	194.4%
28	岐阜県	92	178	86	193.5%
29	金沢	86	166	80	193.0%
30	函館	25	48	23	192.0%
31	栃木県	103	197	94	191.3%
32	香川県	85	162	77	190.6%
33	新潟県	133	251	118	188.7%
34	横浜	762	1,428	666	187.4%
35	広島	281	526	245	187.2%
36	徳島	49	91	42	185.7%
37	静岡県	229	420	191	183.4%
38	愛知県	935	1,698	763	181.6%
39	京都	367	664	297	180.9%
40	仙台	229	409	180	178.6%
41	兵庫県	456	811	355	177.9%
42	山形県	52	92	40	176.9%
43	第二東京	2,664	4,646	1,982	174.4%
44	奈良	91	157	66	172.5%
45	福岡県	637	1,090	453	171.1%
46	愛媛	93	159	66	171.0%
47	第一東京	2,561	4,365	1,804	170.4%
48	東京	4,540	7,215	2,675	158.9%
49	高知	56	86	30	153.6%
50	秋田	52	78	26	150.0%
51	大阪	2,792	4,133	1,341	148.0%
52	沖縄	179	249	70	139.1%
	計	20,224	35,045	14,821	173.3%

※ 弁護士白書2014年版による。

図表9-35 都道府県別弁護士1人当たりの人口比較

都道府県		弁護士数(人)	人口(千人)	弁護士1人 当たりの人口(人)
1	秋田	78	1,050	13,462
2	岩手	99	1,295	13,081
3	山形	92	1,141	12,402
4	茨城	245	2,931	11,963
5	岐阜	178	2,051	11,522
6	青森	116	1,335	11,509
7	福島	177	1,946	10,994
8	三重	171	1,833	10,719
9	滋賀	139	1,416	10,187
10	富山	106	1,076	10,151
11	栃木	197	1,986	10,081
12	埼玉	725	7,222	9,961
13	島根	71	702	9,887
14	山口	149	1,420	9,530
15	長野	228	2,122	9,307
16	新潟	251	2,330	9,283
17	千葉	671	6,192	9,228
18	鹿児島	184	1,680	9,130
19	宮崎	123	1,120	9,106
20	静岡	420	3,723	8,864
21	愛媛	159	1,405	8,836
22	奈良	157	1,383	8,809
23	長崎	161	1,397	8,677
24	高知	86	745	8,663
25	佐賀	97	840	8,660
26	鳥取	68	578	8,500
27	徳島	91	770	8,462
28	大分	140	1,178	8,414
29	福井	98	795	8,112
30	群馬	264	1,984	7,515
31	熊本	244	1,801	7,381
32	山梨	117	847	7,239
33	和歌山	140	979	6,993
34	石川	166	1,159	6,982
35	兵庫	811	5,558	6,853
36	神奈川	1,428	9,079	6,358
37	北海道	886	5,431	6,130
38	香川	162	985	6,080
39	宮城	409	2,328	5,692
40	沖縄	249	1,415	5,683
41	岡山	355	1,930	5,437
42	広島	526	2,840	5,399
43	福岡	1,090	5,090	4,670
44	愛知	1,698	7,443	4,383
45	京都	664	2,617	3,941
46	大阪	4,133	8,849	2,141
47	東京	16,226	13,300	820
全国合計		35,045	127,298	3,632

※ 人口は、総務省統計局「人口推計」における平成25年10月1日現在。

※ 弁護士数は、平成26年3月31日現在（弁護士白書2014年版）。

※ 弁護士1人当たりの人口の全国合計値は、全国人口を全国弁護士数で除したものの。

※ 都道府県人口は、単位未満を四捨五入してあるので、全国合計と各都道府県の内訳の計は必ずしも一致しない。

図表9-36 地裁支部別弁護士数

地方裁判所	本庁及び 支部の名称	管内人口 (H22年10月時点)	弁護士数	
			H13年10月時点	H26年10月時点
東京	東京本庁	8,973,510	8,684	15,618
東京	立川	4,185,878	300	588
横浜	横浜本庁	4,994,557	566	1,015
横浜	川崎	1,425,512	62	193
横浜	相模原	846,980	26	69
横浜	横須賀	557,745	27	43
横浜	小田原	1,223,537	60	115
さいたま	さいたま本庁	3,417,549	190	441
さいたま	越谷	1,165,105	38	90
さいたま	川越	1,643,085	52	119
さいたま	熊谷	860,591	27	62
さいたま	秩父	108,226	2	5
千葉	千葉本庁	2,844,312	206	477
千葉	佐倉	704,476	8	26
千葉	一宮	236,559	2	10
千葉	松戸	1,449,814	47	134
千葉	木更津	326,908	13	17
千葉	館山	136,110	2	5
千葉	八日市場	413,636	5	11
千葉	佐原	104,474	1	2
水戸	水戸本庁	940,838	59	109
水戸	日立	271,172	4	6
水戸	土浦	601,541	20	67
水戸	龍ヶ崎	398,519	6	31
水戸	麻生	229,033	1	7
水戸	下妻	528,667	7	30
宇都宮	宇都宮本庁	899,667	74	138
宇都宮	真岡	149,779	2	3
宇都宮	大田原	288,655	3	13
宇都宮	栃木	393,803	10	25
宇都宮	足利	275,779	6	18
前橋	前橋本庁	763,658	71	116
前橋	高崎	581,034	36	105
前橋	太田	400,741	10	29
前橋	桐生	173,603	8	8
前橋	沼田	89,032	2	4
静岡	静岡本庁	1,223,481	99	163
静岡	沼津	784,502	50	102
静岡	下田	73,713	2	5
静岡	富士	386,028	17	32
静岡	掛川	182,839	2	8
静岡	浜松	1,114,444	50	113
甲府	甲府本庁	673,964	53	114
甲府	都留	189,111	1	3
長野	長野本庁	570,326	45	86
長野	上田	279,480	10	21
長野	佐久	213,724	4	16
長野	松本	524,138	22	53
長野	諏訪	204,875	17	26
長野	飯田	169,504	8	15
長野	伊那	190,402	7	12
新潟	新潟本庁	888,336	101	169
新潟	三条	226,721	4	12
新潟	新発田	265,141	1	7
新潟	長岡	644,467	16	34
新潟	高田	287,058	4	21

地方裁判所	本庁及び 支部の名称	管内人口 (H22年10月時点)	弁護士数	
			H13年10月時点	H26年10月時点
新潟	佐渡	62,727	2	4
大阪	大阪本庁	6,389,980	2,600	3,974
大阪	堺	1,612,319	37	97
大阪	岸和田	862,946	17	32
京都	京都本庁	2,183,740	331	644
京都	園部	143,345	0	3
京都	宮津	104,850	0	7
京都	舞鶴	88,669	4	6
京都	福知山	115,488	3	9
神戸	神戸本庁	1,490,127	305	513
神戸	尼崎	1,029,626	38	102
神戸	伊丹	609,989	14	41
神戸	明石	540,257	12	32
神戸	柏原	111,020	1	6
神戸	姫路	1,105,041	44	102
神戸	社	203,760	1	8
神戸	龍野	174,159	1	3
神戸	豊岡	180,607	6	8
神戸	洲本	143,547	3	5
奈良	奈良本庁	785,988	64	114
奈良	葛城	535,034	18	43
奈良	五條	79,706	0	3
大津	大津本庁	858,482	35	104
大津	彦根	388,104	11	31
大津	長浜	164,191	1	4
和歌山	和歌山本庁	726,467	60	125
和歌山	田辺	156,174	7	11
和歌山	御坊	67,243	0	2
和歌山	新宮	52,314	2	4
名古屋	名古屋本庁	3,670,873	779	1,417
名古屋	一宮	793,280	13	47
名古屋	半田	614,794	6	25
名古屋	岡崎	1,566,085	39	126
名古屋	豊橋	765,687	31	75
津	津本庁	536,062	36	79
津	松阪	226,550	4	10
津	伊賀	177,491	3	8
津	四日市	589,863	27	65
津	伊勢	245,180	3	9
津	熊野	79,578	1	2
岐阜	岐阜本庁	966,109	68	122
岐阜	大垣	385,021	7	20
岐阜	御嵩	224,032	1	9
岐阜	多治見	348,085	7	20
岐阜	高山	157,526	4	8
福井	福井本庁	470,089	39	87
福井	武生	190,821	1	5
福井	敦賀	145,404	2	7
金沢	金沢本庁	723,223	77	149
金沢	小松	235,147	4	10
金沢	七尾	135,960	2	7
金沢	輪島	75,458	0	2
富山	富山本庁	508,027	36	75
富山	魚津	127,644	1	4
富山	高岡	457,576	13	26
広島	広島本庁	1,650,788	224	429
広島	呉	304,096	8	23
広島	尾道	263,260	6	15

地方裁判所	本庁及び 支部の名称	管内人口 (H22年10月時点)	弁護士数	
			H13年10月時点	H26年10月時点
広島	福山	514,270	33	56
広島	三次	128,336	2	5
山口	山口本庁	313,239	24	53
山口	周南	257,503	15	27
山口	萩	95,839	1	4
山口	岩国	236,858	7	16
山口	下関	280,947	21	40
山口	宇部	266,952	7	11
岡山	岡山本庁	1,031,648	159	306
岡山	倉敷	639,233	10	28
岡山	新見	33,870	0	2
岡山	津山	240,525	5	16
鳥取	鳥取本庁	239,829	10	32
鳥取	倉吉	108,737	3	10
鳥取	米子	240,101	12	25
松江	松江本庁	312,356	15	43
松江	出雲	209,481	4	11
松江	浜田	108,620	2	7
松江	益田	65,252	1	7
松江	西郷	21,688	0	1
福岡	福岡本庁	2,495,840	450	791
福岡	飯塚	187,944	8	17
福岡	直方	113,457	2	6
福岡	田川	134,548	1	5
福岡	小倉	1,117,725	101	171
福岡	行橋	189,264	3	8
福岡	久留米	407,825	40	70
福岡	柳川	163,905	2	4
福岡	大牟田	123,638	6	9
福岡	八女	137,822	0	6
佐賀	佐賀本庁	475,657	32	71
佐賀	武雄	240,826	3	13
佐賀	唐津	133,305	5	11
長崎	長崎本庁	516,411	48	88
長崎	大村	240,172	5	16
長崎	島原	145,063	0	5
長崎	佐世保	338,603	13	32
長崎	平戸	60,050	0	3
長崎	壱岐	29,377	0	2
長崎	五島	62,696	1	2
長崎	厳原	34,407	0	2
大分	大分本庁	695,567	54	116
大分	杵築	92,306	0	2
大分	中津	169,415	8	15
大分	日田	98,415	3	4
大分	竹田	63,875	1	3
大分	佐伯	76,951	1	3
熊本	熊本本庁	1,093,533	105	223
熊本	玉名	168,821	1	5
熊本	山鹿	105,585	0	3
熊本	阿蘇	61,044	0	3
熊本	八代	196,337	6	9
熊本	人吉	94,727	0	2
熊本	天草	97,379	1	5
鹿児島	鹿児島本庁	734,341	76	153
鹿児島	名瀬	118,773	2	5
鹿児島	加治木	243,195	1	7
鹿児島	知覧	145,803	0	3

地方裁判所	本庁及び 支部の名称	管内人口 (H22年10月時点)	弁護士数	
			H13年10月時点	H26年10月時点
鹿児島	川内	213,578	1	5
鹿児島	鹿屋	250,552	1	9
宮崎	宮崎本庁	535,719	41	100
宮崎	日南	78,142	0	3
宮崎	都城	274,278	5	13
宮崎	延岡	247,094	5	9
那覇	那覇本庁	707,219	152	191
那覇	沖縄	452,078	21	37
那覇	名護	127,813	5	4
那覇	平良	53,270	3	5
那覇	石垣	52,438	3	5
仙台	仙台本庁	1,490,098	208	371
仙台	大河原	183,679	1	6
仙台	古川	285,721	3	9
仙台	登米	83,969	0	3
仙台	石巻	213,780	5	11
仙台	気仙沼	90,918	2	5
福島	福島本庁	463,205	30	52
福島	郡山	546,963	31	59
福島	白河	194,962	4	10
福島	会津若松	291,944	7	11
福島	いわき	415,071	13	33
福島	相馬	116,919	3	11
山形	山形本庁	563,473	35	62
山形	新庄	84,319	3	4
山形	米沢	226,989	2	10
山形	鶴岡	144,354	6	8
山形	酒田	149,789	6	8
盛岡	盛岡本庁	481,699	32	61
盛岡	花巻	201,178	3	12
盛岡	二戸	123,110	0	3
盛岡	遠野	84,181	2	4
盛岡	宮古	92,694	1	5
盛岡	一関	206,214	5	11
盛岡	水沢	141,071	2	3
秋田	秋田本庁	416,186	35	48
秋田	能代	90,028	1	3
秋田	本荘	112,773	3	4
秋田	大館	158,587	3	8
秋田	横手	168,880	2	7
秋田	大曲	139,543	4	6
青森	青森本庁	471,156	23	50
青森	五所川原	159,044	0	5
青森	弘前	290,115	6	19
青森	八戸	289,641	11	32
青森	十和田	163,383	0	8
札幌	札幌本庁	2,342,338	312	661
札幌	岩見沢	181,886	1	3
札幌	滝川	115,613	1	2
札幌	室蘭	219,607	4	7
札幌	苫小牧	196,682	4	9
札幌	浦河	75,321	1	3
札幌	小樽	164,375	4	9
札幌	岩内	60,091	0	2
函館	函館本庁	442,467	24	47
函館	江差	35,872	0	2
旭川	旭川本庁	487,490	27	57
旭川	名寄	86,897	0	3

地方裁判所	本庁及び 支部の名称	管内人口 (H22年10月時点)	弁護士数	
			H13年10月時点	H26年10月時点
旭川	紋別	38,153	1	3
旭川	留萌	46,241	0	2
旭川	稚内	65,044	1	2
釧路	釧路本庁	247,320	13	27
釧路	帯広	348,597	9	26
釧路	網走	71,885	0	2
釧路	北見	199,971	3	11
釧路	根室	80,569	0	4
高松	高松本庁	593,743	67	131
高松	丸亀	270,897	14	28
高松	観音寺	131,202	2	5
徳島	徳島本庁	589,104	52	82
徳島	阿南	108,418	0	4
徳島	美馬	87,969	0	3
高知	高知本庁	528,247	50	75
高知	須崎	88,231	1	3
高知	安芸	53,576	0	4
高知	中村	94,402	1	5
愛媛	松山本庁	652,485	64	110
愛媛	大洲	114,454	2	6
愛媛	西条	324,013	11	18
愛媛	今治	174,180	7	14
愛媛	宇和島	166,361	5	10
合計		128,057,352	18,929	34,995

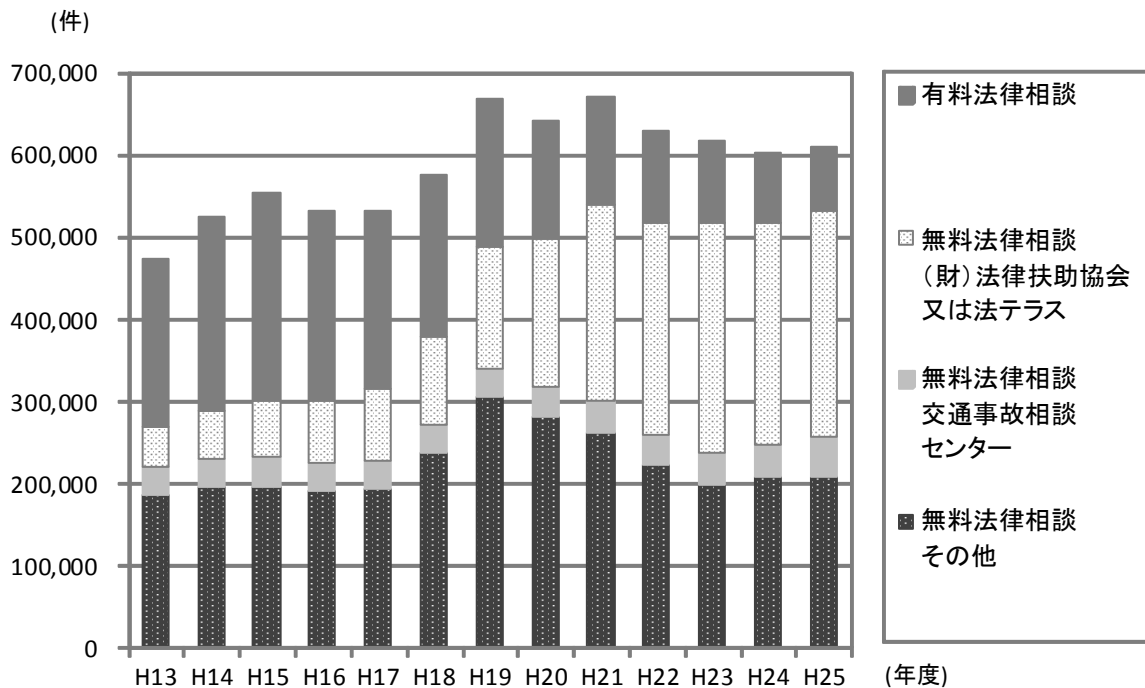
※ 日弁連調べ。

※ 本庁及び支部の名称は平成26年8月時点の名称であり、途中で名称が変更になった本庁及び支部については、名称変更前の同地域の弁護士数を記載している。

図表9-37 法律相談件数の推移

(件)

	有料法律相談	無料法律相談			法律相談総数
		(財)法律扶助協会又は法テラス	交通事故相談センター	その他	
H13年度	202,808	49,802	33,095	186,544	472,249
H14年度	236,915	58,158	34,215	195,324	524,612
H15年度	253,177	68,769	35,113	196,034	553,093
H16年度	230,543	76,173	34,353	189,337	530,406
H17年度	215,556	88,513	34,848	192,078	530,995
H18年度	196,337	107,395	34,884	236,118	574,734
H19年度	181,369	147,430	34,780	304,293	667,872
H20年度	143,717	179,546	36,616	280,588	640,467
H21年度	130,570	237,306	38,428	262,092	668,396
H22年度	111,176	256,719	38,173	221,261	627,329
H23年度	99,986	280,389	39,274	197,234	616,883
H24年度	82,972	271,554	38,118	207,810	600,454
H25年度	78,748	273,594	47,665	208,672	608,679



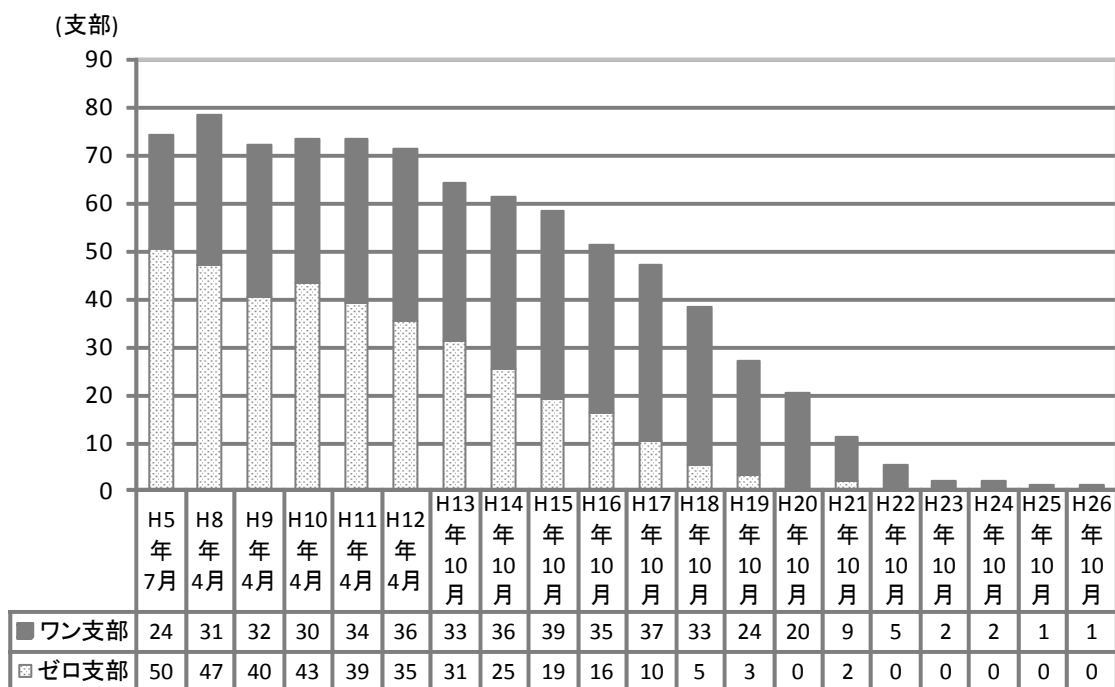
※ 弁護士白書2014年版による。

※ 無料法律相談（(財)法律扶助協会又は法テラス）は、(財)法律扶助協会（H13年4月～H18年9月）又は法テラス（H18年10月～H23年3月）が実施した件数。平成18年度は（財）法律扶助協会及び法テラスの実績件数を合算したものの。

※ 法テラス及び交通事故相談センター以外の法律相談件数は、日弁連が弁護士会に対して実施したアンケートによるもの。

※ 無料法律相談のその他には弁護士会主催、地方自治体提携、社会福祉協議会等が含まれるが、弁護士会によってこれらの件数を把握していない会もある。

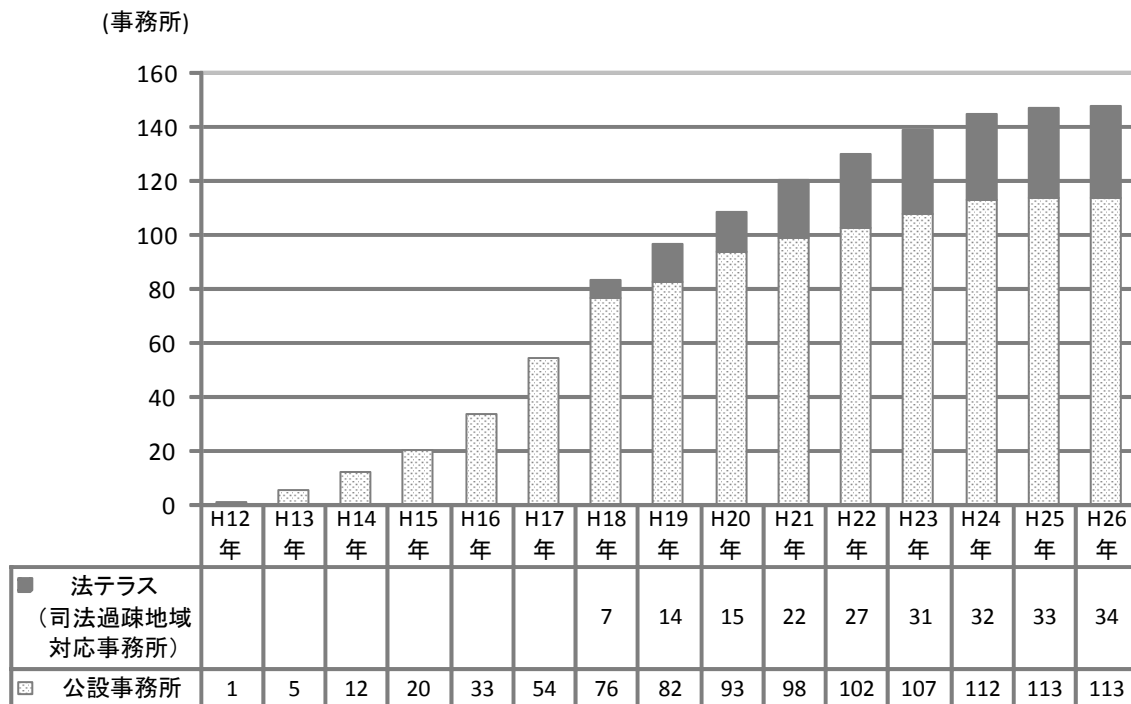
図表9-38 弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷



※ 弁護士白書2014年版による。

※ 「弁護士ゼロ」及び「弁護士ワン」とは、地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいないか、1人しかいない地域をいう。

図表9-39 公設事務所・法テラス司法過疎地域対応事務所の設置箇所（累計）の推移

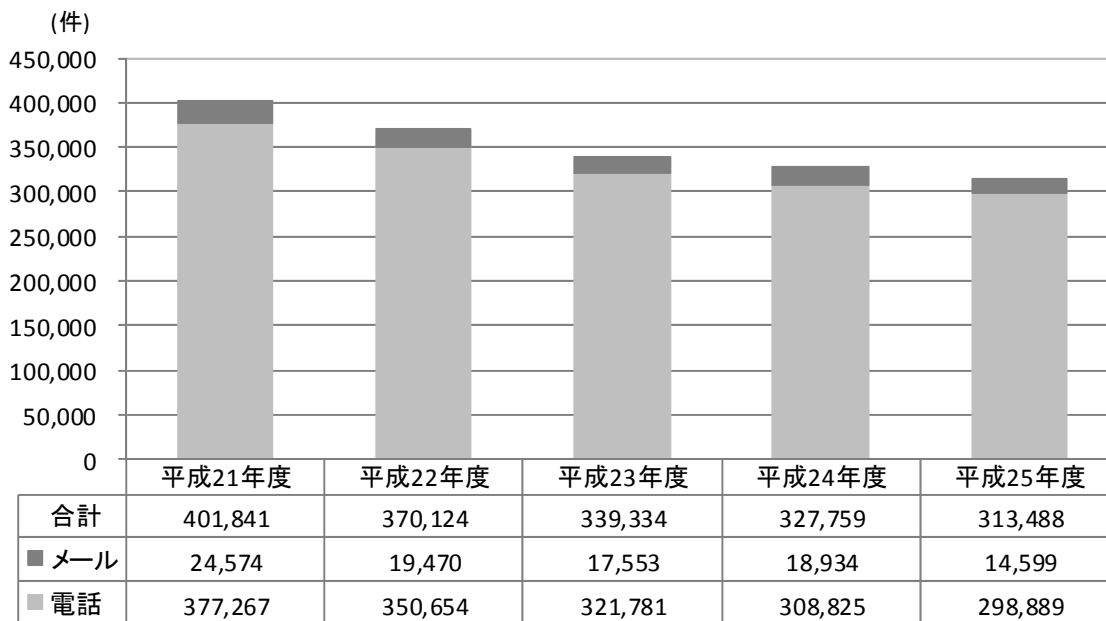


(各年10月1日時点)

※ 弁護士白書2014年版による。

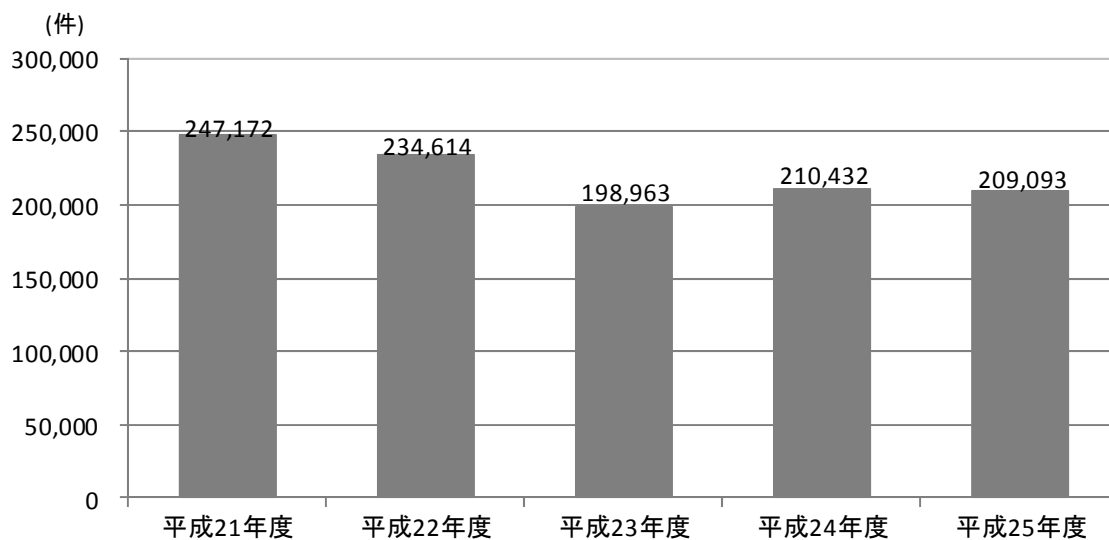
※ 司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせる業務をいう（総合法律支援法第30条第1項第4号）。

図表9-40 サポートダイヤルお問合せ件数の推移



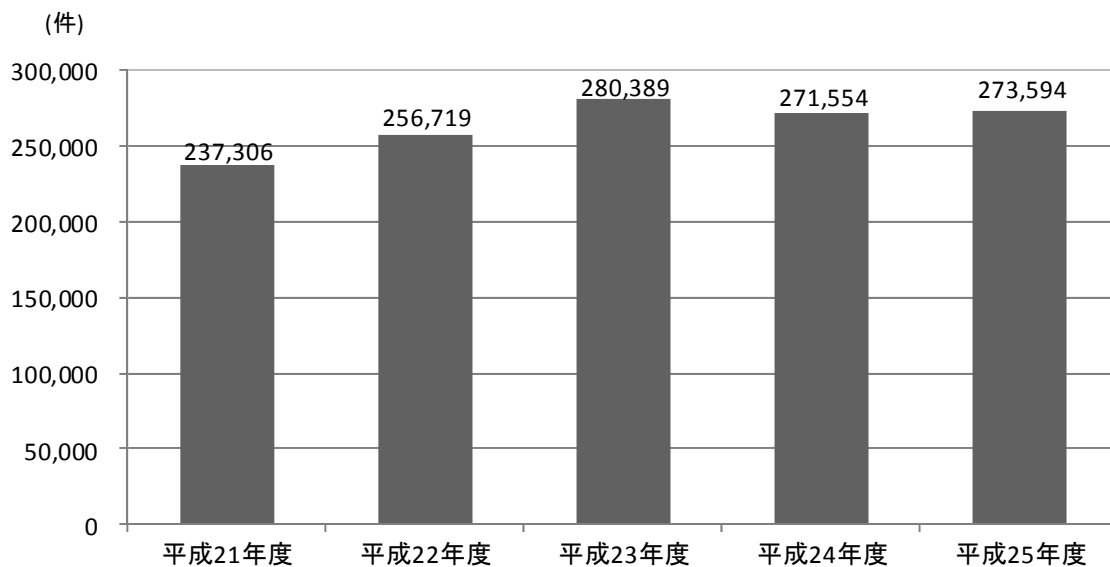
※ 法テラス白書平成25年度版を基に作成。

図表9-41 地方事務所お問合せ件数の推移



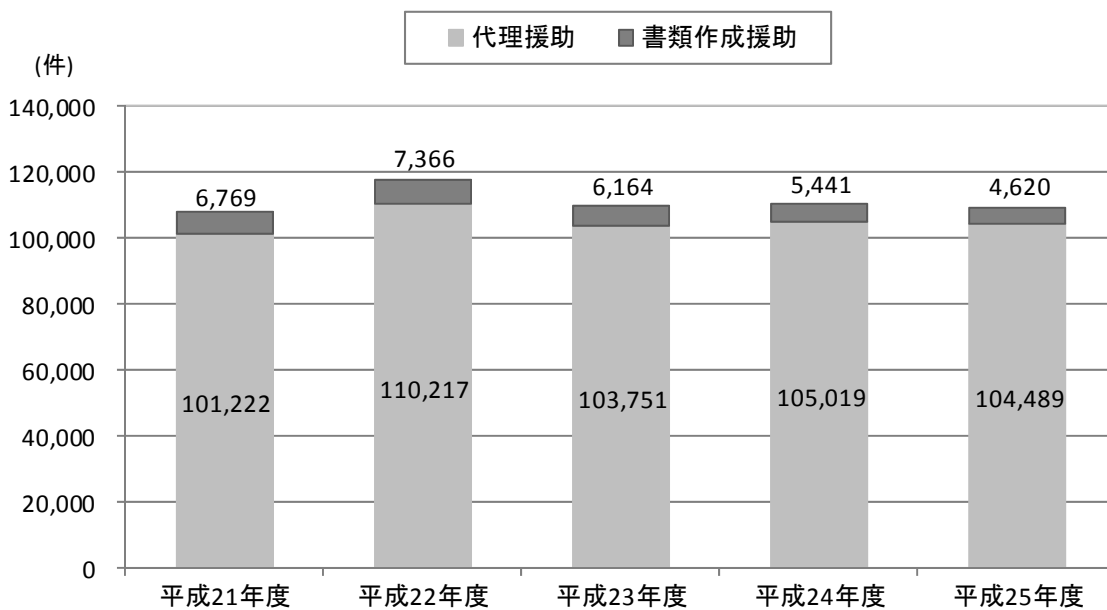
※ 法テラス白書平成25年度版を基に作成。

図表9-42 法律相談援助件数の推移



※ 法テラス白書平成25年度版を基に作成。

図表9-43 援助開始決定件数の推移



※ 法テラス白書平成25年度版を基に作成。

図表9-44 認証紛争解決事業者の取扱件数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
受理件数	68	722	884	1,123	1,347	1,284	1,121
既済件数	34	515	872	1,056	1,270	1,325	1,192

※ 「認証紛争解決事業者の取扱件数」(法務省)¹⁷⁹(平成27年4月8日に利用)を基に作成。

¹⁷⁹ URL <http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/images/kensu.pdf>

図表10-1 法科大学院適性試験志願者数及び受験者数

	日弁連法務研究財団		大学入試センター	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成15年度	20,043	18,355	39,350	35,521
平成16年度	13,993	12,249	24,036	21,429
平成17年度	10,724	9,617	19,859	17,872
平成18年度	12,433	11,213	18,450	16,680
平成19年度	11,945	10,798	15,937	14,323
平成20年度	9,930	8,940	13,138	11,870
平成21年度	8,547	7,737	10,282	9,370
平成22年度	7,820	7,066	8,650	7,909
平成23年度	7,829	7,249		
平成24年度	6,457	5,967		
平成25年度	5,377	4,945		
平成26年度	4,407	4,091		

※ 平成23年度試験から、適性試験の実施主体が日弁連法務研究財団に一本化された。

※ 平成23年度試験から、年2回行われるようになった。表中の数字は、実志願者数及び実受験者数である。

図表10-2 法科大学院受験者数、入学者数及び修了者数

	法科大学院 受験者数	法科大学院入学者数			法科大学院 修了者数
		合計	うち既修者	うち未修者	
平成16年度	40,810	5,767	2,350	3,417	—
平成17年度	30,310	5,544	2,063	3,481	2,176
平成18年度	29,592	5,784	2,179	3,605	4,418
平成19年度	31,080	5,713	2,169	3,544	4,911
平成20年度	31,181	5,397	2,066	3,331	4,994
平成21年度	25,863	4,844	2,021	2,823	4,792
平成22年度	21,319	4,122	1,923	2,199	4,535
平成23年度	20,497	3,620	1,916	1,704	3,937
平成24年度	16,519	3,150	1,825	1,325	3,459
平成25年度	12,389	2,698	1,617	1,081	3,037
平成26年度	10,267	2,272	1,461	811	

※ 文部科学省公表資料による。

※ 法科大学院受験者数は、各大学における入学者選抜の受験者数の合計である。

図表10-3 司法試験予備試験受験者数及び合格者数

	短答式 受験者数	最終 合格者数	対短答受験者 合格率
平成23年	6,477	116	1.79%
平成24年	7,183	219	3.05%
平成25年	9,224	351	3.81%
平成26年	10,347	356	3.44%

※ 法務省公表資料による。

図表10-4 司法試験受験者数及び合格者数

	司法試験受験者数			司法試験合格者数		
	合計	うち新試験	うち旧試験	合計	うち新試験	うち旧試験
平成16年	43,367		43,367	1,483		1,483
平成17年	39,428		39,428	1,464		1,464
平成18年	32,339	2,091	30,248	1,558	1,009	549
平成19年	27,913	4,607	23,306	2,099	1,851	248
平成20年	24,464	6,261	18,203	2,209	2,065	144
平成21年	22,613	7,392	15,221	2,135	2,043	92
平成22年	21,386	8,163	13,223	2,133	2,074	59
平成23年	8,771	8,765	6	2,069	2,063	6
平成24年	8,387	8,387		2,102	2,102	
平成25年	7,653	7,653		2,049	2,049	
平成26年	8,015	8,015		1,810	1,810	

※ 法務省公表資料による。

※ 旧司法試験については、第二次試験短答式試験の受験者数及び最終合格者数を示した。

※ 旧司法試験第二次試験の平成23年試験については、平成22年口述試験不合格者のみが受験できる。

図表10-5 司法試験の最高点、最低点、平均点及び合格点

	最高点	最低点	平均点	合格点
平成18年	1,453.37	593.62	951.46	915
平成19年	1,398.83	586.32	941.69	925
平成20年	1,407.84	564.40	930.64	940
平成21年	1,197.94	376.83	767.04	785
平成22年	1,191.92	432.29	744.00	775
平成23年	1,159.30	404.91	738.91	765
平成24年	1,201.22	430.20	761.08	780
平成25年	1,180.52	431.61	760.20	780
平成26年	1,173.00	426.95	751.16	770

※ 法務省公表資料による。

図表10-6 司法試験受験資格別受験・合格状況

	司法試験受験者数			司法試験合格者数		
	合計	法科大学院 修了資格	予備試験 合格資格	合計	法科大学院 修了資格	予備試験 合格資格
				合格率	合格率	合格率
平成18年	2,091	2,091		1,009 48.25%	1,009 48.25%	
平成19年	4,607	4,607		1,851 40.18%	1,851 40.18%	
平成20年	6,261	6,261		2,065 32.98%	2,065 32.98%	
平成21年	7,392	7,392		2,043 27.64%	2,043 27.64%	
平成22年	8,163	8,163		2,074 25.41%	2,074 25.41%	
平成23年	8,765	8,765		2,063 23.54%	2,063 23.54%	
平成24年	8,387	8,302	85	2,102 25.06%	2,044 24.62%	58 68.24%
平成25年	7,653	7,486	167	2,049 26.77%	1,929 25.77%	120 71.86%
平成26年	8,015	7,771	244	1,810 22.58%	1,647 21.19%	163 66.80%

※ 法務省公表資料による。

図表10-7 法科大学院修了年度別司法試験合格状況

前年度修了者		修了後の年数					合計	
1年目受験率		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
2,176	96.09%	18 受験者	2,091				2,091	
		18 合格者	1,009				1,009	
4,418	83.84%	19 受験者	3,704	903			4,607	
		19 合格者	1,455	396			1,851	
4,911	80.98%	20 受験者	3,977	1,960	324		6,261	
		20 合格者	1,466	500	99		2,065	
4,994	80.34%	21 受験者	4,012	2,161	1,089	130	7,392	
		21 合格者	1,406	461	168	8	2,043	
4,792	77.88%	22 受験者	3,732	2,237	1,352	693	8,163	
		22 合格者	1,233	557	234	44	6	2,074
4,535	77.82%	23 受験者	3,529	2,295	1,432	851	658	8,765
		23 合格者	1,147	565	265	65	21	2,063
3,937	79.30%	24 受験者	3,122	2,078	1,383	910	809	8,302
		24 合格者	1,027	575	323	72	47	2,044
3,459	80.02%	25 受験者	2,768	1,787	1,295	868	768	7,486
		25 合格者	1,067	451	269	87	55	1,929
3,037	89.20%	26 受験者	2,709	1,774	1,492	987	809	7,771
		26 合格者	895	374	225	100	53	1,647

図表10-8 司法修習生採用数・二回試験不合格者数

採用年度	採用年月	修習期	司法修習生採用者数	考試不合格者数	司法試験合格者数	実施年
平成16年度	16. 4	第58期	1,188	2		
平成17年度	17. 4	第59期	1,499	16	1,483	平成16年
平成18年度	18. 4	現行第60期	1,455	71	1,464	平成17年
	18. 11	新第60期	991	76	1,009	平成18年
平成19年度	19. 4	現行第61期	568	33	549	平成18年
	19. 11	新第61期	1,812	113	1,851	平成19年
平成20年度	20. 4	現行第62期	261	23	248	平成19年
	20. 11	新第62期	2,043	75	2,065	平成20年
平成21年度	21. 4	現行第63期	150	28	144	平成20年
	21. 11	新第63期	2,021	90	2,043	平成21年
平成22年度	22. 4	現行第64期	102	24	92	平成21年
	22. 11	新第64期	2,022	56	2,074	平成22年
平成23年度	23. 7	現行第65期	73	46	59	平成22年
	23. 11	新第65期	2,001		2,063	平成23年
平成24年度	24. 11	第66期	2,035	43	2,102	平成24年
平成25年度	25. 11	第67期	1,969	42	2,049	平成25年
平成26年度	26. 11	第68期	1,761	—	1,810	平成26年

※ 最高裁判所公表資料による。

※ 第68期の修習終了時期は平成27年12月である。

※ 司法修習生採用者数は、各修習期の修習開始日現在の数値であり、再採用者数を含まない。

※ 考試不合格者数には、考試を再受験するために司法修習生に再採用された者を含む。

図表11-1 諸外国の法曹人口の比較

	アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス	日本	
	連邦	州	※1				
人口	316,128, 839		56,567, 800	80,523, 746	65,820, 916	127,298, 000	
法曹人口 (対人口10万比)	1,252, 713 (396.27)		143,689 (254.01)	188,309 (233.86)	66,092 (100.41)	41,597 (32.68)	39,892 (31.34)
裁判官 (対人口10万比)	31,981 (10.12)		3,647 (6.45)	20,382 (25.31)	5,854 (8.89)	3,750 (2.95)	2,944 (2.31) ※2
	1,824 (0.58)	30,157 (9.54)					
検察官 (対人口10万比)	32,195 (10.18)		2,397 (4.24)	5,232 (6.50)	1,909 (2.90)	2,734 (2.15)	1,835 (1.44) ※3
	5,392 (1.71)	26,803 (8.48)					
弁護士 (対人口10万比)	1,188, 537 (375.97)		137,645 (243.33)	162,695 (202.05)	58,329 (88.62)	35,113 (27.58)	
弁護士数÷裁判官数	37.16		37.74	7.98	9.96	9.36	11.93
法曹1人当たりの国民数	252.36		393.68	427.61	995.90	3,060.27	3,191.07

※1 イギリスは、イングランド及びウェールズを対象とする。

※2 簡裁判事を除いた数

※3 副検事を除いた数

(注記)

1 人口

日本……平成25年10月1日現在（総務省統計局調査）

アメリカ…2013年7月1日現在（米統計局（U.S.Census Bureau）調査）

イギリス…2012年6月30日現在の概数（英国政府統計局（Office for National Statistics）調査）

ドイツ…2012年12月31日現在（連邦及び州統計局調査）

フランス…2014年1月1日現在の推計値（フランス全土（マイヨットを除く海外県を含む。）

（仏国立統計経済研究所（INSEE）調査）

2 裁判官数

日本……平成26年度の定員

アメリカ

連邦…最高裁判所（Supreme Court）、控訴裁判所（Court of Appeals）、地方裁判所（District Court）、国際通商裁判所（Court of International Trade）、連邦請求裁判所（Court of Federal Claims）、軍法上訴裁判所（Court of Appeals for the Armed Forces）、退役軍人裁判所（Court of Appeals for Veterans Claims）、破産裁判所（Bankruptcy Court）及び租税裁判所（Tax Court）の各裁判官数（連邦治安判事（U.S.Magistrate Judge）を含む。）の合計の定員（2014年3月現在、全米50州及びワシントンD.C.のみ。United States Code Title 28等に規定）

州……全米50州及びワシントン D.C.の通常第一審管轄裁判所、上訴審を管轄する裁判所及び制限的第一審管轄裁判所の裁判官数（非常勤を含む。市長及び市議会議員との兼任裁判官は除く。）。なお、通常第一審管轄裁判所の裁判官数は、11,523人（非常勤を含む。）（State Court Caseload Statistics, 2010から）

イギリス…常勤裁判官1,447人（Justices of the Supreme Court（2014年3月21日現在。最高裁判所ホームページから）、Heads of Divisions, Lords Justices of Appeal, High Court Judges, Circuit Judges, District Judges (County Courts), District Judges (Magistrates' Courts), Masters, Registrars, Costs Judges, District Judges (Principal Registry of the Family Division)（以上、2013年4月1日現在。Judicial Database 2013から））及び非常勤裁判官2,200人（Deputy Circuit Judges（2014年3月現在。Judicial

Office に照会), Recorders, Deputy District Judges (County Courts), Deputy Masters, Deputy Registrars, Deputy Costs Judges, Deputy District Judges (Principal Registry of the Family Division), Deputy District Judges (Magistrates' Courts) (以上, 2013年4月1日現在。Judicial Database 2013から)) の合計数。このほか, 法曹資格を有しない非常勤の無給治安判事 (Justices of the Peace) が 23,499人いる (2013年4月1日現在。Court Statistics Quarterly January to March 2013から)。

ドイツ・・・連邦及び州の各裁判権に属する全裁判官の数 (2012年12月31日現在)。試用裁判官 (Richter auf Probe) を含む (連邦司法省調査)。

フランス・・・2012年12月31日現在の数 (司法官職高等評議会調査)。海外県・海外自治体を含む。

3 検察官数

日本・・・平成26年度の定員

アメリカ

連邦・・・連邦検察官 (U.S.Attorney) 及び連邦検察官補 (Assistant U.S.Attorney) の総数 (2014年3月現在。事務局等勤務を含む。司法省調査)

州・・・重罪事件を扱う検察庁における2007年現在の数 (非常勤人員を勤務時間に応じて常勤人員に換算して算入。司法省発行の Prosecutors in State Courts, 2007。なお, 同資料による数値にはワシントン D.C. 地区連邦検察事務所所属の連邦検察官の数が含まれているため, これを控除している (ただし, 控除した連邦検察官の数は2014年3月現在の数である。))

イギリス・・・検察官の職にあるバリスタ及びソリシタ (Judicial Office に照会) 並びに法務長官 (Attorney General, 英国政府ホームページから) 及び検事総長 (Director of Public Prosecutions, 英国検察庁のホームページから) の合計員数 (2013年12月現在)

ドイツ・・・2012年12月31日現在の数 (連邦検察官及び州検察官の合計。連邦司法省調査)

フランス・・・2012年12月31日現在の数 (司法官職高等評議会調査)。海外県・海外自治体を含む。

4 弁護士数

日本・・・平成26年4月1日現在の数 (日本弁護士連合会調査)

アメリカ・・・2012年12月31日現在, 全米50の各州及びワシントン D.C.に居住しかつ現に活動している法曹有資格者の総数1,252,713人 (American Bar Association 調査) から裁判官及び検察官の数を控除した数

イギリス・・・独立開業している法廷弁護士 (Barrister) 12,674人 (2011年12月現在。The General Council of the Bar 調査) 及び開業証書を保有する事務弁護士 (Solicitor) 128,778人 (2012年7月現在。Trends in the Solicitors' Profession-Annual Statistics Report 2012 Summary figures) の合計数から非常勤裁判官 (Deputy District Judge (Magistrates' Courts) を除く。), 検察官の職にあるソリシタ及び法務長官の数を控除した数。このほか被用弁護士 (Employed Barrister) が2,907人いる (2011年12月現在。The General Council of the Bar 調査)。

ドイツ・・・2014年1月1日現在の数 (連邦弁護士会調査)

フランス・・・従前の法律顧問 (Conseil juridique) 及び控訴院代訴士 (Avoué près les cours d'appel) を含む弁護士 (Avocats) 並びにコンセイユデタ・破毀院付弁護士 (Avocats au Conseil d'État et à la Cour de cassation) の合計員数 (いずれも2013年1月1日現在の数。司法省調査。なお, 控訴院代訴士は2012年1月1日をもって弁護士に統合された。)

図表11-2 諸外国の法曹人口の推移

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
裁判官	31,004人 (2002年)	3,647人 (2002年)	20,901人 (2002年)	5,093人 (2002年)
	31,983人 (2010年)	3,647人 (2013・2014年)	20,382人 (2012年)	5,854人 (2012年)
	増減 979人	0人	▲519人	761人
検察官	34,273人 (2001年)	2,136人 (2002年)	5,150人 (2002年)	1,656人 (2002年)
	32,033人 (2007年)	2,397人 (2013年)	5,232人 (2012年)	1,909人 (2012年)
	増減 ▲2,590人	261人	82人	253人
弁護士	972,722人 (2002年)	96,030人 (2002年)	116,282人 (2002年)	33,540人 (2002年)
	1,188,537人 (2012年)	137,167人 (2011・2012年)	162,695人 (2014年)	58,329人 (2013年)
	増減 215,815人	41,137人	46,413人	24,789人

※ 裁判所データブックのデータを基に、各年ごとの裁判官・検察官・弁護士数を算出し、その推移を明らかにしたもの。なお、統計の取り方が必ずしも一貫していないため、増加数が同一対象を比較した数値でない可能性がある。

※ この表では、イギリスの非常勤裁判官（Magistrates' Court）の数が、裁判官数だけでなく弁護士数にも含まれている。

図表11-3 隣接法律専門職種の主な業務

	主な業務	主な訴訟等代理権	主なADR代理権等
司法書士	登記又は供託に関する手続についての代理, 法務局等に提出等をする書類の作成, 裁判所等に提出する書類の作成等	○140万円以下の紛争等についての訴訟, 即決和解, 民事調停, 筆界特定の手続等の代理 ○自ら代理した事件についての上訴の提起の代理 【認定司法書士】	○140万円以下の紛争についての仲裁事件の手続又は裁判外の和解についての代理 【認定司法書士】
弁理士	特許, 実用新案, 意匠, 商標等に関する特許庁における手続等についての代理, これらの手続に係る事項に関する鑑定等	○特許等の侵害訴訟(弁護士が代理人になっているものに限る)における代理 【付記弁理士】 ○特許等に関する訴訟における補佐人 ○特許等の審決取消訴訟における代理	○特許等に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続(経済産業大臣が指定する団体が行うものに限る)についての代理
社会保険労務士	労働社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する申請書の作成等, 労働社会保険諸法令に基づく申請等についての代理等	なし	○都道府県労働局紛争調整委員会・都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争のあっせん手続についての代理 ○都道府県労働局紛争調整委員会が行う男女雇用機会均等法, パート労働法, 育児介護休業法の調停手続についての代理 ○個別労働関係紛争について民間の裁判外紛争解決手続(厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限る)についての代理 【特定社会保険労務士】
土地家屋調査士	不動産の表示に関する登記に関し, これに必要な土地又は建物に関する調査又は測量, 申請手続等	○筆界特定の手続についての代理 ※全ての土地家屋調査士が代理を業とすることができる	○土地の境界が明らかでないことを原因とする民事紛争についての民間の裁判外紛争解決手続(法務大臣が指定する団体が行うものに限る)についての代理 【認定土地家屋調査士】
税理士	各種税金の申告・申請, 税務書類の作成, 税務相談等	○税務訴訟における補佐人	なし
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価	なし	なし
行政書士	官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類等の作成, 行政書士が作成することができる官公署に提出する書類等の提出手続及び許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続において官公署に対してする行為についての代理等	なし	なし

図表11-4 隣接法律専門職種の人口の推移

	平成13年	平成18年	H13からの 増加率	平成26年	H13からの 増加率
司法書士	17,075	18,059	5.8%	21,366	25.1%
認定司法書士	-	9,242	-	15,096	-
弁理士	4,537	6,695	47.6%	10,171	124.2%
付記弁理士	-	1,479	-	2,971	-
社会保険労務士	25,325	30,343	19.8%	38,445	51.8%
特定社会保険労務士	-	-	-	10,753	-
土地家屋調査士	18,717	18,320	-2.1%	17,112	-8.6%
認定土地家屋調査士	-	1,090	-	4,859	-
税理士	65,144	69,243	6.3%	74,501	14.4%
不動産鑑定士	6,138	7,086	15.4%	8,030	30.8%
行政書士	35,024	38,875	11.0%	44,057	25.8%

(注)

- 1 司法書士登録者数，土地家屋調査士会員数，行政書士登録者数については各年4月1日現在の人員。
- 2 弁理士登録者数，社会保険労務士登録者数，税理士登録者数については各年3月31日現在の人員。
- 3 不動産鑑定士登録者数については，各年1月1日現在の人員。
- 4 認定司法書士とは，法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し，法務大臣が必要な能力を有すると認定（考査により判断）した司法書士をいう（※平成14年から制度開始）。
- 5 付記弁理士とは，所定の研修を修了して特定侵害訴訟代理業務試験に合格し，登録にその旨の付記を受けた弁理士をいう（※平成15年から制度開始）。
- 6 特定社会保険労務士とは，所定の研修を修了して紛争解決手続代理業務試験に合格し，登録にその旨の付記を受けた社会保険労務士をいう（※平成18年から制度開始）。
- 7 認定土地家屋調査士とは，法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し考査を受けた者であって，法務大臣が必要な能力を有すると認定（考査の成績により判断）した者であること等の要件を満たした土地家屋調査士をいう（※平成16年から制度開始）。

図表12 今後の法曹人口についてのシミュレーション

(太線より上は4万人台, 下は5万人台) (人)

	法曹三者総人口						
	司法試験年間合格者数の仮定						
	3,000人	2,500人	2,000人	1,900人	1,800人	1,700人	1,600人
平成26年 (2014)	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892
平成27年 (2015)	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207
平成28年 (2016)	43,714	43,214	42,714	42,614	42,514	42,414	42,314
平成29年 (2017)	46,208	45,208	44,208	44,008	43,808	43,608	43,408
平成30年 (2018)	48,665	47,165	45,665	45,365	45,065	44,765	44,465
平成31年 (2019)	51,128	49,128	47,128	46,728	46,328	45,928	45,528
平成32年 (2020)	53,644	51,144	48,644	48,144	47,644	47,144	46,644
平成33年 (2021)	56,181	53,181	50,181	49,581	48,981	48,381	47,781
平成34年 (2022)	58,716	55,216	51,716	51,016	50,316	49,616	48,916
平成35年 (2023)	61,262	57,262	53,262	52,462	51,662	50,862	50,062
平成36年 (2024)	63,778	59,278	54,778	53,878	52,978	52,078	51,178
平成37年 (2025)	66,279	61,279	56,279	55,279	54,279	53,279	52,279
平成38年 (2026)	68,796	63,296	57,796	56,696	55,596	54,496	53,396
平成39年 (2027)	71,360	65,360	59,360	58,160	56,960	55,760	54,560
平成40年 (2028)	73,913	67,413	60,913	59,613	58,313	57,013	55,713
平成41年 (2029)	76,463	69,463	62,463	61,063	59,663	58,263	56,863
平成42年 (2030)	79,015	71,515	64,015	62,515	61,015	59,515	58,015

	法曹三者総人口							43年前 司法修習 終了者
	司法試験年間合格者数の仮定							
	1,500人	1,400人	1,300人	1,200人	1,100人	1,000人		
平成26年 (2014)	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	506	
平成27年 (2015)	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	495	
平成28年 (2016)	42,214	42,114	42,014	41,914	41,814	41,714	493	
平成29年 (2017)	43,208	43,008	42,808	42,608	42,408	42,208	506	
平成30年 (2018)	44,165	43,865	43,565	43,265	42,965	42,665	543	
平成31年 (2019)	45,128	44,728	44,328	43,928	43,528	43,128	537	
平成32年 (2020)	46,144	45,644	45,144	44,644	44,144	43,644	484	
平成33年 (2021)	47,181	46,581	45,981	45,381	44,781	44,181	463	
平成34年 (2022)	48,216	47,516	46,816	46,116	45,416	44,716	465	
平成35年 (2023)	49,262	48,462	47,662	46,862	46,062	45,262	454	
平成36年 (2024)	50,278	49,378	48,478	47,578	46,678	45,778	484	
平成37年 (2025)	51,279	50,279	49,279	48,279	47,279	46,279	499	
平成38年 (2026)	52,296	51,196	50,096	48,996	47,896	46,796	483	
平成39年 (2027)	53,360	52,160	50,960	49,760	48,560	47,360	436	
平成40年 (2028)	54,413	53,113	51,813	50,513	49,213	47,913	447	
平成41年 (2029)	55,463	54,063	52,663	51,263	49,863	48,463	450	
平成42年 (2030)	56,515	55,015	53,515	52,015	50,515	49,015	448	

※ [法曹三者総人口=前年の法曹三者総人口+新規法曹有資格者(前年の司法試験合格者) - 43年前修習終了者]の計算式により算出。

ただし、平成26年は、同年度の裁判官の定員(簡易裁判所判事を除く。)及び検察官の定員(副検事を除く。)並びに同年4月1日現在の弁護士数(正会員数)を加えた数字。

また、新規法曹有資格者(前年の司法試験合格者)については、平成27年は平成26年司法試験合格者、平成28年以降はそれぞれの場合において仮定した年間の司法試験合格者とした。

※ 法曹資格取得者は、実働期間を43年間として、43年後に法曹でなくなると仮定。